

## 平成22年第3回志布志市議会定例会

### 目 次

第1号（9月3日）	頁
1. 議事日程	10
2. 出席議員氏名	11
3. 欠席議員氏名	11
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	11
5. 議会事務局職員出席者	11
6. 開 会・開 議	12
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	12
8. 日程第2 会期の決定	12
9. 日程第3 報告	12
10. 日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	12
11. 日程第5 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度志布志市 一般会計補正予算（第4号））	14
12. 日程第6 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度志布志市 一般会計補正予算（第5号））	17
13. 日程第7 議案第49号 財産の取得について	20
14. 日程第8 議案第50号 平成22年度志布志市一般会計補正予算（第6号）	23
15. 日程第9 議案第51号 平成22年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	42
16. 日程第10 議案第52号 平成22年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）	43
17. 日程第11 議案第53号 平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第1号）	44
18. 日程第12 議案第54号 平成22年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）	45
19. 日程第13 議案第55号 平成22年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）	46
20. 日程第14 議案第56号 平成22年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）	47
21. 日程第15 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	48
22. 追加日程第1 発議第8号 臨時会の招集権を議長に付与することを求める意見書の 提出について	49
23. 散 会	50
第2号（9月6日）	
1. 議事日程	51
2. 出席議員氏名	52

3. 欠席議員氏名	52
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	52
5. 議会事務局職員出席者	52
6. 開 議	53
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	53
8. 日程第2 一般質問	53
坂元 修一郎	53
本田 孝志	78
西江園 明	91
岩根 賢二	109
9. 散 会	126

### 第3号（9月7日）

1. 議事日程	127
2. 出席議員氏名	128
3. 欠席議員氏名	128
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	128
5. 議会事務局職員出席者	128
6. 開 議	129
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	129
8. 日程第2 陳情第9号 志布志市立八野小学校の今後に関する陳情書	129
9. 日程第3 一般質問	140
小野 広嗣	140
立山 静幸	167
玉垣 大二郎	175
平野 栄作	186
10. 散 会	197

### 第4号（9月8日）

1. 議事日程	198
2. 出席議員氏名	199
3. 欠席議員氏名	199
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	199
5. 議会事務局職員出席者	199
6. 開 議	200

7. 日程第1	会議録署名議員の指名	200
8. 日程第2	一般質問	200
	金子 光博	200
	小園 義行	205
	下平 晴行	231
9. 散会		239

### 第5号（9月14日）

1. 議事日程	240	
2. 出席議員氏名	241	
3. 欠席議員氏名	241	
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	241	
5. 議会事務局職員出席者	241	
6. 開議	242	
7. 日程第1	会議録署名議員の指名	242
8. 日程第2	議案第57号 志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について	242
9. 散会	258	

### 第6号（9月28日）

1. 議事日程	259	
2. 出席議員氏名	260	
3. 欠席議員氏名	260	
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	260	
5. 議会事務局職員出席者	260	
6. 開議	261	
7. 日程第1	会議録署名議員の指名	261
8. 日程第2	議案第49号 財産の取得について	261
9. 日程第3	議案第50号 平成22年度志布志市一般会計補正予算（第6号）	264
10. 日程第4	議案第51号 平成22年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	274
11. 日程第5	議案第52号 平成22年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）	276
12. 日程第6	議案第53号 平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第1号）	277
13. 日程第7	議案第54号 平成22年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）	278
14. 日程第8	議案第55号 平成22年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）	279
15. 日程第9	議案第56号 平成22年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）	280

16.	日程第10	議案第57号	志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について……	281
17.	日程第11	陳情第10号	観光活性化に関する陳情書……………	285
18.	日程第12	陳情第13号	自主共済制度の保険業法適用除外を求める意見書採択の陳情書……………	287
19.	日程第13	発議第9号	自主共済制度の保険業法適用除外を求める意見書の提出について……………	288
20.	日程第14	報告第2号	平成21年度志布志市健全化判断比率について……………	289
21.	日程第15	報告第3号	平成21年度志布志市資金不足比率について……………	290
22.	日程第16	認定第1号	平成21年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について……………	291
23.	日程第17	認定第2号	平成21年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について……………	293
24.	日程第18	認定第3号	平成21年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について……………	293
25.	日程第19	認定第4号	平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について……………	294
26.	日程第20	認定第5号	平成21年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について……………	294
27.	日程第21	認定第6号	平成21年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について……………	294
28.	日程第22	認定第7号	平成21年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について……………	294
29.	日程第23	認定第8号	平成21年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について……………	294
30.	日程第24	認定第9号	平成21年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について…	294
31.	日程第25	議案第58号	平成21年度志布志市水道事業剰余金の処分について……………	298
32.	日程第26	議員派遣の決定……………		299
33.	日程第27	閉会中の継続調査申し出について (総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)……………		299
34.	閉会……………			299

平成22年第3回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
9月 3日	金	本会議	開会 会期の決定 議案上程
4日	土	休 会	
5日	日	休 会	
6日	月	本会議	一般質問
7日	火	本会議	一般質問
8日	水	本会議	一般質問
9日	木	委員会	(総務常任委員会)
10日	金	委員会	(文教厚生常任委員会)
11日	土	休 会	
12日	日	休 会	
13日	月	委員会	(産業建設常任委員会)
14日	火	委員会	(文教厚生常任委員会)
15日	水	休 会	
16日	木	休 会	
17日	金	休 会	
18日	土	休 会	
19日	日	休 会	
20日	月	休 会	(敬老の日)
21日	火	休 会	
22日	水	休 会	
23日	木	休 会	(秋分の日)
24日	金	休 会	
25日	土	休 会	
26日	日	休 会	
27日	月	休 会	
28日	火	本会議	委員長報告・採決 平成21年度決算関係議案上程 閉会

## 2. 付議事件

番号	事 件 名
報告第2号	平成21年度志布志市健全化判断比率について
報告第3号	平成21年度志布志市資金不足比率について
承認第8号	専決処分の承認を求めることについて (平成22年度志布志市一般会計補正予算(第4号))
承認第9号	専決処分の承認を求めることについて (平成22年度志布志市一般会計補正予算(第5号))
議案第49号	財産の取得について
議案第50号	平成22年度志布志市一般会計補正予算(第6号)
議案第51号	平成22年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
議案第52号	平成22年度志布志市老人保健特別会計補正予算(第1号)
議案第53号	平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議案第54号	平成22年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第1号)
議案第55号	平成22年度志布志市下水道管理特別会計補正予算(第1号)
議案第56号	平成22年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算(第1号)
議案第57号	志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について
議案第58号	平成21年度志布志市水道事業剰余金の処分について
認定第1号	平成21年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	平成21年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	平成21年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号	平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号	平成21年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号	平成21年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号	平成21年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号	平成21年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
認定第9号	平成21年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
陳情第9号	志布志市立八野小学校の今後に関する陳情書
陳情第10号	観光活性化に関する陳情書
陳情第13号	自主共済制度の保険業法適用除外を求める意見書採択の陳情書
発議第8号	臨時会の招集権を議長に付与することを求める意見書の提出について
発議第9号	自主共済制度の保険業法適用除外を求める意見書の提出について
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 議員派遣の決定	
閉会中の継続調査申し出について (総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)	

### 3. 一般質問

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
1 坂元修一郎	1 口てい疫対策について	(1) 宮崎で発生した口てい疫は万事に多大な被害を及ぼし終息したが、本市は九州の畜産の飼料供給を担う拠点として、また畜産を主幹とする農業を持つ地域として残された課題が多い。これまでの経緯と再発抑止への取り組みについて問う。	市 長
	2 農林水産物認証制度について	(1) 食の安全・安心が求められる中で、全国的な取り組みとして農林水産物の各種認証制度の取得が広がりつつある。ブランドの差別化を図り、有利販売を行っていくには避けて通れないし、先進的産地では既に取り組みが始まっている。本市での現状とK-GAPへの取り組みについて問う。	市 長
2 本田 孝志	1 航空防除について	(1) 防除の効果を問う。	市 長
	2 地域情報通信基盤整備推進事業について	(1) 有明町開発農業協同組合と市との今後の関係をどのように考えているか。	市 長
	3 保育所の民間移管について	(1) みどり保育所、さゆり保育所の民間移管についてどのように考えているか。	市 長
	4 緊急救急医療情報キットの導入について	(1) 65歳以上のすべての方に対して支給する考えはないか。	市 長
3 西江園 明	1 地域情報通信基盤整備推進事業について	(1) 事業のスタートから業務委託の契約解除までの経緯を問う。 (2) 契約解除後の進ちょく状況を問う。 (3) 志布志市に必要な事業か。	市 長
4 岩根 賢二	1 消防・防災行政について	(1) 火災や風水害、地震等の災害時に消防団の果たす役割は大きい。本市の消防団員確保策を示せ。 (2) その一環として、消防団協力事業所表示制度の活用を図るべきではないか。 (3) 消防団員の中には会社員や自営業者等も多く、緊急の出動が必要なときに出動しにくくなっている現状がある。そのようなときに対応できる体制をとるために、本庁並びに各支所に特設消防団を設置する考えはないか。 (4) 山重小学校にある少年消防クラブの活動を市内全域で実施する考えはないか。	市 長 教育委員長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
4 岩根 賢二	2 観光行政について	(1) 豊かな地域社会づくりにつながる総合的な産業である「観光」行政を今後どのように展開していく考えか。 (2) 今定例会で志布志城史跡公園の用地買収が提案されているが、歴史の街づくり事業の進捗状況と今後の見通しを示せ。	市長 教育委員長
5 小野 広嗣	1 国際交流の推進について	(1) 中核国際港湾志布志港を持つ本市は、国際性豊かな都市を構築するために活発な交流が望める都市や地域を探し出し、積極的に国際交流を推進すべきではないか。	市長
	2 イベント事業の見直しについて	(1) 市が行うすべての祭りやイベント事業について、所管課を越えて事業内容の検討や統合・廃止などの見直しを全庁的に行うべきではないか。	市長
	3 医療費の抑制策について	(1) 国民健康保険をはじめ、医療保険の財政の健全化や自己負担額の軽減が期待されているジェネリック医薬品の利用促進を更に図るべきではないか。	市長
	4 メンタルヘルス対策について	(1) 国民病となりつつあるうつ病をはじめとするメンタルヘルス対策について、市としてはどのように認識し今後取り組んでいくのか。 (2) 小中学校の教育現場ではメンタルヘルス教育にどのように取り組んでいるのか。	市長 教育委員長
6 立山 静幸	1 防災教育について	(1) 鹿児島県は、小学校高学年向けの砂防読本を作成し、県内の全小学校に配布している。この砂防読本を市内各小学校でどのように活用する考えか。 また、県は職員の出前講座を計画しているが、出前講座の計画があるのか。 (2) この砂防読本の内容から、県の実情を得て、各自治会の自主防災組織に印刷配布する考えはないか。	市長 教育委員長
	2 志布志茶の消費拡大対策について	(1) 給食センターでの消費拡大はできないか。 (2) 小中学校の保健室でのお茶の活用はできないか。 (3) 中学校の調理実習の中でお茶を使った料理は取り入れられないか。 (4) 社会福祉協議会に委託している食の自立支援事業の弁当への利用は考えられないか。	市長 教育委員長



質問者	件名	要旨	質問の相手方
7 玉垣大二郎	1 交通安全対策及び道路行政について	(1) 高齢者用ハンドル形電動車いすの安全対策について問う。 (2) 市道安楽線の改良について問う。 (3) 都城志布志道路の志布志 I C～志布志港の進ちょく状況について問う。 (4) 県道尾野見・伊崎田線の改良について問う。	市長
	2 小中学校の教育環境について	(1) 学校トイレの洋式化について問う。 (2) 扇風機の導入について問う。	教育委員長
8 平野 栄作	1 環境行政について	(1) 本市は全国的にも高い資源化率を達成してきているところである。また、昨年度レジ袋有料化も実施されたところであるが、その後進展が見られない現状にあると思う。市としては現状をどのように認識し、改善を図っていくのかを問う。	市長
	2 地下水における硝酸性窒素濃度増加と畜産廃棄物の適正処理について	(1) 近年、地下水に含まれる硝酸性窒素が問題視されてきているが、それに関連すると思われる畜産廃棄物の処理についての現状及び環境面を推進している本市としての今後の方向性について問う。	市長
9 金子 光博	1 公有財産の管理について	(1) 法定外公共物（赤線・青線）の管理状況について問う。	市長
10 小園 義行	1 機構改革について	(1) 住民サービスの低下を招かない立場での議論が必要と考える。職員の意見のくみ上げは十分にされているか。	市長
	2 国保について	(1) 21年度決算の状況はどうか。 (2) 次年度に向けた運営の考え方を問う。	市長
	3 高齢者福祉について	(1) 3月議会での敬老祝金に対する答弁について、その後の対応を問う。	市長
	4 学校教育について	(1) 小規模校教育の振興について具体的な取り組みを問う。	教育委員長
11 下平 晴行	1 地盤沈下対策について	(1) 土砂等の流出により地盤沈下が発生して擁壁崩壊や庭木の倒木など、鳥井下自治会の住民は自己負担を強いられて大変な状況である。行政は市民の生命・財産を守る義務があるが、早急に対策は考えられないか。	市長
	2 名寄帳の取り扱いについて	(1) 共有者分の名寄帳の申請の在り方を問う。	市長
	3 普通財産の取り扱いについて	(1) 普通財産の払い下げに伴う不動産運用検討委員会等の在り方を問う。	市長

## 平成22年第3回志布志市議会定例会（第1号）

期 日：平成22年9月3日（金曜日）午前10時29分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第5 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成22年度志布志市一般会計補正予算（第4号）)
- 日程第6 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成22年度志布志市一般会計補正予算（第5号）)
- 日程第7 議案第49号 財産の取得について
- 日程第8 議案第50号 平成22年度志布志市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第9 議案第51号 平成22年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第52号 平成22年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第53号 平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第54号 平成22年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第55号 平成22年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第56号 平成22年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 追加日程第1 発議第8号 臨時会の招集権を議長に付与することを求める意見書の提出について

**出席議員氏名（24名）**

1番	平野	栄作	2番	下平	晴行
3番	西江園	明	4番	丸山	一
5番	玉垣	大二郎	6番	坂元	修一郎
7番	鶴迫	京子	8番	藤後	昇一
9番	毛野	了	10番	立平	利男
11番	本田	孝志	12番	立山	静幸
13番	小野	広嗣	14番	長岡	耕二
15番	金子	光博	16番	林	勇作
17番	岩根	賢二	18番	東	宏二
19番	小園	義行	20番	上村	環
21番	鬼塚	弘文	22番	丸崎	幹男
23番	福重	彰史	24番	野村	公一

**欠席議員氏名（0名）**

**地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名**

市長	本田	修一	副市長	井手	南海男
教育長	坪田	勝秀	総務課長	中崎	秀博
情報管理課長	徳満	裕幸	企画政策課長	溝口	敏久
財務課長	溝口	猛	港湾商工課長	萩本	昌一郎
市民環境課長	竹之内	宏史	税務課長	外山	文弘
福祉課長	山下	修一	保健課長	木佐貫	一也
農政課長	上原	登	耕地林務水産課長	立山	広幸
畜産課長	中崎	章文	建設課長	中迫	哲郎
松山支所長	白坂	照雄	志布志支所長	小辻	一海
水道局長	井手	佐喜雄	会計管理者	楠川	昭博
農業委員会事務局長	堀苑	智之	教育総務課長	五代	豊一
学校教育課長	金久	三男	生涯学習課長	津曲	兼隆
文化財管理室管理監	米元	史郎			

**議会事務局職員出席者**

事務局長	今井	善文	次長兼議事係長	徳田	弘美
調査管理係長	坂元	正知	議事係	武田	賢一郎

午前10時29分 開会 開議

○議長（上村 環君） ただいまから、平成22年第3回志布志市議会定例会を開会いたします。  
これから本日の会議を開きます。

○  
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、毛野了君と立平利男君を指名いたします。

○  
日程第2 会期の決定

○議長（上村 環君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月28日までの26日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月28日までの26日間に決定しました。

○  
日程第3 報告

○議長（上村 環君） 日程第3、報告を申し上げます。  
地方自治法第243条の3第2項の規定により、財団法人志布志市農業公社から平成21年度事業報告及び決算書、平成22年度事業計画及び予算書が、並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、志布志市教育委員会から志布志市教育委員会外部評価委員会点検・評価報告書が、また監査委員から監査報告書が提出されましたので配付いたしました。参考にさせていただきたいと思います。

○  
日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（上村 環君） 日程第4、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。

今回、市議会議員区分に1人の欠員が生じたため、候補者受付の告示を行い、届け出を締め切ったところ、2人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、すべての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行えません。

そこでお諮りします。選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長（上村 環君） ただいまの出席議員は24人です。

次に、立ち会い人を指名します。会議規則第32条の規定によって、立ち会い人に玉垣大二郎君及び坂元修一郎君を指名します。

候補者名簿を配ります。

(候補者名簿配付)

○議長（上村 環君） 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

○議長（上村 環君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（上村 環君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○事務局長（今井善文君） それでは、順にお願いいたします。1番、平野栄作議員。2番、下平晴行議員。3番、西江園明議員。4番、丸山一議員。5番、玉垣大二郎議員。6番、坂元修一郎議員。7番、鶴迫京子議員。8番、藤後昇一議員。9番、毛野了議員。10番、立平利男議員。11番、本田孝志議員。12番、立山静幸議員。13番、小野広嗣議員。14番、長岡耕二議員。15番、金子光博議員。16番、林勇作議員。17番、岩根賢二議員。18番、東宏二議員。19番、小園義行議員。21番、鬼塚弘文議員。22番、丸崎幹男議員。23番、福重彰史議員。24番、野村公一議員。20番、上村環議員。

○議長（上村 環君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。玉垣大二郎君、坂元修一郎君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長（上村 環君） 選挙の結果を報告します。

投票総数24票、有効投票24票、無効投票0票。有効投票のうち、徳峰一成君12票、松下喜久雄君12票。以上のとおりです。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第5、承認第8号及び日程第6、承認第9号の2件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、承認第8号及び承認第9号の2件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

**日程第5 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度志布志市一般会計補正予算（第4号））**

○議長（上村 環君） 日程第5、承認第8号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第8号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成22年6月中旬から同年7月上旬までの間の豪雨による災害の発生に伴い、緊急に平成22年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、平成22年7月6日に平成22年度志布志市一般会計補正予算（第4号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,415万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ178億7,193万4,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金は、財政調整基金繰入金を2,415万5,000円増額するものであります。

6 ページをお開きください。

歳出の災害復旧費は、現年農林水産業施設災害復旧費を2,415万5,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

**○24番（野村公一君）** 専決ということで報告をいただきました。したがって、この8号の災害復旧の事業内容をもう少し担当課によって、説明をいただきたい。それからその進捗状況が今どういう状況であるのか、見直し等も合わせて説明をいただきます。

**○耕地林務水産課長（立山広幸君）** 災害の概要でございますが、説明資料の方に掲載してございますように、農業用施設等の応急ということで、地区名、地区数を有明、志布志という形で出しておりますが、合計で82件のその専決をする時には報告を受けて、財務の方と協議をしたところでございました。

それから、委託料でございますが、9月中旬に国の査定が入るということで、どうしても専決をお願いをしたいということでございまして、補助対応となるのが37件ということで把握しているところでございます。それから、本年度から小災害、いわゆる40万円未満についても補助事業を導入しようということで、これも一括して測量設計をしなけりゃいけないということで、これが36件、7月上旬の時には受けたところでございます。

それから、農地災害復旧の補助金でございますが、40万円未満でどうしても受益者の方が早く復旧をしたいというようなことで、市が8割の補助を実施する市単独でございまして、これが35件ということで報告を受けたところでございます。

進捗状況につきましては、応急につきましては、当初82件ということでございましたが、その後出てきて、全体で88件を完了しているところでございます。

それから、委託につきましては、7月下旬には入札委員会に付して委託を業者にしておりますが、ほとんどが現在上がってきているところでございます。それに基づいて災害査定を行う予定でございます。

市単独の災害復旧補助金でございますが、当初35件ということで申請が上がってございましたけれども、8月末で19件の実施でございまして、そのほかにつきましては、先ほど小災害でも補助事業を取り組んでやるということでございましたが、その方がプラス9件になりまして、全体で小災害の申請をするのが45件ということになっております。

以上でございます。

**○24番（野村公一君）** その件数の考え方ですが、応急工事については、6件の加算があると。それから40万円未満の災害復旧については、おおよそ10件あるわけですが、それはそれぞれにこの予算枠内で対処できたということなのか、それがまず第1点。

それから、2点目ですが、この委託については、それぞれもう完了しておるということの報告ですが、工事の終了期間はいつが見込まれるのか、その点を併せて説明をください。

○**耕地林務水産課長（立山広幸君）** 予算につきましては、すべての項目で予算の範囲内で執行を済ませているところでございます。

工事につきましては、先ほど説明で9月中旬ぐらいに災害査定が国からあるというようなことでしたが、最近の情報で10月4日に災害査定を実施するという事になっているようでございますので、災害査定を受けてから事業を実施しますので、今回の補正でもお願いをしておりますが、それを可決いただいて、災害査定が済みましたら、速やかに工事に入りたいというふうに考えております。私どもといたしましては、12月末をめどに事業計画を立てておりますが、場所によりましては、大掛かりな所が1件ございます。それについては、12月を若干過ぎるんじゃないかなあという計画を立てているところでございます。

以上でございます。

○**議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

○**24番（野村公一君）** もう少し教えてみてください。

この40万円未満の工事については、予算の査定をする時点からすると10件増えているわけですね。そうすると、10件増えてもその予算の査定内で工事ができたという、それはその査定の在り方に問題があるんじゃないかと思うんですが、そこら辺はどうなんですか。これは市長でいいや。市長。

○**市長（本田修一君）** 調査の中で件数が増えたということで、予算の範囲内で対応できるのかというようなことだろうかと思えます。

ただいま担当の方で説明申し上げましたとおり、現在御提案している予算の範囲内で対応できるということでございますので、そのようなふうに御理解をお願いします。

[野村公一君「説明資料は、それだったら45件で出すのが当たり前じゃないの」と呼ぶ]

○**耕地林務水産課長（立山広幸君）** この委託費につきましては、小災害につきましては1件当たり40万円未満ということでございまして、委託料については、9件出てきておりますが、その中、その件数をまとめて、2件にまとめて実施をしたところでございます。そういうことで、ただいま質疑がございましたように、36件を45件にして出すべきじゃないかというような御質疑でございますが、私ども、専決をいただく時の基礎資料としてこの件数でお願いをしておりましたので、そのように資料を出したところでございます。その2件分につきましては、委託料で入札をいたしまして、執行残の方で対応させていただいたということでございます。御理解のほどよろしくお願ひいたします。

[野村公一君「議長、ちょっと協議会にしてくれん」と呼ぶ]

○**議長（上村 環君）** しばらく協議会といたします。

○

午前10時54分 休憩

午前10時57分 再開

○



○議長（上村 環君） 本会議に返します。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本日、説明資料として出してあります35件につきましては、見積もりをした段階での35件ということでございまして、専決をした時の数字でございました。その後ということでございまして、別途資料を提出させていただきまして、45件の分についての資料を改めて提出させていただきたいというふうに思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

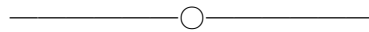
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。承認第8号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、承認第8号は、承認することに決定しました。



## 日程第6 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度志布志市一般会計補正予算（第5号））

○議長（上村 環君） 日程第6、承認第9号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第9号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、口てい疫の発生による子牛競り市の延期に伴い、緊急に平成22年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、平成22年7月26日に平成22年度志布志市一般会計補正予算（第5号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,410万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ178億9,603万4,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金は、財政調整基金繰入金を2,410万円増額するものであります。

6 ページをお開きください。

歳出の農林水産業費は、繁殖雌牛保留対策事業及び肉用牛繁殖経営緊急支援事業補助金を2,410万円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

**○19番（小園義行君）** もう実際に競りが始まっているわけですが、県内の競りのここ7月、8月のですね、状況がどういう状況だったのかということをお願いします。

そして、今回この自家保留とされる牛が、計算すると約25頭分ということですよ、2万5,000円で62万5,000円。もう少しですね、ちょっと、計算、ちょっと待って、ごめんなさいね。そういう金額の中で、どれぐらい今自家保留というのは、競りがもう2回ほどあるわけですが、そういう状況になっているのかと。

三つ目に、総体的なことで、国はこの口てい疫の感染ルートの解明については不明だというふうに発表されているんですね。そこで、国からの資料等々はいろいろ来ているわけでしょうが、感染ルートが発生したそこを含めて分からないということは、日本は清浄国というふうには、まあ私たちはと殺処分が全部終わった段階で思うわけですけど、その感染ルートの解明が不明であるということは、日本の国内に口てい疫のそういったもの、いわゆるウィルスが存在しているのではないかという心配をするわけですが、国からこの感染ルートが不明であるという、そういう報告等がある中で、日本は清浄国であるというふうにはっきり国外含めて、自分たちも信じていいのかどうかということについては、何ら国からの説明なりそういったものはないものかどうか、お願いをします。

**○畜産課長（中崎章文君）** ただいまの質疑にお答えいたします。

県内におきます家畜競りが7月20日から再開されてきております。4月の遅れ分につきましては、前回比、曾於家畜市場におきましても1万3,000円ほどの高値というふうなことでございましたが、5月、6月の競りにつきましては、6万円弱下げておる状況です。このような傾向で、県内におきましては、3月の競り価格に比べたら低落傾向にあるというのが県内の状況でございます。

それから、2点目の自家保留の関係でございますが、失礼しました、繁殖雌牛保留対策事業でございますが、625万円の予定をいたしておりますが、それぞれ7月29日から本地区では競りが再開されましたが、まだ申請の受け付け処理をしていないというのが実情でございます。今後、導入されて逐次報告を受けながら、申請を受けながらやっていきたいというふうに考えております。

それから、3点目の感染ルートの関係でございますが、今議員御指摘のように、国の方におきましても調査委員会、検証委員会というふうなことで鋭意調査・検証を進めておりますが、なかなか感染ルートについての特定に至っていないというのが実情のようでございます。10年前、宮崎の方で当時発生しているわけですが、この分につきましてはなかなか特定はされなかったとい

うような実情のようでございます。しかしながら、今御指摘がありましたように、感染ルートの特定に至らないとなかなか次の対応というものも取りづらいということでございますので、ぜひ国におかれましては、感染ルート等の特定に至るように取り組んでいただきたいというふうに私どもの方としても考えているところでございます。

清浄化の関係につきましては、今後観察牛というふうなものを導入しながら、再発がされないことを確認しながら本格的な再開というふうにつながっていくんですが、それにつきましては10月以降、最終的には正月明けというふうな報道もあるようです。そういった形で新たな感染がなければ、国際機関であるところにおいて、清浄国というふうな手続きが踏まれていくんだらうというふうに思っております。そうならないとまた海外的な輸出というものが再開できないというふうになっておりますので、最終的には今申しますように正月明けというふうに今のところ報道等で見ている状況です。

以上でございます。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

**○9番（毛野 了君）** 関連でちょっと教えてみてください。

鹿児島県ではと殺頭数というのがなかったんですが、もろもろの補助金が聞くとところによると所得税の対象になるというふうに聞いているのだが、そこ辺りはどうですか。

**○畜産課長（中崎章文君）** 現在、市の単独事業等の中で補助金を交付していますが、そういったものについては、事業者におかれては歳入という形で対象に入れられていると思います。なお、国の今回の口てい疫等に対する措置についての分につきましては、ちょっとはっきりと理解をしていないところでした。大変申し訳ございません。

**○17番（岩根賢二君）** 補正予算には直接は関係ないかと思うんですけども、市長のお考えをちょっとお聞きしたいと思えます。

宮崎県が8月28日に最終的な終息宣言をしたということについての市長の考え方といいますか、そういったものがあればお聞かせ願いたいと思えます。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

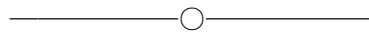
8月の27日に宮崎県の知事が清浄化宣言をされて、今回の口てい疫につきましては、ウイルス等の最終処理が終わったということで、口てい疫の事件については終わったと宣言されたところでした。このことにつきましては、当初から8月27日でそのような作業を終わらせるというような方向でされておりましたので、私どもとしましてもぜひそのようなスケジュールで処理していただきたいという強い思いがあったところでございます。途中若干基準の変更等がありまして、そのことが取りざたされたところもあったところでございますが、内容的には十分そのことに耐え得る内容だということで、8月27日までにすべての作業が終了したということにつきましては、本当に長い間、私どもはそれこそもらい公害という感じになったところで、隣接の町としまして非常に大きな影響があったところでございますので、正直言いましてほっとしているところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから採決します。  
お諮りします。承認第9号は、承認することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、承認第9号は、承認することに決定しました。



（西江園明君・鶴迫京子君・毛野了君・林勇作君・丸崎幹男君 退場）

#### 日程第7 議案第49号 財産の取得について

○議長（上村 環君） 日程第7、議案第49号、財産の取得についてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。  
議案第49号、財産の取得について説明を申し上げます。

本案は、志布志城史跡公園用地を買収するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市志布志町帖字内城6359番2ほか7筆、計9,717㎡を志布志城史跡公園用地として随意契約により、3,203万4,084円で志布志市土地開発公社から買収するものであります。

詳細につきましては担当の監に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○文化財管理室管理監（米元史郎君） 補足して御説明を申し上げます。

説明資料の4ページから6ページをお開きいただきたいと思います。

資料4ページの下段の進ちょく状況表にありますように、中世山城、志布志城の用地の公有化につきましては、旧志布志町時代から志布志城史跡公園として位置付け、史跡指定地の公有化を図ってまいったところがございます。これまでに全体の約7割が公有化済みでございましたが、今回残る約3割の用地につきまして、国の8割助成という補助事業を活用しまして、史跡の公有化を計画したものでございます。昨年より志布志市土地開発公社に2年間にわたる先行取得を依頼していたものですが、これを22、23年度の2年間で国庫補助事業によりまして、買い戻しを行

うものでございます。

5 ページの位置図では、志布志城 4 城のうち、国の指定を受けております内城並びに松尾城が対象になります。

6 ページをお開きいただきたいと思います。

紫色で囲まれております指定地のうち、水色の部分につきましては、既に公有化が済んでいる土地でございます。残る土地のうちで、黄色の部分が本議案の対象地となる部分でございます。今年度の購入予定地でございます。茶色の部分につきましては、23年度の購入予定地でございます。

よろしく御審議いただきまして、御議決をいただきますようお願いを申し上げます。

**○議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

**○17番（岩根賢二君）** 志布志城跡公有化事業ということで、歴史の街づくり事業には欠かせないひとつの段階だろうと思っております。そういう意味でぜひ推進をしていただきたいという立場ではありますけれども、2点ほど質疑をしたいと思っております。

説明資料にあります4ページの今下段の方については説明がございましたけれども、上段のこの表につきましては、これを見る限り、これは土地開発公社で要した費用というふうに理解をしなければいけないんじゃないかなあと思うんですが。こういうふうに資料が提出されますと、市がこれから購入する場合にこれだけ費用がかかるんですよと、その内容がこれなんですよというふうにとらざるを得ないんですが、この部分については開発公社で要した経費ではないのかなあと思っております。例えばですね、賃金のところにありますようなこういう経費に関しましては、土地を購入してからこういう作業をするわけじゃないですよ。そういう意味では、土地を開発公社が購入する時に要した費用だということで、説明があつてしかるべきだと思いますが、その点について、お答えをいただきたい。またそのことについて、土地開発公社ではどのような議論がなされたのかお聞きしたいと思っております。

それともう1点、志布志市には志布志城史跡公園整備検討委員会設置規程というのがありますけれども、この土地を購入するという点について、この検討委員会ではどのような議論がなされたのか、そのことについてお聞きしたいと思っております。

**○文化財管理室管理監（米元史郎君）** 4 ページの上の欄の表について、御説明が足りなかったことをおわび申し上げます。

用地費等という欄と賃金等という欄、2段に分かれております。用地費等という欄の金額が3,789万4,410円となっております。これは用地そのものの代金と、それに伴います立木補償等の経費の合計で、この金額が国庫補助事業の対象経費となるものでございます。その下の賃金等の欄にあります508万8,900円につきましては、現地在筆界未定地が多いことなどによりまして、筆界未定の問題を解消した上でないと国庫補助事業の対象にならないということから、公社の方で筆界未定地でありながら、台帳面積を案分する形で公有化を進めていただきまして、その後筆界確定作業をいたしまして、私どもの方が国の方に補助事業の申請を行うこととなります。そのた

めに508万8,900円という経費が別途必要になるわけでございます。あと公社の方の手数料ということになります。

以上でございます。

失礼しました。あと検討委員会での審議ということですが、検討委員会を立ち上げた時点から公有化につきましては、市の方で進めてまいることを前提で説明を申し上げてきております。そのために検討委員会の各分野の専門委員の立場からは、このことにつきましては特に意見はないところでございました。

**○17番（岩根賢二君）** 賃金等の欄にある508万8,900円については、どこが支払うんですか。

それと、この検討委員会については、異議がないみたいな話ですけども、この規程を見ても、やはり「志布志城跡に関する施策について検討すること」ということになっておりますので、実際に具体的に取得をする見込みがあるよというようなときには、やはり委員会を開いてすべきではないのかなと思います。そうではないのですか。そのことをお聞きします。

**○文化財管理室管理監（米元史郎君）** 賃金等の欄にあります508万8,900円につきましては、補助事業の対象外ということで、市が公社の方に補助事業の申請額にプラスしてお支払いをする、経費としてお支払いをするということでございます。これは補助事業の対象経費には含まれないということです。

あと検討委員会の方なんですけど、保存整備検討委員会ということで、山城を史跡としていかに保存し、整備していくかということについて、各分野の御専門の学者の方々に御意見を、御指導をいただくような内容でございます。この史跡地の公有化ということにつきましては、市としてこういう事業計画でございますという説明はしておりますけども、検討委員の先生方にそのことについて御意見をいただくというようなお願いはいたしておりません。

以上でございます。

**○17番（岩根賢二君）** 最後に、開発公社で今私がお聞きしたようなことについて議論があって購入が決定したということなのか、そういう質疑は何もなくて決定したのか。それと、土地の購入についてはっきりと決まったのはいつなのか、その点についてお聞かせください。

**○建設課長（中迫哲郎君）** 志布志城の内城の用地の取得につきましては、教育委員会の方と十分協議をいたしながら、平成21年の3月27日に債務負担行為ということで議会の議決をいただいております。そして、21年の5月11日に教育委員会と公社の方で用地取得の契約を締結いたしまして、その後、理事会に諮って、21年度から用地の買収を進めてきたという経緯でございます。

[岩根賢二君「最終的に決まったのはいつだったの」と呼ぶ]

最終的に決まったのは、債務負担行為を起こしております21年の3月27日に決定をしているところでございます。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（上村 環君）** これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第49号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

(西江園明君・鶴迫京子君・毛野了君・林勇作君・丸崎幹男君 入場)



### 日程第8 議案第50号 平成22年度志布志市一般会計補正予算(第6号)

○議長(上村 環君) 日程第8、議案第50号、平成22年度志布志市一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第50号、平成22年度志布志市一般会計補正予算(第6号)について説明を申し上げます。

本案は、平成22年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、介護基盤緊急整備等特別対策事業、災害復旧事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長(溝口 猛君) それでは、議案第50号、平成22年度志布志市一般会計補正予算(第6号)について、補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に5億9,418万4,000円を追加し、予算の総額を184億9,021万8,000円としております。

それでは予算書の7ページをお開きください。

予算書の7ページでございますが、第2表、地方債の補正でございます。

追加は、梅雨前線豪雨により被害を受けました農林水産業施設及び公共土木施設に係る災害復旧事業を5,380万円、小災害復旧事業を1,440万円追加しております。

変更につきましては、一般単独事業で農業・農村活性化推進施設等整備事業、県単急傾斜地崩壊対策事業等の実施に伴いまして、合併特例事業を1,790万円増額、県費単独補助治山事業の実施に伴い防災対策事業を150万円増額、過疎対策事業は消防防災施設等整備事業の事業費変更に伴いまして30万円増額、公営住宅建設事業につきましては一般財源に振り替えるため1億3,360万円減額、借入額の決定に伴いまして、臨時財政対策債を今回1億6,860万円増額し、総額で5,470万円増額変更しております。

続きまして、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

予算書10ページでございます。

まず、歳入の9款、地方特例交付金は、交付額の決定に伴い740万6,000円増額しております。

11ページでございますが、10款、地方交付税は、普通交付税の交付額が前年度に比較しまして3億1,892万円、率にしまして4.8%増の69億5,349万7,000円に決定したことに伴いまして、今回5,349万7,000円増額しております。

12ページでございます。

12款、分担金及び負担金は、県費単独補助治山事業及び農林水産業施設災害復旧事業に係る分担金を404万円計上しております。

13ページでございます。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2目、民生費国庫負担金は、自立支援医療給付費を141万1,000円、中国残留邦人支援事業を175万円増額、父子家庭への児童扶養手当事業に係る児童扶養手当給付費を450万7,000円計上。

5目、災害復旧費国庫負担金は、公共土木施設災害復旧事業を2,720万円計上しております。

14ページでございます。

2項、国庫補助金、2目、民生費国庫補助金は、地域生活支援事業を234万9,000円増額、地域介護・福祉空間整備等交付金事業を449万1,000円計上、介護基盤緊急整備等特別対策事業を3,195万6,000円計上しております。

16ページでございます。

16ページの15款、県支出金、2項、県補助金、2目、民生費県補助金は、地域生活支援事業を117万5,000円、障害者自立支援法対策臨時特例交付金特別対策事業を672万円増額、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業は、国庫補助金からの組み替えで、162万8,000円計上しております。

3目でございますが、衛生費県補助金は、新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金を451万1,000円計上。

4目、農林水産業費県補助金は、農業・農村活性化推進施設等整備事業を945万円、県費単独補助治山事業を560万円計上しております。

5目でございますが、土木費県補助金は、県単急傾斜地崩壊対策事業を750万円計上。

8目でございますが、災害復旧費県補助金は、農林水産業施設災害復旧事業を6,605万円計上しております。

18ページでございます。

18ページの16款、財産収入、2項、財産売払収入は、松山地区の尾野見工業団地に隣接する土地売払収入を177万4,000円、志布志地区の国有林分収木売払収入等を1,569万1,000円計上しております。

19ページでございます。

17款、寄附金は、ふるさと志基金寄附金を310万9,000円増額しております。

20ページの18款、繰入金は、各特別会計の前年度決算の確定に伴い、国民健康保険特別会計繰入金等を総額で527万1,000円増額しております。

21ページでございます。

21ページの19款、繰越金は、前年度からの繰越額が確定しましたので、1億9,678万2,000円増額しております。

22ページでございますが、20款、諸収入は、環境保全促進事業助成金を100万円、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金返還金を468万6,000円、農地・水・環境保全向上対策支援交付金



返納金を143万4,000円計上しております。

23ページでございますが、21款、市債は、総額で1億2,290万円増額して、総額20億7,870万円としております。

次に、歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

24ページでございます。

第2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、今回財政調整基金積立金を2億3,523万2,000円、ふるさと志基金積立金を310万9,000円増額しております。

3目でございますが、財産管理費は、志布志支所庁舎外壁タイル調査業務委託事業を120万円計上しております。

6目、情報管理費は、地域情報通信基盤整備推進事業に係る電柱共架使用料を1,348万5,000円計上しております。

25ページでございます。

25ページの2項、徴税費は、国税庁から所得税申告データを取得できるようにするeLTA X 国税連携システム構築業務委託料を565万円計上しております。

26ページでございます。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費は、一人暮らし高齢者等の医療情報を万一の緊急時に伝達するための緊急医療情報キット導入事業を147万5,000円計上、中国残留邦人支援事業は、対象者が入院中であるため医療費支援費経費を233万4,000円増額。

3目でございますが、自立支援費は、利用者数と利用日数の増加に伴い、地域生活支援事業を469万9,000円、特別対策事業の事業メニュー追加の実施等に伴いまして、障害者自立支援法対策臨時特例交付金特別対策事業を659万5,000円、対象者の増加に伴いまして、自立支援医療費支給事業を282万2,000円、それぞれ増額しております。

4目でございますが、老人福祉費は、既存の小規模福祉施設へスプリンクラーを設置する地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業を449万1,000円、小規模多機能型居宅介護事業所の整備等、介護基盤緊急整備等特別対策事業を3,195万6,000円計上、一人暮らしの高齢者等の火災警報器給付申請の増加によりまして、老人日常生活用具給付等事業を104万円、介護保険特別会計繰出金を347万5,000円増額しております。

27ページでございますが、2項、児童福祉費は、父子家庭への児童扶養手当支給事業を1,352万1,000円今回計上しております。

28ページでございますが、3項、生活保護費は、国庫支出金の精算返納金を1,516万7,000円計上しております。

29ページでございますが、4款、衛生費、1項、保健衛生費、2目、予防費は、今まで65歳以上の市民に助成してございましたインフルエンザワクチン接種事業につきまして、今回新たに19歳未満の市民に一回当たり2,000円助成するとともに、生活保護受給者には全額を助成するため、741万5,000円増額しております。

4目でございますが、環境衛生費は、(仮称)志布志市水質保全シンポジウムの開催に要する経費を113万7,000円計上しております。

30ページでございますが、2項、清掃費は、下水道管理特別会計繰出金を660万円減額しております。

31ページの6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費は、農村集落の活性化促進を図るため、共生・協働のむらづくり支援事業を20万円計上。

8目、農地整備費は、別府地区及び東原西地区の農道整備を実施する農業・農村活性化推進施設等整備事業を2,160万5,000円計上、暗きょ排水工事に係る土地改良施設補助金を800万円増額、農地・水・環境保全向上対策支援事業に係る補償金を574万円計上しております。

32ページでございますが、2項、林業費、4目、治山費は、栗須田地区の治山事業に要する経費を808万円計上しております。

33ページでございますが、7款、商工費、4目、港湾振興費は、志布志港の国際バルク戦略港湾選定に向けた決起大会開催等に取り組むため、志布志港湾振興協議会負担金を250万円増額しております。

34ページでございます。

8款、土木費、3項、河川費は、仮屋地区の県単急傾斜地崩壊対策事業に要する経費を1,531万3,000円計上しております。

35ページの6項、住宅費は、住宅建設事業に係る財源を地方債から今回、一般財源に組み替えております。

37ページでございますが、10款、教育費、6項、保健体育費は、有明総合体育館の改修事業に係る実施設計業務委託料を100万1,000円計上しております。

38ページの11款、災害復旧費、1項、農林水産業施設災害復旧費は、補助災害復旧事業を1億1,100万円計上、単独災害復旧事業を1,902万円増額しております。

39ページの2項、公共土木施設災害復旧費は、補助災害復旧事業を4,716万8,000円計上しております。

以上が補正第6号の主な内容でございますが、詳細につきましては補正予算説明資料を御参照ください。

よろしくお願ひ申し上げます。

**○議長(上村 環君)** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

**○8番(藤後昇一君)** 26ページの老人日常生活用具給付等事業についてお尋ねします。

この給付事業は、火災警報器の取り付けまで含むものなのか。と言いますのは、対象者の要件の中に65歳以上の一人暮らしと65歳以上だけの世帯で介護度3以上の認定を受けている世帯というような規定があるのを知りました。当然、介護度3といいますと、相当介護が重いと判断するわけですが、給付事業が取り付けまで含まないと取り付け困難者も当然考えられます。その点を1件。

それと、申請して給付する事業になっていますが、申請した者に対しては全員この給付事業が処置されるのかどうか、この2点についてお尋ねします。

本来ならば、申請して初めてする事業ではないのじゃないか、むしろこちら側から対象者に対しては、積極的に火災報知器を設置していくような事業ではないかと思うんですが、それについても含めて、回答をお願いいたします。

**○保健課長（木佐貫一也君）** ただいまの御質疑についてお答えいたします。

まず、1点目の取り付け作業について、するのかという御質疑ですが、この分については市と業者が委託しておりまして、業者の方で取り付けをしているところです。

2点目の申請をした者について給付をするのかという御質疑ですが、当然、申請ということでございますので、書類上は申請を受け付けまして、給付の決定という流れになっております。ただ、現在、自治会担当制という制度を役所の方で作りまして、各自治会担当職員によりまして、この事業に該当する人に対しての洗い出し作業を含めて、事業についての説明と申請書の取りまとめもしている現状で、こういった形で給付申請が伸びてきたということです。今、ほかにも消防団、各地区で地区の方に説明をしているところですが、それプラス役所の職員が各自治会へ出向いて、事業の案内を含めてしているという現状でございます。

以上です。

**○市長（本田修一君）** ただいまの件につきまして、私の方で少し補足をさせていただきます。

この火災警報器の設置につきましては、来年の5月以降義務付けということになりまして、全世帯設置しなければならないという内容でございますので、ただいま本市では、100%の取り付けを目指して、今申しましたような集落担当員制度を活用しまして、その取り組みを行っているところでございます。100%ということを目指しておりますので、当然、この方々につきましては、職員の方で把握をしまして、申請をしていただいて、この制度の適用を全員目指していただけるよう、職員の方にもそのような形での指導をしてまいりたいというふうに考えます。

**○13番（小野広嗣君）** 予算書の27ページ、母子福祉費ですが、今回、これまで市長の方にも父子家庭への助成をということで、再三訴えもし、そういった方向で市長も取り組むという姿勢を示していらっしゃいましたけれども、国の動きとして、政策として本年度出てくるのではないかとということで、今しばらく見守りたいということで、所管課の方からもそういったお話をその後お聞きをして、そのタイミングを見ていたわけですが、実際、こうやって今回国の政策として出てまいりました。そういった背景の中で、予算説明資料にも載っておりますが、これまでの母子家庭への手当、それと同じ状況で多分支給されるということだろうと思っておりますが、所得制限も同じ条件ということだろうと思うんですが、今後のですね、いわゆる議案が通って、8月1日にさかのぼって支給をしていくという流れになりますが、今の母子家庭に支給されている、いわゆる日時ですね、そういった同じ流れで支給をされるのか、今後の事務手続きの流れ、周知、そういった部分についてお示しをお願いをしたいというふうに思っております。

もう1点は、今回、救急医療情報キットの導入事業ということで、これ市長が、私これ2回質

問をいたしまして、取り上げていただいて、ここに日の目を見ることになったなあと思うんですが、今回一般質問も出ておりますので、そこには触れない形でちょっと質疑をしたいと思いますが、これまでの質問の中で、こういった事業を導入する際に当たって、いわゆる消防との協議そういったことも含めてですね、言っておりましたけども、消防との協議は実際どうだったのか、そして社協にお願いしている取り組み、そこのいわゆるすり合わせがしっかりなってこういう提案になったんだろうとは思いますが、そこの状況、ここらをお示しをしていただきたい。そして、今回、この予算が上がっておりますが、対象者をどれくらい見込んでこの提案になっているのか、お示しをください。

**○福祉課長（山下修一君）** まず、父子家庭への児童扶養手当の件でございますが、事務手続きにしましては、実際もう法が改正をしておりますので、当然8月1日から申請ができるようになっております。数件の問い合わせも来ている状況でございます。ですが、こちらとしては、実際まだ手続きに来られた方はいらっしゃいませんが、非常に対象者が93名ということで、なかなか本庁、支所に一緒に行かれるととても対応はしきれないだろうということで、10月に入ってから地区を定めて、志布志が4日間、有明が3日間、松山が2日間と時期をずらした形で日程を設定いたしまして、その期間のどこかに来て手続きをしてくださいという通知を出すように考えております。ですから、周知というのは、対象者に対して直接文書通知を出します。手続きをしてくださいという文書通知をするように考えております。

それから、救急医療情報キットの消防署との協議ということで、一応消防長とは話をさせていただきました。消防署としても非常に有り難いことだということで、記載要領等についてもまた、消防署の案というのも一応いただいてきております。協議はさせていただいております。

それから、社協とのすり合わせでございますが、社協が今行っておりますものとは当然併用をしていきたいというふうに、そこも社協とも一応話を、今回予算をこういう形で計上するというところで話をさせていただいております、できることなら併用をしていきたいというふうに考えております。社協の取り組みもまだ途中でございますので、それに合わせて、こちらが先行する部分については当然また社協が後で追随していくというふうな形で、並行させていきたいというふうに考えております。

それから、対象者の見込みとしましては、一人暮らしの65歳以上の方が2,960人、それから65歳以上の方のみの世帯が3,510人、それに身体障がい者の関係が947人、それに療育手帳を持っていらっしゃる方、知的障がい者の方が258人、精神障がい者保健福祉手帳の方が172人で、合計7,847人を今対象としているところでございます。当然、重複している部分もあると思います。

以上でございます。

**○13番（小野広嗣君）** 分かりました。

父子家庭への支援ということですが、この27ページの予算書で見ても、年度途中での計上ということになるわけですので、目で見えていきますと、母子福祉費という目の中にこの父子手当も含めてですね、児童扶養手当というふうになってきますが、次年度から考えたときに、この母子

福祉費という目のとらえ方の中に父子も母子も、ある意味では一人親家庭ということになります。入れていくというお考えなのか、そこらについての協議はなさっているのか。そこも含めてお示しをいただきたい。

それともう一つは、考え方として、数がこれは世帯と、あと人数で93人ということですが、これは昨年度のいわゆる所得を見てこの数になったんだろうと思いますが、今後のこととしてですね、いわゆる父子家庭であった場合、ある日から離婚を契機に父子家庭が発生したと想定した場合に、そこで男性の場合、仕事をほとんどされてますね。されてて、じゃあどうしようかといったときに、そこにおじいちゃんやおばあちゃんがいて、そこに預けて一緒に暮らしてスタートするというケースが多いと思います。そういった場合、そのおじいちゃん、おばあちゃんは、いわゆる年金をもらっていらっしゃるとする。そうすると、いわゆる同一生計家庭になりますので、合算されていく。年金も所得として見ますね。そういった状況の中にこういった制度が年度途中から入ってきて、そして父子家庭にも支援が始まるよと。これは昨年度の所得を見て、その範囲内の方に文書で通知するわけですが、一方でこういった制度が始まったということを今後ですね、やはり手厚く落としていくということが大事なんですよ。そうすると、方法としてそれがいいのかどうかは別ですが、いわゆるおじいちゃん、おばあちゃんの年金だって自分たちの生活がいっぱいいっぱい年金の中で家族で暮らしていらっしゃるとする、世帯分離をして、父子手当を支給いただきたいという方向性も出てきますね。そういった部分に対しての中身の詰め、そして今後の対応方はどのように協議されたのか、併せてお聞きをしたいと思います。

**○福祉課長（山下修一君）** まず、母子福祉費の費目の取り方でございますが、これは県にも問い合わせをしたところでございますが、当然、法自体は児童扶養手当法という取り方でございますので、それに父子が乗ったという取り方でございますので、今のこの母子の費目に入れても差し支えないというような回答でございました。そしてまた、システム上も分けてしまうと非常にやりづらい部分がございますので、多分次年度についてもこのような形でいくようなことになるのではないかとこのふうには感じております。そこはまた、ちょっと次年度については検討させていただきたいと思っております。今年度はそういう形で一応出させていただきます。

それから、同居者の所得の件でございますが、所得は合算はいたしません。その同居者の中で一番最高額の方の所得を見ます。その方が基準を超えておけば対象にならないとなりますが、超えてない場合については、その本人の所得のみで一応判定はさせていただきます。これは今の母子でも一緒でございます。ですから、その同居をされている方々の所得をすべて合算するというものではございません。

それから、先ほどちょっと答弁漏れがございましたけれども、対象者は事前に所得の調査はいたしません。ですから、父子である方に対してはすべて通知をいたします。そして今度の広報にも載せます。このこういう制度が始まりますというのは、今度の広報でも載せていただきます。

以上でございます。

**○13番（小野広嗣君）** よく理解をいたしました。

1点だけ。

こういったものがスタートした場合に、世帯分離という問題、今説明で分かりました。最高所得の分を見ていくと。そういった状況下にあっても世帯分離ということは発生しますね。当然想定されますね。そこに対しての今後の対応方というのは協議されたのか、そこが漏れていましたのでお願いいたします。

**○福祉課長（山下修一君）** 今の質疑は、故意に世帯分離された場合というとらえ方なのか、ちょっとはつきり把握できませんが、申請された方が実際は同居されていて、何らかの都合で世帯分離された場合は、もう当然私どもは世帯分離されることについて、それについては私どもが言える問題ではないというふうに私は考えておりますので、そこについての検討というのは特別いたしておりません。

**○議長（上村 環君）** ここで、昼食のため休憩いたします。



午前11時59分 休憩

午後1時04分 再開



**○議長（上村 環君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

**○4番（丸山 一君）** 農地・水のことにつきまして、もう少し伺ってみたいと思います。

我々野井倉南部におきましては、約8haのコスモス畑をしまして、よく見ておりますと、介護保険組合の車とか介護の車、老人等を乗せた人たちがですね、よくゆっくり走りながらじいちゃん、ばあちゃんたちに見せておるといふこともあります。それと、途中でいろいろ話を聞きますと、鹿児島から来たとか霧島から来たとかいうことがあります。かなり注目されて喜ばれておるなあということで、我々取り組んでいる者としまして、非常に喜んでおります。

それと、我々地区におきましては、5か年計画を立てて、毎年どこをやるかということは決定をしております。しかも29日、みなとまつりの日もですね、皆さんは花火を見たかったですけども、運営委員会を7時から開きまして、今年の事案に対してどういうことを対応していくかと運営委員会で決議をしたわけです。

ただ、今日の説明によりますと、返納をしなくちゃいけないと。ところが、よく説明資料を見ますと、一般財源から574万円というのが予算化されておるようです。その中で今度は、その574万円に対しては、予算書の中では補償金という名前になっておりますけども、これもちょっと補償金という名前にはふさわしくないんじゃないかという気もいたします。

それと、歳入のところでは、144万円ですかね、これが雑入のところに入ってきますけども、この574万円と144万円のこの数字の違い、その差、それはどうなっているのか。これは我々6地区に対してですね、返納を求めるのではなくて、市の方で一般財源で574万円を補てんをするということなのか。

我々野井倉南部保全協議会の会長からは、1か月ほど前に減額になるそうですよという話は聞いたわけですが、そういうところについてですね、もう一度詳しく説明をいただきたいと思っております。

**○耕地林務水産課長（立山広幸君）** お答えいたします。

まず、第1点目の補償金の質疑でございますが、補償金につきましては、今までこういう例が志布志市ではないというようなことで、文献を調べて財務課とも協議をいたしました。財務課とも協議をいたしまして、財務課の方も県の担当の課と協議をいたしまして、補償金という名目が妥当でありますというような回答を得ておりますので、補償金のところで計上させていただいたところではございます。

歳入の140万円のことにつきましては、この事業につきましては、鹿児島県農業農村共生活動支援協議会という協議会で事業の実施ということをしております。そこに国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1を負担するというところで、この事業を推進しているところでございます。そういう関係で、この協議会とも協議をいたしまして、4年間分の570万4,000円分から140万円程度のこの金額を差し引いて返納させてほしいという協議もいたしましたが、その協議会といたしましては、いえ、やはりそういう補助率で負担をしてもらっておりますので、協議会にいったん574万円を返納していただいて、市の負担分の140万円につきまして返納いたしますということではございまして、雑入で140万円受け入れをしているところでございます。

それから、この574万円については、組織がそれぞれ後もって返納するのか、あるいは市の負担かということではございますが、これは市の負担で、一般財源で負担をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。これにつきましては、かねてから市長も共生・協働の活動をということで、この事業だけじゃなくて、市内全体でこういう共生・協働活動を推進しておりますので、どうしても今まで活動を3年間してもらい、また今議員の方から質疑がございましたように、22年度はもう計画も作られ、そして事業を実施、あるいは大きなイベント等も控えているというようなことから、4年間分を市の負担で返納をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。あくまでも負担については、組織じゃなくて、市の方で4年間分負担をさせていただくということではございます。

以上でございます。

**○4番（丸山 一君）** はい、よく分かりました。これでほっとしております。一番ですね、返納金が大きいのは、我々の野井倉南部でありまして、780万円から70万円分も減らされますと、事業を相当縮小しなくちゃいけないなあという嫌いがあります。

もう1点お伺いしますけれども、その今の説明をですね、6地区の担当なり、その代表なりにもう事前に説明はあったんでしょうか。我々にはですね、会長からまだそういう細かい話は来ませんで、何か相当減額になるよという話だけしか伺ってないんですけども、その点についてお伺いをいたします。

**○耕地林務水産課長（立山広幸君）** 当初、この問題が判明いたしました時に、私どもどのよ

うな手続きで今後進めていくかということで、2案を考えたところでございます。

1案につきましては、まず各組織に説明をして、理解を求めると。ただし市の負担が伴うということがございました。

2案目が、やはり事の重大さから、まずは議会の方に報告をして、議会の方々の御理解をいただいて議決をいただいた後に説明会を開いて、この対象組織と協議を進めるというような2案を考えたところでございます。

市長、副市長とも協議をした結果、やはり事の重大さから、まず議会の方に報告をし、その後、議決をいただいた後に各組織に説明に入るという方法をとらせていただくように、今回の補正予算で提案をするところでございます。よろしく申し上げます。

**○4番（丸山 一君）** はい、よく分かりました。

もう1点ですね、来年で最後の年になるわけですが、来年度分の返納額についてはやっぱり一般財源の方で面倒を見るおつもりなのか。

それと、先の全員協議会におきまして私も言いましたけども、こういう単なる凡ミスみたいなことがあってですね、後からまたその対応に右往左往するようなことがあってはならないと思うんですよね。先ほども言いましたけども、やっぱり申請をする際には厳しいチェック体制を敷いて、その担当なりその上の係長、補佐、課長とかおられるわけですので、そこでですね、間違いないような対応等をしていかないと、この事業だけではなくてですね、ほかの事業に関してもそれは言えることですので、くれぐれもですね、これからこういうことがないようにお願いをしておきたいと思えます。

以上です。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

来年度につきましては、この事業の経緯につきまして、該当する地区に十分説明いたしまして、理解をしていただきながら対応を決めていきたいというふうに考えております。原則としましては、対象面積で事業をしていただきたいというようなことになろうかと思えますが、その取り組んでいただいている事業の成果等も十分勘案しながら協議をさせていただかなきゃならないというふうに考えているところでございます。

それから、今回このような経緯に至ったということにつきましては、誠に申し訳なく思うところでございます。当時の担当の職員がいろいろ不慣れということもあり、引き継ぎが十分うまくいかなかったということがあったのではないかなというふうに推察されるところであります。しかしながら、このことは担当の職員のみならず、係長、課長あるいは補佐というチームで当然遂行している内容でございますので、課全体の問題としてとらえ、このことにつきましては、さまざまな事業についてしっかりと要綱等を読み取って、市民サービスの向上に向けていかなきゃならないということにつきまして、私の方からもこの件を引き合いに出しまして全職員に、また課長会につきましても注意を喚起しているところでございます。今後、このようなことがないような形の事業進行に努めますので、どうぞ御理解のほどをよろしくお願いいたします。



**○4番（丸山 一君）** はい、よく分かりました。

もう1点ですね、当初の受益面積で計上をして、この数字が出てきておるわけでありまして、ほかの13地区もそうだと思うんですけども、13地区の中の六つの地区が当初の面積で運営をやっ  
ていこうと、その中で5か年計画を立てたり、後で入ったところは4か年計画でやっ  
ていこうと、受益者にとりましては、今年が4年目だから今年してくれるのかなあ、じゃあ来年になるのかな  
あという感じで皆さん心待ちにしておられますので、できますればこの面積というのは、当初の  
面積でやっ  
ていくようにしていただきたいと思  
います。

それと、この農地・水・環境保全事業におきましては、我々の地区は特にですね、改良区がで  
きなかつたことを我々この補助事業で、野井倉南部保全協議会の方で対応をしております。実際、  
3か年の中では農道整備がですね、約8kmぐらい農道整備をしております、農道の中はですね、  
今乗用車が通るような状況になって、すごく受益者も喜ばれておりますし、我々も非常に喜んで  
おります。それと水路の復旧をしたり、交差点の復旧とか、それと先ほど言いましたようにコス  
モスを植えたりとかですね、非常に地区の人たちのまとまりも出てまいりましたし、地区外の人  
たちもすごく喜ばれておりますので、これがですね、5年で終わるのではなく、できれば継続、  
もしくは形を変えてでもいいからやっ  
てくれということは地元選出の国会議員さんにも我々は何  
回もお願いをしておりますので  
ですね、市の方からもそういう働き掛けをしてはいただけないか  
と考えております。

以上です。

**○市長（本田修一君）** 来年度につきまして、該当します6地区につきましては、地域の方々  
に今回の経緯について十分御説明申し上げ、陳謝すべきところは陳謝して、是正すべきところは  
是正した形での対応をお願いしたいというふうには考えているところでございます。しかしなが  
ら、この事業の効果というものはかなり目覚ましいものがあるのではないかなあということもご  
ざいますので、そういったことも勘案させていただきながら、来年度につきましては、また議  
会の皆様方に相談を申し上げるということになるかというふうに思  
いますので、よろしくお願  
いいたします。

ということで、この事業の成果、効果というものにつきましては、全国各地ですばらしいもの  
があるというふうに認識されているようでございます。先だつて行われました鹿児島県の市長会  
におきまして、この農地・水・環境の事業について、引き続き24年度以降も継続して行われ  
るよう統一の要望という形で国に上げるようにしてあります。また国会議員にも上げるようにし  
てありますので、このような事業が継続されるよう、皆さん方からの御尽力もよろしくお願  
い  
したいと思  
います。

**○11番（本田孝志君）** 一般会計のですね、説明資料の4ページ、予算書の中は24ページです  
が、市所有地にですね、この九州電力の電柱とそしてNTTの柱、電柱がいくらあるものかです  
ね。そして単価は、財務課と思うんですが、その使用料を年間いくらもらっているものか。ただ  
いま補正には予算の中で、半年で合計1,348万5,000円ですか、上がっていますが、年契約、そこ

ら辺りがすぐ分かればですね、お聞きしたいと思います。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** 電柱本数のお尋ねでございますが、今回、電柱調査を実施をしたところでございますが、その結果、九州電力柱が約1万5,000本、それからNTT柱が7,100本、合計2万2,100本というところでございます。

それから、来年度以降の金額につきましては、資料が手元にございませんで、後ほど回答させていただきますと思います。よろしく申し上げます。

**○財務課長（溝口 猛君）** 市が九電並びにNTTに貸している電柱の使用料等でございますが、決算的には各課の方でそれぞれ上げているところでございます。したがって、ちょっと手持ち資料等ございませんので、集計して、また後ほど報告したいと思います。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

**○2番（下平晴行君）** 簡単に質疑をさせていただきます。

7ページの説明資料に基づいて質疑をしたいと思います。

志布志市水質保全シンポジウム、これはなかなかすばらしいことだというふうに思っております。実は平成12年だったと思うんですが、旧志布志町時代に「海と川を守ろうシンポジウム」というのを開催しているわけでありまして。その時にですね、琵琶湖の水がなぜ飲めなくなったか、これはいわゆる合成洗剤の影響であるということで、その取り組みをされた藤井絢子さんと呼んでですね、開催をいたしたところです。

今回、質疑を3点ほど。

シンポジウムの内容ですね、どういう形でされるのか。それからコーディネーター、パネラー、どういう方々を考えておられるのか。それから3点目に、期日は1月末から2月下旬ということですが、この期間をもうちょっと早めにできないのかどうかですね、3点ほどお願いいたします。

**○市民環境課長（竹之内宏史君）** 水質シンポジウム、仮称でございますが、このことについてのお尋ねでございます。

どういう対象にするかということですが、市の環境保全への取り組みを啓発することがまず第一の目的でございます。そのために各事業主体の方々、それぞれの立場で環境保全への取り組みを行うことによりまして、地下水とか河川の水質保全が図られると考えております。シンポジウムとしましては、市民に水質の状況を認識していただいて、環境にやさしい生活様式、そういう実践、あるいは環境に負荷のかからない事業活動を行っていくにはどうしたらいいかということ協賛していかうということございまして、内容としましては、水質の悪化の原因を追及するとか、あくまでもある業種を非難するとかというものではないということでございます。先日、河川の浄化協議会をもう一つ立ち上げまして、田原川の河川浄化協議会を立ち上げておりますので、そういう方々の代表とか、前川の河川浄化協議会もありますので、また今年もやりますけども、そういうところの代表の方々、それと水質について市がある程度の資料を持っておりますので、その辺を参考資料としましてですね、パネリストとしてはそういう方々をするということで、

また講師、コーディネーターについては水に詳しい方、専門の方を呼んで行おうと考えております。

また、1月、2月ということですが、期間を十分とってですね、なるべく周知を行い、そして中身をですね、熟慮を重ねまして持っていこうというふうに考えております。

**○2番（下平晴行君）** 内容については分かりましたけど、このシンポジウムですね、例えばそういうコーディネーターの講演ですか、そういうものも開催して、志布志市の実態、それから全国の実態、どうなのかという部分での幅広い、私が言ったのは、そういう実績のあるですね、そういう方ぐらいに講演してもらったらどうなのかなあと考えたもんですからね。そこら辺はどうですか。

**○市民環境課長（竹之内宏史君）** シンポジウムの内容はちょっと詳しく申し上げておりませんが、まず前段で今おっしゃったような方、志布志市と国全体の地下水の在り方、そういう講師の方に来ていただきまして、まず講演をしていただくと。その後にパネリストを中心とした、コーディネーターを中心としたそういういろんな形ですね、発表をしていただくという形にしたいと思っております。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

**○19番（小園義行君）** 予算書は33ページですけれども、国際バルク戦略港湾選定関連ということで、今回そういう決起大会とか要望活動等をしたいということですね、あるわけですが、これ港の管理というのは本来県がしているわけですし、この決起大会、そういったものに対して県とのすり合わせ、そういったものがきちんとされた上でこういう予算計上になって、県の方もそれに対して何らかのそういう予算措置がされているものなのかというのが1点ですね。

それと、今、民主党が代表選挙をやっていますが、いわゆる要望活動としたときに、以前は幹事長室を通してというようなこと等で、非常に地方からの陳情等々が難しい状況があったわけですね。代表がどちらになるか分かりませんが、こういったものをどういったところにきちんと見据えて要望活動というのはされるというふうに考えておるのか、ちょっとお願いをします。

それから、所管のところでないところだけ、ちょっとお願いしたいと思います。

先ほど、31ページですね、丸山議員からも出てましたが、全協でもちょっと説明がありました。この事業は農振農用地の中に入っていないと難しいよということで、今回たまたま白地の所が含まれていたというのが判明して、お金を返納ということになるわけですね。新しくやるときには、当然その当初計画した中に白地の土地があるのであれば、農用地の編入をして当初計画どおりの事業にしていくのか、それともそこを除いた形で事業として、これあと1年継続してやるのかという、そこについての説明が全協、またやり取りの中でもなかったものですから、この事業に対して、継続してやるのであれば、当然法に触れているのであれば、農用地の編入ということを手続き上しない限りはおかしいことになるんじゃないかということも考えられるわけですね。そこで、農業委員会との関係もあるでしょうが、どういうふうにお考えなのか、お願いをします。

それと、予算書の24ページ、地域情報通信基盤整備推進事業、これ私も同じことを聞こうと思

ったんですが、後で答弁があると思います。ただ、このことについて少し。

今、実際既設の電柱に共架をさせてもらうということで、仮にNTT柱で言いますと、地上高5mを確保しないといけないというふうになっているんですね。その地上5メートルの所以上にNTTのケーブルがあるわけですが、光ファイバーも含めてですけど、そのケーブルの上の方にやるのかですね、下にやるのかで非常に作業の仕方も変わってくるわけですね。そこらに対しての地上高の確保というのをどういった形でこの事業を推進していくに当たって考えておられるのか。

それと、1点は、各家庭にこの事業で、既設のNTTの回線等が配線、いわゆる配管を通してされているわけですね。既設のですね。そこに対して、1戸1戸新しく市の光ファイバーケーブルを引く際にどういった形で。すべての世帯の方とアポイントを取って、何時に仕事をさせていただきますということをしない限り、これできないわけですが、そういった作業がこの残されている半年の中で果たして可能なのかという心配もするわけです。そして、志布志町の街中にビルがありますね。あそこにすべてもう先行配線でNTTが、ビルですから配管を通していているわけですよ、その中にですね。そこに対しての事業の進め方の考え方も併せてお願いします。

それから、あと1点は、今回総合体育館の改修事業で、有明ですかね、ここにいわゆる玄関等の関係をされているわけですが、先の水害の中で少し玄関部分が落ちてですね、事故が発生したということで、その後の報告等がちょっとないわけですが、状況と併せてそのことがどういうことになっているのかというのがこのことでは1点と、あの体育館施設は指定管理者を指定をして、そこに管理をお願いをしているわけですね。そういった際に、今回起こりましたそういった事故との関連、そういったものを指定管理者を選定した市として、どういうふうにその事故に対する責任の在り方というのを考えておられるのか、1点お願いします。

そして、最後に、歳入のこの臨時財政対策債、これは以前私の理解するところでは、一応市が借りて、起債を起こしてやりますね。後で100%その分については返ってくるというふうに理解をしてたんですが、その制度がそのまま残っているのか、今の臨時財政対策債の後、交付税措置される、後のですね、その仕組みが変わっているのであれば、私に教えてください。不勉強で大変申し訳ないです。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** お答えいたします。

まず、電柱共架について、地上高を確保しなければならないということでございますが、議員御指摘のとおりですね、そのような話をコンサル事業者からお聞きをしているところでございます。特に地上高が確保できないという場合も想定されるということでございまして、そのような場合におきましては、自営柱等で対処しなければならないというふうにお聞きをしているところでございます。

それから、各家庭あるいはビルに光ファイバーを引き込みをする場合の配管等でございますが、既にNTTの光ファイバーを通してある管につきましては、後から入れるということはなかなか困難ではないかなあというふうに考えております。現在、私どもの方で検討しているのが、もし

配管が使えるようであればそこを使うと。使えない場合につきましては、エアコン等のドレンパイプの穴、そういうものをですね、利用しながら中に引き込みをしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、工事における宅内配線等でございますが、各家庭と連絡を取って工事に入らなきゃならないわけでございますが、御指摘のとおりなかなか今夫婦共稼ぎという家庭が非常に多くなっておりますので、いかにして工事の時間等を設定するか、アポイントを取るかというものについては、非常に大変な作業になるのかなあというふうに考えております。しかしながら、今回のこの事業につきましては全戸に告知放送を設置するという事業でございますので、いろいろな手だてを考えながら、そして市民の方々の御理解をいただきながら工事をやってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○財務課長（溝口 猛君）** 臨時財政対策債への御質疑でございますが、制度そのものは変わってないところでございます。したがって、交付税特会の財源が不足する分を地方において臨時財政対策債を発行して、その代わり償還時に100%交付税でみるということでございます。ちなみに平成22年度におきましては、臨時財政対策債の償還分が約3億円、需要に入っているところでございます。

**○市長（本田修一君）** 国際バルク戦略港湾につきまして、今回地元で決起大会を開催しながら、要望活動を重ねるといふことの予算のお願いをするところでございます。このことにつきましては、当然管理者は県でございますので、県と一体化した形でこの大会を開催するということになりまして、知事、あるいは副知事が出席した形での決起大会になるということでございます。そしてまた、予算につきましては、県の方は既定の予算の中で対応していただくということになっておりますので、この予算規模以上の大会になろうかと思っております。

それから、要望先でございますが、要望につきましては国会議員、国土交通省というふうになるわけでございますが、現在民主党政権でございますので、民主党の国会議員、そしてまた鹿児島県の事務所を中心に要望活動を重ねていくということになろうかというふうに思います。

そしてまた、実はこの国際バルク戦略港湾につきましては、2020年度までに完成するという構想になっております。2020年にどれだけの取引高があるのかというような形のプレゼンテーションを先だって県の方でされたところでした。その中で、志布志港のみならず、西九州の穀物の取扱港について、この志布志港をハブ港として、2020年以降はその穀物港に二次輸送をしていくというような形に提案がされておりましたので、そちらの港についても今後こういった構想で臨みたいという説明をしていくというようなことになっております。

それから、農地・水・環境についてですが、農振農用地で申請しなければならなかった分が、されていない所が申請されて、今回予算をお願いするということにしてあるところでございますが、今後、この白地の部分につきまして、農用地に編入して事業化ということにつきましては、現在、農地・水・環境の事業自体が、平成18年度から申請を受け付けまして始まっているという関係で、

この事業の適用についてはもう受けられないと、仮に面積が増えても受けられないということになりますので、市独自のものと考えてまいりたいというふうに考えているところでございます。これは先ほども申しましたように、それぞれの地域の協議会の取り組み内容をまた修正させていただくところは修正させていただきながら、23年度については取り組みをしていきたいというふうに考えているところでございます。

**○生涯学習課長（津曲兼隆君）** 有明総合体育館の屋根ひさしのその後の経緯でございますが、事故の補償の内容ですけれども、車への補償金の件につきまして、まだ当人と協議を継続しているところでありますので、しばらく時間をいただきたいと思っております。

それから、指定管理者の在り方でございますが、基本協定書の中で、施設及び設備の維持管理に関する業務というのが入っておりますので、この件については指定管理者の責任があると思っておりますので、適切な維持管理に努めるよう指導をいたしているところでございます。

**○19番（小園義行君）** この電柱の関係ですが、先ほど本田議員の方からもありましたけど、本数がこれだけ共架をしたいということですよ。占用料というのはずっと見直しがされないままにきていると思うんですが、市がいただくのは1本いくらで、NTTと九電、それぞれいただいているところですか。

それから、この国際バルク戦略関係、これはよく分かりました。県選出の国会議員等々にお願いをしたいということでありまして、よく分かりました。

この農地の水・環境保全の関係ですが、その白地に入っている所はこの事業としては難しいので、市独自の事業として一体としてやっていくというふうに先ほど市長の答弁で感じたところですけど、そういうことでの理解の仕方でいいんですかね、ここは。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

その件につきまして、先ほども丸山議員の方にもお答えしたところですが、これまで4年間、今年度を含めまして4年間、この事業については地域全体で取り組んでいただいて、それなりの成果が出てきているということで、共生・協働の地域づくりがされているんじゃないかなあというふうには十分感じているところでございます。

しかしながら、本来対象とならない農地について、対象としたという私どもの手落ちがあったということにつきましては、陳謝しながら修正等もさせていただきたいということをお話を申し上げようかというふうには考えております。それで今後の事業の展開について何らかの支障があるとなれば、そのことについては対応が必要かなあというふうには考えるところでございます。

**○19番（小園義行君）** ということは、円をかきますね。ここだけは実際はしちやいかんかったのをしたということで、外れますね。そうしたときに、事業としては計画としてそういうふうに取り組んでおられるわけですから、この欠けている部分については市独自で、この事業ではできないので、何らかの対応をしていくというふうに理解していいのかということ、そういうふうでいいんですね。ということをお聞きしたかったんですよ。

それとですね、先ほど、今課長がおられんですね。おられんからいいか。しょうがないなあ。

それと、体育館の事故の関係ですが、これは教育委員会は委任して受けているわけであって、本来市長部局の方です、きちんとその指定管理者を選定する、そういったときにはそういった事故が起きた際の対応の仕方としては、担当課、教育委員会でしてよということではなくて、多分いろんな所、教育委員会が主ですよ、そういう体育施設とかそういったものは。でもきちんとそこら辺については、市としてもその指定管理者を導入していくという立場上、市長としてこれ、こういった事故が起きた際です、対応の仕方としては、きちんとやっぱりそちらでもしっかり取り組んでいくというのは必要じゃないですかね。これから先、3年ごと、5年ごとにいろいろ変わっていくわけですから、指定管理者もですね、受けられる方もですよ。ぜひそこら辺についての考え方もちょっとお願いをしておきます。

それで、課長が来られましたので、いくらというのは後で出るでしょう。ただ、事業としたとき、先ほどですね、換気扇の所を入れたりですね、申し訳ないですけど、ビルのやつは配管がされていると、簡単に家庭の方々がですね、悪いけど換気扇から入れてよとか、エアコンのそこから入れてよって、そんなふうには恐らくならないと思うんですね。やっぱりだからこれ、非常に1軒1軒のですよ、個人の財産を、現在生きている回線をいったん止めさせていただいて、外に引っ張り出して一緒に入れていくという作業をしないといけないわけで、そこらについて、イ・エス・エスでしたっけ、新しい会社の方がどういった考え方をそういったものに、後の管理もやっていくということでしたので、お持ちなのかですね。そうしないと志布志の市街地なんか特に、本当にマンションが建っている所は、もう完全にビルですから、配管が入ってますよ。勝手にどこからでも入れるというわけにこれ、いかんわけですね。そこらについてはしっかりと対応しないと、事業が実際遂行できないという心配をするものですから。そこららについては非常に、受けておられる、その実施設計、そして後の施工になった時にですね、トラブル等々が起きると大変申し訳ないわけですし、そこらについての考え方もきちんと持っておかんといかんのじゃないかという思いから、ちょっとお聞きしたところであります。もちろん家庭の1戸建てのお宅だってそうですよ。簡単にどこでもいいよというふうにならんと思いますが、これ。

**○耕地林務水産課長（立山広幸君）** 農地・水関係についてお答えいたします。

先ほど市長の方の答弁がございましたが、編入についてはできないということの答弁がございましたように、要綱の中で、当初の19年度採択の時から農振地域でなければ交付金の対象にならないというのが掲げてあります。そして、活動内容といたしましては、農振地域外であってもよろしいというようなことになっておりますので、交付金の対象面積は農振地域だけでも、活動については同じ集落だから、活動の方はしてもいいですよということになっているところがございます。

**○建設課長（中迫哲郎君）** 電柱の占用料についてちょっと、市道分と法定外、住宅などのですね、行政財産についてをお答えいたします。

NTTは、1本当たり基本的に910円となっております。ただ、合併から経過措置を設けておりますので、今地区によりましては、600円から740円というようなところも合併前に立てた電柱

には負担いただいているところでございます。合併後からは910円で条例化して決めてあるところでございます。

それと、九電柱につきましては、1本当たり1,600円ということになっております。

本数でいきますと、九電が3,792本ありまして、1,600円の606万7,200円、21年度で占用料をいただいているところでございます。NTTが4,316本で283万7,610円となっております。

それから、NTTにつきましては、共架柱につきましてもm当たり8円ということで、共架柱の負担をいただいているところです。その分が合計で1,780本ございまして、53万8,256円となっているところでございます。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** 工事の関係についてでございますが、現在まだ宅内工事の工法等について設計等の協議を行っておりませんので、今後コンサル業者、それから施工業者と十分協議しながら、慎重な工事にあたっていくようにしてまいりたいと思っております。

**○市長（本田修一君）** 体育館の指定管理の件についてでございますが、当然、この事故が発生した時から、私どもの方でもこの対応につきまして、教育委員会と協議を重ねながらしているところでございます。今後もこういった事案等が発生する可能性が高いというふうに思われますので、十分この対応を通じて、そのことにつきましての統一の見解をつくってまいりたいというふうに考えます。

それから、農地・水関係につきましては、先ほど課長が答弁しましたように、新たに農用地としては指定できないということでございますので、その分につきまして、地域の方々と協議をさせていただきたいというふうに考えるところでございます。

それから、情報管理課の宅内配線につきましては、当初から私どもはこのことについては本当に大きな心配をしております。市民の皆さん方の全面的な御協力を賜りながらしなければ、事業を年度内に終了できないのではないのかなあということになるかというふうに思います。ということで、設計業者はもとより施工業者についても、そしてまた当局である私どもにつきましても、市民の方々に十分御説明を申し上げながら、スムーズな事業展開ができるよう一生懸命取り組んでまいりたいというふうに思いますので、どうかこのことについても議員の皆様方も御協力をお願いしたいというふうに思うところでございます。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

**○7番（鶴迫京子君）** 補正予算説明資料の7ページですが、先ほども質疑がありましたが、環境保全促進事業のここに目的と内容等が示してありますが、大変、環境保全促進事業ということで、時を得た事業ではなかろうかと思えます。その中で、まず1点。

環境保全促進にはいろんな事業がありますが、それを志布志市水質保全のシンポジウムを行うということに決めた経緯ですね。

それと、ここに市民の地下水や河川水の水質保全への積極的な取り組みを啓発するという目的に添って、対象者を市民500名ということで計画されていますが、今までいろいろなシンポジウムが行われますが、本当にシンポジウムで、その時の2時間なり4時間なりのシンポジウムだけ



で終わって、そしてまたそこに来ている対象者というか会場にいらっしゃる方というのは、それに関係ある方だけがほとんどのような気がします。それで、このことも何かもったいないような気がするんですね。志布志市はゴミ資源化率がすばらしいといつも市長も、皆さんの努力によってやっている町であります。そしてまた、国にも環境省の方に出向職員もいらっしゃいます。一生懸命勉強されています。そういうかねてはすごく誇れる自分の志布志市だということとされているわりには、この環境保全促進事業というのが、ただシンポジウムを行って、それで終わるだけの事業にならないかなと思います。まず、この市民500名というのは志布志市民だけの対象ということにとれるんですが、その中身をもう少し。

**○市民環境課長（竹之内宏史君）** はい、お答えいたしたいと思います。

まずその経緯ですが、本市の水道水はほとんど地下水を利用しております。御承知のとおりですね。普現堂の湧（ゆう）水源が名水百選に選ばれておりまして、地下水へのかかわりが非常に深いということとございます。19年度にですね、本市の地下水調査を実施しましたところ、硝酸性窒素の割合が高いということが分かりました。このようなこともありまして、市の状況を市民に公表しまして、水質保全への積極的な取り組みの啓発を行うということで、500名は一応市民の方ということでございます。そういう意識を啓発してですね、自分たちでできることから改善をしていっていただきたいということとございます。

シンポジウムにつきましては、先ほども申し上げましたけども、河川の浄化協議会というのを、昨年前川、今年は田原川を一応立ち上げておりまして、その中にはですね、地域の方々、代表の方々、それからそういう業種の方々、各主体の方々、両方とも30名から40名近い方々に来ていただいております。そういう方々にも、すべての川にかかわる方々の意識を高めていただきたいということで、先ほど下平議員からもあったんですが、そういう協議会をですね、全4川ありますが、全部立ち上げていただきたいという要望等もございます。よって、この水質シンポジウムにつきましては、やはりこれを契機にその意識の啓発をしていくというような節がございますので、今おっしゃったような形で継続できるように、持続できるようなシンポジウムの在り方にしたいと考えております。

**○7番（鶴迫京子君）** はい、内容は分かりましたが、意識啓発を図るということとあります。その市民という方々も集まれる方は、そういうのに関心のあられる方が集まれると思うのですが、一般的に志布志市でいろいろ見掛けるんですが、いろんな所で市民の方が水くみをされていますね、ゆう水、湧き出た水を。あそこの水が体にいいよとか、いやもうここがいいとか、水を求めてくみに行かれます。そしてそれを飲料水としてされています。御前の水はあまりくまれませんが、例で言いますと、お茶屋さんですね、平山庭園の所にある、沢目記の所の水とかですね、ああいう所でくみ取られている姿をよく見るのですが、そういう方々も水にやはり関心があるろうかと思えます。そうなった場合、本当になんかこの保全事業とか、こういうのがもったいないような気がするんですね。せっかくこういうシンポジウムを開くんでしたら、そういう本当に住民の方々にたくさん聞いてもらいたい。そして聞いた帰りには、何かもったいなかったという

気になるんですね。こんないい話をほかの方たちにもいっぱい聞いてもらいたかったという気になりますので、この事業計画の在り方として、このシンポジウムといたら、市民環境課だけになりますね。そして、そういうコーディネーターの方とかもやはり志布志市の方ではないと思いますし、よそからみえる講師の方だと思いますし、そういう方をたった何時間のためにいらして、そういうのでなくて、1泊ぐらいしていただいて、連泊して、そして志布志市だけでなく、全国からこういうのに関係のある方とか、また興味を持っている、そういう勉強をしたいなあという住民というか、を集めるという観光という面でもとらえて、生涯学習課なり、ほかの課との連携もして、1日のこの113万7,000円でなくて、2日やってもいいわけではないか。その企画の在り方、事業の計画の在り方というのをもっと考えて、せっかく行うんだったら、そういう面で少しでも、勉強をして、そして志布志市に1泊してお金も落としてもらおうとか、そういう事業計画の在り方、この中ではそういうことは出なかったんでしょうか。

**○市民環境課長（竹之内宏史君）** 一応ですね、今のところそれに向けてですね、協議と申しますか、事前協議を数回重ねる予定でおります。その中には講師の方に来ていただいてですね、今おっしゃったような形で、志布志のことをよく知っていただいて、そして協議を深めていくという形をとろうかと思っております。

そして、広報等を行いますので、広く、先ほどおっしゃったような御前の水とかですね、沢目記の水とか、ああいう水に携わっている方がいらっしゃいます。そういう方々だけでなく、全市民を対象に広報、啓発をしたいというふうに考えております。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** 先ほどの本田議員の御質疑にお答えいたします。

来年度以降の電柱共架料がいくらかという御質疑でしたが、九電柱が2,047万5,000円、それからNTT柱が894万6,000円、合計2,942万1,000円でございます。なお、この金額につきましては、23年度以降はIRU契約により運営事業者が負担をするということで、市の方からの支払いはないところでございます。

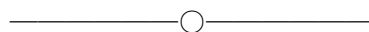
以上でございます。

**○財務課長（溝口 猛君）** 先ほどの本田議員の御質疑に対して答弁申し上げます。

市における電柱使用料と本数、それから収入はいくらかということでございましたが、市道においては、先ほど建設課長が申し上げましたとおり総体で8,108本、944万3,000円の収入でございます。市道以外の電柱使用料でございますが、本数につきましては各課それぞれ上げておりますので、ちょっと本数については分かりませんが、使用料につきましては240万円。したがって、市の電柱使用料としましては、1,184万3,000円でございます。

**○議長（上村 環君）** これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。



**日程第9 議案第51号 平成22年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）**

○議長（上村 環君） 日程第9、議案第51号、平成22年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第51号、平成22年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本案は、平成22年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、パソコンソフト保守等委託、償還金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,566万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億3,867万3,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の国庫支出金は、特別財政調整交付金を236万3,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の療養給付費等交付金は、過年度分の退職者医療療養給付費等交付金を764万3,000円増額するものであります。

9ページをお開きください。

歳出の総務費は、パソコンソフト保守等委託料を236万3,000円増額するものであります。

12ページをお開きください。

歳出の諸支出金は、国庫補助等返還金を2,283万5,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

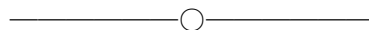
○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第51号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



#### 日程第10 議案第52号 平成22年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第10、議案第52号、平成22年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第52号、平成22年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、平成22年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出予算について、償還金、一般会計繰出金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ703万円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の国庫支出金は、過年度分の医療費国庫負担金を43万6,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の県支出金は、過年度分の医療費県負担金を10万8,000円増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳出の諸支出金の償還金は、償還金利子及び割引料を8万8,000円増額するものであります。

9ページをお開きください。

歳出の諸支出金の繰出金は、一般会計繰出金を47万7,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

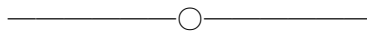
**○議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第52号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



#### **日程第11 議案第53号 平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）**

**○議長（上村 環君）** 日程第11、議案第53号、平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第53号、平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について、一般会計繰出金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ181万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,899万3,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を181万1,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の諸支出金は、一般会計繰出金を188万7,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第53号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



## 日程第12 議案第54号 平成22年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）

**○議長（上村 環君）** 日程第12、議案第54号、平成22年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第54号、平成22年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、平成22年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算について、高額医療合算介護サービス費、償還金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億846万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億1,320万4,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の支払基金交付金は、過年度分の介護給付費交付金を1,190万5,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の県支出金は、過年度分の介護給付費負担金を777万円増額するものであります。

11ページをお開きください。

歳出の保険給付費は、高額医療合算介護サービス費を1,000万円増額するものであります。

12ページをお開きください。

歳出の諸支出金は、償還金を3,686万4,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

**○12番（立山静幸君）** 予算書では11ページ、予算説明資料では25ページですが、当初予算で

200万円ほど組んであって、執行見込み額が1,200万円ということになっているようですが、5倍も執行見込み額が増えた理由についてお伺いいたします。

**○保健課長（木佐貫一也君）** ただいまの御質疑についてお答えいたします。

この高額医療合算介護サービス費ですが、平成20年度に制度としてできたものですが、この制度につきまして簡単に触れますと、同じ医療保険の世帯内で医療と介護の両方を合わせた自己負担が決められた限度額を超えた場合に、1年間を通してその限度額を超えた場合に支払われます。期日としましては、8月から翌年の7月までということになりまして、制度が発足した20年4月から6月分につきましては、21年の7月までの16か月分と1年分を比較しまして、有利な場合に申請するという経過措置がございます。当初の時点では、新しい制度ということがありまして、大体3倍ぐらいを見込んで計上しておりましたが、実績としてみますとかなりの申請増が分かりまして、現在支払い済みで49件のところがございますが、ただいま受け付けをした分が104件ございまして、その分を見込みまして、かなり大幅な額でございますが、実績に合わせて今回増額をお願いしたところがございます。

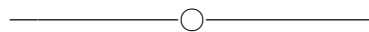
以上でございます。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第54号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



### **日程第13 議案第55号 平成22年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）**

**○議長（上村 環君）** 日程第13、議案第55号、平成22年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第55号、平成22年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、平成22年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出予算について、繰越額の確定に伴い、一般会計繰入金及び繰越金を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入予算の款項の区分間の金額の調整をするものであり、予算の総額に増減はございません。

それでは、歳入予算の説明を申し上げます。

予算書の3ページをお開きください。

繰入金は、一般会計繰入金を660万円減額するものであります。

4ページをお開きください。

繰越金は、前年度繰越金を660万円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第55号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

#### 日程第14 議案第56号 平成22年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第14、議案第56号、平成22年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第56号、平成22年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、平成22年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出予算について、繰越額の確定に伴い、一般会計繰入金及び繰越金を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入予算の款項の区分間の金額の調整をするものであり、予算の総額に増減はございません。

それでは、歳入予算の説明を申し上げます。

予算書の3ページをお開きください。

繰入金は、一般会計繰入金を60万9,000円減額するものであります。

4ページをお開きください。

繰越金は、前年度繰越金を60万9,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第56号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第15、諮問第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

**日程第15 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて**

○議長（上村 環君） 日程第15、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、本市の区域に置く人権擁護委員の数を人権擁護委員定数規程第1条第1項の規定による人権擁護委員の定数に満たさせ、人権の擁護に遺漏なきを期するため、新たに高田俊洋氏を人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

高田俊洋氏の略歴につきましては、説明資料の7ページから8ページまでに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。諮問第1号は、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は、適任とすることに決定されました。

日程追加のため、しばらく休憩いたします。

—————○—————

午後2時20分 休憩

午後2時21分 再開

—————○—————

○議長（上村 環君） 会議を再開します。



お諮りします。ただいま配付しました追加日程表のとおり、本日の日程を追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、追加日程表のとおり、本日の日程を追加することに決定しました。

—————○—————

○議長（上村 環君） 追加日程第1、発議第8号につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略します。

—————○—————

### 追加日程第1 発議第8号 臨時会の招集権を議長に付与することを求める意見書の提出について

○議長（上村 環君） 追加日程第1、発議第8号、臨時会の招集権を議長に付与することを求める意見書の提出についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（東 宏二君） ただいま議題となりました発議第8号、臨時会の招集権を議長に付与することを求める意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

現行の地方自治法においては、議会の招集権は首長にのみ付与されており、二元代表制の一翼としての議会の役割を担い、責務を果たすためには不十分な状況であることから、議会の招集権が議長にも付与されるまでの当分の間について、次のいずれかの事項の早急な実現が図られるよう速やかな地方自治法の改正を強く要望するため、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出しようとするものであります。

1. 議会の構成及び議員等の提出による会議に付すべき事件について、臨時会を招集する必要があると議長が認めたときは、その招集権を議長に付与すること。

2. 地方自治法第101条第4項に規定する「20日」を超えても首長が議会を招集しない場合においては、議長にその招集権を付与すること。

提出先は、衆議院議長 横路孝弘、参議院議長西岡武夫、内閣総理大臣 菅直人、総務大臣原口一博でございます。

以上で趣旨説明を終わります。御賛同方、よろしくお願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第8号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、発議第8号は、原案のとおり決定されました。

—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。

ただいま議決されました発議8号の字句整理及び提出手続きにつきましては、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議長において字句整理の上、提出することにいたします。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日から5日までは、休会とします。

6日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時26分 散会

**平成22年第3回志布志市議会定例会（第2号）**

期 日：平成22年9月6日（月曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

**議事日程**

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

坂 元 修一郎

本 田 孝 志

西江園 明

岩 根 賢 二

**出席議員氏名（23名）**

1 番 平 野 栄 作	2 番 下 平 晴 行
3 番 西江園 明	4 番 丸 山 一
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 毛 野 了	10 番 立 平 利 男
11 番 本 田 孝 志	13 番 小 野 広 嗣 博
14 番 長 岡 耕 二	15 番 金 子 光 博
16 番 林 勇 作	17 番 岩 根 賢 二
18 番 東 宏 二	19 番 小 園 義 行
20 番 上 村 環	21 番 鬼 塚 弘 文
22 番 丸 崎 幹 男	23 番 福 重 彰 史
24 番 野 村 公 一	

**欠席議員氏名（1名）**

12 番 立 山 静 幸

**地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名**

市 長 本 田 修 一	副 市 長 井 手 南海男
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 中 崎 秀 博
情報管理課長 徳 満 裕 幸	企画政策課長 溝 口 敏 久
財 務 課 長 溝 口 猛	港湾商工課長 萩 本 昌一郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 外 山 文 弘
福 祉 課 長 山 下 修 一	保 健 課 長 木 佐 貫 一 也
農 政 課 長 上 原 登	耕地林務水産課長 立 山 広 幸
畜 産 課 長 中 崎 章 文	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 白 坂 照 雄	志布志支所長 小 辻 一 海
水 道 局 長 井 手 佐喜雄	会 計 管 理 者 楠 川 昭 博
農業委員会事務局長 堀 苑 智 之	教 育 総 務 課 長 五 代 豊 一
学校教育課長 金 久 三 男	生涯学習課長 津 曲 兼 隆

**議会事務局職員出席者**

事 務 局 長 今 井 善 文	次長兼議事係長 徳 田 弘 美
調査管理係長 坂 元 正 知	議 事 係 武 田 賢一郎

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。



### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、毛野了君と立平利男君を指名いたします。



○議長（上村 環君） 市長より発言の訂正の申し出がありましたので、発言を許可します。

○市長（本田修一君） おはようございます。

発言の訂正をお願いします。

9月3日の承認第9号、専決処分の承認を求めることについて（平成22年度志布志市一般会計補正予算（第5号））における岩根議員の質疑に対する答弁におきまして、「長い間、私どもはそのもらい公害というような感じになったところで」と申し上げましたが、不適切な面がありましたので、次のように訂正いたします。「これまでの間、口てい疫に対する宮崎県の取り組みは手ぬるい面もあったのではないかと感ずるところであり」に訂正したいと思います。おわびし、訂正をよろしく願いいたします。

○議長（上村 環君） ただいま市長から9月3日の会議における発言の訂正の申し出がありました。発言の訂正については、会議規則第67条の規定によって、議長の許可を得てすることとなっております。ただいまの市長の発言の訂正の申し出は、これを許可します。



### 日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、6番、坂元修一郎君の一般質問を許可します。

○6番（坂元修一郎君） 皆さん、おはようございます。

今日から一般質問でございますけれども、よろしくお願いいたします。

今回は、口てい疫と認証制度について質問をいたします。

質問に入ります前に、4月に口てい疫の発生の発表がございまして、終息するまで4か月間ありましたけれども、その間、行政の職員の皆さん、そして議員をはじめJA・各種団体の皆さんにおきましては、その水際での防疫に努めていただきまして、無事終息を迎えたことは、皆様の努力に敬意を表したいと思います。

そして、災害に見舞われた宮崎の畜産農家の皆さんをはじめ、その影響を受けた皆さん、そして29万という犠牲になった家畜の尊い生命にお悔やみを申し上げ、決して二度とこういった惨事が起きないように肝に銘じながら質問をするところでございます。

まず最初に、口てい疫についての質問に入りますけれども、本日の質問者が4人ということに

なっておりますので、なるべく簡潔な質問にしたいと思っておりますので、簡潔な答弁をお願いしたいと思っております。

今年4月に発生いたしました口てい疫でございますが、宮崎県内11市町に発生いたしまして、292戸の農家の家畜29万頭余りが前代未聞の犠牲になっております。宮崎県だけでなく、本県をはじめ全国的に大きな分野に影響を与えております。8月27日をもって終息宣言が出されましたけれども、現在もいまだにその風評被害と災害というものが続いております。県境は超えませんでしたけれども、もしこれが鹿児島県まで入っていればどういったことになっていたか、もう想像を絶するんじゃないかというふうに思っておりますが、まさに背水の陣、目の前まで迫った中での防疫というものが生かされたのではないかというふうに思います。その間、指揮を執られた市長におきましては、大変な心労があったろうというふうに察するわけでございますけれども、口てい疫の発生確認からもう既に5か月たつわけでございますが、今回の惨事を振り返った市長の現在の心境をですね、お伺いしたいと思います。

**○市長（本田修一君）** おはようございます。

坂元議員の質問にお答えいたします。

心境ということではありますが、まず本市、本県にこの口てい疫が侵入することなく終息を迎えたということにつきましては、本当にほっとしてうれしいところでございます。宮崎で4月20日に発生しまして8月27日の終息宣言まで130日間と長期に及んだところでありますが、この間、家畜競り市が4月から延期され、畜産農家の経営に影響が出始めたということでもあります。そしてまた、お釈迦まつりや各種行事等の中止や延期に伴いまして、地域経済にも大きな打撃を与え、本当に心配したところでありました。

消毒作業につきましても、消毒業務が100日間を超える期間となりまして、幸い議員各位をはじめ民間の事業所の方々、関係機関、市役所職員総出ということで防疫業務に、またボランティア活動という形で御協力いただくとともに、口てい疫の寄附金もいただいたということでありまして、また寄附金と同時に物資も寄せられたということで、このことにつきましても本当に感謝申し上げたいなというふうに思います。

また、議会におかれましては、市の口てい疫支援対策事業やプレミアム付き商品券発行事業の議決をいただきまして、市民への安心の提供を配慮いただきました。7月末からは競り市の再開、延期をしましたみなとまつりも開催でき、地域振興の再スタートができたというふうに受け止めております。改めて、市民の皆様方に感謝申し上げ、口てい疫の再発防止に今後は取り組んでまいらなきゃならないというふうに認識しているところでございます。

**○6番（坂元修一郎君）** 発生から終息までの経緯を市長の方からお伺いいたしましたけれども、大変な苦労が本当にあったなというふうに振り返るわけでございますけれども、市長からありましたように、これからの防疫というものが非常に大事になってくるんじゃないかというふうに思うところでございます。

終息に向けましていろんな対策が打たれた中で、いろんな協議、対策本部等が立ち上げられた

わけでございますけれども、現在の状況ですね、どうなっているのか、お伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

志布志市でさまざまな場所、ポイントで消毒をしてきたところでございますが、そのことにつきましては8月10日までに高岡口、そして夏井において設置しました消毒ポイントについては撤去したと。それから、港湾の第2突堤につきましては、万一に備えまして終息宣言が出されました8月27日まで消毒作業を継続したということでございます。現在は、庁舎入り口に消毒マットの設置と、それから農家の方々には8月13日付けで、引き続き口てい疫の侵入防止に取り組んでいただきたいと文書をお願いしているところでございます。

そして、4月20日以来設置いたしました対策本部につきましては、終息いたしました8月27日付けをもって解散をしております。

**○6番（坂元修一郎君）** 一応終息は見ておりますけれども、目に見えないウイルスでございますので、どこに存在しているかも分からないわけでございますが、地域の人たちや畜産農家とですね、話をするとき、目に見えない病気だけに我々も口てい疫やそのウイルスといったものについてもっと勉強をするべきだろうという話がよく聞こえてまいります。我々も間違った情報や知識を持っています。そして、消費者等につきましてもですね、そのせいによって風評被害が起こるというわけでございますので、病原菌やその防疫対策等について、常識的なことを聞くかもしれないけれども、お許しをいただきたいと思えます。

今回、発生いたしました口てい疫は、家畜や野生動物の偶蹄（てい）類、偶数のひづめを持っている動物に発生するというところでございますけれども、今回の口てい疫は、その脅威、その被害というものはですね、全般的なその伝染病の中でこういったふうに位置付けられているのかですね、お伺いをしたいと思えます。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

口てい疫につきましては、その伝染力がほぼ100%であるということでありまして、通常のウイルスに比較して類を見ないほど激しいウイルスだということでございます。しかしながら、致死率といたしましては、成畜の場合で数%と低いということではありますが、感染すると口やひづめの所に水疱（すいほう）やびらんができてですね、畜産物としての価値が著しく低下するということであり、また治療法もないということでもあります。そして、他の家畜への感染拡大を防ぐためには、り患した患畜は発見され次第、殺処分しなければならないということでございます。また、他地域の家畜への伝ばを防ぐということで、地域単位で家畜の移動制限が設けられるということでございます。今回も、10km圏、20km圏というような形で移動制限の地域の設定がされたところでございます。

ということで、これらの措置による経済的被害が甚大であるというようなことでありまして、世界的に非常に恐れられている病気だということでございます。

**○6番（坂元修一郎君）** 今、説明がありましたように、目に見えないけれども非常に強い力を持っているということでございますが、今回、口てい疫の一連の災害をパンデミックというふ

うに呼んでおりますね。一部地域での爆発的感染という意味らしいですけども、家畜に伝染する伝染病はほかにどんなものがあるのか、我々もBSEぐらいは知っておりますけれども、国内のこれまでの被害の中でですね、今まで以上のものがあつたのかですね、もし分かっていたらお教えいただきたいと思ひます。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

このことにつきましては、最近特にマスコミ等で大きく取り上げられているようでございますので、多分皆さん方も十分御承知かと思ひますが、家畜伝染病予防法第2条におきまして、特に伝染力や死亡率が高い疾病として定めております家畜伝染病につきましては、口蹄（てい）疫、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ等の26疾病があるということでございます。

口蹄疫につきましては、平成10年に宮崎県と北海道で発生しております。その時は、740頭の殺処分で終息されたということでありました。

豚コレラにつきましては、平成19年4月に清浄国になっていますが、平成16年に鹿屋市、高尾野町で未承認ワクチン接種によりまして3,600頭殺処分がされております。

それから、高病原性鳥インフルエンザにつきましては、平成16年に山口、大分、京都府で発生しております、鶏が27万羽、この時は処分されております。それから、平成17年には茨城、埼玉で発生しまして、この時は鶏が578万羽、平成19年には宮崎、岡山で鶏が17万羽ということで、さらに平成21年には愛知県でうずらが160万羽ということで、高病原性鳥インフルエンザによって殺処分がされているということでございます。

今回の口蹄疫につきましては、牛と豚ということで、豚にも発症いたしまして、総計で28万9,000頭の殺処分となりまして、口蹄疫としてはこれまでになかったものというふうになったところであります。

**○6番（坂元修一郎君）** 今の答弁を聞きまして、ああ、そんなにもあつたものかというふうにびっくりしたところでございますけれども、日本のこの清浄国におきましても、そういうふうにかんりのこれまでの疾病があつたということでびっくりいたしました。

今まで口蹄疫というのは、牛だけに発生するものだというふうに思っておりますけれども、今回、豚に発生いたしまして大変な被害になつたわけでございますが、なぜ今回は豚まで感染したのかですね。豚に感染すると伝搬率が極端に増すというふうに言われております。感染した患畜の菌の保有数とですね、感染させるに必要な菌数等が分かっておりましたら、お教え願ひたいと思ひます。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今回は、本当に牛で発症いたしまして、それから豚に感染したということになりまして、まさしく口蹄疫、偶数のひづめを持つ家畜には伝染するということの顕著な例になつたところであります。

今回は、4月20日の第一例目の時点では、少なくとも10農場以上に口蹄疫が侵入していたというふうには後から検証されております。さらに、発生を中心となつた川南地区では、牛農家と養



豚農家が密集して混在しているということで、前回と比較しまして農場から農場へ伝搬しやすい地域になっていたということが、地域の特殊性があるようでございます。豚で最初の感染例となりました県の畜産試験場川南支場の防疫対策について、シャワーを浴びての出入りが来場者に限られていたことや、豚を移動させる際に豚舎の外周を歩かせていたということなど、ウイルスの侵入防止対策が不十分だったということが豚にも感染した原因の一つじゃないかというふうに考えられているところであります。

次に、感染した家畜の保有ウイルス数と感染に必要な個数ですが、いずれも正式には公表されていないところでありますが、感染に必要なウイルスの量につきましては、6月25日付け日本農業新聞に、10個のウイルスでも感染の可能性があるということで、極めて感染力の強い病気だなということがこれでも言えるんじゃないかなというふうに思うところであります。

**○6番（坂元修一郎君）** 市長におきましては、以前、養豚の仕事をされていたということで、経営をされていたということで、大変詳しくいらっしゃるので、すべてについて理解されているんじゃないかというふうに思いますけれども、今回のこの大災害に至ったのは、初期の不注意だったということになるわけですが、先ほど10年前にも宮崎と北海道の方に発生しているというお話がありましたけれども、740頭で一応終結しておりますけれども、その時宮崎では35頭ぐらいで終わっているんじゃないかなというふうに記憶しておりますけれども、前回の発生と比べてですね、今回の被害というのは本当に比べものにならない、ただいまもありましたけれども、ここで被害が拡大したことについてですね、国の対処なり、そういったものを含めて大きな原因というものは何かですね、お伺いしたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今回の場合、29万頭近くの家畜が最終的には殺処分という形で終息するという事になったところですが、そのような甚大な事件になったということは、この初期の措置が極めて不適切だったというような反省がありまして、もっとこの初期の措置がスムーズにされておれば、前回みたいな形の小規模の殺処分で済んだというふうに言われております。

口蹄（てい）疫疫学の調査チームの報告によりますと、今回の発生において感染が拡大した要因としまして、先ほども言いましたように初発事例の確認が遅れた、そしてまた移動制限が開始された4月20日の時点で、既に10農場以上にウイルスが侵入していたということ。発生農場で埋却地の確保ができずに、感染動物の殺処分が遅れたこと。それから、農場の密集地帯で発生したんだということでありまして、このような結果が被害が拡大したというふうに報告がされております。

また、一部の発生農場の抗体検査の結果から、異常家畜の発見が遅れがあったということも示唆されているということでございまして、おかしいということで抗体検査に出した時点で、もう既にその農場ではウイルスがまんえんしている状態になっていたということが30の農場であったということでございまして、そういう意味からも観察がもっと注意された形でされれば、まだ打つ手はあったんじゃないかなというふうに考えるところであります。

**○6番（坂元修一郎君）** この感染を止めるのには殺処分しかないということでございましたけれども、感染したら何%の致死率かですね。農家さんとも話をする時に、一般の方でもそうですけれども、完治することはないのだろうか、そのまま置いとけばどうなるんだろうとかですね、そういった話になるわけでございますけれども、早急に殺処分、埋設するのは、感染率が高いためにそういった方法しかないというふうにとらえていいのでしょうか。

**○市長（本田修一君）** 先ほども申しましたように、この口てい疫につきましては極めて感染力の高い病気だということでございまして、次から次へ感染していくと。そして、発症した家畜につきましては、ひづめ、口の周りに水疱（すいほう）等ができて、そしてまたそのことによりまして発熱、そして食欲が低下して、家畜としての価値がなくなるというようなことでございます。

ということで、成畜の場合は致死率は数%と言われておりますが、幼畜におきましては、育成中のものにおきましては50%のものが致死率に至るといふふうに言われております。

ということで、極めて経済的な損失が甚大であるといふようなことで、直ちに殺処分というようになるわけでございます。埋設するということにつきましては、このことによつてまんえんを防止するといふようなことで、家畜伝染病予防法第16条におきまして、患畜と疑似患畜の殺処分が定められているということでございます。

**○6番（坂元修一郎君）** 非常に常識的なことを聞いておりますけれども、一般市民の方々と話をする時にですね、こういった質問等が出ておりますので、今回、畜産課というプロもいらっしゃいますのでお聞きしているわけでございますが、感染してからの家畜のウイルスの保菌期間ですね、どのくらい家畜の体内に生存しているのか。家畜が死んでからも菌は残るといふことでございますけれども、殺処分した家畜やそのふん尿、畜舎にもですね、ウイルスの存在が確認されるということでございますが、その生育期間といふのはどのくらいなのかですね。今回の発生で幾つかの口てい疫には種類があるといふことでございまして、環境に応じて変化していくといふような話も聞いたんですけれども、口てい疫ウイルスが感染を繰り返すと、その感染力といふのが増すのかどうかですね、そういったことも話題になっておりますので、分かっておりましたらお答えをお願いしたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

感染から発症までの潜伏期間につきましては、牛は6日間で、持続感染は4週間以上だといふふうに言われているところでございます。また、豚につきましては11日間で、発症前に感染源になりやすいと言われております。

口てい疫ウイルスにつきましては、生きた家畜でしか増えることはできませんが、ウイルスの生存期間自体は牛肉の冷蔵状態で3日間、豚肉では1日間とされております。殺処分されました家畜では冷蔵状態によりまして、ウイルスにとりましては悪条件となりますので、まだまだ短くなると考えられますが、たい肥につきましては、たい肥では夏で1週間、冬で24週間、敷き料では4週間、飼料で20週間生存するといふふうにとられております。

口てい疫ウイルスにつきましては、7種類の型に分類されております。更に細かく分類すると、66種類あるというふうに言われております。そしてまた、これは次々と変異しやすいウイルスであるということでありまして、家畜がある型の抗体を持ってしまうと、次のまた別な形にウイルスになっていくということで、感染が繰り返されるということで、結果的にこのことが感染力が増していくということにつながっているというふうに思われます。

**○6番（坂元修一郎君）** かなりの種類というか、擬態と申しますか、感染力が増すんだというふうにびっくりしたところでございますが、そのウイルス、菌を死滅させるために消毒、防疫が行われたわけでございますが、要所で防疫をする中でどういった薬を使われているのか。心配されるドライバー、車にかけてその車体等にですね、支障はないものかと心配されるドライバーもかなりいて、消毒を逃れてですね、回避して、その場を去られたというドライバーも数いらっしゃったというふうに聞いておりますけれども、酸性やアルカリ性に弱く、石灰や食酢での消毒というのが新聞等でかなり見受けられましたけれども、ウイルスの弱点とは何かですね。今回、実施された消毒と防疫のほかに方法があるのかですね、その辺が分かかっておりましたらお答えをお願いしたいと思います。

**○市長（本田修一君）** 弱点でございますが、口てい疫ウイルスは低温、pHの7から9ということで、この状態では安定しているということでございますが、酸とアルカリに対して弱いということでございまして、消毒剤としましては、アルカリの炭酸ソーダや塩素系の消毒剤、クレンテやビルコンS等が有効であるということでこのものを使っております。また、高温も有効でありますので、ということで高温、温度が上がる夏になったら消滅するんじゃないかなと言われていたのは、こういったことであります。

防疫につきましては、不要不急の来場を避けると。とにかく行ったり来たりしないと。発生農場を見に行くことはとんでもない話でございまして、今回の場合、当初、そういった事例もあったようでした。それから、当然農場専用の長靴等を、雨靴等を用意して、そこだけにすべての農場は封じ込めるといような形が必要かというふうに思います。

**○6番（坂元修一郎君）** pHが7から9で一番繁殖しやすいということ。そして、高温に非常に弱いということでございましたけれども、感染した食肉を食べてもですね、人体には支障はないとのことでありますけれども、もちろん生で肉を食べる人はいないわけで、調理をするわけでございますが、熱に弱いということは理解できるわけでございますが、冷凍しても生きられるのか。実際、新聞等を見てもですね、低温に対する耐性というものがほとんどなかったような気がしますけれども。

なぜこういうことを聞くかということ、実際発症から国の感染の発表までに1か月余りたっているわけですね。その間に市場に出荷され、食肉にされた可能性というものもあるんじゃないかと。もちろん、食肉用にする場合には、その検査等もあるわけでございますけれども、もしそういったものがですね、低温に耐えるとする、解凍して調理する場合に、もちろん調理する場合には殺菌されるわけですが、それがその調理をした人を介してまた再発ということも考えられ

ないわけでもないということでございますけれども、低温に対してのその部分がですね、分かっておりますらお答えをお願いしたいと思います。

**○市長（本田修一君）** 今回の場合、感染、あるいは感染の疑いのある家畜については、すべて殺処分という形が取られましたので、それが食肉として流通することはないんじゃないかなというふうには考えるところでありますが、仮に食肉として流通したときに冷凍されるとなるとですね、冷凍状態で牛肉では240日、豚肉では55日間ウイルスが生存すると言われていたようにございます。

**○6番（坂元修一郎君）** 低温に対しては、かなり生存するんだということが分かりました。また、凍結して240日ということでございますので、そういった肉を食しても害がないということでございますので、ここは安心したところでございます。

被害が出た後でもですね、殺処分が終わっても安全宣言が出されるまでのそのふん尿の処理の問題ですね、かなり手こずったようでございますけれども、感染した地域のたい肥等がですね、どうなるのか。一般的にはその家畜と一緒に埋めるはずなんですけれども、今回処理をしてどうしたかったのかということがですね、ちょっと分からなかったんですけれども、感染した地域のたい肥等はどうなるのかですね、もし分かっておいたらお聞かせをいただきたいと思いますが。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ふん尿処理につきましては、ウイルスの飛散防止のためシートで覆いまして、疑似の患畜農場では42日間、ワクチン接種農家では7日間経過した後、切り返しを行いまして、中心温度が60度になるまでたい肥の切り返し措置をすることでワクチンが死滅するというふうになっていたところでございますが、当初このことにつきましては、8月27日までに全部処分するという予定で宮崎県の方では進めていりましたが、天候等の関係でその温度が上がらなかったと。そしてまた2割ほどの農家でまだまだ処分ができてないということでございまして、この60度を49度1時間という基準に変えまして、たい肥化されたらワクチンは死滅しましたよというようなことの処理の仕方です。27日の最終の終息宣言をされたところでございました。

この処理しましたたい肥につきましては、詳しい情報はないところでございますが、一部マスコミによりまして宮崎県としましてはたい肥として畑に還元して、リサイクルするというようなことになっているようでございます。

**○6番（坂元修一郎君）** 新聞によりまして、この60度を結局49度に下げたということでございますけれども、一般の国民から見ますとですね、非常にあいまいな記事が載ったということなんです。60度を49度にしてそれで間に合うんだとしたら、何で最初から49度にしなかったのかというふうには我々も思うわけでございますけれども、そこには不活性期間というのが、時間というのがですね、あると思うんですけれども、素人の皆さん、また国民の皆さんはですね、そういったことは知らないわけですね、非常にこういったことが風評被害にですね、関連していくんじゃないかなというふうに思うわけですが、実際、宮崎・鹿児島両県のたい肥が、この風評被害によって県外への受け入れがないというふう聞いておるわけでございますけれども、本市で

のたい肥の処理や販売等にですね、影響というものは実際なかったのかですね、現在ないのかですね、お聞きしたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

影響につきましては特に確認していないところでございますが、市内の堆（たい）肥センターが販売するたい肥の利用にあたって、県外の利用希望者からたい肥生産における口てい疫対策について情報提供の要望があったと。こういった処理をされているんですかというような要望があったということでございまして、市内の堆（たい）肥センターとしましては、たい肥の発酵温度のデータを提示してお話をしているということでございます。

**○6番（坂元修一郎君）** その風評被害というものが一番恐ろしいわけございまして、実際目に見えませんが、その発生源というものがですね、一番我々も気に掛かりますし、県外、九州外から見たときにですね、宮崎県も鹿児島県も一緒なんです。南九州という一つの見方をされるわけで、宮崎に出たのなら鹿児島にもそういったウイルスはいるだろうということで、そういったたい肥に受け入れ等も拒否されているような気がいたしますけれども。

この再発防止のためには、発生の原因ですね、これが解明されなければ対策が打てないわけございまして、マスコミ等の情報からはですね、侵入経路についてはいろんな憶測がありますね。最初には、輸入した飼料わらではないか。そして、研修生が宮崎には多いから、その研修生が持ってきたのではないかとかですね。また、こちらから韓国・中国辺りに研修に行っているわけございまして、そういった人たちが持ち込んだのではないかとか、観光客が伝搬しているとかですね、鳥やはえ、もちろん空気感染もですけども。一番びっくりしたのが、これ新しいニュースに出てましたね、中国から飛んでくる黄砂に付着しているのではないかと。これにはびっくりしましたけれども、実際、風が強い時には黄砂というのは中国から1時間ぐらいです、日本に達するというございまして、1時間で達したとしてもですね、もし持っていたとしても、発生する場所がですね、広範囲になってしまうわけで、これはないだろうなというふうに私は思っているわけございまして。

しかしながら、ある程度特定しないとですね、この防疫ロスといったものも非常に大きくなりますね。そして、明確な対策も講じられない、経費がかさむだけということになりますけれども、本市の環境、そして飼料コンビナート等を考慮したときにですね、ある程度の目星は付けにやいかんだろうと思うわけです。今、いろんな事件がありますけれども、髪の毛一本です、髪の毛一本でそのDNAを探し出してですね、犯人を突き止めたりする時代です。こういった時代に、10年前も出ているわけですね。それを分からないというこの国の姿勢ですね、もしかすると分かっているんじゃないかと。こういった公の場で言っているのか分かりませんが、もしかすると分かっている、それをあえてですね、いろんな事情から発表できないのではないかとということも考えるわけですけども。しかしながら、我が市としてはですね、ある程度の目星を付けて対策を打っていかねばですね、もうばく大な経費になっていくわけで、市長、その辺、どうお考えになっていますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

前回、口てい疫が宮崎の方に発生した時には、輸入稲わらが原因ではないかということで、この志布志港にとっては本当に大きな事件だったわけでございます。ということで、直ちにその時には、先ほど申しましたように小規模の範囲で終息しました。そしてまた、輸入稲わらにつきまして検証がありまして、確かに中国の方でそのくん蒸処理がしっかりされていなかったという結果がありまして、その後、中国の方での輸入稲わらのくん蒸処理体制の再強化がされ、それで引き続き輸入稲わらが本市の志布志港を通してこの地域の畜産農家に供給されるようになったところでした。

ということで、今回もひょっとするとというようなお話もあったところですが、幸い輸入稲わらを使用している農家で発症しているわけではない、発生しているわけではないということが分かりまして、それでは原因は何かといったときに、先ほども言いましたように、この口てい疫につきましては、既に3月の下旬に日本に来ているんだと、それは6例目の水牛が初発、持ち込んだものではないかなというようなふうに言われております。これは口蹄疫疫学調査チームの発表でございまして、そのようなことが示されているところですが、しかしそれなんですよということは断言はされていないところで、推測されるということで、それは、今議員からお話がありましたように、遺伝子の調査をいたしまして、99.5%ぐらいでしたですね、かの地のウイルスとほぼ同じ型だということで、断言できるのではないかなというような調査結果の上で、今申しましたような発生源がある程度推測されているということでございます。

ということでありまして、今後はまた、今お話があったようにさまざまな感染ルートというの想定されるということでございますので、それらのことも十分考慮しながら、それらを一つ一つ抑えていく防疫体制ということの構築が必要になってくるというふうに改めて考えるところでございます。

**○6番（坂元修一郎君）** さまざまな憶測がされるわけでございますけれども、本市としては港を持ちですね、畜産農家も多いわけでございますので、もしこの地に出たらどうなるかということですね、考えれば、このことは非常に関心を持ってですね、追求しなければならないことであろうというふうに思っております。

そして、市長が言われたもらい公害、市長には大変悪いんですけども、私も本当にそう思いますよ。宮崎がもっと最初からですね、しっかりしていれば、こんなにはならなかつたらうと。実際、被災を受けた宮崎県にはですね、いろんな助成等もありますけれども、そのもらい公害を受けた所には実際はないんだということですね、考えなければならない。宮崎を非難するわけではないんですけども、実際そういうふうですね、10年前、鳥インフルエンザもそうでしたけれども、宮崎に発生しているということでございます。もし国がですね、そういった感染ルートがはっきりしないとか、そういった場合には、気温とかですね、自然環境を考えると、宮崎と鹿児島というのは全く似ているわけですね。ですから、鹿児島から出ても何もこれは問題はないとか、同じ条件であるわけですけども、その辺はどう考えられますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほども、もらい公害ということにつきましては発言の訂正をさせてもらったところでございますが、本当に本音で言うと、宮崎県はもっとしっかりしてくれよというような気持ちがあるところでございます。と申しますのは、やはり今ありましたように、今回の口てい疫、前回の口てい疫、それから鳥インフルエンザということにつきまして、何か宮崎の方が発生が、初発が多いよねというようなことであります。その原因というのとは何か分からないところではあります、逆に言えばお気の毒というようなことになるかもしれませんが、しかしながら発生した後、きちんと初発で抑え込んで処理していくという厳格なですね、態勢が取られているべきだというふうに思います。そのような意味合いからすると、鹿児島県は非常に緊張感を持って、緊迫感を持ってこのことについては宮崎で発生した当初から取り組みができていたというようなことで、結果的に本県、本市に侵入されなかったということになるかというふうに思うところでございます。

**○6番（坂元修一郎君）** 私市長と全く同じ意見でございますが、実際今回の災害につきましては、もうだれが悪いということ言う前にですね、とにかくそういった感染の撲滅ということで協力して、こういった結果に至ったわけでございますので、その点では喜ぶたいというふうに思っております。

次に、侵入を防ぐための対策、そして農家への防疫啓発についてですね、お伺いいたしますけれども、今回、初期の防疫というものがいかに大事かということが非常によく分かりましたけれども、今回の終息宣言に対しまして、先ほどのたい肥の問題もですけれども、専門家や畜産農家からも今回の終息宣言を出すのが早かったのではないかという意見が非常に多いですね。もっと慎重にやってくれよという声が非常に多いです。実際、9月2日のえびのの再発のニュースですけれども、非常にびっくりいたしましたけれども、それについてもですね、実際は出たんじゃないかというぐらいにですね、住民は思っていますよ。そういったことでですね、何でそう言うかというところでですね、実際韓国で今年の1月に発生していますね。そして、3月に終息宣言が出ております。そして、4月にはまた別のタイプのウイルスが発生しております。最初がO型、次はA型ということでございますけれども、九州内の畜産農家に飼料を供給しているこの本市の港、これは間接的な伝搬を引き起こす危険性をいつもはらんでいるわけでございますが、今回の災害を教訓としながらですね、今後に活かしていかなければならないわけですが、何を学び、何を教訓とするのかですね。今回の防疫で反省点があったのか、そして一番大事なことでございますが、これからの防疫体制をどうするのかですね、市長のお考えをお聞きします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今回の発生につきましての教訓でございますが、いかに初期の段階でこの病気を抑え込むかということが一番肝心だなということを学んだところでございます。それで、その初発の段階での農家の方々や関係機関への通知、お知らせというものがされなきゃならない。そしてまた、それがあつた後に、直ちに機関としてはブロックを封鎖しながらほかの地域に飛び火しない態勢を整えることが必要だというふうに考えたところでございます。ということで、その後につきまして

は、その周辺農家、地区内の農家につきまして、また地域全体につきまして消毒剤の配付、それから幹線道路の消毒、そしてまた農家に対する支援対策ということが短時間で構築されるべきということを学んだところでございます。

これからの防疫体制につきましては、今回のこのことを教訓といたしまして、すぐ、極端に言えばもう24時間、12時間以内に今言ったような態勢が整えられるよう準備をしていくことが必要というふうに考えて、そのような形で今後対策本部を設置したときには措置ができるようしてまいりたいと思います。

**○6番（坂元修一郎君）** いざというときにはそういった対策がなされるということで、安心したところでございますが、志布志港は先ほども申しましたとおり、九州管内の飼料の供給を担っているわけでございますけれども、そのコンビナートには外国の船も着岸するわけございまして、そこからの感染というのも必ずないということではないわけございまして、飼料の運搬がもしや禁止された場合にはですね、もう九州管内の畜産が壊滅するであろうというふうに思っているわけでございますが、防疫の徹底した安全な飼料供給基地として、そして防疫は完璧だと、そういったイメージづくりもですね、大事だというふうに思うわけでございますが、県の持ち物ではあるわけでございますけれども、志布志港全体にはですね、こういった指導がなされているのかですね、お尋ね申し上げます。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今回、口てい疫の発生に伴いまして、志布志港の飼料コンビナートの方々は、特に消毒態勢の強化にそれぞれ努められたところでありました。私どもが心配しましたのは、口てい疫が4月20日に発生以来、それでも毎日毎日、この志布志港から、志布志の飼料コンビナートから川南、あるいは発生しました地域に飼料が運搬されている、直接農家に行くというようなことがあったわけございまして、飼料会社の方々は、本当に消毒につきましては、道中何回も何回も運搬車については消毒を重ねながら往復されていたというようなことでございます。

そして、私どもは港湾振興協議会の飼料関係の方々の御要望、そして私どもも更に志布志港の消毒作業を、消毒を強化しなきゃならないということで、第2突堤の方に特別に港に出入りする車両を消毒するポイントを設けたところでもあります。このことにつきましては、本当に関係者の方々に随分と御無理を申し上げまして、1日でも1時間でも早く消毒ゲートを設置してほしいという協力をお願いしまして、消毒ポイントを設置したところでございますが、先ほども申しましたように、8月27日をもって本部を解散したということで、現在この消毒ポイントについては消毒をしてないわけでございますが、今後も何らかの形で常設の消毒ゲートの設置について県にもお願いしながら設けていきたいというふうには考えているところでございます。

**○6番（坂元修一郎君）** 国際港湾としてですね、大事な任務を担っている港でございますので、その辺のイメージというのは、本当に壊さずにですね、安心・安全な業務をやっていただきたいというふうに思っているところでございます。

現在、畜産農家の前を通りますと、今でも石灰をまいてある光景を目にしますし、皆さん、や



はりまだ頭からですね、その口でい疫の発生というものは抜けきっていないなという気がいたします。現在の防疫の指導はどうなっているのか。そして、今回の消毒というものは、農家にとって想定外ですね、出費であったと思います。個人だけでなくですね、集落ごとの出入り口に集落ですね、石灰をまいたり、防疫をされているという所も目にしたわけですが、殺菌消毒資材の助成があったのかですね。今後の防疫に対する助成というものはどうなっていくのか、その辺をお伺いしたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

口でい疫が発生いたしまして、直ちに国ないし県の方で石灰ないしは消毒液の配付がありました。そして、本市でも畜産農家のみならず、商工関係の方々にもその態勢について協力をしていただきたいということで、商工関係の方にも消石灰の配付を行いまして努めていただいたところでございます。

ということで、市民こそってこの防疫態勢に努めていただいたということで、結果的に本市に口でい疫が侵入しなかったということになったところでございますが、今後につきましては、やはり農家の方々、特に畜産農家の方々は常日ごろから自主防疫というものに努めていただくのが本旨だというふうに思うところでございます。自主防疫に努めていただきながら、農場入り口の消毒ゲートの設置をされたい方につきましては、消毒ゲート設置事業につきまして補助事業を導入していきたいというふうに考えております。

そして、仮に発生したとなれば、今回と同じような措置を取っていきまして、全市的な消毒態勢、防疫態勢を取っていきたいというふうに考えております。

**○6番（坂元修一郎君）** 大切なのは、これからのそういった意識の啓発だろうというふうに思うわけですが、今後の農家や関係機関への意識の啓発ですね、そして情報の提供、また農家等からの情報収集等も必要になってくるだろうと。定期的な対策会の実施も必要でございますが、当分の間は、常設のですね、対策室というものも必要ではないかというふうに考えるわけですが、その辺はどうお考えでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

常設の対策室等の設置につきましては、技連会での協議と、それから今回のことを検証しながら、畜産課を中心とした体制づくりということで、関係課や関係団体との協議を行いまして、このことにつきましては今後農家の方々への情報提供ができるような設置も考えていきたいというふうに思うところでございます。

**○6番（坂元修一郎君）** 本年度整備されます地域情報通信基盤整備推進事業ですね、こういったものが本市全般において実施されるということで、期待もしているわけですが、この口でい疫については、その情報のスピードが一番かぎになってくるだろうというふうに今の答弁からもうかがえるわけですが、口でい疫問題に対してどのように生かされるのかですね、その辺のお考えがございましたらお聞かせいただきたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

本年度整備いたします地域情報通信基盤整備推進事業、いわゆる光ケーブルを全世帯に設置する事業につきましては、今後こういった事件・事案につきましては大きな力を発揮するんじゃないかなというふうに考えるところでございます。今回の口てい疫発生の際にも、私どもは防災無線を通じまして市民の方に注意を喚起し、不用な外出、あるいは消毒の徹底というものについて呼び掛けをしたところでありました。これからは、このシステムを活用いたしまして、内容の濃い形で、そしてまたいち早い伝達が農家に対してされるんじゃないかなというふうに思います。これは、特段農家の方々に限ってでなく、一般市民の方々にも事件等についてはすぐさまお知らせできるものが構築される、出来上がるということでございます。

**○6番（坂元修一郎君）** この事業はですね、そういったいろんな災害等にも有効にですね、利用されるように願っております。

防疫の対策と啓発について伺いましたけれども、この防疫措置として市がすべきことは何かですね。関係団体や個人農家がすべきことは何かをはっきりですね、まとめておくべきであろうというふうに思いますけれども、それぞれの役目は何かですね、市長の気持ちをお聞かせいただきたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほども申しましたように、基本的には農家の方々御自身の自主防疫というものが一番大事かというふうに考えます。これは、特段口てい疫に限った、伝染病に限ったものではなく、一般の病気につきましてもそれぞれが自分で病気の侵入がされないような態勢をしていながら家畜を健全育成し、そしてそれが経営に資するような形にしていくということは常々努めておられる内容であろうかと思っておりますので、更にそのことについて自覚をしていただいて取り組んでいただければというふうに思います。

しかしながら、万一発生ということになりましたら、それぞれの機関でそれぞれの任務、役割を担っているということが今回改めて認識されましたので、そのマニュアル等に基づいた分担というのを改めて認識していただくことになろうかと思っております。そして、それぞれの役割をきちっと果たしていただければ、今回のように完全な防疫ができるんじゃないかというふうに考えます。

**○6番（坂元修一郎君）** 次に、本市への経済的な影響と市から持ち出した補助金等についてですね、これからの防疫対策費等について質問いたしますけれども、日常ではいろいろな情報が飛び交い風評被害も出ているわけでございますけれども、宮崎県では今回の口てい疫の発生により、畜産や関連事業、そしてそのほかの産業も含めてですね、今年から5年間の経済損失を2,350億円というふうに試算しておりますね。発生した一部の町についてはですね、貯金に当たる財政調整基金がもう枯渇しているというふうに新聞等に出ておりました。その対策として、昨日の新聞だったですかね、宮崎県が復興のための補正予算として292億円の補正を付けていたようでございますが、この292というのが不思議なんです、今度殺処分を受けた農家の数と一緒なんです。非常にびっくりしましたけれども、何かの因果があるんじゃないかというふうに思ったところですが、本市でもですね、イベントの会合等の中止、そして宿泊業のキャンセルとか、

飲食などのサービス業にもですね、影響があったと聞いておりますが、本市への経済的なこの影響をどのように試算されているのかですね、もし分かっておれば各業種での内訳というものもですね、お聞かせいただければと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

畜産につきましては、肉用牛の子牛出荷が4月競りから延期されまして、7月27日の制限区域の解除を受けて、曾於地区では7月29日から競りが再開されました。9月競りからの市場正常化に向けて、8月競り分まで出荷延期の影響を受けているところでございます。県の畜産協会の試算では、1か月の飼養管理費が2万1,000円かかるということで、4月から8月競り売却予定の牛約2,000頭の出荷遅延によります飼養管理費につきましては、8,500万円というふうに推計されております。また、本市の子牛の価格につきましては、7月29日から8月1日に実施されました4月分の競りにつきましては、3月競りと比較しまして1頭当たり9,000円高値でしたが、8月17日から23日に実施されました5、6月分の牛の競りにつきましては、1頭当たり5万6,000円の安値ということでございまして、売却頭数776頭を掛けますと総額約4,400万円の減となっております。したがって、出荷の遅れによる損失額は、総額約1億2,900万円というふうに推計されます。

なお、8月、9月に開催された県内競り市価格は前回より安くなっているために、9月6日から曾於市場で開催されます7、8月分の競りの子牛価格についても安値になるんじゃないかなというふうに心配しているところでございます。

それから、市内商工業への影響でございますが、本市における経済損失等については、現在のところ調査及び試算は行っていないところでございますが、把握している範囲では、7月27日に商工会がアンケート調査を実施しております。その結果によりますと約79%、8割ですね、8割の企業が影響があったというふうに回答しております。中でも、業種によっては畜産関係者の売り掛け金の未回収、これによりまして資金繰りが悪化しているというような影響もあったという回答もあったということでございます。

それから、売り上げの減少につきましては、特に20%の減少というふうに回答した企業が全体の38%を占めたということでございます。小売業、サービス業、飲食業における客数の減少も大きいと。口てい疫のまんえん防止の措置を講じた影響もありまして、市内・市外の購買行動の縮小、市外というのは隣接する串間、日南、都城、曾於市の方々が買いに来られなかったという影響も大きいということでございます。

それから、宿泊業におきましては、大型宿泊施設の宿泊者数が前年比10%程度の落ち込みになったということで、特に5、6月の落ち込みは大きかったということでもあります。

しかしながら、ビジネスホテルにつきましては、宿泊施設で影響の度合いに差がありますが、前年実績を上回る施設もあったということでございます。これは、口てい疫発生によりまして、発生付近から市内に通勤等をされる方々が口てい疫侵入防止の一環で自宅に帰れず、市内ホテルから移動する、通勤するような措置が取られたというふうに聞いておりますので、ビジネスホテ

ルはそういったことであまり影響がなかったんじゃないかなというふうに思います。

それから、志布志港における影響ですが、配合飼料の生産量は各社とも5%以内の減少率というふうになっております。志布志港から宮崎県内への飼料出荷割合は50%を占めるわけですが、そのうちの半分が都城地区への輸送となっております。都城地域の発生農場が少なかったこと、それから出荷停止による飼育期間の延長ということで大きく生産量が減少することはないかなということをごさいますして、29万頭、30%近い家畜が殺処分された割には影響は少なかったんじゃないかなというふうなふうに飼料会社さんからは聞いております。

しかし、この30万頭につきましては、今後長期にわたる影響が考えられるということで、運送業への影響、それから牧草、稲わらにつきましては、現状でも出荷がない、そしてまた在庫が超過になっておりますので、5%とはいえ長期にわたるということで、1日も早い殺処分された農家の経営再開が待たれるということをごさいます。

それから、本市の経済を支えておりますさんふらわあ号ですが、このさんふらわあ号への影響につきましては、物流、旅客ともあまり影響はなかったというふうに聞いてございます、この分については本当に安心しているところでございます。

**○6番（坂元修一郎君）** 思ったとおりといいますか、実際はそれ以上にまだ見えないところがあると思いますので影響があったんではないかなというふうに思いますけれども、志布志で2割強の影響があったというふうにとらえております。

さんふらわあ等には影響がなかったということですね、あんどしておりますが、今回の口てい疫災害で、本市にはどのような口てい疫に対する事業があり、市から持ち出した補助金や防疫対策費等の額はどのくらいあったものかですね、お伺いたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

畜産農家への補助金は8,200万円で、内容としましては口蹄（てい）疫子牛支援事業、肉用牛繁殖経営緊急支援事業、繁殖雌牛保留対策事業となっております。

防疫費につきましては、防疫対策としまして2,800万円かかっております。主な内訳としまして、消毒作業員の賃金、消毒薬等の消耗品、消毒ゲートの設置工事費、プレハブや発電機等のリース代となっております。

**○6番（坂元修一郎君）** かなりの額が使われたなというふうに思いますが、これからの防疫対策についてですね、お伺いたしますが、ある専門家は今回の災害につきまして、感染初めの症状の見逃し、そして報告の遅滞がまんえんを増幅させ、国をはじめとした行政の初動の対応の遅さが更に追い打ちを掛けた、みぞうの人災ですね、みぞうの人災というふうに言っております。

今回、この29万頭近くまでですね、殺処分を拡大したのは、当初の見逃しということが指摘されているわけですが、最近の獣医さんですね。獣医さんによって発症というのは確認されるということをごさいますけれども、農家の目視というのは、観察というのはもちろんですけども、獣医師の確認ですね、この獣医師の確保がなければ、そして協力がなければですね、初期発見というのものなかなか難しいわけですが、この獣医師の現状というのはどういった

ものになっているのかですね。業種が違うとなかなか分からないんですけども、曾於地域のこの獣医師の確保は十分と言えるのか。最近、聞くところによりますとペット業界の方にですね、学生さんたちも志向がありまして、そっちの方に流れていってしまう、家畜の方の獣医師というのがかなり少なくなっているというような情報もですね、聞くわけですけども、その辺について情報がありませんでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今、議員お話のとおり、私もそのような情報につきましては伺ったところでございます。家畜、特に牛・豚等を診る家畜保健衛生所に所属するような獣医さんというのは、最近本当に少なくなってきたというようなふうに聞いております。それはなぜかということ、収入が、ペットを専門的に診る獣医さんに比べて収入が落ちるというようなこと。そしてまた、仕事自体が非常にきつい、そしてまた汚い仕事であるというようなこともありまして、大動物、中動物の家畜獣医になられる方が少なくなっているというふうには聞いたところでございます。

現在、家畜防疫員の資格を持つ獣医師は、曾於家畜衛生保健所に常勤しているということでございまして、今回の口てい疫発生を受けて、曾於地区緊急疾病対策本部から曾於地区獣医師会へ確認を行いまして、開業医や農業共済獣医師の出動要請者リストは整備されております。加えて、緊急時には地区外獣医師の派遣要請も想定されているということでございまして、万が一のときには一応態勢は取られますよということであります。しかしながら、全国の家畜防疫員一人当たりの管理飼養頭数は3,055頭に対しまして、宮崎の方が1万1,430頭、鹿児島県が2位で9,976頭と、全国平均にすればかなり高いレベルでこの地区の獣医師さんたちは家畜防疫員として仕事をしなきゃならないということになっているようでございます。

ということで、総対的には慢性的に獣医師は不足しているということでございます。このことにつきましては、鹿児島県は獣医師確保対策プロジェクトチームを平成20年2月6日に設置されて、その処遇や受験者数の増加対策について改善策を実施しているということでございますので、今回、この事件を契機に何らかの対応策が示されるんじゃないかなというふうに期待するところでございます。

**○6番（坂元修一郎君）** 獣医師というのかなり不足しているんだなというのが分かったところでございます。

先日、えびの市に再発の恐れがある家畜があったということで非常にびっくりしましたけれども、結果として陰性だったということで安心いたしましたけれども、その時にですね、その発表が非常に遅かったですね。東京の動物研究所に持って行って、結局丸一日ぐらいかかったんではないかというふうに思いますけれども、家畜伝染病の法律の中に安易に口てい疫と判断してはいけないという項目もあるようでございまして、結局その判断というものがいかに大事になってくるかということも分かるわけですが、新聞を見ておりましたら、その感染の有無を現場で確認できる簡易診断キットというのがあるというふうにはですね、聞いたところでございました。どのぐらい信用できるものなのかですね、現在、その使用ができるのか。できないから、多分そ

の東京の研究所の方まで行ったと思うんですけど、その辺の情報はありますか。

**○市長（本田修一君）** 簡易診断キットでございますが、現在、日本で発生があったウイルス株に対しまして有効で、また国内に販売が許可されているというものはないということでございます。このことにつきましては、8月24日に開催されました第3回口蹄（てい）疫対策検証委員会でも、簡易診断キットにも技術的限界があり、過度な期待を生じさせないよう適切に科学的な情報を提供していくことが必要ということがありまして、今後更に改良されたキット、精度のいいキットということが求められているというふうに感じているところでございます。

現在の段階では、とりあえず発症の疑いがありましたら目視、そしてまた写真撮影をしまして、それをもって解明、陰性に近いものか、あるいは陽性に近いものか、それで判断されると。それで疑わしいものについては抗体検査を東京の方に送ってするというような手順があるようでございますので、非常にもどかしいと。1日から1日半、あるいは長いときは2日もかかるということでございます。私どもも抗体検査に回されたという情報については、何回か関係機関より、上部団体より知らされて、その時には緊張感を持って対応をしてきたんですが、今申しました手順を踏んで抗体検査をされるということで、もっと簡易にできないのかなというふうにはいつもいつも考えていたところでございますが、現段階では、このキットにつきましてはまだまだ有効性が確立されないということでありますので、今後の開発を期待したいと思います。

**○6番（坂元修一郎君）** 簡易の診断キットにつきましては、ちょっと見込みがないような回答でございましたけれども、それならばなおさらですね、農家のかねての目視なり、獣医さんたちの判断というのが大事になってきょうかというふうに思いますが、実際、消毒をされている農家さんも今現にいらっしゃいますし、こういった防疫というのはいつまで、どのような形で行うのかですね。そして補助金や対策事業は今後どのような取り組みがされるのか。また、その必要額はどのくらいとみているのかですね。これは農家さんが非常にですね、関心があるところで、聞いてくれということでございますのでお聞き申し上げます。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先程来お話ししましたように、8月27日をもって一応終息宣言がされております。しかしながら、この終息宣言がされるに至った経緯につきまして、本当に菌がなくなったのかなということが、こんなことを言うといけません、確証としてですね、断言できるような状況じゃないというふうに思うところでございます。ということで、今お話がありましたように、2日のえびのの騒動があったんじゃないかなというふうに思います。

今後、冬に向かうにつれて、この残存しているウイルスが再び発症というような形で出てくる可能性があるということを考えたときに、いち早く消毒態勢の強化をしていかなきゃいけないというふうに考えまして、今回、本市では畜産生産基盤施設整備事業を活用しまして、農場の入り口に常設とする消毒ゲートの設置をされる畜産農家に対しまして、補助率2分の1を限度といたしまして15万円の設置助成をすることとしたところでした。この事業につきましては、とりあえず早く設置したいという方につきまして対応したいということであるわけでございますが、今後

希望される農家が多くなりましたら、直ちにまた補正予算という形で議会に相談申し上げまして、このことに対応してまいりたいというふうに思います。必要の見込み額としましては、消毒ゲートの設置の助成を120戸ほどみまして、1戸当たり15万円ということで1,800万円。それから、消毒ポイント用の消毒ゲートでございますが、これは道路の消毒ポイントとなりますが、現在手動の消毒ポイントが多かった、あるいはマット式の消毒ポイントが多かったということで、今後きちっとした形の消毒ゲートがすぐ設置できるような形にしとった方がいいんじゃないかなということを考えまして、これはまたその際は国・県等をお願いしなきゃならないんですが、このようなものを10基ほど用意していくということで500万円。それから防疫資材のストック用としまして200万円、おおむね2,500万円ということで協議を今しているところでございます。このことにつきましては、先ほども言いましたように、早いうちにこういった御要望が重なってくるとなれば、また私どもも早いうちに議会に相談してまいりたいと思います。

**○6番（坂元修一郎君）** 今後の対策につきましてももう検討されているということで、有り難く思っているところでございます。

先ほど申しましたとおりですね、宮崎だろうが鹿児島だろうが、県外、そして九州外の方から見るとですね、全く同じでございまして、宮崎に出たろうが鹿児島に出たろうが、これはもう一緒でございまして、そのためにですね、いろんな風評被害が鹿児島県まで及んでいるということでございますが、被災地域外、宮崎だけじゃなくて本市もですが、競り市、そして肉が売れない、トラックのナンバーが宮崎県とか鹿児島県というふうに乗っているだけでですね、仕事がないとかですね、そしてホテル、観光等、非常に風評被害というものがある。こういったものはどうしても国の援助というものが必要になってくるだろうというふうに思うわけでございますが、現在の経済支援に加えましてですね、これからの防疫や再発したときの災害に対する基金ですね、そういった等の要望も必要ではないかというふうに思うわけでございますが、県や国への要望活動をどのように進めていくのかですね、お聞きいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

基金につきましては、国におきまして今回の口てい疫を通じまして、6月4日の日に口蹄（てい）疫対策特別措置法を施行したと、新たに施行しているということでございます。この中で、23条に、国及び地方公共団体は、地域経済の再建及びその活性化を図るため、地域の実情に応じたきめ細かな措置を積極的に実施することができるよう、これらの措置に必要な費用に充てるための基金の設置その他の必要な措置を講ずるものというふうに規定されておりますので、これに基づく基金の醸成を速やかにされるよう国に要望してまいりたいと考えます。

**○6番（坂元修一郎君）** そっちの方はですね、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、本市に発生した場合のマニュアルと埋設地についてですね、お伺ひしてまいりたいと思っておりますが、今回の口てい疫の惨事というのは、農家の経営的な損失だけでなくですね、やはり大事なものは家畜自体がですね、その命を全うすることなくですね、29万頭余りの家畜の命が無駄になったということでございます。将来的には、と殺して我々人間の命に替わるわけござい

すが、いただきますという言葉は、そういった生きた命を我々がいただくという意味であるというふうに伺っておりますが、まさしくその命を無駄にしたということがですね、今回の大きな問題点ではないかというふうに思っております。

今回、殺処分、29万頭ものですね、その命を処分しなければならないという業務があったわけでごさいます、そこにはもちろん行政の職員もいたでしょうし、一番多かったのがですね、建設業者、そして依頼を受けた自衛隊であったということでもあります。そして、家畜の取り扱いに慣れた経験者というのが募集されて、そういった仕事に携わったということでごさいますけれども、実はですね、私の娘のだんながですね、都城の自衛隊におりまして、そういった事情についてはですね、人よりも若干詳しいのではないかなというふうに思っております。うちから駆けて行きますので、朝晩にそういった話を聞いたわけでごさいますけれども、私は出された食事というのは残さないようにというのが信念なんですけれども、そういった話を聞いてですね、若干食欲が落ちたというのも事実でごさいます。

自衛隊についてですね、若干説明させていただきますが、自衛隊につきましては、5月1日の出動依頼から77日駐在いたしております。延べ1万9,000人の隊員がですね、家畜の殺処分、そして埋却のための穴掘りや埋設作業を行っております。そして、最終的には農場のふん尿のかき出しや石灰の散布にあたったということでごさいます。本人やその同僚の声を聞きますと、その惨状は聞くだけでも十分に理解できますし、隊員だけでなく、そういった建設業者の方においてもですね、ノイローゼになったり、ストレスのためにですね、カウンセリングを受けているというようなことであるようでごさいます。

一つの農場で大体百頭から数千頭の処分をするわけでごさいます、1日には何万頭もの殺処分が行われたということでごさいます。新聞等に若干載りましたその内容では、全く分かりませんね。淡々とその作業が進んだというふうに一般的には理解するわけでごさいますけれども、本当はそうではなくてですね、暑い中、そしてちょうど梅雨時でごさいましたので、雨が降る中ですね、もうぬかるんだ所で、もう最悪の状態での処分であったというふうに聞いております。そして、その家畜の仕事に携わった方々、結局プロではないわけですね。もちろん慣れた方も何人かは従事されたわけでごさいます、ほとんどが素人であると。自衛隊であってもですね、そういった仕事はしていないわけで、建設業の方もですよ、かねては絶対そんな畜産の仕事はされていないわけですね、そういった方々が結局その処分をされたということで、暴れる家畜への注射ですね。これは、豚というのは大きくなると200kg以上になるわけで、大きい豚というのは電気が通らないらしくてですね、注射らしいです。本当はどこか、首とかどっかに打たないといけないんですけれども、結局素人の獣医さんもいらっしゃるわけで、おしりに打たれるわけですね。そうすると、なかなか死なないとかですね、暴れるらしいんですね。それで、それを捕まえている。結局獣医さんしか殺すことができないということだったらしいんですけれども、それがもう非常に暑い中、暴れるもんですから、防護服を着てですね、作業をするわけですが、石灰をまいてあったり、それがもう雨靴とかに入ってますね、汗と同時に、石灰は熱を持ちますからね、も



のすごい。それで、大概の方がやけどをされたということでありました。そして、電気で結局ショック死させるんでしょうけれども、結局はショックだけしてですね、死なないわけですね。それを穴に落とすと、結局気絶しているのがまた覚めてですね、はい上がってくるというような惨状があったということでもございました。そして、電気ではもう時間がかかるらしくてですね、二酸化炭素、炭酸ガスを注入して、ブルーシートをかけてですね、覆って、結局それが早かったということでもございました。そして、牛は頭がいいのでですね、どう自分になるのか分かるらしいんですね。ですから涙を流したりとかですね、その泣き声も尋常ではなかったと、普通ではなかったというふうなことを聞いております。そしてその泣き声というのがですね、もう寝てても一晩中ですね、声が聞こえるということでもですね、本当に地獄絵図だったろうというふうに思います。泣きながら仕事をしたということでもございまして、白い防護服を着るわけですが、畜舎の外に出る時には脱いで、そして殺菌して出て、また入る時にですね、そういった防護服を着ると、ものすごい時間がかかるということでもございますので、もう食事ですね、休憩も、結局その豚舎で、牛舎で取るわけですね。結局そこにはそういった死体があるわけで、そういった惨状の中での休憩とか食事をされたということで、本当にそういった現状ですね。

本当はもっとたくさんあります。ちょっとそれを聞くとですね、トラウマになって肉が食えないんじゃないかということもありますので、話すのはやめますけれども、本当にそういった方々、努力があつてですね、こういった終えんがあつたというふうに思っております。そういった作業をされた方々がですね、市長、本当にもらい公害と思ってですね、仕事をされたのかなということがあつたもんですから、全協の中でそういった訂正のことを言ったところでございましたけれども。そういった殺処分にあつたですね、そういった一部の話をしましたけれども、市長、どうですか、この話を聞いてですね。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

私自身、養豚業をしておりましたので、豚をですね、養豚場の中で一斉に電気ショックだと思えますけれども、それで殺すということは想像はできるんですが、でもそれも相当な労力が要るなど。そしてまた、結構向かってくるもんですからですね、結構労力的に大変だなというふうには思っていたところでした。今、お伺いしましたような光景があつたということにつきましては、本当に悲惨な、大変な状況だったんだなというふうに感じたところであります。この殺処分等の作業に従事された方々は、本当にお仕事で自衛隊の方はされたということになろうかと思いますが、それにしても本当に御苦労さまだつたというふうに申し上げたいと思います。

**○6番（坂元修一郎君）** この口てい疫については、6月の一般質問でも3、4名の方がされているわけでもございますが、その中でも同僚議員が申しておりますが、マニュアルですね。もし発生した場合の手順として、かねてからこのマニュアルというものを確認しておくべきだろうというふうに思いますけれども、志布志港は特別なそういった飼料を扱っておりますし、一般的とは若干違うような気がいたしますが、本市独自のマニュアルがあるのかですね。また、今回の口てい疫の発生で感染対応マニュアル、そういったものに変更はなかったのかですね、お伺いいた

します。

**○市長（本田修一君）** 今回の口てい疫の発生につきましては、基本的には高病原性鳥インフルエンザ等の対応のときのマニュアルがされておりまして、悪性海外伝染病に対応するマニュアルでございます。しかしながら、今回の場合は県の家畜保健衛生所の指導をいただきながら、市独自のマニュアルを作ったということございまして、今後は県が主催します防疫演習等を踏まえながら、新たに不備な点は付け加えていきたいというふうに考えております。

そしてまた、港につきましても、先ほども申しましたように常設のゲート等を今後設けるようなことにつきまして要望を重ねていきたいというふうに考えます。

**○6番（坂元修一郎君）** 時間も大分迫ってまいりましたので、短くいきたいと思います。

移動させると感染が広がるために埋め立てしかないということございしましたが、もしですね、感染した場合の埋め立てですね、こういったこともある程度考えておかなければいけないというふうに思いますけれども、畜舎の近くというこの点ですね、本市での状況というのをどういうふうにとらえていらっしゃるか、お聞きいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

基本的には、農家の所有地での埋設ということになるかと思えます。しかしながら、大規模な農場で発生した場合には不足するところもあるんじゃないかなと思えますが、その場合には農場からかなり遠い所に埋設するということになりますので、移動という措置が必要になるかと思えます。しかし、この場合はウイルスの拡散が心配されますので、できるだけ農場の中で処分されるような形のものを求めていきたいというふうに思えます。市内には市の所有地もあるわけでございますが、この件につきましては、できるだけ近隣の土地を確保するということから、今後は畜産農家とこのことについての確認をしていきたいというふうに考えます。

**○6番（坂元修一郎君）** いろんなことを聞いてまいりましたけれども、今度のこの災害を教訓にですね、絶対に再発させてはいけないという思いがいっぱいあります。先ほどお話しましたように、今回の殺処分のそういった現場等を考えますと、本来命を守る獣医がですね、殺す側に回ると。自衛隊、そして建設業の皆さんが、かねては工事をする重機を使いながら死体を埋める穴を掘るといった作業があったわけで、絶対ですね、そういった再発をさせてはならないなというふうに思うわけでございますが、志布志市の初代の首長としてですね、この地域に永遠に口てい疫を発生させないという思いをですね、お聞かせ願いまして、口てい疫の質問は終わりたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

口てい疫につきましては、議員お話のとおり、本当に悲惨な状況が出現されると。そしてまた、経済的にも大きな影響があるというようなことでもあります。ということで、今現在、この地域においては、いつまたそのような事態になるかもしれないということの緊張感が高めていかなきゃならないというふうに改めて思うところでございます。そして、今回のように絶対この地域では発生させない、あるいは侵入させないということに関係職員、そしてまた関係機関とともに決意

を新たにして取り組みをしてまいりたいというふうに考えます。

**○6番（坂元修一郎君）** 以上で、口てい疫については質問を終わりたいと思います。

次に、農林水産物認証制度についてですね、お伺いをしてまいりたいと思いますが、ただいまありましたようにですね、畜産農家ですね、牧場に消毒もせずに入ることがいかに危険か、今回の惨事を通して理解できたところがございますが、そのことをですね、被害の及ばなかった地域にはですね、教訓として生かさなければならぬということがございますが、今回この災害を通してですね、大変気になったのが、ほかの農産物にもですね、これまで以上のそういった消費者の厳しい目が注がれるだろうなということがございます。

今や安心という認証機関からの保証というか、そういったシールですね、そういったものがなければですね、なかなか売れないという現状がございます。各産地がしのぎを削りましてですね、安心安全な農作物の生産に努めているわけがございますが、生産履歴の開示、そしてポジティブリストの施行に加えまして、生産する過程の作業をチェックする、生産工程管理ですね、というものも出すような時代になっております。もはやパソコンを使えない農家、そして高齢化した生産者にははなはだやりづらい農業の現状となっているわけがございますが、市長、大丈夫ですか。そういった現在のですね、農家が置かれている現状を市長はどのように把握されているか、お伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** ただいまの御質問にお答えする前に、ちょっと先ほどの口てい疫の関係での発言を訂正させていただきたいと思います。

口てい疫関連で2番目の質問でございました、終息宣言を受けて現在の防疫体制の取り組み状況や検討委員会、協議会の対策につきましての御質問でございますが、その中で終息宣言を受けて8月27日まで消毒作業を続けたというふうに答弁いたしました。この分につきましては終息宣言が出された8月27日まで撤去を見合わせたというふうに答弁すべきでございましたので、訂正させていただきたいと思います。

ただいまの御質問につきましてお答えいたします。

農業情勢につきましては、農産物の長引く価格低迷や生産資材等の高騰によりまして、農家の所得は年々厳しい状況にあるというふうに認識しております。なお、消費者からは安心・安全な農作物の生産が強く求められています。消費者の求める農産物の安全性の確保、環境の保全、品質の向上などの要求にこたえていく必要があると考えます。

このような情勢に対応するため、生産者自らが各種認証制度の取得や取り組みを行い、安定した農産物の生産を行うことが今後の販売戦略としては必要不可欠であるというふうに考えます。今後、市としては各種認証制度に関する情報収集、生産農家への情報提供や研修会等を開催しまして、各種認証制度の取得と認識度を高める計画をしております。

また、経営管理に必要な資料収集や農業生産工程管理の記帳など、関係機関と一体となりまして、更に情報の提供や指導を密にしまして、農産物の生産振興に努めていきたいと考えているところでございます。

**○6番（坂元修一郎君）** 先ほど申し上げましたようにですね、非常にそういったことで農業がやりづらくなっているということでございますけれども、しかしながらそういったものを取得しながらですね、やっていかないと、消費者はもちろん、そういった機関のですね、問屋筋の要望にこたえていけないということがあります。全国で広まりつつある認証制度、これにはどういったものがあり、認証の取得の必要性についてですね、市長、どのようにお考えでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

認証制度につきましては、「かごしまの農林水産物認証」など第三者認定制度がございまして、K G A P 認証制度、茶 P A S S、J G A P、G L O B A L G A P、I S O 9001などがあります。市内では、施設園芸で2団体がK G A Pを取得しております。また、茶業では1事業者がI S O 9001を平成17年に取得されていると。

今後の普及につきましては、消費者並びに流通市場より食品の安心・安全が求められているという中で、生産者自らが生産したものをアピールし流通開拓が必要であると考えます。生産部会ごとに認識度を高め、各種認証制度を取得することで産地化の向上に結び付くというふうにございます。

**○6番（坂元修一郎君）** 県内と本市での取り組み状況を次に聞くつもりでしたけれども、今市長が申されたのでそこは跳びたいと思います。

本市産業のブランドを構築するためのブランド推進課というものが立ち上がるということでございましたけれども、議会で否決ということでございましたが、これは議員の総意でございますのでうんぬん申し上げませんけれども、それに代わるですね、地域のブランドを高めるための手だてとしてですね、この認証制度の活用はできないかということをお伺いしたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

消費者の安心・安全な農産物への期待というのは高まっているということでございまして、認証はそういったことの最低限の目安になるんじゃないかなというふうにございます。このようなことでございますので、関係課でどのようなものを、どのような条件で地域ブランドとして持っていくかということが必要かというふうに思っていますので、このことにつきまして、ただいまそれぞれの担当の方でピックアップをしているところでございます。

**○6番（坂元修一郎君）** そのブランド推進課におきましては、そういった形でですね、もっと計画を立てながらじっくりとですね、詰めてやっていただきたいというふうに思います。この認証とかですね、そういったブランドの確立というものがなければですね、実際競争には勝てないと思いますね。いろんな手法でやっております。これをとにかく目立つように、そしていつもそういった情報の発信、アピールというものをしなければですね、他産地に負けてしまうということでございますので、ぜひともですね、周到な計画を立てられて、提案をまたしていただきたいというふうに思います。

この前、茶業振興会の役員会というものがありましたけれども、その中でこのK G A Pというのを進めていくという方向でですね、意見がまとまったわけでございますが、実際あおぞら、J

Aそおがある中で、なかなかですね、これをまとめる行政側も大変だろうなというふうに思いますが、その辺についてはどのように進めていくおつもりなのか、お伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** このことにつきましては、今後また、今お話になりました市の茶業振興会の役員会、あるいは理事会で協議してまいりたいと思います。さらに、研修会や説明会を重ねていって、制度の周知並びに啓発をしながら意向調査、希望者の募集ということを進める必要があるということで、更にこのK G A Pの推進につきましては取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

**○6番（坂元修一郎君）** 今回は、口てい疫と認証制度についてお伺いしたわけでございますが、時間も迫ってまいりましたので最後にしたいと思います。今回、口てい疫と認証制度について質問する中で、農産物の安心・安全がこれまで以上に求められる中で、農家はこれまでの農作業に加えまして経営管理、防疫、そして認証を得るための生産工程管理までやらなければならない。非常にその対処に苦慮しているわけでございますが、地域経済は一次産業に支えられているということが今回の口てい疫で私も非常に、今まで以上に理解できたところでございました。日本での食料生産基地としての確立を図るためにも、行政の仕事が大きく影響してくるだろうなというふうに思います。そしてこれからも御尽力をいただきたいというふうに思います。

我々は、今回の口てい疫の災害で、畜産一つにおいても地域のお他産業に大きな影響を及ぼし、地域の経済に大きな打撃を与えることを痛感したわけでございます。第一次産業なくして本市の発展はない、このことについて市長の思いを最後に聞きましてですね、本日の一般質問を終わりたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今回の口てい疫の発生につきましては、この地域にとりまして大きな影響を与えられたということでございます。ただいま議員がおっしゃいましたように、本市の振興は、農業振興があつてからこそ全体の振興があるんだということについては、いつも議論の中で話がされると。そして、また市民の認識もそういったものであるというふうには思っていたところでございますが、それが実感として今回改めて認識されたんじゃないかなというふうに思うところでございます。畜産農家の動きがぱったり止まって、外出すら遠慮されているような状況が出現したと。当然、それは広域的には動きはなくなってくるわけでございますので、そのことによりまして、常日ごろの食料等については、いつもと変わらぬ形で消費されるということになりますが、それを超える形の消費については、もうぱったり止まってしまったということがあったようでございます。

そのようなことで、改めてこの地域の方々、志布志市の市民の方々は、やはりこの地域は農畜水産業が元気でないといけないよね、そしてまたそれを支える志布志のコンビナートも活性化がないといけないよねということ認識されたんじゃないかなというふうに思います。私どもは、改めてこのことを踏まえまして、更に本市の農業振興、畜産振興に努めてまいりたいと。そしてまた、そのことでもって連携して商工業、できれば2次産業、3次産業というものを振興していきながら、本市全体の活性化につなげてまいりたいというふうに考えるところでございます。

○議長（上村 環君） 以上で、坂元修一郎君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩いたします。



午前11時59分 休憩

午後1時05分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番、本田孝志君の一般質問を許可します。

○11番（本田孝志君） 私は、通告に基づいて順次質問をいたします。一問一答式でよろしくお願ひ申し上げます。

まず、最初に航空防除についてということでございますが、防除の効果ということをお伺ひいたします。

私はですね、20年の9月の一般質問の中で、「効果はあるか、航空防除」ということで一般質問をしたことがあります。航空防除をしたけれどもですね、なかなか効果が見えないということで一般質問をしましたが、その中でですね、当時の農政課長が、散布しないよりも散布した方がそれなりの効果があると思っただけだと言われました。それは当たり前だと思っただけなんです。そして私が効果がないということで、どのように今後考えていくかということで一般質問をしました。その中で当時の農政課長が、志布志市病害虫防除連絡協議会の中で畑かんセンター等の専門分野で情報を取り、検討していきますとなっております。その中でですね、今度情報を取りまして、どのような農薬を使ったかということで調べてみますとですね、平成19年度がその農薬を見ますと、普通水稲の方を申し上げますと19年度がブラシンバリダゾル、そしてトレボンエアー、20年度も一緒、そして21年度も一緒でございます。そして22年度が、今年の方が一緒でございます。そこらあたりのことをですね、市長はどのようにお考えか。そして、担当の課長はどのように認識されているものか、お伺ひいたします。

○市長（本田修一君） 本田議員の御質問にお答えいたします。

本市の病害虫防除協議会では、松山地区が有人ヘリによる一斉防除、有明地区と志布志地区の一部が無人ヘリによる防除を実施しております。航空防除の目的としまして、地域全体を一斉に防除することによりまして、病害虫を根絶するということとなります。しかしながら、この方法につきましては、平成18年に施行されました残留農薬の厳しい基準を定めたポジティブリスト制度によりまして、転作による作物の混在や住宅の進出によりまして、地域によって有人ヘリによる散布は困難になったということでございます。

そして、この航空防除のみならず、地域との協議によりまして作物ごとの団地化や自主防除による補完散布を実施していただくようお願いしているところでした。

そのようなことで、ただいま御質問がありましたように、普通期の無人ヘリの防除につきましては、19年度、20年度、21年度、22年度ということで、同じ薬剤の散布になっているようでござ

います。昨年度につきましては2回散布しまして、1回目は全面自主散布、2回目につきましては航空防除ということでございまして、時期を合わせていただいて、結果的には一等米の比率が84.3%となったということになるようでございます。すみません、これは早期米でございました。

ということで、普通期につきましては、対象害虫がコブノメイガ、ウンカ、カメムシでございまして、飛来時期、活動時期が異なるということから、当然防除適期は違ってきているというふうに考えられるところでございます。このような関係で、コストの問題や防除体制の関係で無人ヘリによる航空防除は2回しているところでございます。そこで、航空防除実施前に各防除組合の代表者によります検討会を開催させていただきまして、重点的に対応する害虫を特定して散布農薬や散布日を決定しております。

本年度につきましては、ウンカを主体に防除を実施するということが決定されまして、コブノメイガ、カメムシについては自主防除でお願いすることになっているところでございます。自主防除の薬剤、時期につきましては、農協から指導していただくということになっておりますが、今後につきましても志布志市病虫害防除協議会におきまして情報の提供を行いながらニーズにこたえていきたいというふうに考えるところでございます。

**○11番（本田孝志君）** ただいま丁寧に早期の方も言われましたがですね、21年度がですね、一等米が84.3%、そして今年の場合が、いいところだけ言われてですね、今年が53.9%ですよ。ですから、やっぱり、その前は、20年度は21.9%、19年度は0%という等級、一等はですね。そして20年度が21.9%、そして21年度が84.3%、今年が53.9%ですので、念のために申し添えておきます。

私はですね、前の20年にも一般質問をした時にですね、ただいま市長の方から協議会の方で決定、時期とかいろんなものを決めてやるということでございましたが、私は20年も虫が死んでいないということで一般質問をしたわけですが、ではですね、農政課長でいいですが、今年の普通期の無人ヘリ航空防除、このブラシンバリダゾル、トレボンエアー、これが19年から20年、21年、22年まで使われていますが、この農薬は何に効くものか、お教えください。

**○農政課長（上原 登君）** 19年から22年まで散布をしておりますブラシンバリダゾル、この農薬、それからトレボンエアーですけれども、害虫につきましてはウンカに主に葉散をする薬と承っております。

**○11番（本田孝志君）** あのですね、私が言うのは、農家の人がですね、普通期水稻におけるコブノメイガ、カメムシの薬剤防除体系についてということで、農協がですね、今度も8月の、これは後で言いますが、その前に防除時期、1回目がですね、7月27日から30日に散布されております。その時にですね、農家の人たちが、航空防除をして1日おいたら、JAの方から有明の有線放送を使って、コブノメイガ、ハマキが大量発生しているので、振った明るる日1日おいてですね、その次の日から有線放送で、カメムシがいるから、せっかく集団防除をしたのに、航空防除をしたのに、カメムシ類の防除は集団防除が効果的ですよということで、徹底してくださいということで有線放送が1週間放送をしました。その後、今度はまた粉剤を、粉薬をですね、振っ

てくださいということで放送がありました。そこらあたりのことを担当課長はどのようにお考えですか。

**○農政課長（上原 登君）** 普通期の防除にあたりまして、防除協議会で総会を行い、その中で本年度の普通期の水稻航空防除についてどのような害虫を主に防除にあたるかという協議をしていただいております。コブノメイガにつきましては、大陸からの飛来が数回あり、その適期適期があります。そしてまた、ウンカにつきましても当然適期がございまして、コブノメイガとウンカの防除適期が1週間から10日ほど違うということで、コブノメイガについては幼虫期、葉を巻いたりするとなかなか防除の効果が現れにくいということで、ウンカを主体に防除をしてほしいということで防除協議会で決まりました。そのため、最初の1回目の防除もウンカを主体にした防除を行い、コブノメイガにつきましてはそれぞれの自主防除をお願いしたいと。そのことで、今年の、1回目の普通期水稻航空防除をお申し込みをいただきたいという散らしを入れてお申し込みをいただいているところでございます。

**○11番（本田孝志君）** 20年に私が一般質問をした時にですよ、志布志市病虫害防除連絡協議会の中で畑かんセンター等の専門分野で情報を取り、検討をしていくとなっていました、検討されたものか、そこらあたりを市長、お願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

この航空防除につきましては、毎年実施前に各防除組合の代表者による検討会を開催していますので、毎年毎年そのことについては検討がされているというふうに考えるところでございます。

**○11番（本田孝志君）** 毎年検討をされていればですよ、私は今年のようなことはないんじゃないかなと考えております。というのもですよ、一般的に殺虫剤を見ますと、この先ほど申されました薬品ですね、農薬は、一般的にニカメイチュウ、イネツトムシ、コブノメイガ、アザミウマ類、サンカメイチュウ3世代、スクミリンゴガイ類となっております。このようなことがですね、普通の農薬、効果がある農薬であればですね、死ぬんじゃないかなと。

先ほど課長の方も、コブノメイガはその発生時期が少し遅れるからどうじゃこうじゃということでございましたがですね、農家の人たちは要するに反当、1回当たり3,600円、2回で7,200円払っているということで、これはですね、皆さんがですね、もう高齢者社会になって75歳以上の方が水稻、いろいろと農業をたくさんの方がされていますがですね、農薬が散布されれば安心してですね、もう自分たちが振ることはできないから役場の方で、農政課の方で、そしてまた公社の方でですね、やっていかれば、農業公社ですね、有り難いということで皆さんが申し込まれています。それが現状です。であればですね、500円でも1,000円でも高くてもいいから虫の死ぬ殺虫剤を使用していただきたいというのが本音です。

ですから、私は市民に成り代わって一般質問をしているわけですが、やはり公務員はですね、市民のために、いかに市民のためにですね、何をするかということをしてですね、仕事をしていくことが本当の公務員だと思っておりますが、市長、そして課長、答弁をお願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。



薬剤散布をするからには、本当に効果がある形で散布がされなきゃいけないというふうには考えるところでございます。その場合、一斉防除と、それから個別で取り組んでいただく自主防除があるわけでございますが、一斉防除の場合、この防除の時期等につきまして、各組合で検討されているということでございますので、農家の方々の代表も参加している検討会でございますので、十分地域の実情や、それから過去の経験等がその防除の実施前には出されているというふうにご考えるところでございます。

お話がありますように、少々高い薬でもいいんだというようなことにつきましても、多分そういった話もあるのではなかろうかと思いますが、現段階では従来型の形での散布でいまいしょうというような決定がなされて取り組まれているというふうにご認識するところでございます。しかしながら、薬剤を多少高いものとするということになるとなれば、その経営的な負担ということも考えられますので、そのことについてもこの協議会の方で検討していかなくちゃならない内容になるかと思っております。

そしてまた、今年につきましても当初から異常気象というようなことで、かなり天候不順の状況であったようでございます。そういったのもとらえながら、適期に防除をしていく、薬剤散布をしていくということがもっと必要ではないかなというふうにご考えるところでございます。

そのような意味合いからして、今この時期に何の病気に効くの、何の虫に効くのということは、その都度その都度話し合いながら変えていくということの態勢も改めてしなくちゃならないのかなというふうには考えるところでございます。

**○農政課長（上原 登君）** 主管課といたしましては、防除組合の方々の意向を主体に考えております。今回の第1回目の防除につきましても、コブノメイガを主にするのか、ウンカを主にするのか、その中でウンカを主体にしてほしいという防除組合の、各組合からの要請を受けて、その時期に決定いたしておりますし、2回目の防除につきましても、コブノメイガの適期、それからウンカの適期、カメムシの適期、それぞれ適期がございますので、その中で今回の場合も昨年ウンカの被害が大きかったということで、ウンカの時期に合わせて防除をしてほしいという意向が強うございましたので、その時期に合わせてやっているというような状況でございますので、御理解いただきたいと思っております。

**○11番（本田孝志君）** なかなかですね、理解はしにくいですね。20年にやったことを、その時、私が一般質問をしました。そしてまだ、防除組合でどうかせんないかと。

であればですね、私がもう少し突っ込んで聞きますが、農政課はですよ、この農業公社に私たちの市税が4,600万円行っております。そして農薬の防除代として、防除事業代として83万円お金が行っております。農家の人たちがお金を出して、先ほど私が言いましたように公務員はですね、農家のことを、市民の代表としてここに座っていらっしゃるわけですので、農家の人たちがそういう意見があれば自分でも足を運んで、どのような現状だろうとかいうことをですね、しっかりと自分の足と目を見て行政をやっているっていただきたいと思っておりますが、どうですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま議員おっしゃるとおりだというふうに思うところであります。私自身、この航空防除の防除がなされた後に効果がどうだったかということにつきましては、自分自身は見に行っていないところでございますが、担当の方でしっかりその結果については把握して、認識しているというふうに考えるところでございます。

今後は、更にこの結果を検証いたしまして、しっかりと効果が上がるような防除の体制、薬剤散布の時期、薬剤ということにつきまして、本協議会の方々、特に農家の方々の御意見をいただきながら取り組みをしていきたいというふうに考えます。

**○農政課長（上原 登君）** 私どもの方も、議員からの問い合わせもあり、コブノメイガが死んでいないというような問い合わせもあり、現場の方にも2回ほどはほ場を見回りに行ったところでございます。なお、担当の方は畑かんセンターなり、農協なり、農薬担当なりと散布前の状況、散布後の状況、そういった現地の確認にも行って努力はいたしているところでございます。

**○11番（本田孝志君）** 以後、よろしくお願い申し上げます。

では、通告に基づいて2番目、地域情報通信基盤整備推進事業について、有明町開発農業協同組合と市との今後の関係をどのように考えているかということをお伺いいたします。

開発農協との協議について、情報基盤整備事業を行うことにより、現在有明町にある開発農協の今後の在り方については、3月議会で予算が提案された時にも質疑をしました。また、6月の議会で同僚の議員が質問をした時、市長は開発農協と協議していると答弁されています。この詳しいことはですね、まだ6月議会の議事録が私のところにまいていないもんですから、私のその時同僚議員が言ったことを記憶をたどりながら質問をしていきたいと思えます。

私は、何回も開発農協の人と話し合いをしたのですが、7月の初めごろまでは1回も市役所からは話はないと聞いていますが、何時協議したのですか。6月議会で市長は協議していると答弁していますから、それ以前に話をしているのですか。そこらあたりをお示してください、どうであったのか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

開発農協との協議につきましては、昨年8月から協議については行っておりまして、本年に入ってから頻繁に行っております。議事録のあるものだけでも10回を超えているということでございます。

そのようなことで、私どもとしましても、この地域情報通信基盤整備事業が開発農協と密接に関係があるということで、この事業の正式な導入についての内示をいただいた段階から、この事業が始まる、そしてまた本年3月以降、更に精査した形での協議を進めているということでございます。

**○11番（本田孝志君）** 私の手元にある資料とはですね、ちょっと話が違うような気がしているんですがね。本当なものかですね。私の手元にある資料ではですね、三者協議ということで22年の7月2日、地域情報通信基盤推進事業に係る意見交換会ということで、市の本庁舎2階庁議室で午後1時10分よりしたと。そして、その月の7月の、今年ですね、12日にやっぱり協議を、

ここでは基盤推進事業に係る事務協議ということで市役所庁議室で午後1時30分から、これは事務協議だから課長が参加かなと思っておりますが、そこらあたりの説明を、市長もしくは担当課長、お願いします。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** それでは、ただいま御質問がありました三者協議の内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、7月2日ですが、開発農協の組合長ほか役員の方々、そしてJAあおぞらの会長及び役員の方々、それから市役所におきましては市長、副市長、そして担当課長の出席の中で協議をしたところでございます。

会議の内容等につきましては、まず開発農協の方から開発農協の現状についての御説明をいただいたところでございます。それから、その後、開発農協の存続についてどのようになるのかということを開発農協の方から説明をお聞きいたしました。そして、次に解散となった場合に、清算費用等についてどのような試算がされているかということについてのお話があったところでございます。それから、出資金の取り扱いについてどのようにするのかということで、以上3点につきましていろいろ協議をさせていただいたところでございます。

それから、7月12日につきましては、議員御指摘のとおり事務協議ということでございます。開発農協の事務局、そして農協の事務局、それから市役所の関係課長等の中で協議をしたところでございます。この中では、清算費用等についてお話をしたところでございます。

以上でございます。

**○11番（本田孝志君）** やはりですね、市民の皆様方にも、私は一般質問をして、市報等で、市議会だより等でこの開発農協との今までの経緯、そして農協と町、市の関係等をですね、一般質問で明かしていきながら、市民に納得をいただくということで私は今回一般質問に立ちました。ということはですね、前の議会でも、この前の議会でも同僚議員が申ししていましたように、いろいろと昭和33年から、そして今日までのことをいろいろる説明等がございました。その資料も私は持ってきていますがですね、やはり一番大事なところは、旧有明町はJAと一体となってこの開発農業協同組合を立ち上げて、そして本日に至っているということでございます。

その中で、いろいろと途中の経緯等もございましてですね、先ほど申しました農業公社というのがございまして、そして以前は農業公社の中にトラクター部門、そして農地の構造改善がある前にその開発農業公社の中で有線放送、いろいろとございました。その中で補助金をもらいながら運営してまいって、今度情報化、この基盤整備事業が来れば、先ほど課長も申しましたが、解散総会とかいろいろな問題もですね、今、理事会の中であって、お金もですね、解散するとなれば7,200万円でしたか、7,140万3,000円のお金が要る、欠損金が出ていると。これにはですね、農協が出資金が今現在約2,000万円あるそうです。そして、あとの1,272万4,000円がこの組合に入っている、有線放送に入っている人の出資金だと聞いております。ですから、いろいろと計算しますと、解散するにはですね、市は今まで利用しがないかぎいしよって、後は知りませんよと。だから私なんかは、情報基盤整備事業が始まる時、その説明会の中でも、私は機会あるごとにそ

のことは担当課長にもいろいろと質問してまいりました。なんぼしてもですね、いや、やるんです、いや、やるんですということで、この従業員の問題とか、ひと事でしたよね。

今でも約250万円、市が250万円、そして農協が250万円、そして組合員、放送等いろいろと先ほども市長が申されましたがですね、前同僚議員の質問に対しても防災無線のこととかいろいろございましたが、やはりこの防災のこと、行政のことも、お金を出しているから、もうそれで後は知りませんよというような私は考えかなと考えておりますが、ではまず今後のですね、開発農協をどのようにしていく考えなのか、お伺いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほどもお答えしましたように、今回の地域情報通信基盤整備事業が始まるようになりますと、開発農協の事業と重なるということで、開発農協に与える影響が大きいということで、この事業が具体的に始まる段階から開発農協にはこういったものが始まりますので協議をしましょうという形でお話を重ねてきたところでした。ということで、今回、本格的に本市の議会でも3月議会で御承認いただきましたので、今、実施設計に入っている段階でございます。その中で、8月中旬に開発農協の方も総会がございましたので、この総会の場でどういった方針を出すかということについても、十分私どもとその協議をいたしまして、そのことについても私どもの考え方、そしてそれに伴う開発農協の方向性というものも盛り込んだ形での総会になったというふうに考えるところでございます。

ただいま議員からお話がありましたように、この開発農協につきましては、旧有明町で、それこそ町制施行直前の段階で西志布志村時代から設立されている。そしてまた、町制施行になって、新たにこうして開発農協としてスタートした時点におきましては、当時の町長さんが組合長ということも務めたりしたということで、旧有明町の行政にとりまして大きな情報伝達の手段としての地位を担っていただいたということについて、私どもは本当に大きな貢献をしていただいたというふうに感謝申し上げるところでございます。

ということでございまして、今回、幕引きということになるとなれば、当然私どもの行政もその幕引きにつきましては十分対応させていただきたいというふうに考えまして、協議を重ねるところでございます。

その幕引き、解散ということになるとなれば、いかなる経費が必要かということの見積もりをずっとしていただいていたところでございますが、現在あります電程施設、有線が張り巡らされたりというハード部分の撤去費用が予想外にかかるということを知りましてびっくりしたところでございます。そのことで、じゃあそのものについての費用というものをどういった形で処理していけばいいかということの協議をただいま重ねてきているところでございます。そのことにつきましては、先ほども申しましたように、私どもはこの開発農協の設立の時の経緯、そしてまたその後に旧有明町において町民全体に情報伝達がされる重要な機関だったと。そしてまたそのことでもって行政も行政情報の伝達を担っていただいた、役割を担っていただいたということがございますので、そのことを私どもは重く受け止めまして、この今回の開発農協の解散についても

対応したいというふうに考えるところでございます。

**○11番（本田孝志君）** まだ具体的なことはですね、ただ対応をしていくという答弁でござい  
ますが、では具体的にちょっとお伺いいたします。

私はですね、今、市は市だから開発農協は農協よと言われれば、一般質問はここで終わります、  
この問題はですね。私は今、市長も道義的責任があるんじゃないかなと思っているもんですから  
一般質問をしています。市長もそのような考えのようですのでお伺いしますが、まず人の問題、  
そして具体的にですね、財産の問題、そして出資金の問題、これが解決せんなですね、解散総会  
をしても、今の理事の皆さんはほとんど、前もでしたがですね、校区の公民館長さん方がほとん  
どです。ですから、欠損金が出ればですよ、今の組合長、そして理事の皆さん、前の理事の皆さ  
んも自分のお金を出さんな恐らく解散はできませんよ。まず、ですから人の問題、財産の問題、  
出資金の問題は、志布志市の市長としてどのようにお考えかをお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほども申しましたように、この開発農協が設立されたいきさつ、そしてその後、旧有明町の  
行政に大きな形で情報伝達の任務を担っていただいたということをかながみまして、この今回の  
幕引きについても、開発農協あるいはJAあおぞらとも協議を重ねながら、本当にどの関係者  
の方についてもよかったねというような幕引きの形を取っていきたいということで協議を重ねてき  
ているところでございます。

ということで、お話がありましたように、現在在籍しております職員につきましても、今後新  
たに始まろうとする事業の中で雇用として、引き続いて仕事ができるような場というものを私の  
方で責任を持って対応させていただきたいということについては話をしているところでございま  
す。そしてまた、出資金の問題につきましても、さまざまな経緯がございますので、それらのも  
のを整理しながら、出資金のことについては整理していきたいと。そしてまた、全体の費用につ  
きましても、この費用についてどのような形でそれぞれが分担すればいいのかということにつ  
いて今協議を重ねてきているということでございます。

ということでございますので、私どもとしましては、最終的にはそのことについて、また議会  
の方にもお願いしなきゃならないというようなふうには考えているところでございます。その詳  
細につきましては、まだ決定されていないということでございます。

**○11番（本田孝志君）** 前向きなですね、協議をとということの答弁でございしますが、やはりこ  
の前の6月議会でもですね、協議を重ねて進めるということでございますので、一向に6月の一  
般質問から、今日、もう今は9月ですが、9月になってもまだまだ。やはり先ほど私が申しま  
したように、何回ぐらい協議したのかということでございましたが、もう時間がどンドンど  
ン迫ってまいっております。情報基盤整備事業を4月1日からやるということになりますと、この  
開発農協はですね、もう仕事がないんですよ。もう有線放送、防災・行政の告知放送、いろん  
なことはもう全部無料でやるということでございます。開発農協はスピーカーとか電話等がござ  
いまして、この益金から従業員の給料とかいろんな問題を、経費等を出しているわけですが、や

はり早くですね、市の対応とかをしてもらわんな、あそこに勤めていらっしゃる4人の従業員の方、職員ですが、私は不安でたまらないと思うんですよ。ですから、これもですね、相手の、情報基盤整備事業のその中で、先ほども市長は、従業員はその中で考えていくというように、向こうに人間はやるぞと、職員は向こうの方に使ってもらおうというようなふうに、だったですかね、市長、もう一遍。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今回、開発農協の職員の方々が開発農協が解散になれば職場がなくなるということにつきましては、当初からそのことをどうするかということで組合長さんを中心に御相談があったところがございます。私どもとしましてもそのことにつきましては、新たに立ち上げられます情報通信基盤整備事業に伴う公設民営の事業がございますので、そちらの方で参加します会社の方に現在相談をしているところがございます。現在の段階では受け入れ可能という返事を得ているところがございますので、今後正式にこのことが始まれば、そのような形で対応をお願いするところがございます。

**○11番（本田孝志君）** 私はですね、この職員の処遇の問題についてもですね、できれば今の私たちの志布志市でですね、4人の雇用を考えていただきたいと思っていますところですよ。というのも、今まで一生懸命志布志市のためにしていただいた人を、もう解散するから後は向こうの民間企業にやりますよというのは、私はあまりにも冷たい、仕打ちとは申しませんがですね、あまりにも冷たい方法じゃないかなと考えております。できれば、我が志布志市の臨時の、もしくは臨時の職員とか、いろいろと雇用の仕事も、志布志市の仕事も大変たくさんございます。その中にたった4人の人間ですので、どうかそこらあたりをですね、考えていただいて、やはり我が身のことと考えてですよ、今ここにいらっしゃる職員の皆さんも、お前はもう志布志市がねごっとなつたって、志布志市がなくなることはないですけども、やはり後は、もう志布志市をほんなきゃあ、今民間でも、日本国でも、別なところが受くればというような話も報道機関等で聞いたことがございますがですね、志布志市がなくなったから、後は民間が市役所を運営するからそこに行きゃいと。そういうことはないと思うんですが、日本ではですね、ないと思うんですが、やはりそこらあたりを、市長は親心でですね、その辺の考えはないものか。志布志市の臨時職員、もしくは職員として使う気はないものか、お伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今お話がありましたように、本当に長い間、開発農協の職員として一生懸命仕事をしていただきましたので、その身分については何らかの形で私どもも保証してやらなきゃならないというふうには考えるところがございます。しかしながら、それでもって市の職員としてということになるかという、市自体も現在行財政改革に基づきまして職員の削減を行っている。そしてまた、民間に任せられるところは民間に任せるということで、市の職員が在籍する場が減ってきているような状況でございます。そのような中で、職員としては採用できないということになるかと思えます。また、別途この業務について委託というようなこともしながらということも考えたと

ころでございますが、委託につきましては、本事業の中身としまして委託事業はできないということ为国から言われておりまして、そのような形での仕事をする場合は確保できないということになったところでございます。

ということで、今お話がありましたように、仮に市の臨時の職員ということでいいということで御本人があるとなれば、そのことは可能でございますが、でき得ればやっぱりどのような組織体であっても正式の職員としてお仕事をされる方が身分は安定されるのではなかろうかというふうに考えまして、今回、事業を公設民営で引き受けることになられる事業体の方に、その方々の仕事ができる場を確保をお願いしているところでございます。

**○11番（本田孝志君）** 市長は冷たいですね。それが我が市の市長の言う言葉ですかね。今まで利用しがないかぎりして、後は知らないよと。いろいろと今後よくよく考えてですね、行動してください。

では、次に移ります。

3番目、保育所の民間移管について、松山にありますみどり保育所、さゆり保育所の民間移管についてどのように考えているかということをお伺いします。

今年ですが、平成22年の4月から、城南、そして有明、蓬原保育所が民間に移管されました。あと我が市に残っているのが2園でございます。2保育所でございますが、ここをですね、今後市長はどのような計画の下で、民間移管の考えといたしますか、そこらあたりのお考えをお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

平成22年4月1日現在、公立の保育所につきましては、松山地区のみどり保育所とさゆり保育所が運営されているということでございます。

これまで、平成19年11月の臨時議会でみどり、さゆり両保育所を含む5保育所について民間移管の議案を上程しましたが、保護者の十分な理解が得られていない、時期尚早であるということで否決されたところでございました。その後、否決になった理由等を保護者の皆さんへ説明しまして、更なる理解を求めべく努力をしまいたところでございます。ということで、20年度以降も引き続き説明会や意見交換会を開催してまいりました。その結果、20年度に野神、21年度に城南、有明、蓬原の4公立保育所を可決していただいたところでございます。

しかしながら、みどり保育所につきましては、保護者の方々から移管を決定するまでの同意を得られませんでした。

また、さゆり保育所につきましては、20年度は保護者の同意を得られましたが、移管先の公募の段階で応募がなく、議案上程ができませんでした。このような状況から、次年度には保護者の不信感がございまして、移管への同意が得られなかったところでございます。

そのようなことでありますので、22年度の入所の申し込みの際には、市の方針を保護者に伝えながら、先に移管されました城南保育園の状況を見ながら、再度移管について考慮していただきたくお願いしているところでございます。

本年度は、更なる意見交換を実施しまして、民間移管された保育園の現状や保護者、保育士の意見を聞きながら、移管に対する理解を深めてもらいたいと考えております。そして、23年度中に議案上程を目指していきたいというふうに考えているところでございます。

**○11番（本田孝志君）** 市長の方から23年度中に議会に民間移管について上げるというような説明がございましたので、ぜひですね、そのような方法で、もうここまで来ればですね、私も前は町時代からなかなか保育園の民間移管については反対もしてまいりました。そして、いろいろといいこと、悪いこと、聞いております。聞いておりますがですね、もうあと2園でございますので、進むんだったらもうまっしぐら、ばんばん進んでやっていただきたい、そしてまた議会に諮って結論を出していただきたいと思っております。このことについては、以上です。

次に、4番目に緊急救急医療情報キットの導入についてということで質問をいたします。

私はですね、先日テレビを見ていましたら、ある市がキットを高齢者に配付して、それを冷蔵庫に保管していて、その人に緊急の事態が発生したとき、近所の人でもだれでも冷蔵庫からそのキットを出して見れば、薬や掛かり付けの病院や保険証が入っているので迷わず対応ができるというニュースが放送されました。ああ、これはよい仕組みだなと思ったところでした。思っ、一般通告をしようと思っ、事務局に行ったら、「本田さん、これはもう前、同僚議員がゆっせえ、今度の予算に上がっちゃっどなあ」ということですね、私も勉強不足でですね、もう下げようかと思っ、けれども、通告したことだからやろうということで、この福祉課の予算書の中の24ページ、説明資料の8ページの中にですね、一人暮らしや家族のいないときに急病で倒れてしまった場合、救急車を呼ぶことまではできたとしても、その人がどんな病歴、持病、血液型、またどんな薬を服用しているか、緊急通報先等々の情報を救急隊員に確実に発することができないときに役割を果たす方法として考え出されたものが緊急医療情報キットということでございます。

というのもですね、先ほど言いましたように、テレビで見ちゃって、そして私もそういうことに出くわしましてですね、私も近くの人が倒れたということで行ってみましたらですね、救急隊員の方が、この人は名前は、歳は、どっか病院には掛かっちゃっどかい、薬は何やっどかいとか、いろいろと聞かれたもんですからですね、ああやっぱりこれは大事なことだということですね、ぜひ、もう上がってきているわけですのでですね、これをもう少し詳細に説明をお願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

緊急救急医療情報キットにつきましては、一般質問等がありまして、先進地等の状況を調べまして協議を進め、今回補正予算に計上したところでございます。

配付対象につきましては、一人暮らしの65歳以上の方、65歳以上の方のみの世帯、身体障害者手帳1級もしくは2級の身体障害者、療育手帳AもしくはB判定の知的障害者、精神障害者保健福祉手帳1級もしくは2級の精神障害者のいずれかに該当する方を対象とする要綱を平成22年10月1日から施行し、申請により無料で配付するものでございます。ということで、65歳以上全員というわけではないところでございますが、ただいま対象とする方は7,847人の方を対象として



事業をしようということでございます。

**○11番（本田孝志君）** 私はですね、大変よろしいことだと思っているんですが、ただいま市長が申されました、65歳以上、そして一人暮らしや家族のいないとき、こういうことですが、私は65歳以上の人に全員、そして先ほど申されましたそのいろんな方々、もろもろの方々に、プラス65歳以上の方全員にですね、このキットを、予算的にもそう65歳以上全部にやってもですね、お金はそうはかからないと思うんですが、やはり大事なことですよね。やはり、そうしとけば、だれか65歳以上の人、そしていろんな方々がですね、倒れてもですね、もうキットに入れておけば、前も同僚議員が言ったんですがですね、やはり大事なことで、すぐ病院も、病名も、何に掛かっちゃいということでの確にですね、病院に着いて、早く処置ができて一命を取り留めたり、大事には至らないんじゃないかなと思っております。ですから、ぜひですね、これも65歳以上と入っておればですね、私も一般質問はしないところだったんですが、入っていなかったもんですから、あえてしているところですので、どうかよろしくお願いします。先ほど申しましたように、救急車が来た時にですね、もう一番大事ですよね。そしてこの中に、一人か二人か分かりませんから、キットの中に緊急の連絡先、家族とか、家族のない人は親せきのだれだれというようなことですね、しとけば、いろいろと本人も安心して救急車に乗って病院に行けるんじゃないかなと考えておりますが、そこらあたりはどうですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま議員お話になったような内容についても協議をした上で、ただいまお話しましたような対象者としたところでございます。65歳以上全員にしましたとき、1万1,000人ほどでございますので、ざっと2,300人ほど増えるということで、金額的には1個が630円ですので大したことはないということで、65歳以上にしてもいいんじゃないのかなという考えもあったところでした。

現段階で予算をお願いしているのは、ただいま申しましたような方々を対象にしてとりあえずスタートさせていただきまして、そのことをまず処理しまして、申し込みの方々が多くなれば、65歳以上まで対象者を広げていこうというふうには考えているところでございます。

**○11番（本田孝志君）** もう終わると思ったんですがですね、ぜひですね、65歳以上を取り入れると。もう検討じゃなくて、対象者を募るじゃなくて、やりますということをぜひ一言お願いします。

**○市長（本田修一君）** 今回お願いしている予算につきまして、ただいま対象となっております方々の3割程度を見込んで予算の計上をしたところでした。全対象者をですね、この事業に載せるということになれば、行政事務連絡員ないしは民生委員の方々の全面的な御協力をいただきながら進めなきゃならないということでございますので、まずこのことを成し遂げると。そして、また来年度以降にはですね、65歳以上全員を対象にしたいというふうにと考えるとございませぬ。

**○11番（本田孝志君）** ぜひですね、専決処分でもいいですので、ぜひ。そこら辺はどうですか。それを言うまで私は、まだ25分ございますので。

**○市長（本田修一君）** このことにつきましてはプライバシーの問題もあるということでございまして、一応前提としまして希望者ということにしておるところでございまして。しかしながら、重要性ということにつきましては、今お話があったようなこととございまして、対象となる方につきましては、ほとんどの方が設置していただくような取り組みをまずさせていただきたい。そして、そのことが済んだ後にですね、65歳以上を広げていきたいというふうに考えますので、よろしくお願いたします。

**○11番（本田孝志君）** 市長、お金が何千万円もかかるわけじゃないですよ。自分のことを考えて、私も、もう私事を言うわけではございませんがですね、65歳以上、すぐ65歳は来ます。ですから、いつ、だれが、どこで倒れるか分かりません。であれば、自分の家庭にいるのが、私なんか80何%は家庭だと思います。ですから、家庭の冷蔵庫の中にこのキットが、二、三百円、わずかなお金です。これを入れとけば安心して、お互いに、そしてまた隣の人が倒れたときに走ったっせえ、どき行かったたろかいね、まこちおらえんが保険証はどきあつどかい、何の薬を飲んじゃつどかいというよりもですよ、冷蔵庫に行けば、遠慮のない隣近所であれば、だれもいないときは、ああ、あいがあったつどと。もう何ぶけな、65やつど、ほんなきゃあちゆつせえいつき、できます。だから、ぜひですね、取り入れていただくように、もう一遍お願いたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま議員の方からありましたように、本当に65歳の方々はすべて対象にするということが将来的にはよろしいかと思っております。ただ、今この事業を開始するに際しまして、この対象となる方をまず徹底して取り組みをさせていただきたいと。そしてまた、そのことでもって新たに範囲を広げていくというような形でさせていただければというふうに思います。

**○11番（本田孝志君）** 私は先ほどもですね、だれに怖いんですか。専決処分でもいいですよ、お金がなかったら。私は賛成しますので。どうですか。

**○市長（本田修一君）** この事業につきましては、今後要綱を10月1日から施行しようというふうなふうに考えているところとございまして。この対象とされる方が、希望される方が多いということになりましたら、すぐさま次の段階に進みたいと思っております。

**○議長（上村 環君）** 本田議員に申し上げます。専決処分についてこの場でしつように求めていくというのは、発言を慎重にお願いしたいと思っております。

**○11番（本田孝志君）** 専決処分というのは、言葉を慎重にということでございまして取り消しますがですね、であれば、10月からやるということになればですね、あとまた12月議会でもですね、ぜひこの件を取り上げていっていただきたいと思っております。そこらあたりはどうですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま申しましたように、この事業につきましては要綱で10月1日から開始したいということで御提案申し上げておりますので、次回、また新たな対象者を広げた形での提案につきましては、今回のこの事業についてどれぐらいの方々が応募していただいて、そして実施していただけるかということ踏まえながら、次回提案するとすればさせていただきたいと思っております。

○11番（本田孝志君） どのような方法でその希望者を募っていくお考えか、お示してください。

○市長（本田修一君） 先ほども申しましたように、行政事務連絡員、あるいは文書、広報紙、広報等を通じまして、このことについては周知をしていきたいと。そしてまた、民生委員の方々、ケアマネージャーの方々にも御説明申し上げまして、協力をいただきながら進めていきたいというふうに考えるところでございます。

○11番（本田孝志君） ではですね、ぜひ、私が言いましたように65歳以上の方にみんな行き渡るようなですね、方法をぜひ取っていただくことを希望いたしまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（上村 環君） 以上で、本田孝志君の一般質問を終わります。

ここで、2時30分まで休憩いたします。



午後2時19分 休憩

午後2時30分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、西江園明君の一般質問を許可します。

○3番（西江園 明君） 今回は、通告しておりましたように、現在進められております地域情報通信基盤整備推進事業について質疑をさせていただきます。

私は、この事業につきましては、当初から疑問を感じていましたので、連合審査や全員協議会の中でも何回か質問をしてきました。そして、3月議会で補正予算の中で計上された時も反対討論まで行いました。議案には原則として原案可決という姿勢で臨んでおりますが、反対討論まで行わなければならなかったことが残念でした。しかし、議会終了後、数名の職員から同感ですと言われたり、握手を求められたりしましたから、職員の間でも理解を得られている事業ではないなと感じたところです。

いつも私は、事業が職員でどういう議論をされてきたのかということは今までもたびたび申し上げました。そして、今回この事業も、これは市長も御存じだと思うんですが、「光の道」構想実現に向けてという総務省が出したやつでネットから引っ張り出したものですが、国がこういう地域に、地方にブロードバンドを整備しようと国が計画しているのに、なぜ志布志市は今やるのかと理解できません。この構想に向けても、国が2015年をめどにすべての世帯でブロードバンドサービスを利用する社会の実現に向けての構想です。この中にも、基盤が整備されていても利用率が30%にとどまっているので、利用率の向上が課題であると国も書いてあります。超高速ブロードバンド基盤が整備されている都会でさえ、そのような現実です。そういう中で、志布志市が今急いで取り組む事業なのか、市長の姿勢に疑問を持ったわけです。

そして、現在予算が可決され、事業がスタートしたわけですがけれども、スタートしてから執行部の動きにどうも理解できないことが多々見受けられましたので、自分なりにいろいろ調査を行

いました。だから6月議会の休憩の時、お茶を飲みながら同僚議員に、今市が進めているこの基盤整備事業の業務委託は、ひょっとしたら市は契約解除をするかもしれんぞと私は茶飲み話の中でも話をしたことがありました。そうしたら、6月議会の最終日に全員協議会において、契約解除の通知をしたと報告を受けましたので、同僚議員も私が2週間前に話したとおりになったのでびっくりしていました。

私は、この案件はいろいろ執行部も心配されているように、これから裁判ざたになると私は個人的に思っております。裁判となると、当然いろんな経費、弁護士費用等を含め費用が発生すると考えられます。これらの費用は、当然一般会計で計上されてくるわけです。これらの費用は、我々市民の税金で支出されることになるわけです。いつ計上されるかわかりませんが、その支出が市民に理解されるものか。是は是、非は非の立場で、通告しておりましたように原点に戻って、この事業が市民から理解を得られる事業なのか。事業を計画し、そしてスタートし、委託業務で契約解除をしました。それぞれのその時の経緯をできるだけ時系列に従って質疑してまいりますので、明快な答弁を期待いたします。

まず、最初にお聞きしますけど、議会だよりに載せる関係から分かっていることですが、この事業を取り入れている市町村は県内ではどこどこですか。まず、お聞きします。

**○市長（本田修一君）** 西江園議員の御質問にお答えいたします。

今回の補正で地域情報通信基盤整備推進交付金事業を行っている県内の自治体は、志布志市、西之表市、三島村、十島村、肝付町、龍郷町、徳之島町、天城町、伊仙町、知名町の10団体です。なお、九州全体では41団体となっております。

**○3番（西江園 明君）** 今、市長の答弁を皆さんどんなふうにお聞きになったかと思えます。ほとんどは離島です。これを見たって、この事業が本土にある各自治体にとって決して魅力ある事業ではないことが分かると思えます。私も内之浦の出身の人に聞きました。この事業のことを話したら、内之浦は山越えて離島と一緒にやっでな、志布志なんかと地理的条件は違いますよと、全然違いますよと言っていました。だから私は、本土では志布志市だけが取り組んだのかなと、私なりに思いました。

次にお尋ねしますが、この事業に取り組もうと決め、国への申請手続きが始まったわけですが、事業費も当初は60数億円という規模でしたが、いろいろメニュー査定などがあり、最終的には約46億円強になりました。

この事業にはいろいろメニューがありますが、この事業を立ち上げ、進めるためには、事業管理を10年間運営している会社がなければなりません。すなわちIRU事業者ですね。この事業者は、この時点では決まっていたのですか。まず、お尋ねします。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** 運営事業者のお尋ねでございますが、運営事業者を最終的に内定したのは、選定委員会等を開きまして簡易型プロポーザルで11月から選定の作業を進めておりまして、最終的に内定をしたのが3月31日でございます。

**○3番（西江園 明君）** じゃあ3月31日に決まったということで、それを前提に質問をしてまいります。

まず、このような特殊な事業は、役所に設計できる人はまずいないと私は思います。まして初めての事業ですからなおさらです。まず、国へ申請する書類もかなりの書類だったと思います。その作業も相当な事務量だったと思います。この申請だって、当初は、先ほども言いましたが60数億円から、査定により最終的には46億円強になりました。これだけの作業となると、職員だけでは当然対応しきれないと思います。申請書類を作成するのに、当然どこかプロに手伝ってもらっていると思いますが、そこはどこですか。

私も役所におりましたから、一般的に例で言うと、例えば土木工事なんの橋とかそういう特殊な工事なんかの場合は、どのぐらいの事業費、工事費がかかるか分からないから、プロであるコンサルタントに頼んで、手伝ってもらって事業費を算出し、それから国や県に申請をしていました。この情報基盤整備事業だって特殊ですから、とてもじゃないが役所では対応できないと思います。その手伝ってもらったところはどこですか。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** 今回のこの地域情報通信基盤整備事業の取り組みに先立ちまして、平成20年度でございますが、NTTに地域インフラ事業の調査というものをお願いしたところでございます。これは、その段階では将来5年ぐらい後だろうというふうに考えていたところでございますが、将来志布志市が地域情報通信基盤を整備する場合に、一体いくらぐらいの費用がかかるのか、それから予想ルート図というのはどういう形になるのか、そういうものの調査を委託をしたところでございます。その委託事業者はNTTでございます。NTTにお願いしまして、1年間その調査を行ったところでございます。これは、将来の計画に必要な基礎資料ということで成果物をいただきました。

それから、平成21年の連休前、4月のころでしたけれども、国の方が補正予算で経済危機対策臨時交付金事業を新たに創設するというところでございまして、この情報収集等を行いました。県の方にも御相談を申し上げましたら、地域情報通信基盤整備事業の補助裏に活用できるというようなお話を聞いたところでございます。

そして、国の方からその要望調書を5月中に出しなさいというようなことでございました。志布志市におきましては、前年にNTTの方に依頼をいたしまして、情報インフラ整備の基本的な調査、そして積算等も完了をしておりましたので、約1か月ぐらいの間に要望調書を作成して提出をしたところでございます。この段階では非常に短期間ということでございまして、いろいろな自治体からも問い合わせがあったところでございますが、県内のほかの自治体はなかなかその準備ができていなかったと、やりたいけれどもできていなかったというようなお話を聞いたところでございます。

そして、この要望調書につきましては、前年度NTTの方に委託をしておりましたので、NTTが引き続きこの要望調書の作成にはあたっていただいたところでございます。費用等についても無料という形でやって、御協力をいただいたところでございます。

それから、その後、昨年11月の末でございますが、今度は申請書の提出ということになってまいりまして、要望調書よりも更に詳しい資料関係が求められたところでございます。これにつきましても、議員おっしゃるように市の方で作成できるようなものではなくて、非常に膨大な申請書と、及びそれに添付する書類でございました。これにつきましては、情報通信基盤整備推進事業の申請事務の委託料という形で鹿児島頭脳センター、ここに委託をいたしまして、この申請書の作成にあたっていただいたという状況でございます。

以上でございます。

**○3番（西江園 明君）** 課長の話では、ほかの自治体は準備が間に合わなかったから、志布志は間に合ったと。でも、軒並み離島のところは間に合ったというふうに受け取ったわけです。まあいいでしょう。

私もNTTに聞いてみました。国への申請までは手伝ったと。今ちょっと課長の答弁と若干、私が聞いたのとずれているんですけど、課長の話では、5月の申請についてはNTTは無料でしてくれたと。その後、鹿児島情報センターですか、そこが最後国の申請まではというふうに私は今、課長の答弁を聞いて理解したところですけども、NTTは国の申請まで、熊本の査定まで行っているいろいろ手伝ったというふうに聞いたところです。終わったことですから、またこれから決算委員会もありますから、そのときにまた当然出てくると思いますから、この件はいいでしょう。その辺のところはまた詳しくですね。

そして、次にお聞きしますけれども、このシミュレーションを見ると計画の中に約780kmの各ケーブルうんぬんとありますけれども、これはこの780kmという工事を行うというふうに理解していいんですか。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** この780kmにつきましては、市内全域、幹線、支線の光ケーブルということでございます。

**○3番（西江園 明君）** 今から工事を行うということですよ。

先ほども言いましたけど、先ほど課長は無料というふうに言いましたけれども、さすが天下のNTTだと思いました。作業は手伝いますが、全額無償だと後から問題になると役所に迷惑が掛かるから、形だけでも委託契約をした方がいいでしょうと持ち掛け、額は小さいけど契約をしましたとおっしゃっていました。その辺のところは決算とかなんかで出てくると思いますから、いいでしょう。

今、課長の答弁で、780km、今から工事を行うという答弁です。780km、じゃあどのくらいの長さ。口では簡単に言いますが、九州一周、鹿児島本線と日豊本線、九州一周をしていますけど、これを合わせても750kmです。これ以上長い工事を今から発注して間に合うのかと言いたいですよ。

ですから、私もNTTに聞いてみたんです。これだけの材料、資材というのが、在庫があるんですかと。そしたらNTTから見ても、多分日本でも、全国でも一番大きな事業だと思います。だから、相当前から注文を掛けていないと納品にはかなり時間がかかりますとおっしゃっていま

した。材料は間に合う見込みがあるんですか。注文を掛けているんですか。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** この材料等については、まだ施工工事関係の入札も終わっていませんので、まだそこは何も行っておりません。

**○3番（西江園 明君）** そうですよ、受注した業者が発注するわけですから。それが、今言いましたように九州一周以上の長い材料が果たして今からあるのかと。NTTもちょっと不安だというようなことはおっしゃっていました。そういう裏付けを取らずに、果たしてこの事業が。まあこれはこれからのことです。質問件数が多いから、もうどんどん次へ行きます。

そして、国から内示があり、いよいよ事業が執行されるわけですが、まず調査設計というか、本工事を発注するための基本設計をしなければなりません。一般的な工事は積算の根拠となる歩掛りというのがあるんですけれども、この場合は特殊ですから、委託業務を入札するための設計書はどうやって、算出基礎は何に求めたんですか。まずお聞きします。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** 設計基準にあたりましては、関係法令等がございまして、それに基づいた設計をしております。

まず、有線テレビジョン放送法及び同法関連規則、それから有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び同法関連規則、次に有線ラジオ放送の設備及び業務に関する届出の特例、次に有線電気通信法及び同法関連法規、次に電気通信事業法及び同法関連規則、次に電気事業法、次に電気設備技術基準など、17の関連法令により設計基準を持っております。

それから、規格・基準といたしまして、社団法人日本ケーブルテレビ技術協会の施工・保守マニュアル、それから日本工業規格、JIS規格でございまして。それから、電気学会電気規格調査会標準規格等、ほかに二つございまして。

以上のような設計基準によりまして設計を行っているところでございまして。

**○3番（西江園 明君）** 法律は、じゃあもう確認のために、じゃあ例えばですよ、設計をするのに、この業務を完了するのに、例えば電柱を、今ずっと調査をしていますよね。人たちが、1日当たり10人が延べ何日間かかるといって金額を、設計額というのを出すわけです。そういう額も、例えば人員が延べ1,000人必要だとかというそういうやつも、今言ったそういう基準というのがあるということですね。確認です。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** 基準等につきましては、ただいまの人件費につきましては、事前に国の方に申請をいたしました。その段階で、そういう単価等についても申請を出しまして、そして国が認めていただいた単価ということでございまして。

**○3番（西江園 明君）** ちょっと、設計関係の算出根拠がちょっと、私もいまいち理解できませんけど、次にいきます。

そこで、今言いましたように設計書ができて、次に入札という流れになるわけですが、その前に当然指名委員会が開かれ、指名業者を決めて通知されていると思います。確か4社を指名したと我々には報告があったところですが、その4社はどこですかともお聞きしたいんですけども、先ほど言いました裁判とかうんぬんということで影響があるのであれば、会社名を出さ

ない方がいいと判断されるならばそれで結構です。それだったら確認だけで、4社かを確認いたします。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** そのとおりでございます。

**○3番（西江園 明君）** 今、答弁がありました。4社ということですね。は、当然この業務ができると判断したから指名をしたと思います。全国にはかなりのコンサルタントがあると思いますが、その中で先の、今、名前は出ませんでしたけれども、4社を指名した根拠は何ですか。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** 4社につきましては、同種の事業、志布志市が今回地域情報通信基盤を整備しますけれども、その実施設計の実績のあるところということで指名をしたところでございます。

**○3番（西江園 明君）** じゃ、次に。

そして、入札となるわけですけれども、指名通知をした日付、そして入札日、契約日はいつですか。それと、この委託には完成保証人があったのか。そして入札の方法はですよ、もう時間がない、市長に聞きます。電子入札だったのか、郵送だったのか、それとも会場に来て札を入れる。入札の方法はどういう方法だったのか、お聞きします。

**○財務課長（溝口 猛君）** 入札の執行につきましては私の方が実施しているわけですが、入札会場を設けて公開の入札という形で執行しております。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** 契約締結日についてのお尋ねでございますが、4月30日でございます。

[西江園 明君「いや、指名通知をして、そして保証人はあったのかということ。指名通知したのはいつですか。入札した日。」と呼ぶ]

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** 保証人についてのお尋ねでございますが、今回、この契約では保証人を有しております。

[西江園 明君「指名通知と入札日は分かんとか。」と呼ぶ]

**○議長（上村 環君）** 後ですね。

じゃあ後の質問を続けますか。

[西江園 明君「はい、分かりました。」と呼ぶ]

**○3番（西江園 明君）** 入札は4月28日にしているんですよね。経緯を聞くと聞いているんだから、入札日ぐらいは調べちゃっもらわんな。

市長、今調べに行っていますけど、4月28日に入札をしております。4月28日に入札をして、翌29日は祝日、お釈迦まつりで休みです。祭日ですね。その翌日には、今あったように契約が終わっています。契約となると、かなりの量です。本社が東京の会社で、今ありましたように保証人も書類をそろえたり大変だったと思いますけど、1日で書類をそろえて、志布志に持ってきて、それを市長の決裁を受けて、市長の決裁までその日に終わるといふ神業のような事務処理です。これ以上は申しませんが、会計検査院から指摘を受けることのないようお願いをします。

次に、一般的には指名を受けた業者は積算をして入札をするわけですが、役所から示された設



計書と特記仕様書が業者は積算の根拠になるわけです。それを基に見積もるわけです。しかし、今回は、契約するにあたって特記仕様書に漏れがあったから追加したいと相手方に通知しているようですが、これは事実ですか。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** 下請け等の条項の中で、地元事業者、地元雇用に努めるというところについては、追加をさせていただいたところでございます。

**○財務課長（溝口 猛君）** 先ほどの入札の通知日でございますが、4月15日付けで通知をしているところでございます。

[西江園 明君「4月15日に通知して、4月28日に入札は間違いないですね。」と呼ぶ]

[溝口 猛君「はい。」と呼ぶ]

**○3番（西江園 明君）** 結局、業者が応札をして、言うたら金額を決めてから、この条件が抜けていたから追加したいなんて、そんないいかげんなことが私は許されない、許されることではないと思うんです。そうやって追加したいというふうに相手方に言ったわけですけども、その落札した会社は何と回答があったんですか、それに対して。追加の旨についてですね。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** この分につきましては、メール等をお願いをいたしまして、それで特段相手の方からは異議等はなかったところでございます。

**○3番（西江園 明君）** 会社だってやっぱりですね、即答はできないんじゃないかなと私は思います。こんなやり取りがあっても、契約は1日で終わっているわけです。

そしてですね、一般的に契約の相手方に、落札した業者ですね、契約書と一緒に設計書を渡して、業者はそれで仕事の段取りというのを今後決めていくわけですけども、今回、私はその辺のところを聞いてみたらですね、いや、その時はもらっていないというふうに聞いたんです。普通は契約書と一緒に渡すんですけども、確認の意味からお尋ねします。渡したんですか。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** 今回の委託事業は、まさに設計図書を作成していただくための業務でございまして、当然契約の段階では渡してはございません。

**○3番（西江園 明君）** 渡してないということですね。はい、分かりました。

じゃあ、次、今、財務課長の方から4月15日に入札通知をしたというふうに答弁、報告がありましたけど、4月23日付けの公表された工事の発注予定、4月23日ですよ、発注予定一覧表では、この事業は5月ごろ、また管理業務は8月ごろと情報開示されていますが、これが開示された時、既に指名通知はされているんですよ。これはどういうことですか。

**○財務課長（溝口 猛君）** 入札の工事の公表でございますが、250万円以上について公表するという形になっているところでございます。公表につきましては、各課から入札の執行予定をその段階で取っておるところでございます。したがって、財務課の方としましては、その段階での執行予定を公表したという形でございます。

**○3番（西江園 明君）** いいかげんさがちょっとですね、目立ってしょうがないんですけど、質問時間をもったいないし、過ぎたことですからこれ以上は言いませんけど。

次にですね、契約が締結され、いよいよ業務がスタートするわけですが、途中で何回か打ち合

わせというか、何でもですけど、工程会議を行うと思いますけれども、最初の工程会議はいつ開かれたのですか。そして、その時の会議の出席者はどのようなメンバーだったのですか、お尋ねします。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** 最初の工程会議が5月17日でございます。その時の出席者につきましては、今回の受注業者、それから下請け事業者、そして志布志市の方から情報管理課、それから建設課等の方にも協力を仰いでおりましたので、そのメンバーで協議を行っております。

**○3番（西江園 明君）** 役所と企業、それと下請けということですね。まあ、5月11日に、連休があって、そうならざるを得なかったと理解しましょう。本当は事務処理がかかったんじゃないかなと思いますけど。

では伺いますが、その会議の時から会議の様子を録音テープや写真撮影を行っているようですが、一般的には受けた方がですね、受注者が業務の記録として保存するために現場の写真は撮ったりしますが、発注者が会議の様子や写真に撮ったり、会議の様子をですね、撮ったり、まして録音テープに記録するなんて聞いたことがありませんけれども、初めて聞いたんで。目的は何ですか、これは。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** あくまでも打ち合わせ会議の記録でございます。

**○3番（西江園 明君）** 先ほど課長の出席者のメンバーに、役所を除けば相手は契約者と下請けの企業というふうに私は。この中に先ほど言っていたIRU事業者は入っていなかったんですか。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** IRU事業者につきましては、途中からですね、参加をいただいております。特にセンター設備等の機器関係の打ち合わせの段階では、中に入っていたかかないとそういう詳細な詰めができないということでございまして、途中からお願いしております。

**○3番（西江園 明君）** 入っているじゃないですか、そのメンバーに。そして、打ち合わせの記録として写真を撮ったりとか、録音テープに記録するなんて、私も初めて、発注者がですね。私はだから、今回いろいろな執行部の流れ、動きを見ていて、疑ってしまうんです。本当、契約解除をして、将来裁判ざたになったときに契約した会社が下手に出ている姿を、陳謝というか何というか、いように見せ掛けて、役所の有利な証拠物件としてですね、するために、その準備の一つとしてそういう手段を取っているんじゃないかと思えてならないんです。

では、最初の工程会議のことをお聞きしますが、会議に出席している、その契約した会社ですね、の技術者の皆さんに自己紹介と称して個人の実績などを発表させているようで、出席したその若い技術者の人が、高圧で、まるで尋問みたいだったと言っていました。また、その工程会議の前に事前打ち合わせを行ったと聞いていますが、その際、発注者である役所側は別用があるから、後はIRU事業者と協議してくれと早々に退席されているようですが、1回目の会議からこういう、役所も同席しなくて、IRU事業者と協議してくれと早々に退席されているようですが、これはどういうことですか。事実ですか。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** その点につきましては、市役所等の協議という部分ではないと判断しましたので、私どもは退席したところです。

**○3番（西江園 明君）** 市役所の業務ではないと判断したということですね。

では伺いますが、先ほど特記仕様書に後から追加した件が下請けで地元を使うとかうんぬんということで、雇用するなどいくつか、私も特記仕様書をいただきましたですね。いくつかあるようで、地元雇用と言えは聞こえはいいんですけども、このような特殊な業務にですね、作業員はもちろんあるかもしれませんが、どのくらいあるのかなと思ったところです。ですから、そういうふうに特記仕様書に追加されましたから、この受注した会社は役所の方に下請けの人がいたら紹介してくださいと、当然追加されるわけですから聞きに行きますよね。そしたら、これもIRU事業者に聞いてくれと、都城のですね。IRU事業者に聞いてくれと言われてますね。だから、受注したその会社はIRU事業者に尋ねに行ったら、そこまでは越権行為だから指示できないと回答したと。そらそうです、当たり前ですよ。役所が発注しているんですから。なぜここにそのIRU事業者が出てくるんですか。志布志市の市役所は、そのIRU事業者の下請けなんですか。どうですか。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** 確かに受注業者が下請けという話をしたところでございますが、私どももこの下請け等については詳しいところがなかったものですから、むしろ情報を仕入れているIRU事業者の方に御相談くださいというところでのお話をしたところでございます。

**○3番（西江園 明君）** 志布志市にある、電気通信業者がいくつかあって、どこにそれが、東京の会社ですから分かりませんからね、どこにあるんですかと聞いたら、そこまでは役所は言えないと。だからIRU事業者にと。何でここでそういうIRU事業者と。まだ契約もしていないのにIRU事業者に聞かないかんのですか。先般の全員協議会の中でも、このIRU事業者とですよ、8月に契約する予定であると我々には説明がありました。しかしまだ契約は行われていないようですが、その契約した後、そういうその会社名が、IRU契約をする会社が出てくるんだったら分かりますよ、理解もしますけど。まだないもねうっかい、役所と契約もしないうちからこのIRU事業者が出てくること自体が私は理解できないんです。だから私は、IRU事業者が冒頭に決まっていたのかというのを聞いたんです。今、じゃあ当然、作業中の委託業務の仕事もこの業者に手伝ってもらっているというふうに理解していいんですか。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** 現段階では、このIRU事業者につきましては、内示もしたところでございます。

あと契約でございますが、現在契約につきましては料金等の部分で、今、詰めを行っております、この協定につきましても今月中に締結の予定であるところでございます。

そして、現在の再委託の分につきましても、協力はいただいているというところでございます。

**○3番（西江園 明君）** 今の動きをというか、見ても、役所が指示できない、今から契約していない会社に聞いてくださいって、どっちが上やっとか、役所が上なのか、IRU事業者が上の立場なのかと疑ってしまいます。

このIRU事業者は、来年度から、完成後ですね、運営をされる会社ですよ。盛んに議会の中でも議論になりましたIRU契約のことでお尋ねしますが、以前の連合審査や全員協議会の中でも尋ねましたが、ケーブルテレビの加入率が30%で試算されていたので、この加入率が30%未満の場合にはどうなるのかという質問をこの前も、3月議会でもほかの議員もなさっていますけれども、そういう質問をしたところ、30%以下でも契約解除はできないことになっていると答弁がありました。この根拠は何なんですか。役所が契約解除を一方的にするのに、民間が契約解除はしないという約束は何をもって答弁されたのか、伺います。民間ですから、倒産や事業の縮小、撤退というのは十分考えられることですが、どうなんですか。何を根拠に契約の解除はできないことになっているというふうに答弁されたのか。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** まず、IRU契約の加入率でございますが、議会の方でも3月議会等で御説明申し上げましたように、30%を目標ということで考えているところでございます。現在、IRU事業者等の方も協議をしておりますが、30%は見込めるというような話をいただいているところでございます。

それから、このIRU契約につきましては、今回の公設民営方式で、志布志市のスキームということで、スタート時に30%に満たない場合であっても契約は成り立つということで、これは双方合意をしているところでございます。そして、このIRU契約につきましては、スタート時点から徐々に加入率も上がっていくということで、10年間の期間を想定しておりますが、運営事業者にとりましては長期的観点で採算を確保する仕組みであるということでございます。

**○3番（西江園 明君）** 結局、根拠のない答弁というかですよ、10年間の間にだんだん採算ベースが取れていくから、契約解除はしないんだと。それは契約というのは成り立つわけですよ。当然、両者が納得すれば契約というのは成り立つわけですけども、今のそういう根拠、先ほどは法令のことをいろいろ申し上げ、課長はありましたけど、これについてはそういう法令はなくて、10年の間にうんぬんという今答弁でしたけど、このことについては何回聞いてもそういう根拠のない答弁ですので、もういいでしょう。次に移ります。

8月中にこの事業についてですよ、職員の皆さんに各自治会長あてに説明会を行いますというふうに案内がありまして、市役所の職員が担当の自治会で説明を行っていますが、今、市全体でいくつの自治会があり、そして今現在、どのぐらいの自治会で説明会が終わったのですか。そして、市民の参加率はどのぐらいですか。

**○議長（上村 環君）** 答弁準備のため、しばらく休憩いたします。

—————○—————

午後3時20分 休憩

午後3時21分 再開

—————○—————

**○議長（上村 環君）** 会議を再開します。質問内容を変えて続行いたします。

**○3番（西江園 明君）** じゃあ答弁が準備でき次第、お願いをします。

私のところの自治会は、残念ながら8月中にはちょっとできなかったところですが、とてもじゃないが人は集まらんと、この事業だけではですね。私も志布志のところのほかの自治会のところにも見に行ったりしまして、そしていろいろ聞いてみたりしましたけれども、私のところもとてもじゃないが集まる見込みはないので、9月下旬にいつも行事を行いますから、その自治会の祭りをですね、ちょっと引き寄せて行えば少しは参加率も上がるだろうと判断して、近いうちに行く予定です。

この説明会についても、事前に職員の皆さんに、こういう説明会をしますからといって職員に説明会を当然行っているはずですが、職員からその中で、市民の参加率の懸念をただしたところ、説明会をしたという実績が大切で、参加率は聞かないと、何かそういうふうな答弁が、やり取りがあったというふうに聞いていますけど、事実ですか。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** 先ほどの質問について、まずお答えします。自治会説明会の実施状況でございますが、松山地区が89%、志布志地区が73%、有明地区が82.3%、合計79.7%でございます。これは9月6日現在の状況でございます。それから、出席数でございますが、世帯における全地区の出席率が34.6%でございます。

それから、職員説明会をした折に参加人数は聞かないというような話があったということですが、そういうことはなかったというふうに思います。私どもとしましては、できるだけたくさんの方々の御参加をいただき、この事業の御説明を申し上げ、市民の方々に御理解をいただきたいということでの説明会であったところでございます。

**○3番（西江園 明君）** まあいいでしょう。現実にはですね、今聞けば34%ということで、やった程度かなというふうに理解をしました。

そして、職員の皆さんも今年度は本当に厳しい1年のスタートでした。先ほど坂元議員の方からもありました、口てい疫という国家の災害に見舞われ、炎天下の中、消毒に動員され、今回はこの情報基盤整備事業で、各自治会の説明会に動員されました。また次に、秋になったら、10月になったらですかね、ケーブルテレビの説明会を予定していると我々に先般説明がありましたが、これも同様に、今、職員が8月に各自治会で行ったような説明会を職員の皆さんで行ってという、計画というか、予定ですか。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** 10月の予定でございますが、もう1回、まず職員向けの説明会を行います。これにつきましては、今回、告知端末放送を全戸に設置をするということでございますが、この告知端末の目的につきましては、市民の方々が安全に生活できるように防災情報等を提供するというところでございまして、市としましては全戸に取り付けをお願いしたいというふうに考えているところでございます。ですので、まず職員にそういう説明会を実施しまして、そして現在計画では11月ごろになるのではないだろうかと思っておりますけれども、今度は市民向けのですね、説明会を実施いたしまして、その時申し込みをしていただくということになるかと思っております。

**○3番（西江園 明君）** ケーブルテレビの説明会は11月ごろから始めるということですか。

そういうことですか。まず確認。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** ケーブルテレビだけではなくて、まず告知放送端末の設置についての説明会ということになります。その会と同時に、間もなく料金等についても合意に達するところでございますが、ケーブルテレビ、あるいはインターネット料金等もですね、市民の方々にお示しをして御紹介していきたいというふうに思っております。

**○3番（西江園 明君）** 今説明がありました行政告知放送の端末、すなわち使用料の発生しない部分をですね、職員が説明するのは、私はやむを得ないと思うんですけども、有料の部分をどうして職員が説明をする義務があるんですか。ここからは営業じゃないですか。私は営業の部分だと思えますよ。人んげえん営業ですよ。こんなのを見ても、先ほども言いましたが、私は、市役所はIRU事業者の下請けかと。職員はそのIRU事業者のために説明会をするのかと言いたいんですよ。市とそのIRU事業者との間に約束があるんじゃないかと思うんです。

NTTも言っていました、私も話をした時ですね。志布志市にはケーブルテレビの必要はないのではと。IRU事業にしても、市民のケーブルテレビへの加入率が33%以上でないと厳しいです、しかし市の意向は堅かったですねと、天下のNTTの方はおっしゃっていました。IRU事業者だって、私は思うんですよ、志布志にそんなに魅力を感じていたのかなと不思議でならないんです。それはそうでしょう。志布志市を見れば、大きな市場である志布志町には光ファイバーがもうかなり入っております。地デジにしても、IRU事業者のある都城は、民放は2局しか映らないんですよ。志布志市は4局あります。都城はチャンネルが少ないから、衛星放送などを引っ張るよりもケーブルテレビの方が有利だったりするんですよ。志布志市はチャンネルも多いから、ケーブルテレビまで引っ張る魅力は都城よりも全然低いんですよ。そこに事業費の約6割近くの26億円近くを投入するのかと言いたいんですよ。志布志市に乗り込んで、今後の維持管理を考えれば、それほど企業にとって魅力がある事業とは思えません。そこをあえて志布志市に進出するためには、先ほどから言いますように、職員が営業をするとか、側面から市が応援するからという条件があったのではと思えて仕方がないんです。

では伺いますが、市長は職員がケーブルテレビの加入の勧誘をするような、私は営業と見ますけど、この活動が正当な任務であると市長はお考えですか。それと、このことについて、都城のIRU事業者と何か契約はあるんですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

IRUの業者とそういった申し合わせみたいなものはないということでございます。ただ、私どもが今般、このことにつきまして市民に対しまして説明会を開催する際につきましては、こういったサービスが提供されますということはお話するというところでございます。そして、その中で市民の方からお尋ねになりましたら、こういった内容ですという回答ができる部分については、職員にも認識しておいていただきたいというようなことにしているところでございます。

**○3番（西江園 明君）** 職員組合でもですね、これが公務員、市の職員の業務の範囲か、職務命令だけでよいのか、議論をしてほしいと思います。

時間がもったいないから、次へ進みます。

先に、6月議会の最終日にですね、議会終了後の全員協議会に、契約したコンサルタント会社あてに契約解除の通知をしたと説明がありました。その理由をるる説明されましたが、CADシステムでもIRU事業者の意向を無視して作業を進めているからとのこととか、いうことで、ここでもIRU事業者の意向が働いているわけです。その意向と違うから、契約解除の事由に、一つに。また、作業中に使用している地図がゼンリンの住宅地図を使用しているから、ゼンリンの地図ではだめだということも理由に説明をされていました。私はこの時の説明を聞いていて、難癖以外の何でもないと感じました。最終的に納める成果品が指定したものと違えば、それはやり直しを命ずることもあるでしょう。しかし、まだ作業中に、見込みがないからと契約解除をするかと言いたいんです。

私はNTTにも聞きましたが、地図の種類は問わないと言っていました。私も職員時代にですね、しょっちゅう九電やNTTに支障物件の申請を行っていましたが、地図の件で書類が通らなかったことは1回もありません。いつから厳しくなったかなと思い聞いてみたら、今言ったような回答でした。逆に、NTTは、すべて私たちは平等に対処することになっておりますから、役所から申請があったからといって特別に早く事務処理することはありませんと厳しく言われました。

ここに至るまでの工程会議等の話を聞いて、この業務が始まってからすぐですよ、工期を外したら損害賠償を請求しますよというようなことを言ったり、私どもの説明会の時もたびたびそういう表現がありました。今、仕事をしている業者に向かって、なぜそんなことを言う必要があるのか。難癖を付けて、相手方から契約解除の申し出を待っているとしか私は思えて仕方がないんです。

では伺いますが、このような当然大きな物件は下請けが、先ほどもありましたけど、下請けがあったと思いますが、下請けがあったということで、その会社名は出さない方がよければ出さないで結構です。あったということを確認します。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** 契約解除の内容等に市の方で触れたということにつきましては、なかなか着手が遅れたというところの理由によるものでございます。

それから、下請けについては、ございました。

**○3番（西江園 明君）** 市長は、下請けというのはどんなものであるというふうにお考えですか。下請けの立場とか、位置付けですね。下請けというのはどういうふうに考えていますか。

**○市長（本田修一君）** 下請け事業者につきましては、元請け業者が責任を担って完成を目指していくわけですが、その中で例えば専門的な補強とか、人力的な補強とか、そういった形で協力を求める業者になろうかというふうに思います。

**○3番（西江園 明君）** 役所と、今、市長もありましたが、役所と契約する立場じゃないということはお分かりですね。よろしいですか、そういうふうに理解してですね。

今、市長も答弁がありましたけれども、下請けというのは元請けと契約するもので、役所、す

なわち発注者とは関係のないことは、皆さん常識で御存じだと思います。しかし、志布志市は違います。5月28日に発注者である志布志市の職員が、わざわざ大分の下請け業者の支店を訪問していますね。そして、工期を守らないと違約金を請求しますなどというふうに言葉をしているようですが、役所と関係のない下請けの会社まで行った目的は何ですか。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** 今回の地域情報通信基盤の設計における基本的な電柱調査、それから基本設計、そういう主な部分につきまして下請け事業者が担当するというようなお話を聞いたところでございます。そして、この部分についての進ちょくの遅れが非常にあったところでございます。そのために、私どもとしまして、ぜひ下請け事業者の方々にも御協力をいただきまして、なんとか先に進めていただきたいということでのお話をしたところでございます。

それから、この事業につきましては、3月31日までに国の交付金事業ということで終わらせなければならないということで、特にその分についてはですね、お願いをしたところでございます。

**○3番（西江園 明君）** 私は冒頭聞きましたけど、保証人に話をするんだったら分かりますよ。下請けに行く目的というのは、理解できないんですけれども、当然これは出張扱いで行っていると思います。その辺のところは監査ではっきりするでしょう。出張でありますから、市長の決済を受けているとは思いますが、形では市長が担当課長に下請けの会社に行ってきた、命令ですが、市長は当然このことは御存じですね。

**○市長（本田修一君）** この件につきましては、事前に相談を受けているところでございます。

**○3番（西江園 明君）** じゃあこれは、下請けのところに行くということは、形は出張というような命令ですけども、担当の方から上がってきたのか。それとも、市長が行ってきた。最初のスタートはどっちですか。

**○市長（本田修一君）** この事業につきましては、さまざまな事案がございまして、確認をその都度その都度していきながら遂行してきたところでございました。ということで、打ち合わせも、また報告も重ねてきているところでございまして、その中でこの件につきましての出張については話をしてきたというふうに認識しているところでございます。

**○3番（西江園 明君）** そこに座っている課長さん、聞いていますか。皆さんは電子自治体推進委員ですよ。5月11日に最初の打ち合わせをして、これから仕事に本格的に着手しようとしている時に、一方じゃもう2週間たった時には関係のない下請けのところに行って違約金をうんぬんという行動が役所の取る姿だと思いますか。何がこのような行動を取らせているのか、疑ってしまうのが自然でしょう。

さらに、今回は6月の初めに、大分の下請けの支店じゃ物足らんのか分かりませんが、熊本の本社の常務のところまで行って、大分と同様のことを言っていますね。私も直接電話で話を聞いております。さらに、ここではその一部上場の企業の幹部に向かって、常務に向かって、あなたより上職の人、すなわち上のポストの人はいるんですか。いれば、その人に話をするからというふうに市の職員はおっしゃっています。すると相手のその会社の方は、下請けの会社の常務は、当社の機構でありますから、自分が最高責任者であり、あとは社長だけであると答えられ



ています。この行動は何ですか。この件も、当然市長は御存じですね。課長の言葉は市長の代弁として理解していいのですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいまの件につきましては、下請けをされる事業所が確実にしていただけるかどうかということの確認をしたいということで、ただいまのようなことの流れがあったというふうに思っているところでございます。

**○3番（西江園 明君）** 確認のためにわざわざ大分、そして熊本に行って、違約金をうんぬんという、保証人を飛び越えて何で下請けに行くのか、何でその前に元請け。先ほども、まだ最初の工程会議をして2週間ですよ。2週間の間にこんな行動を取るというのは、どうしても私は理解できません。

じゃあもう、ちょっと時間がないからですね、もうじゃあ飛び越えていきます、もう。市長の答弁次第ではですね、ほんと6月24日の件とかうんぬんあったんですけども、もういいでしょう。

では、今、るる下請けのところに行ったということですけど、財務課長に財務課が契約担当ですから伺いますけど、下請けに役所が違約金とか損害賠償を請求することができるんですか。もし今ここで答弁ができなかったらですよ、後で結構ですよ。

**○財務課長（溝口 猛君）** 違約金等の請求につきましては、契約の相手方だけでございます。

**○3番（西江園 明君）** そうですよ。それが常識ですよ。それを下請けの関係のない、何も請求する、相手もびっくりしていましたよ、私も話をした時に、初めてでしたとって。そんなことを何が言わせているのかというふうに、契約して1か月もたたないうちから役所と関係ない下請けの会社まで行く必要があったのか、一連の行動が全く理解できません。なりふり構わない行動を何がさせているのか、理解できません。契約解除をするための理由付けを探しているのか、既成事実を作ろうとしているのかと疑ってしまいます。

先ほども言いました、契約解除の理由に地図とかですね、ゼンリンの地図を使っているとかそういう、専門語で言えば仕事に使う書類、野帳ですよ、野帳と言いますが、その野帳が悪かったと言ってけちを付けているようなものですからですね。どうもこういうことについては理解をできないところです。お聞きしたいんですけど、もう次にいきます。

そして、6月に契約解除の通知を相手にしましたら、7月1日に今度は相手の弁護士から契約解除に対して不服申し立てという通知が来ていますね。そして、今まで、先ほど言いましたように、市は我々の中にも約束を守らないで損害賠償をうんぬんとか、市は下請けのところまで行って違約金をうんぬんという言葉を行っていますけれども、相手からそういうふうな通知が来るようですが、今後はまだないということですけども、今後どうこのことについてはなさるつもりですか。

**○議長（上村 環君）** 答弁準備のため、協議会といたします。

—————○—————

午後 3 時46分 休憩

午後 3 時52分 再開



**○議長（上村 環君）** 会議を再開いたします。

まず、財務課長から答弁を求めます。

**○財務課長（溝口 猛君）** 先ほどの御質問の中で、4月28日の入札でございますが、入札の方法ということで指名競争入札によります通常の入札執行という形で御答弁申し上げましたが、指名競争入札によります郵便による入札ということで、当日は別館2階で開札会場を設けまして、併せて入札参加された業者の一部の方も会場に来られる中での開札をしたということでございます。以上、訂正申し上げます。すみませんでした。

**○3番（西江園 明君）** もう時間もないようですので、次に移りますけど、じゃあ契約解除をしましたから、再度業務委託を発注しなければなりません。それを7月中旬に行ったと説明がありました。この入札は、何社を指名して、いつ指名通知をして、いつ開札して、いつ契約したのですか。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** まず情報管理課分につきまして御説明申し上げます。

委託契約につきましては、7月13日でございます。

それから、指名業者につきましては、3社でございます。

**○3番（西江園 明君）** じゃあ、指名通知と入札日は後で教えてください。

今回は、今ありましたように3社、前回の4社から契約解除をした会社を除いた3社で入札を行ったわけですね。これだけの大きな物件に新しいメンバーも加えず、前回高く入札したメンバーだけを指名した理由は何ですか。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** 今回の地域情報通信基盤整備事業におけます設計事業者につきましては、市の方に指名願いがありました業者につきましては、非常に数が少ないと。全国的にもこの実績ができる会社が少ないということでございました。そして、新たに入札を実施する中で、指名業者を捜しましたところ、3社しかないということでございました。

**○財務課長（溝口 猛君）** 入札の通知日でございますが、平成22年6月30日でございます。

入札の執行でございますが、7月9日と。これも入札会場を設けまして、先ほど答弁しましたとおり、郵便による入札という形で実施しているところでございます。

**○3番（西江園 明君）** 先ほど言いましたけど、課長さん、また聞いてくださいよ。皆さんは電子自治体推進委員ですから御存じだと思いますが、分かりやすく今回の、先ほど、ということと言いますと、当初1億1,000万円ぐらいの工事をですよ、7,000万円の入札をして、契約をして、仕事をしていた人を切って、8,000万円と1,000万円以上も高く入札した人ですよ、契約をし直した形です。それに監理料を加えて、最終的には1億3,000万円近くで契約しているようですが、もう質問はしませんけれども、最初は予定価格に対して約80%で入札していましたけれども、今回はライバルがいないかどうか分かりませんが、約90%で入札をしている。濡れ手に泡

です。つまり、前回7,000万円が契約したところを切り、約8,000万円の二番札であった会社と、今回はそれよりも約2,000万円も高い1億円で契約した形になっています。一番札との差は約3,000万円です。一般的に最初の落札者を外して同じメンバーで新たな契約先を選ぶ場合は、二番札の会社と最初の額と同等で、同額で結ぶのが通例です。それを今回は、入札情報でも別件で発注すると発表している業務と一緒に加えて入札をやり直しているんです。市民はこれらの経緯をどう思うでしょうか。

そして、新しく決まった業者が現在業務を進めておりますけれども、それに出席したメンバーはどのような人ですか。最初の工程会議ですね。先ほどは役所とかうんぬんだったですけど。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** 新しい事業者との打ち合わせでございますが、すみません、ちょっと資料がございませんので探してまいります。

[西江園 明君「議長、いいです、それはもう。会社名だけでしょう、出てくるのは。それならいいです。議長、次、いきます。」と呼ぶ]

**○3番（西江園 明君）** 私が聞きたかったのはですね、この会議の中にもそのIRU事業者は当初から入っていたのかというのを聞きたかったんです。ですから後で、今裏に担当がいるでしょうから返事をもらってください。

では、この会議の様子もですよ、先ほど言いました録音や写真撮影は行っているのですね。それを確認します。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** 今回の場合には、録音等の記録を行っております。

**○3番（西江園 明君）** 録音は行っているけど、写真撮影は行っていないということですか。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** 写真撮影は行わなかったというふうに記憶をしております。

**○3番（西江園 明君）** 何をか言わんやです。もう後もうらっしゃいますので。本当はですね、無線のことも、私は無線でいいんじゃないかということも聞きたかったんですけども。

ちょっとお聞きしますが、この松山とか志布志に一部入っている無線の告知端末ですよ。これを個別受信機がない世帯に、例えばこれじゃなくて個別受信機を設置するとした場合には、どのくらいの事業費がかかるんですか。

**○総務課長（中崎秀博君）** 全世帯に個別受信機を設置した場合、金額はどのくらいかということですが、この件につきましては、平成19年の6月議会で全戸に設置をするというような答弁も市長の方がいたしております。その後、見積もり等も取ったわけですが、1台当たり4万8,000円で全戸設置の場合、当然これは、現在アナログでございますが、デジタルに移行した場合の金額でございます。工事費は別で、全戸の設置で、1万5,600世帯で7億4,880万円というふうな試算が出ております。

**○3番（西江園 明君）** 約7億5,000万円で済む。合併特例債でうちは5億円、この事業で出しますからね。それを考えたときには、台風が来てん、線が切れてん、何も心配も要らんわけです、無線だったらですよ。有線だからこそ、台風が来れば。有明町であつたでしょう。平成5年ですかね、木が倒れて電線が切れたり、軒並み災害で機能が果たせなかったと。あつたと思いま

す。これは有線だからこそです。だから、今総務課長からあったように、無線だったらこんな心配は要らんわけです。必要なときに役に立たんのです。だから、松山の辺も聞き取りにくいとかという声もありますので、その辺のところはですね、また次の機会に聞きたいと思います。

じゃあ、もう最後にします。

私、先般、担当課から特記仕様書をもらいました。その中でですね、非常に上目線の表現があちこちに見受けられます。実際の現場ではですね、それはもう役所が上に立つのは仕方がないことなんですよ。でも書類上は対等なんですよ、契約というのはですね。この特記仕様書を見ると、発注者と協議し、指示に従うという表現が多々あります。一般的に、普通の工事で市役所が使っている特記仕様というのは、監督職員と協議してうんぬんという表現なんですよ。ここが違います。情報管理課のこの仕事は、発注者、すなわち市長ですよ。市長と協議し、その指示に従うことと書いてあります。この仕様書だってですね、本当はこのことを市長に聞いたかったんですけど、この仕様書だって、申し訳ないですけども職員では作成はできません。標準的な業務であれば、見本がありますから変えるだけです。このような特殊な業務は見本がないから、作ってもらうんです、普通、業者からですよ。我々もしていたんですよ。作ってもらったから、だからそういう、頼まれたから役所に気を遣ってですね、その人も発注者という表現をしたんだと思います。これはどこに手伝ってもらったのか。どこから作ってもらったんですか、この特記仕様書は。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** 今回の仕様書につきましては、申請時に委託をいたしました鹿児島頭脳センターさんからいただいたところでございます。

**○総務課長（中崎秀博君）** 先ほどの金額の補足をしておきますが、先ほどの7億4,880万円につきましては、単純に個別受信機を設置した場合の金額でございます。当然、それに伴います、現在、市内に屋外拡声子局が173基ございますが、そのデジタル化、並びに、松山の場合は個別受信機はすべて全家庭で受信できるようになりますけれども、志布志、有明につきましては、当然電波が届かない世帯があるということで、再送信子局も新たに設置をしなければならないということで、屋外の拡声子局も合わせまして、総事業費は16億800万円程度の費用がかかるということでございます。

**○情報管理課長（徳満裕幸君）** 新しい委託事業者との打ち合わせでございますが、第1回目を7月16日に実施しております。この時の出席者につきましては、設計事業者、それから今回私どもの方から出席を要望しました運営事業者、そして総務課、建設課、情報管理課の各職員が出席しております。

**○3番（西江園 明君）** 一般的にですね、このような特殊な仕事の場合、ある業者というかですね、そういう人が特記仕様書まで作り、その中にほかの業者が入り込めないような表現をしたりしてですね、例えば特許的なものとかですね、これを見て他の指名業者は、自分の会社ではできないと判断するんです。これがこの業界の暗黙の仕組みなんです。しかしどっこい、今回は、この委託業務は思惑が外れてしまったんだと私は思ったんです。ですから、思惑が外れてしまいましたから、今までの述べてきましたことがあったのではと。もう言いませんけれども、

先ほど今後の裁判とかうんぬんということに影響するとですね。

ただ、今言いました光ファイバーやケーブルテレビにしても、国によってケーブルテレビ事業者など民間へ特別融資制度や税制支援など、さまざまな支援策が国や自治体によって講じられ、民間による整備が推進されている中で、小さなこの志布志市、地方公共団体が巨額の投資を行うこの事業が市民にどれほど理解を得られるか。今後、またいろんなこの事業については展開されると思います。見守っていきたいと思います。

終わります。

**○議長（上村 環君）** 以上で、西江園明君の一般質問を終わります。

ここで、4時15分まで休憩いたします。

○

午後4時09分 休憩

午後4時16分 再開

○

**○議長（上村 環君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番、岩根賢二君の一般質問を許可します。

**○17番（岩根賢二君）** やっと私の番が回ってまいりました。時間が時間ですので、延長を覚悟して質問に入りたいと思います。

それでは、まず消防・防災行政についてお尋ねをいたします。

9月1日は防災の日、また9月は防災月間でもあります。そこで、まず消防・防災行政について質問をいたします。

消防団は、火災に限らず風水害や地震など、自然災害発生の際にも出動し、市民の生命・財産を守る重責を担っており、その活動に対しましては地域住民はもとより、もともと市民の生命・財産を守るべき市の行政からも高い信頼と期待が寄せられております。国民保護法でも、消防団は避難住民の誘導の役割を担うことが規定されており、国からもその果たす役割について大きな期待が寄せられています。しかし、その重責を負うべき消防団員の数は年々減少しており、緊急な出動が必要となきになかなか対応が厳しくなっているのが実状ではないでしょうか。そこで、市として消防団員の確保策をどのように考えているのか、お尋ねいたします。

2点目として、消防団員を雇用している事業所に対する消防団協力事業所表示制度をもっと活用すべきではないかということでもあります。この制度は、複数の従業員が消防団に入団している事業所や従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等を市が認定するものでありますが、消防団員確保策の一環として、この制度をもっと活用すべきだと思いますが、市長の考えをお聞かせください。

3点目として、市役所の特設消防団設置についてお尋ねをいたします。

消防団員は、それぞれ仕事を持っておられ、会社員や自営業者の人も多く、緊急の出動が必要となきに、即時に対応しにくくなっているという現状があります。そのようなときに、いち早く

対応できるのが市の職員ではないかと思えます。災害の情報がどこよりも早く入手できるのは市役所であり、指揮系統も形成しやすく、市内のどの消防団よりも早く動ける状態にあるのが市の職員であろうと思えます。火災などにあっては、何といても初期消火が一番大事であります。一秒でも早く現場に駆け付けることが消火の一番の決め手であるのは言うまでもありません。本来、ここを聞いてください。本来、市民のために役に立ちたい、市民の生活を自分の手で守りたいという熱い心を持って市職員になられた皆さんでありますので、市民の生命と財産を守る消防団員になる資格は十分備わっていると思えます。あとは即出動できるよう消防車両を整備して、本庁と各支所に特設の消防団を設置して災害に備えてもらいたいと思えますが、市長にそのような考えはないか、お尋ねいたします。

4点目として、少年消防クラブについてお尋ねいたします。

有明町の山重小学校には少年消防クラブがあり、毎年消防出初め式では日ごろの活動の成果を発表してもらっています。消防に関する興味や関心を子どものころからかん養することはとても大事なことだと思います。

そこで、この少年消防クラブの活動を市内の各小学校で取り組む考えはないか、教育委員長にお尋ねをいたします。

**○市長（本田修一君）** 岩根議員の御質問にお答えいたします。

まずはじめに、消防・防災行政について、消防団員の確保策についてのお尋ねでございます。お答えいたします。

現在の本市の消防団員数につきましては、条例定数480人に対して462名、18名の減員となっており、充足率は96%であります。各方面隊ごとの状況は、志布志方面隊が226名、松山方面隊が90名、有明方面隊が146名で、志布志方面隊において減員となっております。

合併後の団員数の推移につきましては、平成18年度が455名、平成19年度も455名、平成20年度が459名、平成21年度が461名となっていて、わずかではありますが増している状況です。

団員の確保につきましては、主に分団の役員が各家庭を訪問するほか、後援会の協力もいただきながら入団をお願いし、確保していただいている状況ですが、若者も減少する中、なかなか理解を得られないのも実状です。

このような中、分団でどうしても団員を確保することができないという場合などは、本人の了解の下、市の職員に入団してもらい、団員の確保に努めているところであります。また、公務員の消防団への加入につきましては、加入を促進する通知が総務省からも出されているところです。

今後も消防団員の確保につきましては、地域にもっとも密着した組織として地域防災のかなめとなるほか、地域の活性化に大きな役割を果たす組織であることから、団員の加入促進について消防団活動の魅力や大切さを地域の方々にお伝えして団員確保に努めてまいりたいと思えます。

次に、消防団協力事業所の表示制度の活用ということでございます。

消防団協力事業所表示制度につきましては、消防団員の確保及び活動環境を整備する上で事業所または団体との協力体制の構築が必要であることから、本制度の積極的な導入について、国が

らも通知が来ているところです。このことを受けまして、本市では平成21年10月に志布志市消防団協力事業所表示制度実施要綱を策定しまして、消防団の幹部会において制度の説明を行い、市の広報紙及びホームページに掲載し、本制度の周知を行っているところです。現在のところ申請がなく、協力事業所として表示証の交付実績がないところですが、この実施要綱の中で推薦による表示証の交付も可能であることから、今後、再度本制度の周知に努めるとともに、消防団から該当する事業所を報告してもらい、その事業所に直接話をするなどして本制度の活用を図ってまいりたいと考えます。

次に、市役所職員による特設消防団の設置に対しての御質問でございます。

本庁並びに支所に特設消防団を置く考えはないかとの御質問ですが、本市におきましては、旧志布志町におきまして役場職員で組織する役場分隊が町内全域を対象に平日昼間の火災について活動しております。この役場分隊は、各分団に所属しながら、平日昼間の火災の際に分隊として出動するもので、合併以降も志布志地域を対象に志布志支所分隊を組織して活動しており、特に志布志市街地の火災の際に大きな役割を果たしているものと考えております。

志布志地域におきましては、市街地を中心に団員不足が恒常化していることから、役場分隊の設置に至ったものと考えますが、有明及び松山地区におきましては、各分団や後援会の努力により定員が確保され、現場の消防活動においても迅速に団員が投入されておまして、特設消防団を設置して、そこに投入する必要はないものと考えております。また、各地域からもそのような声は聞いていないところでございます。そうしたことから、今回お尋ねの特設消防団の設置につきましては、現時点では考えていないところであります。

今後は、消防力の低下を招かないよう、地域や事業所との連携を深め、消防団員の確保に努めていきたいと考えます。ただし、団員不足が進展し、平日昼間の消防団活動に支障が出てきた場合、志布志支所分隊を市内各地に広げることにつきまして、今後、有明・松山地域からの声があれば、各分団と相談しながら対応していきたいと考えております。

**○教育長（坪田勝秀君）** 本議会におきましても、教育委員長の委任を受けましたので答弁をさせていただきます。

それでは、お答えいたします。

少年消防クラブは、山重小学校の3年生から6年生まで、現在、希望者14名で結成されているところでございます。主な活動といたしましては、毎月第1火曜日の放課後に南部消防署員の指導の下、45分間の規律訓練を行いますとともに、消防出初め式にも参加しているところでございます。団員はこれらの活動を通しまして、防火意識の高揚に役立っていると聞いているところでございます。

一方、各小中学校では、南部消防署の職員を講師に依頼いたしまして、火災を想定した避難訓練を実施し、児童生徒の防火意識を高めております。

少年消防クラブの活動を教育課程外で行うことは可能であると考えますが、少年消防クラブ活動を市内全小学校で実施するにつきましては、各学校の行事等の調整や保護者の理解と協力、そ

れから放課後のスポーツ少年団活動、それから学習活動との兼ね合いでありますとか、あるいは指導者の確保など、クリアしなければならない課題もありますので、今少し研究をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

**○17番（岩根賢二君）** 一つずつ、また再質問したいと思いますが、消防団員確保策については、96%確保されているから、まあまあ大丈夫じゃないかなというふうな感じで市長はおっしゃっていましたが、ただ欠員補充ということで終わっているんじゃないかなと思いますね。

例えば、薩摩川内市におかれましては、消防団員とその家族が利用できる消防団員サポート制度という、そういう制度があって、いろんな飲食店や美容院の割引などの特典があって、それが大変消防団員に喜ばれているというふうな事例もあるようでございます。

そのような消防団員を引き止めておく、また新たな消防団員を確保するという、これは市としてですね、消防団員に対して感謝の意を表する意味でそういう制度を設けたということでございます。そのような制度もあるということで、検討なりする考えはないか、お尋ねいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいまのその薩摩川内の制度につきましては、初めてお伺いしたところでございます。団員は当然のことながら、団員を支える家族の方々もこの趣旨を十分理解されて、そしてまたボランティア精神を発揮されて参加されているというふうに思います。本市でも、このような制度につきましては勉強をさせていただければというふうに思います。

**○17番（岩根賢二君）** 勉強をするということでございますので、ぜひ取り入れる方向で勉強をしてもらいたいと思います。

次に、消防団協力事業所表示制度の件ですけれども、昨年10月1日に市でもこの告示をして、この制度の周知を図っているということでございますが、市長の答弁にありましたように、消防団を通じてとか、ホームページを通してということで、直接そういう事業所に対しての呼び掛けというのは行われていないのではないかなと思っております。そしてまた、今後団員を通じてその活用を図っていくということでございましたけれども、実際にですね、そういう消防団員の方を多く抱えておられる事業所に行って話を聞いてみますと、市の方としては消防団とかそういう、言えばボランティア活動的なことについて、事業所が協力するのは当たり前だと思っているんじゃないですかねと、そういうとらえ方をされているんですね。

いろんな、例えば建設業者の評価基準というのがございますが、そういう中にもボランティアについて活動しているところには何点というふうな加点があるかと思いますが、県の方でも、この消防団員の確保といいますか、消防団に協力している事業所に対しての評価点数というのが加点をされるようになったと、今年からですね。ということも聞いておりますが、そのようなことは市としても大事なことだと思います。

そういうふうに市の方から、こういう制度がありますがどうですかと。これは申請主義になっているみたいですので、こちらから呼び掛けて、表彰しますよと。表彰という話も出ましたけれ



ども、表彰は当局から持ち掛ければいいでしょうけれども、この表示制度につきましては、やはり事業所が申請をしてということになっているみたいですので、市の方からこういう制度がありますよということで呼び掛けをする必要はあるんじゃないかなと思いますが、その点と、この評価基準について市の方としても検討されるのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

この表示制度につきましては、制度の中で複数の従業員が消防団に加入している事業所、あるいは従業員の消防団活動について積極的に考慮している事業所、災害時における資機材等の提供、消防団の訓練場所及び施設用地の提供、消防団広報等、3年以上にわたり消防団活動に協力している事業所、その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している等市長が特に優良と認める事業所等ということで、現在、このような事業所というのは結構ありまして、その方々がこの制度によりまして表示を受けておられていないという状況でございますので、また特に案内をしていきたいというふうに思います。

しかし、だからといってじゃあ何なのということがございますので、県の方でこれらの事業所につきましては、入札参加における格付け基準の中で加点をするというような措置がされているということでございますので、市といたしましても、このことにつきましては近隣の市町を調査しながら取り組みをしたいというふうに思います。

**○17番（岩根賢二君）** 今現在、この入札に関しての県の評価基準というのが、市でもそのまま採用されているということじゃないんですかね。そうであれば、当然そのことも評価点数の中に入ってくるんじゃないかなと思いますが、そうじゃないですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

県におきましては、入札参加資格申請に際しまして、各市町村消防団への消防団員加入を評価ポイントにさせてもらうということでございまして、建設工事におきます業者格付けの評価点に反映させていると。そして、本市におきます建設工事業者の格付けにつきましては、鹿児島県の格付けを準用しているということでございますので、結果としては団員の報告が反映されているということでございますが、本市独自の取り組みということにつきましては、先ほども申しましたように、今後近隣市町の内容を調べながら取り組みをしていきたいというふうに考えます。

**○17番（岩根賢二君）** この表示制度の第11条ですか、市長もさっき申されましたけれども、協力事業所を市長は表彰することができるとなっているようであります。そのことについては、先ほどの答弁では、それもやっていきたいということですが、そういうことでよろしいですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

要綱によりまして表彰することができるということに基づく表彰はしていないところでございますが、別な事業で、特に消防業務につきまして協力をいただいた事業所につきましては、感謝状は差し上げているところでございます。今後、表彰をしていくことによりましてこの表示制度の制度自体の認知が高まれば、表彰を積極的にいたしまして、この制度に基づいて表彰を受けたいというような事業所が増えていくことを期待したいというふうに思います。

**○17番（岩根賢二君）** この消防団の協力事業所表示制度については、ただ表示をするということだけではなくて、その目的がやはり地域の消防防災力の充実強化に一役買うということですので、ぜひ推進をしてもらいたいと思います。

次に、特設消防団の設置については、志布志支所にはそういう支所の分隊があるということでお答えになりました。松山、また有明については、今のところそういう必要はないというふうに言われましたけれども、私の本日の質問の趣旨は、志布志に置いてもらいたいということが主目的でございました。けれども、市長は志布志支所に分隊があると言われましたけれども、実際機能しているんですか。じゃあ、この分隊の消防団員は何名おられるんですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

現在の段階で、志布志支所に勤務する職員の中で消防団員という者は9名でございます。現在では、この9名ではなかなか対応しきれないということでございますので、本庁にも緊急出動用の運搬車を設置いたしまして、いつでも本庁からの隊員が応援出動をする態勢を取っております。職員の加入数につきましては、全体で40名、消防団員として加盟をしております。

**○17番（岩根賢二君）** 職員の中で消防団員が40名ということですね。その中の9名が志布志支所に勤務しているということですね。これで消防分隊としての機能が発揮できるのかなと思っています。志布志支所には、即消火活動に行けるような車両が常備してあるんですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

現在、合併以降におきまして、志布志地域の平日の昼間の火災に対応するため、志布志支所に小型ポンプ積載車を配置しております。この積載車で、ただいま申しました支所に勤務する団員を中心として出動しているということでございます。

**○17番（岩根賢二君）** 実際に、じゃあ志布志で火災があったときに、この分隊そのものが出動したというのは、例えば今年に限って言えば何回ぐらいあるんでしょうか。

**○志布志支所長（小辻一海君）** お答えいたします。

今年に入って火災が3回ほど起きております。その都度出動しております。

それから、先ほど市長の方が申されましたけれども、積載車は本庁の方にあります。そして、支所の方にはポンプ車が備えてありまして、それで9名が出動するというような形になっております。それで対応しきれないということで、志布志町出身、27名ですか、現在本庁の方にいますので、その団員が積載車で市街地の方に応援に向かっているというような状況でございます。

**○17番（岩根賢二君）** 志布志で今年、火災は何件とおっしゃいましたか。3件か4件じゃないでしょう。私が調べたところによりますと8件あってますよ。死亡者が2名あるということで聞いております。これは何か不思議そうな顔をされていますけど、南部消防署で調べた結果ですので。

志布志町には失礼ですけども、火事が多いと、昔から火事がうけとよなということをよく聞くんです。それで、街中にも昔はこの火事の延焼を防ぐために、八間山という防火帯があったと聞いております。けれども、その防火帯自身が燃えてしまって、今はもうその形さえないという

ことも聞いております。それだけ志布志町は、もちろん人口も多い、住宅の数も多いですから、有明・松山に比べれば火事の件数も多いというのは当然でしょうけれども、やはり志布志支所の消防団、分隊という呼び方をされていますが、これをもう少し充実させる必要があるのではないかなと思っております。

そして、残念ながら志布志町の皆さんは、火災に対する認識が少し低いのではないかなという気もしております。というのが、一概にそうは言えないかも知れませんが、今現在進められております火災警報器の各家庭への設置率、これが3か町では一番低いということも聞いております。ですから、そういう意識高揚のためにも、志布志の支所の消防分隊という市長は言葉を使われましたけれども、その分隊の充実をもっと図る必要があるのではないかなと思っております。

御存じだと思いますけれども、隣の大崎町では今年の4月に、大崎町の人口にしては多いと思うんですが、町役場の職員40人態勢で、この職員だけで構成する特別分団を設置されておりますね。御存じだと思います。このことをお話を聞いてみますと、40歳以下の人に、消防分団、特設分団を役場につくるけれども、みんな協力してくれるかということ呼び掛けをしましたらば、40名の応募があったということです。じゃあ40名は40歳以下の何%になるんですかとお聞きしますと、100%だったそうですよ。それだけ役場職員の皆さんが防火に対してそういう認識を持っておられるということで、ここにおられる課長さん方は40歳未満でないですから対象ではないですけども、消防団員にはなれませんが、やはり市の若手の職員にはそういうこともお話をいただいて、消防団の活動に理解を求めて消防団員になってもらうという努力も必要ではないかなと思っておりますが、市長、いかがですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま大崎町の事例、特設消防団のお話を私自身お聞きしまして、すばらしい取り組みだなというふうに思ったところでございます。この特設消防団は、大崎町の場合は各消防分団には所属しない形で役場の特設消防分団というような位置付けでされているということでございますので、志布志市と少し違う形になっているんだなというふうに考えたところであります。今お話がありましたように、大崎町の役場で40歳以下の職員に呼び掛けをして、この団が結成されたということでありますので、本市でも30以下、35以下、あるいは40以下という職員について呼び掛けをして、団の結成も必要かなというような協議もしたところでございますが、現在の段階では、今お話しました40名の団員が現存するということが対応が可能ということでございますので、現在の職員の団員の体制でよろしいのではないかなというふうに思っております。

ただし、初めに申しましたように、今後各分団の充足率というものを考えていったときに、なかなか充足率が高まらないということになるとなれば、このことについては対応が必要というふうには考えているところであります。

**○議長（上村 環君）** ここでお諮りします。

本日の会議は時間を延長したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、本日の会議は時間を延長することに決定しました。

**○17番（岩根賢二君）** 時間延長ということでございますので、時間がたっぷりできましたけれども。

この支所にあります、志布志支所にありますこの分隊のことですね。これは、市長が先ほどから申されておられますように、昼間の他の消防団員がなかなか出動できない時間帯に、市の職員がその勤務時間帯の中であれば行くんだよという、そういう消防団の制度もあるんですよ。そのことは御存じですか。今ある消防分団とは別に、そこの隊員ではない職員を勤務時間内に限って、火災が発生したときは出動してくれよということで、特別機能分団と言うらしいですけども、そういう分団の制度があるということは御存じでしょうか。

**○市長（本田修一君）** そのような機能のある分団につきましては、認識しているというようなことであるようでございます。しかしながら、本市ではそのことは取っていないということでございます。

**○17番（岩根賢二君）** 認識しているというのは、総務課長が今ということですね。市長は御存じなかったんじゃないかなと思いますが、そのことを、それこそ研究してみるということはいかがでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

現在の段階では、市役所の志布志支所分隊というような形で機能しているということでございますので、先ほど申しましたように、この機能が十分発揮できないということになれば、新たな対応が必要かというふうに思います。そしてまた、市内全体の分団の充足率も問題となるということになれば、そのような段階での対応というものは必要であるというふうに考えます。

ということで、今お話があったようなことにつきまして、私自身認識していなかったところでございますので、十分認識をしていきながら、現在の体制の充実に努めていきたいと思っております。

**○17番（岩根賢二君）** 市長は、施政方針の中でですね、消防に関して初動体制の強化、それと消防分団の区域を超えた連携を強化するために、市内17分団の再編を目指すということも述べておられます。これは具体的にはどのような形を想定されているのでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

現在の各分団におきまして、それぞれ団員の定足数が定められているわけでございますが、実際の出動の時にその機能性が十分取れないところがあるということでございますので、そのことにつきまして広域的に分団等の統合を図りながら、市全体の消防体制の強化に努めていこうということで、それらのことの協議をただいま進めているところでございます。

**○17番（岩根賢二君）** 協議を進めているということですけども、現在ではどのような話になっているんですか。

**○総務課長（中崎秀博君）** 議員のお尋ねは、消防団の再編関係だというふうにとらえておりますが、現在、合併後におきまして市の消防団の再編計画、基本方針案を策定して、市の幹部会

でもお示しをしたところでございます。この基本方針の策定におきましては、当然、先ほどから出ておりますが、消防団員の減少あるいは高齢化、サラリーマン化等によりまして昼間の消火活動に出動ができない区域もあるというような状況を受けまして、特に旧志布志町地域で昼間の出動が困難な分団もあるということから、再編計画をお示しをしたところでございます。

この再編計画につきましては、実施期間については22年度から24年度までというふうにお示しはしておりますが、幹部会の中でも、できる分団から再編を進めていただきたいということで、特に志布志方面隊を中心に、方面隊の方でも会議の幹部会にお示しをいたしまして、現在協議をさせていただいておりますが、なかなか再編というまでの各分団ごとの話し合いがいつてないところでございます。当然、私どもも再編に向けて極力分団の統合をということでお願いはしておりますが、なかなか地域性の問題等がございまして、前向きに進んでいないというのが現状でございます。

今後、計画も当然お示しをしておりますので、できるところから再編ができるように幹部会の方でも今後協議を進めてまいりたいというふうに考えております。当然、志布志地区だけでなく松山方面隊、有明方面隊につきましても、車両等の統一化等々も含めまして再編計画をお示しをしているところでございます。

**○17番（岩根賢二君）** 今課長が申されましたように、私が今言おうとしているのは、まさにそのことですよね。昼間になかなか出動ができないということで、高齢化、サラリーマン化の影響でそういうことがなかなかできていないから再編をしよう。再編も、しかしなかなか進んでいないということですよね。ですから、職員のそういう活動を促したらどうかということをお願いしているわけです。

ですから、また元に戻ってしまいますけれども、職員の消防団、さっきは私は特別機能消防団と申しましたけれども、ちょっと言葉が違っていました。機能別消防団ということで、そういう制度もあるみたいですので。その消防団員はですね、やはり普通の一般の消防団員とは違う、いろんな費用弁償とかそういうのもまた若干違う形でできるということのようでございますので、一応研究をしてもらいたいと思います。

それと、施政方針の中に、防災関係ですね、緊急防災情報等の提供を目的としたコミュニティFM放送を災害時の有効な伝達手段として活用しということも述べられております。このことは、コミュニティFMということでございますので、今NPO法人でありますおおすみFMネットワークだと思っておりますが、そのことはもちろん防災協定も結んでおられますので十分活用してもらいたいと思いますけれども、このコミュニティFM放送のですね、活用率が、今4局あります放送局の中で志布志が一番利用率が少ないということで聞いております。それぞれ鹿屋市、垂水市、肝付町は、自治体の方からそういう放送番組の提供を行っているということですが、志布志市においてはそれが無いということでございますので、志布志市としてこのFMについてもっと活用すべきではないかなと、普段からですね、緊急時だけでなく。ということも考えますが、市長、いかがでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいまお話になられました内容につきまして、私自身把握していなかったこととございます。今後、どのような形で他の市が、町が活用されているか研究させていただきまして、最低限ほかの市並みにはやっていきたいというふうには考えるところであります。

**○17番（岩根賢二君）** 他の自治体並みにしていただければ、まあそれで十分だと思いますが、FMのですね、聴取率、これは意外だと感じられるかも分かりませんが、コミュニティFMの聴取率は志布志市内のアンケート結果によりますと、MBCラジオが21.7%、NHKラジオが15.5%、エフエム鹿児島、これが24.4%だそうです。志布志市内でおおすみFMを聞いておられる方はなんと26%ということで、このコミュニティFMの聴取率というのは意外と、失礼ですけれども意外と高いんです。ですから、この放送を利用しない手はないと思いますので、先ほど市長が言われましたので、他の自治体並みにはやっていきたいと、活用したいということで、それでよろしいですね。確認です。

**○市長（本田修一君）** 聴取率につきまして、意外と高いなということは感じたところでございます。そのようなことでありますので、他の自治体並みにはFM志布志、おおすみFMネットワークにつきまして、活用を図ってまいりたいと考えます。

**○17番（岩根賢二君）** それでは、次に少年消防クラブについてでございますが、山重小学校の活動については、るる説明がございました。他の学校につきましては、消防署から講師を依頼して意識高揚を図っているということでございましたが、各学校によっていろいろ理解の程度があるだろうということでございました。そのことを教育委員会としては進める方向で説明をしていくのか、その点について確認をします。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

この前あるところでそういう話が出たものですから、校長会等で話してみたら二、三の学校ですね、関心のある学校もあるようでございますので、また校長会等でこういうことも話題にしてみようかなと思っております。ですから、先ほど私が理由で申しましたように、放課後の活動というのが地域によっては学習であったり、スポーツであったりとするものですから、ちょうど5、6年生を、3年以上ですかね、その辺の子供たちをそうやって消防クラブに入れられるかどうかということは、今後の課題かなと思っております。

また、私はどうしても最近学校・家庭からですね、火の気が消えたということで、逆に言うと生の火を見たことがないと、子供たちが、ある意味では。文化的な生活にどんどんどんなりまして、そしてふろがない、囲炉裏がない、かまどがない、ちり焼き場がない、野焼きを見たことがない、たき火がないということなものですから、非常に乱暴なことを申しますが、本当に何か火にあたるというんでしょうかね、そういう機会もないものですから、何か教育的にそういう機会がつけられたらいいのになみたいなのも考えているところでございます。火の怖さを知らないから、大事になると。地震・雷・火事・おやじという言葉もあったわけですが、夏下冬上とか、炭をおこすときにはどうするんだというようなこともありましたけれども、そういうこともない

もんですから、子供たちが意外な、とんでもないことをやってしまうということがあるんじゃないかなというようなこと等も考えておりますので、ぜひ学校の先生方にもそういうことの機会もまた教育の一場で話題にしてほしいということも考えております。

**○17番（岩根賢二君）** 防火意識の高揚ということを図っていただきたいと思います。

それでは、次に観光行政について質問をいたします。

国は、観光立国を目指すと言い、鹿児島県も観光立県鹿児島の実現に向けてさまざまな施策を打ち出しております。観光は宿泊や旅行業などの産業だけでなく、農林水産業や小売業など多くの業種との関連を持った総合的な産業であります。最近の観光は、従来の物見遊山的な観光から個々の目的に則した体験型へ、また団体行動から個人や小グループの活動へと変化しているようであります。幸い本市にはそのようなニーズに対応できるエコツーリズムやグリーンツーリズム、ブルーツーリズムなどの計画もあり、個人や小グループに対応できるホテルや民宿等の宿泊施設もありますので、これからの観光行政にも期待が持てるというものであります。

市長はかねてから入り込み客数100万人達成を目指すとされておられますが、それは施政方針に示されていますように、市長の得意分野であります市内の四つの祭りを念頭においたものであります。しかし、祭りに来てもらってそれだけで観光が終わってしまっただけでは、とても100万人は達成できません。観光の振興については、施政方針にも述べておられますが、継続的な観光客を確保するにはもてなしの心、思いやりの心を持って接することが一番大切だと思います。そのような観点から、観光行政を今後どのように展開していく考えか、お尋ねをいたします。

次に、歴史の街づくり事業についてであります。

今定例会に志布志城史跡公園の用地買収が提案されていますが、これは合併前の志布志町時代から計画されている歴史の街づくり事業の大きな節目になるものだと思います。歴史の街づくりは、城跡だけでなく商家資料館や全体的な景観整備等も含まれており、広範囲な事業でありますので、一つ一つこなしていかなければなりません。しかし、どの事業もいまだに遅々として進んでいないようであります。この歴史の街づくり事業の現在の進捗状況と今後の見通しについて、答弁をお願いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

はじめに、観光行政全般についての推進でございますが、本市は豊かな自然に恵まれておりまして、広大な農地と海を生かした特色ある農林水産業が営まれており、志布志港を物流の拠点として地域経済の振興が図られております。そして、議員のお話にありますように、観光行政の推進というものは商工業、サービス業を通じて大きく地域経済の活性化に貢献しているというふう認識しております。今年につきましては、口でい疫や、そしてまたそれに伴うイベントの自粛などによりまして消費が落ち込んできておりますが、先日のみなとまつりにおきまして多くの来場者が訪れまして、市のイメージアップも図られたんじゃないかなと。そしてまたそれなりの経済効果があったものと考えております。

さて、本市の観光行政につきましては、観光入り込み客100万人を目標としまして、観光資源

のPRや施設整備、そして各イベントを実施しているところでありますが、昨年8月に志布志駅内に観光案内所を開設いたしまして、観光客の利便性を高めるとともに、観光ガイドの皆さんと一体となって魅力ある観光地づくりに努めているところでございます。

市内の観光資源につきましては、ダグリ岬地域の国民宿舎、遊園地、海水浴場、国際の森などのすばらしい景観を生かした地域、国指定文化財や歴史のある町並み地区、志布志駅周辺の市街地、そして蓬の郷や民宿村のいやしや田舎暮らしの体験の地域、それから新たにリニューアルオープンしましたやっちくふるさと村など、市内全体に体験型や滞在型の施設が整備されております。また、スポーツ合宿等につきましても、新若浜地区のしおかぜ公園や体育施設の活用も検討されているところでございます。

今後は、これらの施設の位置付けを明確にしてアピールするとともに、平成23年3月九州新幹線の全線開業に備え、市内の観光コースや関係市町と連携して日南・大隅半島一帯の観光ルートの構築なども検討しているところでございます。また、さんふらわあを活用しました滞在型観光についても、広域的な取り組みを推進しているところでございます。

ただいま申し上げましたとおり、スポーツやイベントと合わせた市内観光、自然と歴史を生かした体験型観光によりまして、産業振興につながる志布志市としての観光行政を推進していく所存であります。

次に、歴史の街づくり事業についてでございますが、この事業についてこれまでの経緯につきまして申し上げます。

平成元年にふるさと創生資金の一部を運用しまして、住民組織の149名で構成する歴史の街づくり委員会が結成されております。約1年半にわたり専門家の指導を受けながら「歴史のまちづくり提言―水と緑の千軒まち」という一冊の本にまとめられております。このことを受けまして、旧志布志町におきましてプロジェクトチームをつくり、約1年にわたりワーキング会議等の末、志布志町歴史の街づくり基本構想が作成されております。その後、この構想についての事業は停止されておりましたが、平成14年1月から再開しまして、これまでに志布志城跡の国指定、商家資料館候補地の公有化、志布志麓（ふもと）庭園の国指定、清水氏庭園及び鳥濱氏庭園の国登録を受けております。最優先課題としておりました国指定化に伴う業務が一段落したため、今後は文化財の活用や観光基盤としての整備、町並みの景観整備などの事業推進を全庁的な検討が必要ということから、平成20年4月に教育委員会から企画政策課にその所管を移したところであります。

企画政策課では、平成20年5月21日に歴史の街づくり事業検討委員会を設置しまして、主に今回議案提案しております志布志城史跡の公有化や治山対策等について協議してまいりました。今年度は、県の地域政策課に出向きまして、歴史のまちづくり法による制度について説明等を受けているところでございます。その中で、歴まち法の事業認定を受けるための必要条件等の話をさせていただいたところであります。特に景観計画の必要性や伝統的な生活の営みがあるかどうかなどのポイントがあるようでございます。



このことを受けまして、企画政策課、建設課、港湾商工課、生涯学習課と協議を重ねており、主に次のような意見が出されたところであります。景観行政を実施するには、地域住民の理解が必要である。駐車場やトイレなど、まずは点としての整備を進め、地元の機運を高めていくことが先決ではないか。行政が市民に対してまちづくりの方向性を示してから事業に取り組むべきではないか。点の整備をするにしても、全体の計画をどのようにするのか決まらないと進められないのではないか。このような議論を行いまして、結果として歴史の街づくり基本構想を基に実施可能な事業を抽出し、5年から10年程度の実施計画を策定することとしたところであります。今年度、その計画策定準備会を立ち上げ、協議することとしておりまして、現在、メンバーの選定を行っているところであります。実施計画については、来年度、振興計画の後期計画と併せまして策定する考えでいるところであります。

一方、補助等の対象となる事業につきましては実施することとしておりまして、平成21年度は県の地域振興推進事業を活用しまして、志布志麓（ふもと）庭園見学者防止さくの設置、大慈寺の説明板の設置、宝満寺の石橋の改修、観光案内板の設置を行ったところでございます。今年度は、県の観光課が事業主体である魅力ある観光地づくり事業を活用しまして、宝満寺に遊歩道、あずまや、ベンチ等を整備する予定で、現在実施設計中であり、整備に向けて取り組んでいるところでございます。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

志布志城史跡公園の用地買収につきましては、昨年3月の本会議で経費の債務負担行為について提示させていただいております。その時に本会議場におきまして岩根議員から内容説明の御質問をいただきまして、その説明をいたしたところでございます。志布志城跡の公有化事業は、平成15年度から着手しておりまして、現在7割が完了しております。残り3割につきましては、土地開発公社が先行取得しておりましたので、これを22、23年度で国の補助を受けて買い戻しを行うものでございます。今回の議案は、この事業進ちょくに伴いまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づきまして提案するものでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

**○17番（岩根賢二君）** まず観光行政についてですが、市長が今答弁されたことは、大体施政方針に載っているそのままじゃないかなと思っておりませんが、その中でですね、いろんなイベントの活用とか、スポーツ合宿だとか、そういうのはもう分かっているんですよ。それで、今日私、最初の質問の時に申し上げましたけれども、やはり思いやりの心、もてなしの心、そういうのが継続的な観光客を呼ぶんじゃないかなという意味で、そういう意味で行政としてどう取り組んでいくのかということをお願いしたかったわけですね。

市報の6月号に「お便り 市民のこえ」というところがありますね。あそこにですね、市民の声でこういうのがありました。身体障害者用トイレに入ろうとすると、結局これはモニターツアーに参加された方ですけども、身体障害者用トイレに入ろうとすると、砂利にタイヤを取られて一人では入れず、また狭い道や急な上り下りなど通りにくい所が大変多かったと。志布志の町

がもっと優しくなりますように願いますという市民の声があつて、それに対する答えがこう書いてあります。貴重な御意見をありがとうございます。伝統的な建物のように簡単に改修できない部分もあると思いますが、だれでも利用できる場所になるよう努力してまいりますと書いてあります。この答えはだれが書いたんですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいまの市民からのお便りに対する答えにつきましては、それぞれ所管の方で回答をしているところでございます。ということで、ただいまお話になりましたトイレの箇所について、それぞれ所管が分かれているということでございますので、それぞれの所管の回答をもって全体の回答としているというふうに考えます。

**○17番（岩根賢二君）** この声はですね、6月定例会に出されておりました、観光に関する陳情書がございました。議会にももちろん出されておりましたが、執行部の方にもその陳情書は届いているでしょうか。

**○市長（本田修一君）** この陳情につきましては、私の方にも届いております。

**○17番（岩根賢二君）** この陳情書に書いてあることの中でですね、トイレのことについて書いてありますね。公共トイレの清掃の回数をもっと増やしてきれいにしてほしいとか、新たに公共トイレの整備をしてほしいというふうな内容もあります。それで、このこういう市民の声があつた後に、執行部として、じゃあトイレは本当はどういう状況なんだろうかなということ現場を見に行かれたことがありますかね。市長じゃなくても担当でもいいですが、どうですか。

**○企画政策課長（溝口敏久君）** お答えします。

歴史の街づくりの検討委員会を設置しているわけですが、この委員会の中で現地を確認しております。

**○17番（岩根賢二君）** 現地を確認されたということですので、その時には、じゃあどのような意見といいますか、どのような協議になったんですか。

**○企画政策課長（溝口敏久君）** 現在、宝満寺にもトイレはあるわけですが、ほかにトイレが必要だなということは、この陳情からもあるところですが、実際この観光の案内のボランティアの方々についても、その一般のトイレについて御相談を申し上げているというところもあるわけですが、それについてもこの陳情がありますように、新たに駐車場ないしはトイレも造ってほしいと要望があるということで、候補地になる所を3か所ほど見て回ったところでございます。

**○17番（岩根賢二君）** ということは、いろいろ検討をされているということで理解してよろしいですね。先ほど市長の答弁の中にもありましたけれども、歴史の街づくりを進めていく上でも、まずトイレの整備、あるいは駐車場の整備をしてから、それからだろうというふうな話でありましたよね。ということは、この陳情に関して言えば、陳情の趣旨に沿って整備をしていくのがまず先決だなということで結論を出されているのかなと思いますが、そのように理解してよろしいですか。

**○市長（本田修一君）** この歴史の街づくりの事業につきましては、現在公有化を進め、志布志城史跡の公有化が進められておりまして、もうすぐ公有化がほぼ達成されるということになります。ということを含めまして、今後現実的に取り組める事業というものを改めて精査するというような形で振興計画を定めていきたいというふうに思うところでございます。そういうことでするところでございますが、現実的にはこうして訪れる方がおられると。そしてまた、御不便をお掛けしているということがございますので、トイレないしは駐車場の整備については、できることから早めに整備していきたいというふうには考えているところでございます。

**○17番（岩根賢二君）** トイレの話になってまいりましたので、市長に特にお尋ねをいたしませうけれども、市長も日本を美しくする会の趣旨に賛同されまして、自らトイレ磨きを体験しておられます。そのようなことから、こういう市民の声にこたえるためにもトイレをきれいにしていこうということで、そういうトイレ掃除を市長自ら、また職員、あるいはボランティアの皆さん含めてですね、そういうトイレの掃除を積極的にやっっていこうという気持ちはないでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいまお話になったことにつきましては、私自身のボランティア精神というか、そのような発露でしているということでございますが、職員に対してどうこうということは考えていないところでございます。

**○17番（岩根賢二君）** ボランティアの仲間ですね、そういうことをやろうということがあった場合には、市長ももちろん参加はしていただけたらと思いますが、いかがですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

私自身は日本を美しくする会、志布志トイレ掃除に学ぶ会の会員ということでございますので、そのようなボランティア活動がありましたら積極的に参加したいというふうに考えます。

**○17番（岩根賢二君）** 歴史の街づくりについて、じゃあ再確認ですけれども、これは大分前の話ですので、教育長がどのようにお答えになるか分かりませんが、実は平成19年6月定例会で同僚議員の一般質問に対して、市長はですね、まち全体を博物館にという考え方に立って、この歴史の街づくり事業に取り組むと。今後、観光基盤整備事業として位置付けて、事業に伴う財政的投資が即効性を生むよう推進を図っていくと。また教育長は、非常に具体的に述べておられます。歴史的文化遺産を保存し、公開する施設の整備として、商業資料館の修復整備事業に取り組んでいる。2か年で修繕と整備工事をして、平成22年4月には、今年ですね、22年4月には展示施設を開館させる予定である。文化財の保存活用と観光基盤整備事業を両輪として取り組むべきだと考えていると。このように述べておられます。その後、いろんな経緯があつて、とてもこのような状況にはないんですが、それはどのような理由でとんざしているのか、そのことについてお答えください。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

確かにそういうふうに答えて、そして前向きに検討することを各担当とも話をしておったんですが、やはり実際に私も何回かあそこに足を運びましたけれども、非常に老朽化が激しゅうござ

いまして、そしてあのままではとても、相当な予算もかかるということ等が判明いたしましたので、それと併せまして周辺の住民の皆様方の今度は御理解も十分いただかなきゃならないということ等も重なりましたので、そのことでもって仕事が少し、大幅にとというか、今現在、とんざしたところでございます。

そうしているうちに、市長の方といたしましても、これはもうやはりここまでくれば一括して、先ほど企画政策課長が申しましたように、一括、一本化してこの歴史の街づくり事業はやらないと、一文化財課だけではもうちょっと手に負えないところまできているということ等もありましたので、現在、企画政策課の方で歴史の街づくり事業という形をもって進めていると、こういう経緯でございまして、その当時とまた様相が変わりましたので、今後また、私どもがやる部分は、先ほど申しましたように、この文化財関係の所管する文化行政の部分、山城のところ、それから麓（ふもと）庭園の問題、これは当然文化財管理室がやらなきゃいけないこととございますので、それはそれとして進めながら、包括的な街づくり事業が進められるものと思っているところでございます。

以上でございます。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほども申しましたように、この事業につきましては今後実施可能な事業を抽出してやっていきたいということとございまして、歴史の街づくり基本構想を基にしてやっていくということには変わりはないということとございます。総体のこの基本構想に基づく実施ということになれば、またかなりな期間を要する、また費用も要するというところとございまして、ただいま申しましたような実施計画を策定したいということとございます。

ということとございまして、平成7年度からストップしていた時期もあったようでございまして、改めてこの事業が再開された経緯等も踏まえて、財政上の問題も解決させていながら計画書を策定していきたいというふうにと考えるところでございます。

**○17番（岩根賢二君）** 実施可能な事業から進めて取り組んでいくということですが、例えば具体的に言って、今教育長が申されましたこの商業資料館については実施可能だということと考えてよろしいんですか。時期はちょっとずれるけれども、実施可能だよということなんですか。

**○市長（本田修一君）** 商家資料館の事業につきましては、現在も公有化されているという状況とございますので、この分については優先的に実施が進むと、進めなきゃならないというふうには考えるところでございます。

**○17番（岩根賢二君）** じゃあ、ぜひそのように進めていただきたいと思います。

市長のですね、施政方針の中にあります歴史の街づくりについては、実は教育委員会の範ちゅうに入っているんですね。施政方針の46ページから47ページにかけて、伝統・文化を守り育み、次代へつなげる人づくりという中に歴史の街づくりについての供述があります。述べておられます。そしてまた、今回提案をされております志布志城史跡公園の用地買収についても、教育委員

会が担当しておられます。

これらのことを考えると、私の中ではどうしてもこの歴史の街づくり事業は、生涯学習課文化財管理室が中心となって行っていただきたいという気持ちがずっとあるんですよね。ほかの景観とか、そういうことで企画政策課ということでまとめておられるんだとは思いますが、どっちかという、やはり文化財の方をお願いするのが妥当ではないかなと私はいまだに思っておりますが、どうしても企画政策課でなければならない理由は何ですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

この歴史の街づくり事業につきましては、基本構想の中で、この構想が達成された暁にこのようなふうになるというような絵も示されております。そのようなものを見たときに、もちろん文化財を生かしながら取り組む事業ということになるわけですが、そこに大勢の方に来ていただきまして、その歴史の意味を知っていただく、理解していただく、そしてこの地の観光資源になればというような思いもあるようでございます。

そのような意味合いから、この事業につきましては、教育委員会の方で担っていくというよりも、総体的な関係する各課で協議をしていくことがふさわしいというようなことで、現在企画の方に担当をさせているところでございます。

**○17番（岩根賢二君）** 企画政策課がいろんな事業を抱えてですね、私はちょっと、何と言いますか、仕事量が多いと思うんですよね。教育委員会が少ないというわけじゃないですよ。やはり歴史の街づくりというのは、どうも私は企画政策課にはふさわしくない、教育委員会のこの文化財関係のところでもやってもらいたいという意識がずっとあります。もう一度、考え直すというか、改めて考えてもらって、元に戻すと。これはどっちかという元に戻すという形だと思いますよね。そういうことも検討されてみてはどうですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

この事業につきましては、長い期間取り組んでいる、中止の期間もありましたが、長い期間かけて取り組んでいる事業でございます。基本構想に基づいてさまざまな取り組みをしてきたと。そして、対象となる地域の公有化についても図られてきたということでございますので、今後それらの地を構想に基づいた形で利活用ができるような事業を導入していくということになれば、教育委員会のみならず関係する部署で知恵を出し合いながらこのことの事業化を図っていくことが必要かというふうに思うところでございます。

**○17番（岩根賢二君）** この事業で、いろんな事業をですね、ずっとこう拾い上げた場合に、じゃあ生涯学習課と、企画政策課もでした、建設課もでしたね。いろんな課がありますが、その割合というのはどうですか。割合を考えた場合は、やはり生涯学習課が多いんじゃないですかね、事業の中身として。どうですか、そこは。

**○市長（本田修一君）** そのことにつきましては、それぞれ対象となるものによって違うというふうに考えるところでございますが、総体とすれば、この志布志のまちににぎわいが創出されることも目的となるということでございますので、そのような観点からすると、現在の企画の方

で担当しながら事業化をしていくということが適当というふうにと考えるとございませう。

〔「そのとおり」と呼ぶ者あり〕

**○17番（岩根賢二君）** 再度の確認になるかと思えますけれども、21年のですね、昨年9月、1年前に私が歴史の街づくりについて質問もしております。この時には、推進室を設けたらどうかということで申し上げたんですが、検討委員会でやっていくということでございました。その中で、再確認、先ほども出てきましたけれども、市長の答弁にですね、トイレや休憩所、それと駐車場の必要性はあると思うので、場所や用地、規模、管理、財源等について検討して協議していきたいということで述べておられました。先ほどは、私の聞き違いでなければ、それらをやっていくということで述べられたと思えますが、それでよろしいですね。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

現在、観光ガイドの皆さん方と一緒に、この歴史の街づくりの対象地につきまして、観光案内ができていくということでございませう。その方々が不便さを感じているというようなお話があるとすれば、それには率直に対応してまいりたいというような観点から、先ほどお答えしたようなことになるということでございませう。

〔岩根賢二君「終わります」と呼ぶ〕

**○志布志支所長（小辻一海君）** 先ほど岩根議員の火災発生件数の質問に対しまして3件とお答えいたしました。本年度に入って3件でございました。岩根議員が申されましたとおり、今年に入ってからは8件でございました。

また、志布志支所にポンプ車が装備してあると申し上げましたが、小型ポンプ積載車を配置しているということでございませう。また本庁の車は積載車と申し上げましたが、本庁には緊急出動用の運搬車を配置してございませう。本庁の隊員が応援出動できるような態勢をとって出動してございませうので、おわび、訂正いたしたいと思えます。よろしく願います。

**○議長（上村 環君）** 以上で、岩根賢二君の一般質問を終わります。

—————○—————

**○議長（上村 環君）** 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後5時47分 散会

平成22年第3回志布志市議会定例会（第3号）

期日：平成22年9月7日（火曜日）午前10時00分

場所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 陳情第9号 志布志市立八野小学校の今後に関する陳情書

日程第3 一般質問

小野 広 嗣

立山 静 幸

玉垣 大二郎

平野 栄 作

**出席議員氏名 (24名)**

1 番	平 野 栄 作	2 番	下 平 晴 行
3 番	西江園 明	4 番	丸 山 一
5 番	玉 垣 大二郎	6 番	坂 元 修一郎
7 番	鶴 迫 京 子	8 番	藤 後 昇 一
9 番	毛 野 了	10 番	立 平 利 男
11 番	本 田 孝 志	12 番	立 山 静 幸
13 番	小 野 広 嗣	14 番	長 岡 耕 二
15 番	金 子 光 博	16 番	林 勇 作
17 番	岩 根 賢 二	18 番	東 宏 二
19 番	小 園 義 行	20 番	上 村 環
21 番	鬼 塚 弘 文	22 番	丸 崎 幹 男
23 番	福 重 彰 史	24 番	野 村 公 一

**欠席議員氏名 (0名)**

**地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名**

市 長	本 田 修 一	副 市 長	井 手 南海男
教 育 長	坪 田 勝 秀	総 務 課 長	中 崎 秀 博
情報管理課長	徳 満 裕 幸	企画政策課長	溝 口 敏 久
財 務 課 長	溝 口 猛	港湾商工課長	萩 本 昌一郎
市民環境課長	竹之内 宏 史	税 務 課 長	外 山 文 弘
福 祉 課 長	山 下 修 一	保 健 課 長	木佐貫 一 也
農 政 課 長	上 原 登	耕地林務水産課長	立 山 広 幸
畜 産 課 長	中 崎 章 文	建 設 課 長	中 迫 哲 郎
松山支所長	白 坂 照 雄	志布志支所長	小 辻 一 海
水 道 局 長	井 手 佐喜雄	会 計 管 理 者	楠 川 昭 博
農業委員会事務局長	堀 苑 智 之	教 育 総 務 課 長	五 代 豊 一
学校教育課長	金 久 三 男	生涯学習課長	津 曲 兼 隆

**議会事務局職員出席者**

事 務 局 長	今 井 善 文	次長兼議事係長	徳 田 弘 美
調査管理係長	坂 元 正 知	議 事 係	武 田 賢一郎



午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

—————○—————

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、毛野了君と立平利男君を指名いたします。

—————○—————

### 日程第2 陳情第9号 志布志市立八野小学校の今後に関する陳情書

○議長（上村 環君） 日程第2、陳情第9号、志布志市立八野小学校の今後に関する陳情書を議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） おはようございます。

ただいま議題となりました、そして継続審査となっていました陳情第9号、志布志市立八野小学校の今後に関する陳情書について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

この陳情につきましては、平成22年第2回定例会で当委員会に付託となりまして、その会期中の6月18日に審査を行いました。閉会中の継続審査の申し出を行い継続審査となっていたところであります。

その後、閉会中である8月2日、そして今定例会の会期中である9月3日と、計3回委員会を開催いたしまして審査を行いました。開催日ごとに審査経過の概要と結果について報告いたします。

まず、平成22年第2回定例会の会期中、6月18日開催分について報告いたします。

6月18日は、委員全員出席の下、執行部から教育長、教育総務課長、学校教育課長の出席を求め、当陳情に対する執行部の意見を求めました。

執行部によりますと、長年地域の核として地域住民のよりどころとしてありました八野小学校が少子化による児童数の減少ということで、地域の方々が閉校陳情の提出を余儀なくされたということは、学校教育を預かる私どもとしても大変残念に思うところである。

今回の陳情書を提出されるにあたっては、過去2年間ぐらい八野小学校の今後を考える会を立ち上げられ、自主的に八野小学校の在り方についていろいろ議論してこられた経緯があるようがあります。その中で、もうどうしてもこういう経緯にたち至らざるを得なかったということの住民の方々の思いがこの陳情書の行間にあふれているようであります。

地域活動は何と言っても地域の方々が主役であり、やはり活動の核となるのは地域の子供たちだと思っております。今後はこの陳情書の採否の状況を見て私どもとしては対応していかなければならないと考えています。

このような意見を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、学校長として校区民へどのような説明をしているのかとただしたところ、平成22年度特認校生の募集をした時も、無責任な募集はできないので、体験入学の時に平成23年度以降は難しくなる旨を特認校生の保護者には説明している。そして、校長の発言は誤解を招かないように注意しているため、校区への具体的な発言はしていないとの答弁でありました。

陳情が出たから閉校ということはないですよとただしたところ、特認校制度で子供がいれば閉校はあり得ないが、特認校制度が1年間なので、途中でいなくなったらという心配はある。地元の子供がいなく、すべて特認の子供だけとなれば地域の皆さんの学校に対する煩惱がなくなるという話も聞いているとの答弁でありました。

校区公民館からの平成22年度をもって閉校という明確な意思表示に対して、教育委員会の意見を求めたところ、校区公民館は地区の意思決定機関であると思う。県内でも地域からの要望を市当局がくみ取り、決定している経緯がある。八野もかなり前から学校の在り方についてやり取りがあったと思うとの意見でありました。

設置者である市、教育行政に携わっている教育委員会として、市の小規模校に対する方向性がないと議会としても判断が難しい。教育委員会の考えについて意見を求めたところ、教育委員会としては、子供がいる限り教育を続けるのが大前提である。地元を支えられるのが学校教育であるので、行政サイドだけでは決められない。過去の在り方検討委員会も学校規模適正化推進委員会に変えて、今後具体的に進むと思うとの意見でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

その後、委員から、地元の児童は一人であり、あとは教頭先生の子供と特認校生という現況を見れば、校区の意思をくみ、結論を出していただきたいという意見と、当局の方向性なりが議論されてからでよいのではないか。そして、入学希望者が3月に引っ越してきており、様子を見るべきではないか。また、校区民の署名をどう重くとらえるか、子供の教育環境を考えたときに教育委員会も今検討している状況であり、慎重に審議すべきと思うので継続審査としてはどうかという意見があり、起立採決の結果、継続審査の申し出をすべきものと決定しました。

次に、閉会中であります8月2日開催分について御報告いたします。

8月2日も委員全員出席の下、執行部から市長、副市長、教育長、教育総務課長、学校教育課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に対する執行部の意見を求めました。

はじめに執行部からの意見をお聞きしましたが、意見はなく、早速審査に入りました。

主な質疑といたしまして、再度、学校設置者である市長としてのこの陳情についての見解と教育長としての考えを聞いたところ、まず教育長としては、入学を希望する生徒がいれば学校を閉校することはないというのが基本原則である。しかし、集団生活の機会が少なく社会性を身に付けることや中学校においてクラブ活動等の制約も多く、これが児童生徒にとって原則どおり小規模人数で学校を設置することが最善かということを考えれば、教育環境を整備する立場の教育委員会としては、一人か二人でも規則どおり学校を開けるということについては、いろいろ問題が

あると考えるとの意見でした。

また、市長としては、教育環境の整備については、一定の要件が必要と考える。それに基づいて今後市の方向性を出していきたいと考えていた矢先にこのような陳情が出されたことについては、地域の皆さんにとって苦渋の選択だったと思うとの意見でした。

以上のような意見を受け、質疑に入りました。

まず、教育委員会の定例会の中で議題として取り上げられたのかとただしたところ、正式な議題としての議論はしていないが、教育委員の方々では議会に陳情が提出されたことなどは話題となった。その後、八野小学校の学校訪問もあり、残念だけどやむを得ないのかなというのが委員の皆さんの意見であったとの答弁でありました。

まず、設置者である市と教育委員会が基本的な議論をして方向性が出されるべきではないかとただしたところ、まだ統廃合推進委員会で協議しているからしばらく待ってくださいというのが正直な気持ちであり、陳情書が提出されている議会がどのような議決をされても、それを地域に伝えて、議会の決定に従うしかないと考えたとの答弁でありました。

来年度から八野小学校に入学を希望する子供がいたが、どこの小学校に入学することになるのかとただしたところ、子供が一人なら友達もない学校への入学は考えたい。保護者としては、自分の仕事の関係や子供が帰宅してからのことを考えると、祖母のいる香月小学校へ出したい意向を持っているようであるとの答弁でありました。

あと数年後に毎年一人ずつ新入生があるが、この子供たちの教育環境の整備として閉校するというのをどう思うかとただしたところ、休校にして数年後に入学があり、これに特認校制度の子供を募集しても何人来るか分からないので、不安定な要素が強すぎ、教育環境としてはあまりいい環境とは思わないとの答弁でありました。

学校の在り方の方向性を早く出すべきと思うが、どのようになっているのかとただしたところ、今年度から市立学校適正化推進委員会と名称を変え、具体的に協議していく。7月に第1回目の会議を開催したので、秋に先進地研修を計画し、年が明けてから基本方針を決定したいとの答弁でありました。

長い間校区民が検討してきて、その中で休校という議論はなかったのかとただしたところ、八野小学校の教育を考える会という資料はもらったが、そこに休校と閉校についての議論はなされてないようであるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

その後、委員から、議会に結論を預けたような形であり、四浦小学校も休校しており、そして八野小学校にも数年後には入学予定の子供もいる状況、また教育委員会の方向性も早急には望めない状況もあり、今後の教育行政への影響を考えると継続としてはどうかという意見と、校区民の99%が同意している陳情書であり、その意思を尊重して採択すべきとの意見があり、起立採決の結果、引き続き継続審査にすべきものと決定いたしました。

次に、平成22年第3回定例会の会期中である9月3日分について御報告いたします。

9月3日も委員全員出席の下、執行部から市長、副市長、教育長、教育総務課長、学校教育課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に対する執行部の意見を求めました。

はじめに、8月11日付けで教育委員会から市長あてに、八野小学校の今後の児童数の推移を見ると、ごく少人数で学校を存続させることは大変憂慮すべきであり、子供たちにとって良好な教育環境とは言い難いことから、八野校区の子供たちにとって良好な教育環境を創出するために地域住民の合意を得て提出された八野小学校の閉校を求める本陳情については、児童生徒の良好な教育環境を第一に考え、教育委員会としても尊重したいと考える旨の意見書が提出されたということであったので、臨時の教育委員会が開催された経緯の説明を求めました。

教育長によりますと、8月5日に市長から陳情書に対する教育委員会の意見を求められましたので、8月11日に臨時の教育委員会を開催し、その結果を意見書として市長に送付したとの説明がありました。

以上の報告を受け、早速審査に入りました。

主な質疑として、意見書の中にごく小規模校という表現があるが、どういう意味かとただしたところ、明確な定義があるわけではないが、教育環境という面から子供の人数をとらえた場合、クラス替えができる人数で、小学校で20人学級で2クラス、中学校で部活動を考えれば30人学級で2クラスを考えるので、これ以下が小規模校と考える。ごく少人数とは何人ということはないが、最低でも10人いれば何とか教育活動はできると思うとの答弁でありました。

議員として十分陳情者を尊重するが、ほかの小規模校の心配はないのかとただしたところ、今のところ各校区の推移を見ても、急速に閉校とか統廃合に落ち込んでいく学校が出てくる心配はないと考えるとの答弁でありました。

教育委員会として良好な教育環境を考えれば統廃合だと思うが、市長部局とどのように連携を考えるかとただしたところ、児童生徒数については先ほどの人数であるが、統廃合なり方向性について地域住民の意見を集約し、理解を得ることにしなければならないと考えているとの答弁でありました。

学校の跡地対策を市当局はどのように考えているのかとただしたところ、地域から跡地の有効活用という要望はあったが、今後地域の皆さんと十分協議したいとの答弁でありました。

閉校となった場合、学校施設の補助金適化法との関係をただしたところ、利活用の仕方が決まっていないので、国としても明解な回答はできないとのことでありました。基本的には、包括的承認事項ということで、事業を完了して10年が経過した物件については制限はなく、届けだけであるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

その後、委員から、引き続き議論の場を設けるべきであるということから継続という意見と、もう採決すべきという意見が出され、起立採決の結果、起立少数で継続審査としないことに決定しました。

次に、陳情書についての討論を行いました。

まず、反対討論として、地域の核としての学校の役割を考えるべきで、子供の数だけで適正規模を議論するのであれば、小さな学校は駄目だと言わんばかりのことを委員会の中で感じた。また、委員会の審議、そして当局の考え方は拙速すぎて納得がいかない。また、署名をした人の中にも慎重にやっていただきたいとの意見もあるので、継続すべきで、採択には反対である。

次に、賛成討論として、PTA会長を含め、校区の9割以上の署名の陳情であり、重く受け止めるべきと思う。校区でも長期間にわたってこの問題を協議してきたことを尊重したい。

また、賛成討論として、陳情書にあるように、地域の要望を当局も教育委員会もくんで実現するようにお願いしたい。

以上のようなことから、採択すべきであるとの討論がなされました。

以上で討論を終え、起立採決の結果、陳情第9号、志布志市立八野小学校の今後に関する陳情書については、起立多数をもって採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

**○議長（上村 環君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

**○24番（野村公一君）** 何回も委員会を開かれて審議をされたという様子はよく理解をいたしますが、二、三お伺いをしておきたいというふうに思います。

まず、第1点でございますが、今回、本市の教育委員会が学校教育はどうあるべきかということで、今教育委員会の中で統廃合も含めて議論の最中であるというのがまず第1点。そういう中に、まだ当局の結論が出ていないところで、今回議会が結論を出したということでございます。

そういう中で、教育委員会の研修が年明けにされるやの報告がございました。もう来年度が問題であるのに、年明けに研修をして何を研修をしようとしているのかがよく分かりません。したがって、そういう点について、研修を早めて、早く問題の解決をすべきじゃないかという議論はなかったのかどうか、それがまず第1点です。

それから、第2点でございますが、仮に廃校とした場合に、どうしてもやっぱり学校というのは地域の拠点であろうと思われまます。したがって、地域が今後どういうふうにその学校を活用していられるのか、そのことが非常に問題であろうと思いますが、今は教育財産でございますが、普通財産として衣替えをしてでも地域のためにこの施設を生かすべきだと。そのために当局がどういう決意を持っておられるのか、その点に御質疑はされなかったのかどうか、その点が第2点。

お答えをいただきたいというふうに思います。

**○文教厚生常任委員長（西江園 明君）** まず1点目の研修の件でございますけれども、過去4年間は学校在り方検討委員会、その後今年度から、先ほど報告しました、ちょっと名称を変えまして、適正化推進委員会というふうに名称を変えて、教育委員会の中で10月に研修を行って、年明けに方向性、基本方針を出したいという説明を受けたところです。

それから、2番目の跡地利用につきましては、今委員の方がおっしゃいましたように、このことについては質疑もあったわけですが、市としてはそういう、先ほども報告を申し上げました、法的な規制というのはそれほどないようではございますけれども、地域とこの活用については十分、

今後協議したいという答弁を当局からはいただいたところです。

以上です。

**○24番（野村公一君）** あまり答弁になっておりませんが、問題は、子供がいなくなると。しかも、数人しかいないとなると、子供の教育上はどうしてもやっぱり競争力の働く、生徒の多い所で学ばせるというのが基本だろうと思います。そのことで廃校にすることには私は特に議論はありません。しかしながら、地域の拠点という観点からしますと、その学校施設を将来当局がどう使っていくのか、どのようにその地域にそれを利用させるのか、そのことが私は一番大事なことだろうと思うんです。そのことをしっかり議論をして、当局がある程度見極めて方向性を出してからでも私はこの陳情の採択というのは遅くはなかったんだろうというふうに思うんです。したがって、その議論があったという報告でありますので、どういうふうに当局は考えておられるという回答があったのかですね、その報告を求めたいというふうに思います。

**○文教厚生常任委員長（西江園 明君）** お答えいたします。

具体的に、例えばあそこの校舎とかありますけれども、これを具体的な目的をもってというのは地域からもまだ示されていませんので、このことについては地域と十分話し合っただけで協議するという答弁で、具体的なあれは、まだそこまでは決まっていなくていいです。

**○24番（野村公一君）** もう1点。地域の声じゃなくて、行政がその施設をどう地域のために生かすかというのが私は主眼だろうと思うんですよ。地域に任せて他力本願で振興を図るといっていいじゃなくて、行政がそれをどう使っていくのかと、地域のためにですね。行政のその姿を見て我々はやっぱり結論を出すべきだというふうに思うんですが、もう1回、その議論がなかったのかどうか。

**○文教厚生常任委員長（西江園 明君）** 執行部側がこの跡地利用について、方向性を定めていいところについての議論はありませんでした。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

**○13番（小野広嗣君）** 1点のみお聞きをしたいと思いますが、旧志布志町におきまして、例えば四浦におきまして、地域の方々も悲しい思いをされる中で休校式典を行って、いったん休校いたしました。

そして、その後、首長さんが変わられまして、地域の声聞く中で、新たにもう1回開校するという流れがありました。しかし、いろんな工夫をしまして子供さんたちをわざわざ四浦の地にもって行って継続していくという流れをつくりましたが、最終的にそれもかなわないという状況で、また閉校をするという状況を生んでおります。

そういった状況の中で、その当時の校長、そして教頭住宅等もいまだにですね、新しく造られたままでだれも入らない状態の中でおかれているわけですが、今の質疑の中で野村議員のほうからもありましたが、やはり学校というのは閉校しても、休校しても廃校になっても、その地域のコミュニティの場であるというふうに思っています。そういった意味から言えば、こういった施設あるいはその跡地を利用するとすると、維持管理の問題とかさまざま出てきますが、そういっ

たことに対する教育委員会サイドの考え方、そして四浦を中心とした過去の教訓、こういったことに対しての質疑がなかったのか、お聞きをしておきたいというふうに思っております。

**○文教厚生常任委員長（西江園 明君）** 四浦小学校と比べての議論というのはありませんでしたけれども、この跡地については、休校であれば御存じのとおり行政財産、そして閉校して普通財産ということについての議論はありました。

それで、先ほど報告でも一部触れましたけれども、そういう閉校の中で跡地利用については、地元と協議するということです。

**○13番（小野広嗣君）** 委員長の報告の中で、地元の方々からはそういう跡地利用を含めた今後の問題については、特に上がってきていないという当局からの報告を受けられたというふうに聞いておりますが、こういった陳情が上がっていく背景で、一方ではそういった将来へ向けた議論というのは当然地域であって、こういったふうにしていただきたいという考え方も当局は聞いてきたと思いますね。具体的にそういった文書として上がってきているきていないは別にしまして、まったくそういうのが寄せられていないというのが不思議でならない。そういったことに対して、委員のほうから再度そういう質疑がなされなかったのかお聞かせをください。

**○文教厚生常任委員長（西江園 明君）** この跡地利用については、そういう具体的な質問というものもありませんでした。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（上村 環君）** これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

**○19番（小園義行君）** 今回の陳情に対して討論をしたいと思えます。

今回の陳情は、これまで長い間地域の核として、その地域の中心にあった学校を閉校にしてほしいという、まさに重たいものを地域住民の方々から提出された陳情であります。また、判断をする私たちにとってもこれは大変苦しく、重たい責任を持つものであります。

私は、学校の統廃合にただ単に反対をするというものではありません。学校の統廃合計画をするに当たっては、それを考えなければならないことの一つ目に、学校を統廃合するそのことが子供の教育にプラスになるのか、マイナスになるのかということ。

二つ目に、学校は子供の教育にとどまらず、その地域にとって独自の役割があります。学校は運動会や文化祭などを含めて、地域の核としての役割を担っております。今も質疑、やり取りの中でありましたとおりであります。そこに学校があるから地域に残って子育てができる、そういった点で地域を維持するために欠かせない施設だというふうに思います。子供が少なくなったからといって安易に統廃合を進めれば、集落やコミュニティの崩壊、地域社会の荒廃という取り返しのつかない事態を招きかねません。

そうした立場から考えたときに、本市は多くのいわゆる小規模校と言われる学校が存在している。そうしたことから考えたときに、学校の在り方懇談会を本市は立ち上げて議論をし、そして

今推進委員会を立ち上げて方向性を出そうと議論がされている最中であります。ただ、今回陳情が出された八野小学校だけの問題ではなく、その他の学校の状況もよく検討をし、方向性を出すべきであります。それからでも結論を出すことは遅くありません。教育委員会として、陳情が出されたら即閉校、そういったことではなくて、存続のための努力や休校も含めて議論をして、方向性を出すべきだというふうに考えます。

委員会の審議の中で、来年度、そして26年度、27年度、28年度、その地域に子供たちが存在し、入学予定の児童がいることも資料として出されております。

教育委員会から8月11日に陳情に対する意見として意見書が出されました。出されている中で、子供にとって良好な教育環境とは言い難い、そのことからこの陳情を尊重すると。こうしたことでは、今方向性を議論されている推進委員会の方々の議論は意味をなさないということになってしまいます。私はこうした拙速なやり方ではなく、本市の学校の在り方はどうあるべきか真剣に考え、方向性を当局は出すべきだというふうに思います。そうしたことを含めて、閉校をしてほしいとする陳情には存続のための努力や、また本市は四浦小学校を現在も休校にしていつでも開校できる対応をしている状況であります。そうしたことを含めて考えても、このことは慎重に対処しなければならないと考えているところであります。

また、委員長報告の中にはありませんでしたが、8月2日の第2回目の委員会の審議の中で、私の質疑に対して教育長が答弁をしております。

私は、今日マスコミを呼んで、志布志市の学校統廃合について教育委員会はもう決定したということをやちゃんとやれるんですかとお聞きをしましたら、教育長はやれます、そういうふうにやれるんですというふうに答弁をされております。

この後のやり取りの中で、このことは八野小学校のことについてのみだという答弁が後もって出てくるわけですが、これではその後に、この時点で、教育委員会が開かれて、その結論が出ているというふうに私は思えませんでした。

そして、第3回目の委員会の中で、いわゆる先ほど報告がありました、教育委員会としての臨時教育委員会を開いて、この陳情の意見を尊重する、そういった結論が出ております。まさに組織として教育委員会が結論を出す前に一方では公の委員会の中で、もう今日マスコミを呼んでやれるんだと。このことでは何のためにみんなが真剣になって議論をして方向性を出し、本市の学校の在り方はこうあるべきだと。そのことをもって私たち議会の議員も判断を正しくしていく、そういったことが本来あるべきではないかというふうに私は思います。

そうした立場から、今回のこの陳情、地域の皆さん方からのたくさんの署名も集まっておりますが、そうした方々の思いを否定をするそういうつもりはありません。今後、ほかの地域からこの真逆の陳情が出されたときに、本市の方向性が決まってない中では、私たち議会も当然また苦しい判断をしなきゃいけない。また本市としても、教育行政の在り方が混乱をするのではないかと。

そういった思いを持って、八野地域の方々の思いはよく受け止めますけれども、もっと慎重に



時間をかけて私はやって、先ほど出ました跡地の利用、そういったこと等もし閉校になった際には考えた上での提案がされる、そういうことを受けて私たちは結論を出していくべきではないかという思いがありまして、今回の陳情を採択ということには賛成ができないと、そういう立場であります。

**○議長（上村 環君）** 賛成の方はいらっしゃいませんか。

**○11番（本田孝志君）** 賛成の立場で申し上げます。

市立八野小学校の今後に関する陳情書ということで、私どもの元にその陳情書がまいりました。その内容を読みますと、近年少子高齢化により児童数が減少し、学校の存続に危機感を感じるようになり、平成13年度から八野小学校の今後を考える会をつくり会合を進めてまいりました。

その結果、特認校制度の導入、PTAの先進地研修等を努力してきましたが、若者の地域離れ等が進み現在に至っております。

また、地元の若者の意見として、自分の子供が小学校に入学する場合は、規模の大きい隣接校、もしくは1クラス20名～30名の学校に入学させたいとの声も確認しているところであります。

さらに、農業後継者も数名おられますが、市街地もしくは他校区から通勤農業をされているのが現状でありますということで、そして一番最後のほうに、一つ、志布志市立八野小学校は、平成22年度をもって閉校としていただきたい。二つ目が、当校区内に居住する児童の通学手段の安全確保をお願いします。三つ目に、八野校区再生築のためにも当校区唯一の公共施設である学校跡地、校舎、グラウンド、体育館、プール、校長住宅、教頭住宅の有効活用は不可欠でありますので、校区民の思いをくんでいただきますように重ねてお願いしますということが、私たち議員の手元にまいっております。

これを踏まえまして、私もこの文教厚生委員会の委員でございますが、ぜひこの意をくんですね、私は賛成討論といたしたいと思えます。

以上です。

**○24番（野村公一君）** この陳情の結果を出すにあたって、私は大きなテーマが二つあるだろうと。その一つは、学校施設としての機能をどうするのかというのがまず一つです。二つ目は、地域の振興の拠点としてどうあるべきかと、この二つを私は論点にすべきだろうと。

まず前者でいきますと、子供が少なくなっていく、学校としての機能がなくなっていく、そういう中で、将来に向けて廃校しなければならんだろうと、これは私は致し方ないことだろうというふうに見ております。

しかし、2番目の地域の拠点としての考え方、これは私は地域だけに任せる問題ではないと。行政がしっかりと地域をリードしていく姿勢が必要であろうと。その姿が見えてから私はこの陳情の結論を出すべきだと思っております。議会はそうあるべきだと。

議会がこのことに早く結論を出してしまうと、後は当局は恐らく地域任せにしてしまうだろうと。であればやはり、議会がこの陳情を預かっておる間に地域と行政が一緒になってすね、将来の姿を形づくっていく、その見極めをしてから議会というのは結論を出していいだろうという

ふうと考えております。

したがって、委員長の報告には反対をいたします。

**○議長（上村 環君）** 賛成の方はいらっしゃいませんか。

**○4番（丸山 一君）** 賛成の立場で討論をいたします。

4月27日議長に提出されました八野校区公民館長と八野小PTA会長署名の志布志市立八野小学校の今後に関する陳情書は、校区民の99%の同意を得て署名簿が添付されており、苦渋の選択であったと想像いたします。

陳情書によりますと、平成13年より八野小学校の今後を考える会という会を発足をして会合を重ね、さまざまな校区民の意見を集約した結果であるとのこととあります。そのことについては、尊重すべきであると考えます。

また、志布志市立学校の規模・配置の在り方検討委員会によりますと、本市における少子化の進行と小・中学校の現状にかんがみ、適正規模の学校数の確保、教科担当の確保うんぬんとあり、統廃合を含め、より具体的に協議をする場を設置すべきと答申しております。

また、8月11日の臨時教育委員会におきましては、一定規模の児童・生徒数が確保できる環境の下で教育は受けさせるべきであると意見集約し、陳情については、教育委員会としても尊重したいと報告しております。

文教厚生委員会におきましては、6月議会より何回も審議をし、長時間にわたり協議しております。それに学校の耐震診断の結果を見るまでもなく、苦しい市の財政上からも学校の統廃合はもう待たないであります。

子供は1クラス20人もしくは30人とする社会的認識が定着しております。学校にとりましては、運動会も近づいております。それからさまざまな行事等が控えております。そういうことを考えますと時間がありません。八野小学校の八野校区からの陳情につきましては、採択すべきと考えます。

以上です。

**○議長（上村 環君）** ほかに討論はありませんか。

**○21番（鬼塚弘文君）** 本来であれば、私の母校であります。よって地元の流れをずっと見てきました。この陳情に対して反対という立場で申し上げたいんですけども、あまりにも中身を知りすぎておりますので、委員長の報告に賛成という立場で討論をさせていただきたいというふうに思います。

ただいま議題となっておりますが、先ほど委員長さんの報告にありましたとおり、先の6月議会で所管委員会の文教厚生委員会に付託された案件でありました。賛成多数によって採択をされたら、かなり念を入れた審査であったんだなあというふうに思います。

先ほどやり取りの中で、聞いておりますと私も同感する部分が大変多ございます。行政がやる役割は何だったのか、地域住民に与えられた役割は何だったのかということを思うこととあります。

ここに書いてありますように、平成13年から地域の八野小学校を考える会というのがあったと。よって私もオブザーバーとして、時の志布志町の議員でありましたので参加をしてきましたが、地域に子供がいる若い親、そしてさらに街部に住んでいる出身の方々、いろんな方々に時の校長先生が声が掛けたりずっとしてきました。そして、霧島の山村留学、この研修もしたり、ありとあらゆることをしました。当地域に町営の住宅を造ってほしいという要望も重ね重ねしてきましたけれども、造ったにしても住まないよという若い人がいたということでもあります。よって、とうとうこの時期を迎えてしまったと。この背景を思うと本当に身の震う思いがいたします。

よって、文教厚生委員会の皆様方が重ね重ねかなり遅くまで審議をされたとお聞きをいたしておりますが、この陳情が行政発動でないということ、地域住民から提出をされたということは大変重いというふうに思います。

本来であれば学校が機能していないから、そろそろ統廃合といったようなことを行政当局はしてもいいんでしょうけれども、そのスタートを切ったということにははっきりしておりますけれども、間に合わない。来年度地元の子供がゼロになると。じゃあ今までどおり市街地から特認校生として応募をするかということ、地元がないならしないと。であれば、まったく四浦と一緒に休校という手段になるのかなという気もいたしたりしております。

先程来、同僚議員から四浦の問題もありましたけれども、四浦も休校、開校、休校、一丘越えた所にあるわけでありまして、先ほどありましたように校長住宅、教頭住宅も、本当新宅が建ったんですね。今は空き宿、そのままであります。ああいう状況になりたくない、よって地元住民も立ち上がろうよと、行政ばっかし任しておいても駄目だということを地域住民が判断された、90%のこの数字であるようであります。

よって、地域の皆様方も、何とかして行政と共に地域の再生のために学校の跡地を十分に活用させていただきながら、何とか頑張っていきたいということでの陳情であったように思います。

聞くところによると、ゆうべも運動会の踊りの練習、最後になりそうだから盛り上げていこうよと、口でい疫で地域の夏祭りもできなかつた、よってその分踊りを踊って街部から来ている子供さんたちも励まそうとって踊りの練習までしておられるようであります。

そういうふうにして八野の再生を目指しておられる、そういう方々の思いを私はしっかりと受け止めるべきであろうというふうに思いますので、大変苦渋の選択でありますけれども、この陳情は採択すべきものと、委員長の報告に賛同をするものであります。

議員各位の御理解と御協力をお願いを申し上げます。お願いいたします。

**○議長（上村 環君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** これで討論を終わります。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。陳情第9号に対する所管委員長の報告は、採択であります。本件は、所管委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 起立多数であります。したがって、陳情第9号は、所管委員長の報告のとおり、採択されました。

日程第3 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、13番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○13番（小野広嗣君） 皆さん、こんにちは。

早速、質問通告に従い、順次質問を行ってまいりたいと思います。

はじめに、国際交流の推進の観点から質問をいたします。

本市には外国青年招致事業や青少年海外研修事業、国際青少年音楽祭 in 志布志の開催など教育委員会サイドの事業をはじめ、港湾商工課を中心としたポートセールスなどの取り組みがありますが、まだまだ国際交流が活発に進んでいるとは言い難い状況ではないかと私は思っております。

今は世界中で地球レベルでの国際化、国際交流・協力の果たす役割の重要性が認識されており、その動きの一つの姉妹提携は1,500件を突破いたしております。そういった状況の中、昨年3月の新若浜地区国際コンテナターミナルの完成により、志布志港の重要性はこれからますます高まるものと期待をされております。

現在のようにグローバル化が進展した状況にあって、せっかく中核国際港湾志布志港を本市は持っているのですから、既存の概念を打ち払い、国際性豊かな都市を構築するためにも、活発な交流が望める都市や地域を自ら探し出して、積極的に国際交流を推進すべきと思いますが、市長のお考えを伺いたいと思います。

次に、イベントなどの事業の見直しの観点から質問をいたします。

早いものであと4か月ほどすると、合併して5年が経過することになりますが、こういった節目の時期に臨むにあたり、特に合併前より続いている事業等についてはしっかりと見直すべき時に来ているのではないかと思っております。

本市には、合併前の従来からある全市的な祭りとして大きなものでは、お釈迦まつり、みなとまつり、ふるさとまつり、やっちく祭りなどがあり、そのほか啓発を目的としたイベントは各課ごとに開催され、併せてそれぞれ地域ごとの行事、祭りも行われているため、市民の皆様の中かしょっちゅう何かやっていると、財政的な負担は大丈夫なのかとか、それぞれのイベントにかかわっている人の中からも実行委員や役員としての人的な負担が多すぎるとの声を聞いたりもいたします。伝統や文化は大変重要なことではあります。時代とともに人の流れや志向の変化などに応じる必要もあるのではないかと思っています。

そこで、今市が行うすべての祭り、イベント事業について、所管課を越えて一度全庁的に見直

しを図る必要があるのではないかと考えております。

本市でも事業仕分けに取り組まれるようではありますが、祭りやイベントは市民に一番かかわりのある事業でもありますので、多様な市民の皆様の声を聞きながら、事業内容の検討や統合、あるいは廃止も含めたそういった見直しについて時間をかけて検討すべきではないかと思いますが、市長のお考えを伺いたいと考えております。

次に、医療費の抑制策の観点から質問をいたします。

現在、医療費の国民所得に対する比率は9.11%と言われており、年々上昇しております。医療費の高騰は国民健康保険に影響を与え、健康保険の財政が高まる医療費についていけなくなっている現状があります。そのため、少しでも医療費を抑えるためにもジェネリック医薬品の普及は急務であります。

御存じのようにジェネリック医薬品は、新薬の特許が切れた後、有効成分や分量、用法、用量、効能や効果が同じ医薬品として申請、製造、そして販売される医薬品のことであります。後発医薬品なので新薬と違い、開発期間が短く、価格が安いのが特徴であります。ジェネリック医薬品の価格は新薬の3割以上、薬の種類によっては5割以上安くなる場合があります。

このジェネリック医薬品については、本市でもこれまで啓発を行っておりますが、まだまだ周知が足りないのではないかと考えております。

そこで、医療費の増加への対抗策として国民健康保険をはじめ、医療保険の財政の健全化や自己負担額の軽減が期待されているジェネリック医薬品の利用促進を更に図るべきではないかと思いますが、お考えを伺いたいと思います。

次に、メンタルヘルス対策であります。今や国民病となりつつあるうつ病対策をはじめ、市として今後どのように取り組んでいくのか。また、何ができるのかとの観点から伺ってまいりたいと思います。

一般的にうつ病は、環境によるストレス、脳の機能の異常などが重なり発生する病気であると考えられており、心の弱さなどが原因ではないと言われております。厚生労働省の昨年12月の発表によりますと、うつ病やそううつ病などの気分障がい患者は一昨年に100万人を突破しました。同省では現在のうつ病患者数を約250万人、うつ病を含む気分障がいの有病者数を1,000万人以上と推計をいたしております。

また、警察庁は本年5月、昨年自殺した3万2,845人の年齢や動機などをまとめて発表いたしました。年代別では、働き盛りの40代の増加幅が最大で、前年より約300人増えております。動機はうつ病が最も多く、自殺者数は12年連続で3万人を超えております。

そこで、今やうつ病などのメンタルヘルス対策は喫緊の課題と考えますが、市としてはどのように現状を認識し、今後取り組むつもりか伺いたいと思います。併せて、小中学校の教育現場ではメンタルヘルス教育にどのように取り組んでいるのか伺いたいと思います。

**○市長（本田修一君）** 皆さん、こんにちは。

どうぞよろしく申し上げます。

小野議員の御質問にお答えいたします。

まずはじめの国際交流についてでございますが、国際交流につきましては、国際的視野を持つ人材の育成と位置付けまして、現在シアトル市との青少年研修事業やE Uジャパンによります音楽活動を中心とした交流事業を行っているところであります。文化交流という点からは、志布志からいも交流友の会によりますアジア地域とのからいも交流も毎年継続されているところであります。

また、最近では本市の環境政策であるごみのリサイクル技術を生かした交流をフィジー諸島共和国と行っておりまして、フィジーからの視察団も今朝ほど本市に見えられております。

国際物流の面からは、九州唯一の中核国際港湾である志布志港の物流拠点としての機能強化を推進し、地域経済の振興を図り、東アジアの中心に位置する志布志から新しい発想と企画で、人・物・情報・技術の交流を推進しており、アジア地域におけるポートセールスや蘇州號モニターツアーを実施しております。

今後の国際交流につきましては、本市の特性であります農林水産業、環境政策、文化・歴史、志布志港を活用した交流を進めていく考えでございます。特定の地域との姉妹盟約などにつきましては、少し時間をかけて調査してまいりたいと考えております。

次に、イベント事業の見直しについてのお尋ねでございます。お答えいたします。

現在、市が実施するイベントを含めた全事務事業を対象として、事務事業マネジメントシートによりまして、実施結果の検証を行うとともに、課題を明らかにして、今度の方向性を検討するためのシステムとして行政評価制度を導入しております。

制度の仕組みとしては、まず所管課において事業ごとに目的妥当性、有効性、効率性、公平性の観点から評価し、中でも有効性評価では成果の向上余地や廃止・休止の成果への影響、類似事業との統廃合・連携の可能性について一次評価を行います。所管課の一次評価で結論を出すことのできない事業については、行財政改革推進本部による二次評価会議を実施する体制を構築しています。平成21年度の二次評価会議においては、休止1事業、廃止1事業の評価結果となっております。

なお、平成22年度は、平成20年10月に策定した補助金制度等に係る指針に基づき、行財政改革推進委員をメンバーとした事務事業外部評価会議も実施しており、今後結果を行財政改革推進本部会議で協議し、対応方針の作成、予算への反映等を予定しております。

このようにすべての事業に行政評価制度を導入し、実施結果の検証を行うこととしておりますが、特にイベントにつきましては、合併協議におきましても新市に引き継ぎ従来どおり実施するとの方針がありましたので、私としましては観光入り込み客数年間100万人を目標に、お釈迦まつり、志布志みなとまつり、やっちく松山藩秋の陣まつり、ふるさとまつり I N有明の四つの祭りを市民の皆様が主体となり、知恵と汗を出し合い行政と共働して実施することで、より個性的でより魅力あるイベントとなるよう強化するとともに、今後の取り組みについても検討を重ねてまいりたいと思います。

次に、医療費の抑制についてジェネリック医薬品の利用促進を図るべきではないかとの御質問でございます。お答えいたします。

御質問のジェネリック医薬品である後発医薬品につきましては、先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売が承認され、一般的に開発費用が安く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっております。このため、後発医薬品の普及は医療保険財政の改善、患者負担の軽減に資するものと考えられます。

しかし、現在のところ日本では、平成21年9月現在の後発医薬品の数量シェアは20.2%とのことで、欧米諸国と比較して普及が進んでいないのが現状のようです。こうした状況を踏まえ、厚生労働省では、平成24年度までに後発医薬品の数量シェアを30%以上にするという目標を掲げております。

本市の後発医薬品の普及の取り組みとしましては、被保険者への周知としまして、平成21年度と22年度の保険証の切り替え時にジェネリック医薬品希望カードを後期高齢者医療の被保険者を含む全世帯に配布し、普及に努めているところです。

利用促進を更に図るべきではないかとのことですが、被保険者へ後発医薬品へ切り替えた場合の差額通知を行っている自治体もあるようでございます。本市としましても、同様の取り組みを行いたいと考えているところでございますが、システム導入や年間保守に多額の費用がかかることや、現在私が理事長を務めております県国保連合会におきましても、取り組みを検討している最中であり、情勢を見極めながら対処してまいりたいと思っております。

また、後発医薬品の利用が進んでいない理由の一つに、医療関係者の間で後発医薬品の品質や情報提供、安定供給に対する不安が払しょくされていないということが挙げられておりますので、郡医師会等医療関係者との連携も図りながら進めてまいりたいと考えております。

次に、メンタルヘルス対策について、市としての取り組みについてのお尋ねでございます。お答えいたします。

心の健康、メンタルヘルスにつきましては、情緒的健康、知的健康、社会的健康、人間的健康を意味し、生活の質に大きく影響を与えられていると言われております。心の健康には個人の資質や能力のほかに、身体状況、社会経済状況、住居や職場の環境、対人関係など多くの要因が影響し、また逆に疾病の発症や進行に心理的な要因が影響する場合があるなど、身体と心の状態が相互に強く関係することも広く知られているところです。

昨年度策定しました健康増進計画「健康しぶし21」の中で本市の現状を示しておりますが、疾病分類別の医療費を見ると、精神及び行動の障がい平成21年5月診療分で3,706万円と1位にあり、国・県と比較した標準化死亡比でも自殺の死亡率が男女とも全国平均より高い状態にあります。

だれでも時には気分がめいったり、孤独を感じたり、おっくうだったり、だるかったりすることがあるかと思いますが、時間が解決することも多く、しばらくすると収まることがほとんどであると言われております。しかし、このような抑うつ的な状態が長く続いてうつ病になることが

あると言われております。

うつ病は多くの人がかかる可能性を持つ心の病気の代表的なもので、自殺のうちかなりの数はこのような状態が背景にあると考えられており、早期発見、早期治療、再発防止が重要であります。うつ病は抑うつ的な気分だけでなく、心や体にさまざまな形で現れることもしばしばで、しかもそれがうつ病であることに気づくことが本人にも家族やそばに一緒にいる人たちにも困難であるとされています。仕事や人間関係のせいとか、不眠や体の病気のせいとか、自分自身の性格のせいかと思ってしまうことが多く、そのために悩み苦しみ、引きこもり、あるいは仕事につけないまま時を過ごしてしまうといった状態に陥ってしまい、時には死にたくなったり、攻撃的になったりすると言われております。

しかし、うつ病はきちんと治療をすることで回復できる病気であり、うつ病対策はまさにうつ病に対する気づきから始まると言われております。市としましては、市民がうつ病を知り、うつ病に気づき、うつ病に適切に対処できるように、地域保健活動の中でうつ対策に取り組む必要があると考えております。

昨年度、志布志保健所を事務局に曾於地区自殺対策ネットワーク会議が設置されたところであります。このネットワーク会議ではさまざまな社会的な要因が複合的に影響して自殺が発生していることから、曾於地域の自殺対策を効果的に推進していくために、関係機関・団体の既存の各相談窓口担当者等によって設置されました。本市としましては、各関係機関と連携し、情報の共有化を図りながら、地域全体で自殺対策に取り組むため、このネットワーク会議による自殺対策に関する情報収集や関係機関・団体との連携体制の確立、自殺対策に係る共同イベント等について実施してまいります。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

小中学校におけるメンタルヘルス教育及び対策についてお答えいたします。

まず教職員でございますが、教職員は児童生徒の人格形成に直接かかわる責務も担っておりまして、児童生徒はもとより、保護者や地域住民、関係者等との対人関係やさまざまな教育課題への対応等がございまして、それに伴う社会的期待も大きいことなどから心理的、社会的にストレスの多い職業の一つでございます。

近年、このようなストレスの蓄積をきっかけといたしまして、精神面の不調や不安定を来す教職員が全国的に増加しておりまして、本市においてもさまざまな理由でやむなく病気休職している教職員が若干名おります。

このようなメンタルヘルス対策といたしまして、本市の各学校におきましては、学校職員安全衛生委員会の開催や、管理職による長時間勤務者の把握、定時退庁日や職員体育の日の設定、それから県教育委員会主催の教職員相談事業の紹介などをしてしておりますが、昨年度まで心の問題で病気休職を繰り返していた教職員が職場環境の工夫・改善によりまして、本年度は心の問題で不調を訴えることがほとんどなくなりました。

一方、最近の児童生徒を取り巻く社会環境や生活様式も著しく変化してきておりまして、学校



教育における児童生徒の心の健康も大きな課題となっているところでございます。

学校におきましては、定期または随時の教育相談や心の問題に関するアンケートの実施、エンカウンター、つまり本音を出し合い、それをお互いに認め合う体験と申しておりますが、これを取り入れたコミュニケーション力の育成、それからストレスマネジメント教育、道徳の時間における自己理解や他者理解を通じた豊かな心の育成など、教師と児童生徒が一体となって心の教育に取り組んでいるところでございます。

今後とも、メンタルヘルス対策及び教育は一体化したものであるととらえ、学校教育の一つの課題としてとらえまして、その未然防止及び教育の推進に向けて、精神的に健全な指導者こそが子供のメンタル教育が可能であるという立場に立ちまして積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

以上であります。

**○13番（小野広嗣君）** 国際交流の観点から一問一答で質問をしてみたいと思いますが、ただいま市長のほうから本市で取り組んでいる事業の一端をですね、述べていただきました。シアトルへの派遣、音楽活動の一端、そして文化交流、からいも交流。そして、ごみ問題を通じましたフィジー諸島への職員派遣。そして、本日また見えているというこういった交流の様様。そして、蘇州號等の問題、そして物流拠点としての今後の動き、ポートセールス、そういったことも含めてなんですが、所信表明とか、あるいは施政方針とかそういったものを見たときに、国際交流という観点での表現というのがほとんど皆無ですね。

そういった中で、中核国際港湾志布志港として、市長が物流拠点としてと。そしてポートセールスにも行かれたりする、そしてその協議会でもいろんな議論をされる。そういった立場におられる市長の所信表明、いわゆる施政方針等に国際交流の観点のいわゆる表現があまりないと。こういった観点からですね、市長の今後の国際交流に向けたイメージは一体何なのかということをお聞きしたいなという思いで第1項目めに出しております。少し述べていただけますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

本市は、中核国際港湾志布志港を控えているということで、他の地域とは違った形での国際交流があるべきではないかなというふうに常々考えているところでございます。

現在行っておりますシアトルとの青少年研修事業やEUジャパンによります音楽交流ということにつきましても、これは文化的な交流ということになりますので、もっと本市としましては、この志布志港を生かしたような形の交流というものを今後模索していくべきというふうに私自身は考えているところでございます。

そのような意味合いからすれば、私どもはかつて上海の奥にあります寧波（にんぼう）のほうにも青少年を派遣したりした事業があったわけですが、この事業についてももう少し掘り下げてみて、本市の文化的な伝統と、そしてまた青少年の研修、そしてまたそれに伴って上海を追加するわけですが、そのものが今後、本市の志布志港を生かすような交流につながっていけるのではないかとというふうに私自身は考えているところでございます。

具体的にそのことを現在提示しているところではないところではございますが、仮に今後志布志港が国際戦略バルク港の指定となるとなれば、更にそのことについては重要性が増してくるというふうに考えるところであります。

**○13番（小野広嗣君）** 市長のほうで国際交流に向けてですね、そういった考えを持たれているということで少し安心をするわけですが、今言われました上海、こういったことも含め、以前ですね、いろんなやはり交流事業を推進しようということで、旧志布志町でも取り組んできたことがあるわけですね。あるいは大学との、例えば上海であるとか、あぁいった東南アジア系とのですね、大学との交換留学生であるとか、さまざまな取り組みをしようというふうに考えた時期もありました。

先ほど市長が答弁された中で、姉妹交流、今は日本で1,500、すごい数であります。そういった交流、盟約が結ばれている、姉妹都市交流が結ばれている。本市においては、少し時間をかけて調査研究をして、取り組んでいきたいという方向ではありますね。

今、鹿児島県でも半分の市町村が、19市町村が世界の23地域と姉妹交流、友好盟約をもう既に結んでおります。国際港を持つ志布志がですね、そういった姉妹交流、あるいは友好盟約一つまだ取れていない。この現状がですね、残念でならないんです。そこに関して、市長、どういう感想を持たれますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

18年12月末現在で19の市町が鹿児島県内では姉妹都市を結んでいるということにつきまして、結構それぞれされているんだなというふうに感じたところでございます。

しからば、本市としてどうしてそういったことがされなかったかということ考えたときに、そのような盟約を結んだ旧町のつながりがなかったということもあり、新市になってそれが継続できなかったと。そしてまた、新市になってそれがされなかったということにつきましては、私自身、姉妹都市というものにつきまして、どのような形で位置付け、そして発展させていくかということ考えたときに、先ほど申しましたように志布志港を生かす形の姉妹都市の盟約が必要ではないかなというようなことを考えながらきたということで、まだまとまっていないというようなことで現在の結果になっているというふうに思っているところでございます。

先ほど、冒頭回答をしました中で、今朝フィジー国の環境局を中心とする市の方々が10名ほど本市にお見えになって、環境政策、特にごみ収集についての研修をされております。そして、朝の歓迎セレモニーの中で、実は市長さんのほうで、ラウトカ市とナンディ市、この市長さんは二つの市を兼ねて市長さんをされているということでございますが、この市長さんのほうから姉妹都市を目指していきたいというようなことで、あいさつでいきなり言われまして、これは有り難い話だなというふうに思ったところでございますが、このことについては、本市としましても慎重に検討をさせていただければ有り難いというふうに思っているところでございます。

この取り組みを通じて南太平洋全域に志布志市のごみに対する取り組みを広めていきたいというふうなお話でございましたので、本当に有り難い話だというふうに思ったところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** ちょうどタイミングよくそういった話が舞い込んだと、質問の当日ということで。すばらしいことでもあります。慎重にですね、そこは考えていかなきゃいけないし、旧志布志町においてもそういった流れをつくろうという過去の交流の歴史がありますのでね。

先ほど市長も言われましたように、シアトル交流、シアトルに行って、シアトル交流が10年たった時に旧志布志町で、7年前ですね、御存じだと思いますが、千軒太鼓を中心にした交流事業ということで、あのシアトルに行きました。そして、セーフコフィールド、あのイチローのいるあの球場のど真ん中で千軒太鼓が演奏をします。そして、当時、議場におられます野村さんが議長でありました。三常任委員長の中で、私は当時文教厚生常任委員長をさせていただいてまして、そういった関係からもその交流事業に参加をさせていただいた経緯がございます。そういった中で、いわゆる今で言う志布志の千軒太鼓が、あのイチローが活躍する場のど真ん中で演奏をする。そして、私たちもそのフィールドに立たせていただいて、それを見守るということがありました。そして、その模様は大形ビジョンに映し出されて、英語で千軒太鼓の宣伝がバンと出るという、そして志布志のことが出るということがございました。そして、近くにノースベンドという町がありまして、そこで1年に一度の大きな祭りがあるということで、そこにも参加をさせていただきました。そしてまた、そこで千軒太鼓が演奏をして、表彰がありましたけど2位を取りました。いろんな催しがある中で2位を取らせていただきました。そして、そのノースベンド市の議会の皆さんとの交流ということもありました。

そして今、市長が言われました志布志港を中心とした国際交流の在り方、港を中心とした在り方ということを考えてときにですね、シアトルとの姉妹都市交流というのは、市長、これは難しいです。シアトル自体が五つ以上ぐらいの所としっかりもう結んでいます。都市の規模も違います。しかし、その近くに例えばカークランドという町があって、ここはウォーターフロントのまちづくりをやっていまして、こういった町としっかり姉妹交流ができていけばいいなということも当時考えもいたしました。そこがベストだとは言いませんけれども、例えば先ほどのノースベンド市であるとか、シアトルを中心としたノースベンド、またその近くのカークランドとか、そういったウォーターフロントのまちづくりを推進している所もありますので、しっかりそこを引き継いでいっていただきたい。そして調査していただきたい。せっかくそういった流れを旧志布志町時代につくって、それがポツンともう今折れてしまっている状態でもありますので、シアトル交流が現に今ある段階でですね、しっかりそこから調査をしていっていただきたい。どうでしょうか。

**○市長（本田修一君）** 現在、シアトルにつきましては、研修の事業が継続されているわけですが、職員の派遣についてはしていないということでございます。

ということで、縮小の方向に来ているところでございますが、このことにつきましては、先ほども申しましたように本市としましては、本当にそういった形で交流をする都市というのはどこがふさわしいかということを考えてときに、いろいろな形で模索すべきだというようなふうで考えるところでございます。

シアトルとは、長い間の交流がございますので、交流というか、研修事業を重ねてきておりますので、このことにつきましては、今後とも継続してまいりたいというふうに思うところでございますが、交流というような観点からの都市の選定ということになるともっと別な観点からの検討が必要というようなふうに考えるところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** 事務事業の見直しというものをやっていく中で、当然見極めというのは大事になります。教育委員会サイドとしては、このシアトル派遣事業ですね、こういったものというのはそれなりの成果が上がっているわけですので、継続して、この事務事業を見直し、廃止することのないようにということで過去にも述べて、市長の前ではっきりと答弁していただきたいということで、教育長もそういった答弁をされました。

しかし、昨年、いろんな事情がありましたね。昨年は行くことができなかったわけですが、これはもう事情が違いますので致し方ないんですが、今市長が述べられたいわゆるこの職員の派遣事業ということを教育委員会とは別サイドですね、市長部局サイドでいわゆる進めてきとったわけですが、こういった部分がなくなりました。本年からですよ。昨年は行けなかったわけですから、本年から正式に行かないという状況になっているわけですが、ここの見直しについてはこれまでの成果を踏まえて、職員の皆さんがシアトルの研修に行かれて、これまで帰ってこられて、いわゆるこの庁内でいろんな活躍、一生懸命仕事をされておると思いますが、そういった状況の評価した上で、なおかつ見直さなければならなかった理由は何ですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

シアトル市への職員派遣につきましては、旧志布志町におきまして実施しておりましたが、合併後も引き続き平成20年度まで実施をしておりました。職員派遣が中止となりました経緯につきましては、平成21年度当初予算編成時におきまして、緊急経済対策実施に伴う財源確保策として既存事業の事務事業縮小の方針を出したために、生涯学習課とも協議を行った上で、シアトル派遣に伴う予算計上を見送ったところでございます。

平成22年度においても、更に財源確保のための措置をとっているということで、今年度も予算要求を見送っております。このシアトル市へ行きました職員につきましては、その都度その都度、研修の成果を職員に披露し、また研修の成果を仕事に生かしているということについては十分承知しているところでございますが、そのような事情で職員派遣については見送っているところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** 厳しい経済状況の中で、見直しをする一つとしてですね、そういった方向付けなんですけど、一方で国際交流に向けては人的交流というのが大事ですね。国内においても職員がいろんな所に行って研修をしていく。ただ研修に行くのではなくて、研修に行った先でしっかりと人的交流を図って、今後のつながりをつくっていくということが大事ですよ。

今、民主党の国会議員になられている北海道のニセコ町の前町長、今は民主党の国会議員になられてますね。あのニセコの町長は、いわゆる人的交流というのは一番大事だと、だから職員派遣のためには、いわゆる予算、これまでの職員派遣の2倍の予算を付けてでもやるんだと、そう

やって職員があちこちに研修に行って、行った先で人的つながりを見つけ、その人的つながりを基にいろんな情報を仕入れて行政の仕事に役立てるんだと、そのために私はこのことに関しては手厚くやってまいりますという話をされております。

やはり、どういった基準で見ていくかというのは考え方の違いによりますが、国際交流で今まで人材交流というような意味合いも含めてですね、シアトルにずっと営々と続けてきたこの職員の派遣事業、こういったものがポンと切られると、いわゆる人的な交流、そしてネットワーク、そういったものに対する考え方はいかなものなのかなという気がしてならないんです。

先ほども、今後国際交流を考えていくということに関しては前向きであると。そうであればなおさら、こういったことを簡単に切ってしまうというのはどうなのかなという気がするんですね。今後の方向付けとしてどうなんですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

職員の研修派遣につきましては、今お話がありますように、シアトル、国を超えて自治体に派遣し、研修をさせていくというやり方ももちろんあるわけですが、私どものまちといたしましては、現在、例えば鹿児島県の大坂事務所に派遣するとか、県庁に派遣するとか、あるいは一昨年、またその前の年、環境省のほうにも職員を派遣をしたところでございます。

そのようなことで、現在職員派遣につきましては、国内、また特に県について派遣をしているような状況でございますので、そちらのほうも充実させていきたいというふうには思うところでございます。

ただ、先程来申しますように、今後本市の志布志港が国際戦略バルク港なるものの指定を受けるとなれば、さらにその面からの交流というものを考えていかなきゃならないということで、やはりそうなるとなれば中国あるいは東南アジア、そういった諸国になるのではないかなというふうに考えるところであります。

**○13番（小野広嗣君）** 分かりました。

今市長が、今後の国際バルク港、こういった構想の下に進めていったときに、東南アジア、中国という方向付けで今お話をされました。まさしくですね、今、東南アジアもそうですが、北東アジアが目覚ましい発展を遂げていますね。中国、ロシアを含めてですね。ですから、こういった時期をとらえて、この地域に対するいわゆる経済交流、いわゆる経済交流やスポーツ交流も含めてですね、文化交流も含めて、さまざまな交流を今日本全国の自治体が競争し合うようにいわゆる北東アジアに向けてやっています。東南アジアだけじゃないです。

中国、ロシア系統、北東アジアへ向けてもですね、目を見張ってますので、いわゆる先ほど市長が言われたような観点も大事ですが、北東アジアへ向けてのですね、視点を忘れると自治体間競争に負けてしまいますので、後でしまったと思わないように、港湾商工課の課長が今うなずいておりますので、しっかり調査をさせていただいて取り組んでいただきたいというふうに思っております。

角度を少し変えますね。

国際交流を目指していくという中で、僕もいろんな知り合いがいて、例えば霧島市に行ったり、鹿屋市に行ったりすると、そこには国際交流協会というのがありますね。大体市町村の今3割から4割、鹿児島で。ここがしっかり配置になってるんですよ。だから、国際交流というものをしっかりとらえて、行政が取り組むべき大きなレベル、あるいは市民が活躍する草の根のレベル、こういったものを立ち上げていく段階でも統合的にですね、そういったものに取り組んでいただけるような組織、こういったものが必要であろうというふうに思っております。鹿児島県にもそういった中で、約4割近くこういった協会が立ち上がっております。国際交流協会がですね、市町村。こういったものが志布志市には立ち上がっていないと。これも少し残念でなりません。こういったことに対して市長の認識はどうでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

志布志港につきましては、志布志港の港湾の推進協議会がございまして、そちらのほうで常に情報交換をしながら、その振興について話をしているところでございますが、特に海外に向けての話というのも出てくるところでございます。

また、一般市民の方等につきましても、私が就任以来、志布志プロジェクトを立ち上げてまして、その中でもそのような海外国際交流、あるいはそのようなものを常に協議する部門というものについての設置についての話も出ているようでございます。

今後、具体的に話を進めるとなれば、そのような機関が必要かと思っておりますので、設置に向けて考えてまいりたいと思っております。

**○13番（小野広嗣君）** 市長のほうから設置へ向けて考えていきたいということですので、ぜひですね、こういった取り組みは進めていくべきであろうと。慌てる必要はありません、じっくり時間をかけてやっていくべきことであろうというふうに思っていますから。

財団法人の自治体国際化協会というのがあるわけですね。ここが国際交流についてのアドバイスをしたり、姉妹都市にはこういった所へ向けたらどうかと、お互い外国のほうからの希望を取り、国内のほうからの希望も取っていろいろと調整もし、情報も提供してくれると。そういう所があります。そういった所のアドバイスも受けながらですね、進めていく。そして、一方では国際交流協会をしっかりと立ち上げていくと。そういった方向でこの国際交流の推進についてはですね、前向きに取り組んでいっていただきたいと思っております。

次に移りたいと思っておりますが、祭りやイベントに関して見直しをと。これ、廃止ということ想定して、それの上で質問しているわけじゃありませんので、それは誤解のないように、市長、してくださいね。

先ほど市長も言われましたように、まさしくこの施政方針に述べられたことを答弁で述べられています。少し気になったのがですね、年間100万人を目標にお釈迦まつり、そしてふるさとまつり、やっちくまつり、そして志布志のみなとまつり、この四つを中心にして100万人の入り込み数を目指す。この意気込みは買えますよ。十分買えます。すばらしいなと思っておりますけれども、そして、市民と行政が協働して祭りを盛り上げていくんだというふうに言われます。そして、個

性的で魅力あるイベントとなるように、これまで以上に強化をするという表現を先ほどもされました。

この強化をするという市長の発言の背景に、これは中身を精査して、濃くして強化するつもりなのか、予算を増やすという意味がここに入っているのか、そこをお聞かせください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

本市で行っております四つの大きな祭りにつきましては、私自身、志布志市に観光入り込み100万人を目指す大きな力の元というふうに位置付けまして、この祭りの活性化については、それぞれの祭りの実行委員会の方と一緒に汗を流しながら振興について取り組んできているところでございます。

現在の本市への観光入り込み客数でいきますと、平成21年度で79万人となっております。私が市長に就任した当時は64万人という数字が出されておりましたので、15万人ほど増えているということになるわけですが、その主なものは通常に訪れて来られます観光客となるわけですが、今申しましたイベントについても大きな集客をしているということでございます。

ということで、この祭りの中でも、特に私自身はお釈迦まつりについて、本市の志布志市という名前が表せられる祭りなんだというふうには私自身は考えておりました、そのことについて特に力を入れて、たくさんの方々が訪れる祭りにできるよう1週間のお祭りにしましょうよということをお提案申し上げまして、だんだんだんだんその形がつけられてきているところでございます。現在の段階では8万人程度ということになっておりますが、このものを10万人、20万人というような形にしていけば、この市全体の100万人の入り込み観光客数は、ほかの祭りと合わせて達成できるというふうに考えております。

ということで、まずこの祭りにつきまして、それぞれの祭りで更に充実するという意味は、せっかくやるからには、その祭りの趣旨を十分理解して、そしてその祭りに来ていただいたお客様が本当に来て良かったねというような感動を覚えるような祭りにしてくださいと。そのためには実施される実行委員会の皆様方、また市民の皆様方も含めてですが、おもてなしの心を持ち、そしてそれぞれの企画に心を込めて祭りを組み立てていくことが来ていただいたお客様に対して感動を与える祭りになっていくのではないかなというふうなお話をそれぞれの祭りですせていただいているところでございます。そのことに応じられまして、それぞれの祭りの実行委員会の方々が更に真剣にその実行について取り組んでいただいているという状況でございますので、それぞれの祭りが本当に来ていただいたお客様にとって感動的なものになっていくというふうに思っているところでございます。そういった面からの質の強化ということにはなろうかと思いません。

そして、予算についてですが、予算につきましては、お釈迦まつりにつきましては、平成22年度につきまして若干増やしております。そしてまた、みなとまつりにつきましては、20年度から21年度につきまして1割減ということにとらさせていただきます。ほかの祭りにつきましても、すべての事業について1割減というような予算の要求をいたしましたので、この祭りにつきましてもそれ

ぞれ1割減というような予算の減で、平成21年度、平成22年度について実施をしていただいている状況でございます。

**○13番（小野広嗣君）** 分かりました。

市長、今回の質問の通告、これ、四大祭り、お釈迦まつり、今述べられた、このことだけを指しているんじゃないです。もっといわゆる各課が行っているイベントの見直し、こっちのほうに重きを僕は置いて質問をしているつもりなんです、実は。

今市長も言われましたように、祭りの充実を図っていくということ、これは大事でしょう。そして、そういった中でもいわゆる予算を増やすというのは、お釈迦まつりは増やしているわけですが、ほかは見直しをしながら大体1割減にとどめていると。まさしくそうでなければいけないと私は思っております。本市の今後の税収の見込みを見ていったときにも、なかなか厳しいものがありますね。だから、そういった状況の中で何をやり、何を削るのかということが市長のかじ取りの判断として大事な部分。そして、それを出されたときに判断する我々議会も、まさしく厳しい判断を迫られていく今状況にあります。

そういった中で、冒頭言いましたように、いわゆる合併してお釈迦まつりやいろいろな四大祭りを含め、各町の持ち寄ってきたイベントで見直された分もありますね、数がたくさんありますね。そういったイメージの中で、市民の中から、これだけいろんなことをやってて財政は大丈夫なのかということをお聞きになってみえる方もいらっしゃると思います。そして、先ほど言いましたように職員の皆さんの中からも、あるいは一般の市民の皆さんの中からも、結構出勤回数が多くて大変だという話もお聞きします。こういった声に対して市長はどうお考えになりますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

四つの大きな祭りというのはそれぞれのまちの祭りを引き継いできておりますので、当然更に活性化をしていったたくさんの方に来てもらい、にぎやかな祭りにしていきたいということは当然かというふうに思います。

しかしながら、今お話がありますようにほかの課が担当しますそれぞれのイベント等につきましては、いつもいつも見直しをしながら取り組みをしているところでございます。

ということで、職員の参加、あるいは協力というものをいつも求めながら、このことについては開催をしているところでございますが、それぞれの職員につきまして、勤務の中身を見つめながら負担がかからない形での対応をお願いしているところでございます。

しかしながら、私自身としましては、それぞれのイベントにつきまして、関係する団体の方々がそれこそボランティア精神で企画から運営まで汗を流しておられる状況を見るということになれば、担当の職員につきましても、その気持ちを十分察して取り組みをしていただきたいということを常々申しているところでございます。

このようなそれぞれの方々の思い入れ、そしてまたボランティア精神というものがあるからこそ、さまざまなイベントが成立してきているのではないかなというふうに思います。それが負担というような形に感じられるとすれば、そのもの自体はすぐに淘汰（とうた）されるべき内容の



事業になるのではないかというふうに思うところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** 職員のすべてがそう述べていらっしゃるわけじゃないですね。そして市民の皆さんすべてが述べていらっしゃるわけじゃない。いろんな役をからってる市民の皆さんの中には、いろんな所へ行ってお手伝いをしなきゃいけない。重複しているんですよ。かなり重なり合っただけの方々もいる。そういった部分において、ちょっと多すぎるんじゃないのって声は当然聞こえてまいります。そして、費用の問題は大丈夫なのか、そういった見直しをしっかりとやっているのかということも言われます。

だから、今の時代は、何と言いますか、あれもこれもであってはいけない、あれかこれかなんだと、そういう姿勢でですね、かじ取りはやっぱりやっていかなきゃいけない。まさしくこの祭りとかイベントというものの見直しというのは、本当ゼロベースでですね、見直していかないと、なかなかずっと続けてきておるもんですから見直ししづらい分野なんです。そういったことの観点から質問をしているんです。どうですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

実は私、おとといの日ですね、ある団体のボランティアの事業で、市内の一人暮らし高齢者の方々にボランティア事業をするという出発式があったところでした。その中に民生委員の方々が参加されていました。民生委員の方々にはいろんなそういったボランティア的な事業について献身的に協力をいただいて、参加していただいて、そして率先して地域の安心・安全な環境を維持していただいております。本当に有り難いなというふうに思っております。その方々は、そのような私がおととい出ましたようなことだけではなくて、いろんな場面でそういったことでありますので、ああ大変だなというふうに私自身いつも感じているところでございます。

それから、地域の公民館長さん方については、本当にいつもいつも御苦勞をお掛けしているなと。そういったイベントのみならず、特にいろんな団体の役職をからっていただいておりますので、会合等にいつもいつも出ていただいているということで、今お話がありますように、本当にいろんなものを重複して担っていただいている方々が多いというのは感じているところでございます。

ということで、本当にそのような方々が献身的にこの町を支えていただいているのは有り難いということで、そのことについては有り難く受けさせていただきたいと。そしてまた、できればもっとたくさんの方々に出ていただいて、それぞれ分担し合いながらそれぞれの事業、イベント等を担っていただけるようにしていきたいということで、共生・協働のまちづくり事業について一生懸命取り組みをしているところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** 市長の施政方針にあったとおりの答弁であろうと思いますし、そういった姿勢で進むことがまず大事だろうなというふうに思います。

そういった声が現に私の元に届いておるということも含めて、今回はじめて事業仕分けということも含めて取り組もうとされているわけですから、そして行政評価制度も取り入れながら取り組んでいく中で、この視点というものをやはり押さえながらですね、議論をしていただい

たいというふうに思っております。

毎年祭りがある。そして各課のイベントがある。そういった中で補助金が落ちていく。毎年当たり前のように補助金がきて、その補助金の範囲で祭り、イベントをやっていくということが続いてきますね。その検証はどうなるのかという問題が例えばあります。

いわゆる祭りをすることによって元気が出るということもありますね。これは経済効果として計れない、計れないけれども確かに町が元気づいてきたという見方もあるでしょう。そして、イベントによって市の情報を発信して市を知ってもらうということもあるでしょう。

しかし、祭りの中身によっては、経済効果がしっかり現われているのかいないのかということを見れるイベントもございますね。そういったイベントの場合、イベントをやる前、あるいはそのイベント後はどうだったのかとかいう検証がしっかりと行われて、毎年の予算付け、そしてその昇華という問題になるんだろうと思いますが、そこに対してはきっちり取り組んでいらっしゃるのか、答弁をお願いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

祭りがもたらす経済効果につきましては、その祭りの参加者数、そしてまた参加された団体等のお話を集計いたしまして、概算というものは取っているところでございます。しかしながら、他のイベント等につきましては、例えば生涯学習課等がするジョガー駅伝とか、ポートマラソンとか、そういったものについての経済効果というものについては、特段計っていないところでございます。

総体といたしまして、私自身は毎年毎年予算の査定につきましては、前年度比で10%か、あるいは5%減というような形で、今厳しい財政状況でございますので、要求についてはそのような形でするようにという指示を出して予算の編成をしているところでございます。

そのような中で、例えば20万円を切る事業とか30万円を切る事業、あるいは50万円を切る事業については、統廃合というような形での措置が必要だというふうには考えるところでございます。

そのような意味合いから、今後イベント等につきましても、そのような方向性での整理というものをさせていただきたいというふうには考えているところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** 直近では、志布志みなとまつりが今回開催されたわけです。ぎりぎりの選択だったろうなというふうに思っております。それはそれで理解を示すわけですが、志布志みなとまつりを終えて以降のですね、今市長の観点であったそういった調査というのは、今、現在進行形で進んでるんですかね。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

現在のところ参加者数の把握のみでございまして、今後、祭りに対しての経済効果については調査を開始するところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** ぜひですね、そういった調査の結果が出ましたら議会の方にもお示しをいただきたい、そのように思います。決算等で質疑をされる議員もまた出るかと思いますが、それまでには大体上がってくるでしょうから、そういった時点でのお示しでも結構でございます。

市長、いわゆる市民の皆さんと祭りが終わってからいろんな話をすると、いわゆるですよ、ダイレクトに、経済効果というか、跳ね返ってくる業種の方々、あるいはそうでないの方々、これでもって温度差があって評価が違いますね。これは致し方ない部分があるんですが、いわゆるいろんなことを協議するときに、各種団体の団体長さんが市長を中心としたいろんな会議とか、ものに出て来られますね。そういった団体のトップの方だけの意見を聞いて判断というのは、なるべくしないほしい。

いわゆる所管課の方々にしっかり現場に足を運んでもらって、市民のすべてを網羅はできませんよ。例えば、志布志市のお釈迦まつりをすれば、志布志の商店街も含めてですね、そして駅周辺も含めて聞き取りをし、どうなのかと。そういったものもやりながら次年度へ生かしていくと。

いわゆるですね、終わってからいろいろと批判を聞いたりすると、こちらもせっかく市が一体となって、市民と一緒にやってやったイベントがですね、批判をされるとなると、やはりつらい思いをすることがあるんですね。やはりそういったときに、トップとかそれに準ずる方々はもうやりたくてやりたくてしょうがない、やるぞやるぞとやるための理由付けなんかが出てきますけれども、やらないほうが良いという理由付けの方々もいるわけですので、多くのそういった民意をですね、とらえた議論というのをして、やはり祭りにはですね、毎年毎年臨んでいってほしいというふうに思うんですが、どうでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

それぞれの祭りは、企画された段階から何回かの実行委員会が開催され、祭りを迎えるわけでございます。そして、その祭りが終わった後も当然実行委員会が開催され、反省会をしております、その時の祭りの成果について十分議論していきながら、次回への参考意見とするところがございます。

これはそれぞれの祭りが、またイベントが、どの担当の課においてもされているというふうに思うところがございます、ただ役員の中のトップの方だけの意見、反省というもので次回が組み立てられているということではないということでございます。

私自身、特に今回、志布志みなとまつりを開催するに際しましては、最終的には8月10日に決定させていただいたところがございますが、8月2日の段階では、まだ口でい疫が収まったわけではない、まだ早いから更に1か月延期してほしいという意見があった上で、最終的には8月10日までにそのような方々についても改めて私のほうから御相談を申し上げまして、理解を求めながら開催になったという経緯もございます。

そのようなことで、開催するに際してもそのような意見があるとすれば、十分理解をいただきながら、皆さん気持ちが一つになった形で開催できるようにするのが本筋だというふうには考えておりますので、それぞれの実行委員会でそのようなふうに行われているというふうに感じるところでございます。

[小野広嗣君「この項、あと1点だけ」と呼ぶ]

**○13番（小野広嗣君）** 分かりました。

イベントに対して、多いんではないかと冒頭申し上げましたけれども、率直に言って僕も多いと思っております。やはり見直しを必要があると。多分市長もそういった思いが見えてるんじゃないのかなという気がするんですけどね。

イベントを減らして経費削減ができた。その分をじゃあ防犯対策に回してよとか、あるいは草刈り等に使ってよとか、出てくるんですね。なぜ草刈り等に使ってよって出てくるかという、もう分かりますよね。祭りがある、人を呼び込む。国・県にも要請しなければいけませんけど、国道、県道、そして志布志市の市道、こういった部分の草刈りがなかなか間に合っていない、そういった中で祭りをやっていくことに対する批判もあります。だから、イベントをしっかりと減らして、草刈り等をして本当に人を呼び込めるきれいなまちにしてよってという声もあるんですね。そういった声を我々も受けると、それもまたそうだなというふうに考えるんです。どうでしょうか。

**○市長（本田修一君）** まったく同感であります。

市道につきましては本当に市が責任をもってできるわけですが、県道、国道につきましては、なかなかこちら側が要望を申し上げても、すぐには取り掛かれない、また回数も少ないということで、景観が損なわれているということにつきましては、いかがしたものかというふうに考えるところでございます。何とか今お話があったように、いつも来られる方にきれいなまちだよねと言っていたような景観づくりに一生懸命取り組んでまいりたいと思います。

**○議長（上村 環君）** ここで、昼食のため休憩いたします。

—————○—————  
午後0時01分 休憩  
午後1時05分 再開  
—————○—————

**○議長（上村 環君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**○13番（小野広嗣君）** 時間のことを述べられると少しプレッシャーが。少しテンポを早くしてあとの2項目は進めたいと思います。

昨日、坂元修一郎議員が簡潔にと言われましたが、なかなかそうはいかないのがこの場所でございますので、御理解のほどもいただきたいと思います。

メンタルヘルスの関係でございます。

メンタルヘルスに入る前に、ジェネリック医薬品の関係ですね、ここについて少し述べたいと思いますが、市長が言われたように、21年9月、使用頻度ということで言えばまだ20%、そういう状況。そして、24年度へ向けて国が30%を何としても目指したいと。それはお互いにですね、保険者にとってもいいことでありますし、また市民にとっても経費削減という面から見たら負担が少なくなるわけですから、お互いにいい状況にあるんですが、なかなかその周知が進んでいかないという状況にあらうと思いますね。

先ほど市長が言われたように、健康保険の切り替えの時に封書でも送られてきますが、これで

すよね。これが送られてくるわけですね。そして、これはカードなんですけど、これまで2回にわたってこういった物が市民に届いていると。そして、市民の皆さんとお話をする中で、当然このことを知っていらっしゃる方もいますし、使われてる方もいらっしゃるんですが、なかなかやはり少ないというのが肌で感じる私自身の実感でもございます。

そういった中で、何とかこの周知を進めていかなきゃいけない中で、本市として進めている状況。各市町村のホームページ等を見ていきますと、ホームページでもこのことをしっかりですね、取り上げて啓発をやっているんですが、本市では少し調べてみましたけれども、そのことがページ上に掲載されていないようでございますが、その辺はどうでしょうか。

**○保健課長（木佐貫一也君）** ただいまの御質問ですが、今のところホームページのほうは掲載していないところでございますが、各種検診事業、あるいはミニ健康教室を実施しておりますが、その中で希望者カードの説明をいたしたりしているところでございます。

以上でございます。

**○13番（小野広嗣君）** いわゆるこのジェネリック医薬品の希望カードということで、これを見ていきますと、その後ろを見ていきますとね、3種類に分けて、その効果とかいうのも、幾ら軽減されるんだということも多少載っていますが、カードは医師や薬剤師に見せてくださいということで、お医者さんに見せることができない、またお医者さんの理解が進んでいないところにおいては医師の署名がなかったりすると、その処方せんを持って調剤薬局と窓口においてジェネリックを使いたいという旨を伝えればかなうんですよとかいうふうに書いてあるんですけど、なかなかそういったことが理解が進んでいない。こういった現状に対して打つ手がほかにもあるんじゃないかなと、もう少し分かりやすく市民にこの情報伝達をしていく方法があるんじゃないかなと思いますけど、当局はどのようにお考えでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

現在の段階では先ほども担当課長が言いましたように、その都度その都度、対象者にお知らせしてカードの利用についての案内をしているということでございます。このことを更に深めながら、そしてまた、医療関係の方々にも更にこのことについて理解を求めるように医師会の方々とも連携を図るということの対応を取りたいというふうに思います。

**○13番（小野広嗣君）** いわゆるですよ、市長、このジェネリック医薬品の希望カード、このカードを配付して、配付してもこれを使えなければ、使うところまで至らなければ意味がないわけですね。要はここにも書いてありますけれども、ジェネリック医薬品希望カードを気兼ねなく御利用くださいって書いてありますが、気兼ねなく利用できる環境に今あると思いますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

まだまだそのような環境にはなっていないんじゃないかなというふうに考えます。

**○13番（小野広嗣君）** まさしくそのとおりでありまして、個人差もありますね。要はですよ、カードを配ることが周知の目的ではなくて、やはり配ったカードも含めてジェネリック医薬品を私は使いたいということを言い出しやすい環境というものが大事。そのためには、医師会だとか

医療関係者にお願いを市長のほうからしていただくということが大事。

そして、調剤薬局であるとか、あるいは医療機関の窓口でお金を支払う時に、その横にでもジェネリック医薬品をお使いくださいというポスターが堂々とはってあれば、使いやすいですね。そういった環境整備に向けての努力をぜひ保険者としても進めていっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいまお話がありましたように、さまざまな機会で利用される方が利用しやすいような環境というものを更に整えてまいりたいと考えます。

**○13番（小野広嗣君）** そういった環境づくりにですね、ぜひ努力を傾注していただきたいというふうに思うわけですが。

そこで、ジェネリック医薬品を使うといわゆる節減効果があるということは十分市長もお認めであるわけですが、それが本市の国民健康保険に係る総医療費のいわゆる薬剤費に占める割合というものをどのように見ていらっしゃいますか。割合、あるいはその額でも結構です。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

本市分についての試算はないところでございますが、昨年度システムを導入しました曾於市のほうに問い合わせましたところ、曾於市で後発医薬品に切り替えた場合、一人当たりの月の効果額が500円を超える者230人分について試算したところ、市全体で月額37万円個人負担が軽減されるということでありました。国保財政への影響としましては、月額37万円個人負担が軽減される方全員の自己負担割合を3割と仮定するとなれば、月額40万円程度になると思われま。

**○保健課長（木佐貫一也君）** ただいまの御質問につきまして、補足して御説明申し上げます。

21年度ベースで、全体に占める割合が薬剤費で14%になっております。

以上でございます。

**○13番（小野広嗣君）** 今市長のほうから述べていただきましたが、今20%前後という国の状況であります、それを30%を目指していくというふうになったときに、本市でこういった効果が出てくるのかと。ざっとした計算でもいいんですが、そういった試算も実際はなされてしかるべきだろうというふうに思うんですが、そこらはどうなんでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほども申しましたように、試算がないところでございますので、試算をいたしまして、その効果が上がるような形の取り組みをしてまいりたいと思います。

**○13番（小野広嗣君）** ぜひですよ、国保会計も大変な状況の中ですし、そして市民の経済的困窮の状態というのも大変な状況にあるというのはもう既に御存じのとおりだろうと思います。まあ言えば、国民健康保険税の滞納額というのを見ても大変な状況というのは分かりますよね。そういった中で、やはりこのジェネリック医薬品の浸透を図っていくというのは、そういった市民の皆さんの救済にもつながっていくわけですね。そういった試算をしっかりとやっていかなきゃいけないと。

先ほど市長のほうからもありました、例えば、差額通知をやっている自治体もあると。システムの導入というのがまだ課題に本市ではなっているわけですが、例えばですよ、市長、かぜなんかをひいて短期で治る、1回の薬の処方が終わるというぐらいであれば、なかなか効果は前面に出てこない。しかし、糖尿病であるとか慢性疾患、そういった継続して長期にわたって医薬品を使う。その医薬品がいわゆる後発医薬品のジェネリックと、こういう形になれば、削減効果がしっかり出てくるわけですね。本市のこの実態を見ていって、そういった方々に対して、例えばある市では3,000名ぐらいそういった方々がいらっしゃるって、その3,000名の方々に、あなたはこういったジェネリック医薬品に変えていくとこういうふうに削減効果が現われますよというのを、毎月ですよ、送って行って、いわゆる節減効果を出したという自治体もあるんですが、そういったことに対する認識はどうですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

日本ジェネリック医薬品学会の試算でいきますと、高血圧の薬を1日1錠365日服用したと仮定しまして、先発薬と後発薬、ジェネリック薬とでは、1割負担の方で4,380円～5,475円、3割負担の方で1万3,140円～1万6,425円の負担の軽減がされると試算がされているようでございます。かなり個人のレベルでいきますと高い負担の軽減が図られるというふうに考えますので、このようなものを周知していきたいというふうに考えたところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** 市長は、当局が出された資料を基に答弁をされているわけですが、こういったジェネリック医薬品のことは多分御存じだったと思います。しかし、具体的なその効果、数値的なものというのは御存じだったんですかね。御存じなかったと。

であれば、市長が例えば持病を持っていらっしゃるかどうか分かりませんが、市長が医療機関にかかった時にまずもって、かかることがあったとした場合ですよ、僕は市長の具合までよく存じ上げてませんので。やっぱり先頭を切って、市長とか職員の皆さんであるとか、あるいは議員である私であるとか、こういった立場にある者がやはりしっかり使っていて、そして自分の場合こういった削減効果になるのかということをもっと感じて、その周知というか、そういったことに努力をするべきであろうと思いますが、市長は使ったことはございませんね。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

私自身、病気で病院に行ったということが1年に1回あるかないかということで、カードの利用についてはしておりませんでした。

**○13番（小野広嗣君）** 今回認識をされて、病院にかからないで健康であることが一番であります。僕もあまり病院にはかからないほうであるんですよ。こういったジェネリック医薬品の効果ということの中で、ぜひ推進していただきたいと思います。

その一方でですね、ここにも書いてありますが、皆さんこれ、すべて読まないんですよ。すべての治療薬にジェネリック医薬品があるわけではなく、新薬しかない薬品もあります。また、ジェネリック医薬品は有効成分が新薬と同じでも、その他の添加剤はメーカーごとに微妙に違い、ほかの薬などとの飲み合わせが変わってくることもありますと、まあいろいろ注意事項がありま

す。こういった部分というのはすごく大事なんです。

日本においてはこういった取り組みというのが遅れて入ってきておりますので、今後いろんな情報がまた入ってきますね。そういった情報をやはり正確に落とししていくことが大事。大崎町に同級生で調剤薬局を担ってるのがいるんですが、その彼にこの前お話をしたところ、やはり少し、質が落ちるとかいうことではなくて、このジェネリック医薬品の効き目がですね、効く人と効かない人というのが、新薬と比べたときに少し違いがあるようなケースもあると。臨床実験じゃないですけど、そういった情報も含めて国がいろいろと今後取りまとめて落とししていく部分もあるでしょうねという話も聞いたところであります。

そういった、これを進める一方で、詳しい情報、正しい正確な情報をですね、ホームページも含め、あるいは広報等でしっかりとですね、市民の皆さんに伝えながら、一方で進めていくという方向付けでお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

利用される方は今お示しになりましたそのような説明書につきまして、おっしゃるとおり熟知される形で読まれるということはほとんどないのではないかなというふうに思います。そういうことでありますので、そのことにつきましては、医師会の先生方、そしてまた薬剤師の方々を通じて、患者さんに利用していただくような形を整える環境をつくっていただくようお願いしたいというふうに考えるところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** 環境づくりということも含めて今日質問をしているわけですが、いよいよ製薬世界最大手のファイザーの日本法人が、2011年にも国内で後発医薬品に着手するというふうに言われております。発表になっていきますね。ここが動き始めると大幅にジェネリック医薬品の普及というのが広まってきますので、いわゆる市民の皆さんにこれの周知と、使いやすい環境整備ができるように尽力をしていただきたいということを申し上げて、次へ移りたいというふうに思います。

次に、メンタルヘルスについてでございます。

市長のほうからも取り組みの状況、現状分析をしていただきました。自殺者の件にも触れていただきました。その中で、何と言ってもこの早期発見、早期治療、再発防止に対する取り組み、これが大事であるというのは同じ認識であろうと思います。そして、先ほど引かれました志布志市健康増進計画「健康しぶし21」、この中でもさまざまに分析をされていますね。本市の現状と課題ということで、自殺のSMR（標準化死亡比）が男性、女性ともに高い。自殺者や精神疾患での受療者も多いということがあります。

そして、いろんな現状を受けて、市民が取り組めること、地域で取り組めること、そして事業所が取り組めること、保育所、保育園、学校で取り組めること、分けてあります。そして、行政などが取り組むべきことということがあるわけですが、いわゆるこの早期発見、早期治療、再発防止ということで市長は言われましたが、この観点で本市が積極的に取り組んでいる中身について、再度お示しをください。



**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

市では行政サービスとしまして、うつ対策を行うとともに、これらの活動の取りまとめ役として大きな役割を担うことが期待されております。具体的には次のような目的を掲げ、うつ対策を行っているところでございます。

1 番目に、市民がうつ病について正しく理解することができる環境。

2 番目に、抑うつ状態にあることに自ら早く気づくことができる環境。

3 番目に、周囲の人々が抑うつ状態にある人に気づくことができる環境。

4 番目に、ストレスが高い状態や生きがいのなさ、社会的役割喪失などに一人で悩まず、気兼ねなく身近で相談することができる環境。

5 番目に、本人をはじめ周囲の人々が抑うつ状態を改善するための支援を身近に得ることができる環境。

以上の5点を目的に掲げ、市民が抑うつ状態やうつ病について正しく理解し、自ら早く気づき対処するために、うつ病に関する啓発活動をさまざまなライフステージを通じて、多様な場と方法によって行ってまいります。

現在は、子育て中のうつ対策として、新生児訪問、妊産婦訪問指導等の中で確認を行い、子育て支援センターにつないだりして指導確認を行っています。

また、メンタル対策としまして、経済的な面や男女共同参画の面でも消費生活相談や女性支援のための相談などを行っています。必要に応じて配偶者からの暴力対策連絡会議を庁内の担当者で行っているところであります。

**○13番（小野広嗣君）** それぞれ取り組みを今御紹介をいただきましたが、行政などが取り組むことという項目の中に、今市長が言われた各種保健事業の機会を利用し、周知を図っているという観点もあります。そして、子育て支援センターという観点も当然ありますね。それも含めませんが、相談窓口の設置というふうにしてあるんですが、具体的にこれは何を指しているのかお示しをください。相談窓口の設置というのがうたってあります。

**○保健課長（木佐貫一也君）** ただいまの御質問ですが、相談窓口としましては、全国の労災病院に併設されております勤労者心の電話相談、19か所ございます。それと都道府県の産業保健推進センター内に開設されておりますメンタルヘルス対策支援センター、あるいは精神保健法に基づいて、設置されております精神保健福祉センター、あるいは全国52か所に設置されております「いのちの電話」、それと厚労省の委託によります地域産業保健センターも設置されております。このほか鹿児島県内では、県自殺予防情報センター、「こころの電話」、各保健所、市町村、ハローワークかごしまで相談を受け付けているところでございます。

今御質問の窓口につきましては、市内におきましては、保健所、保健課保健対策係で個別に精神保健福祉相談ということで相談を受け付けている状態でございます。

以上でございます。

**○13番（小野広嗣君）** 今保健課長のお話で理解はしたわけですが、市長のほうで言われる中

で、例えば子育て支援センター、あるいは後で質問のある教育委員会サイド、その多方面な今相談窓口の件を保健課長は言われましたけれども、例えば学校関係者、あるいは子育て支援センターの方々は、先ほど言われた多項目にわたるたくさんの相談窓口、いわゆる駆け込み寺的な部分もあるんでしょう。そういった所を御紹介いただきましたが、そこでの連携、そこは皆さん、子育て支援センターの皆さん、先ほど保健課長が述べられた分、全部分かってますかね。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま課長のほうでさまざまな機関があり、そのことに対応しているということのお答えをしたところでございますが、このことにつきましては、私どもの担当者につきましても課長が申しましたようなことについての認識は持っているというふうに考えるところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** じゃあそういった、今例えば子育て支援センターにですよ、今課長が述べられたような多くの機関の一覧表なんかはちゃんとあるんですか。

**○福祉課長（山下修一君）** ただいま申し上げたセンター等についての一覧表というのは、確認はしておりませんが、多分ないというふうに感じております。

**○13番（小野広嗣君）** ないのであればですね、今市長もこういった問題はネットワークをしっかりと張ってやっていかなきゃいけないということですので、学校の現場もそうですし、学校は学校のやり方があるんでしょうけれども、そういった子育て支援センターにはそういった一覧、そしてそれを見ながら保健所と語ったり、あるいは保健課と語ったりとか。電話口でこういうのがあるのよと言われてもよく分からない場合があると思うんですね。そういった対応をしていていただきたいなというふうに思うんですが。

国民病と言われるこのうつ病、先ほども、私はちょうど見ておりませんでしたがお昼の時間にこのことに関するショッキングなニュースが流れていたというふうに伺ったところであります。まさしく大変な数のうつを中心とした疾患の方々が今この日本の国にいらっしゃるという現状は悲惨だなというふうにも思うんですが、明るく考えていく方法もあるし、深刻に考えていく方向もあると思うんですが、国が示しているデータを基にですよ、本市で実際うつ病的な人たちがどれぐらいいるかと、そういう推計はされているんですかね。

**○保健課長（木佐貫一也君）** 特に症例に基づきまして分類はしていないところですが、全体をひっくるめた精神及び行動の障がいというので国保のレセプトから拾いましたところ、22年5月で484件がレセプトのほうで精神及び行動の障がいで治療を受けていると出ているところでございます。

以上です。

**○13番（小野広嗣君）** 一般的にですよ、2%というふうに言われます。そして、そのまま当てはめるわけにいかんですけども、例えば志布志の3万5,000人に単純に当てはめると、700人のうつの患者がいらっしゃるというのが推計はできるわけですね。そういった大変な意味で状況、すぐ身近にある。皆さんお一人お一人の自分たちの生活環境、そういった状況の中にも必ずそういった方々と縁をしている。ましてやこの職場でもそういった方々がいらっしゃい

ますし、過去にもいらっしやった。亡くなった方までいらっしやいます。そういった状況を深刻に受け止めて、やはり手を打っていくのが行政の仕事であろうというふうに思います。

市長、この件に関しても、いわゆる市民の皆さんに先ほど市長が言われたようなうつの状況ですよ、中身、よく分かって説明をしておられましたけれども、そういった正しい情報をしっかりと落とし、そして早期発見、早期解決、早期治療、こういった方向に向かうことが一番だろうと思うんですが、そこへ向けて本当に正しい正確な情報をどんどん伝えていくということが大事だと思います。

今も一生懸命されている部分ではありますが、今後更にこれを進めていかないとますます増えていくのではないのかなという危ぐがございます。そこに対してのお考えを伺いたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

うつ病につきましては、近年この病気にかかる方が増えてきつつあるということで、本市でも何らかの対応策を考えなければいけないということで、先ほど申したようなことであるわけでございます。先ほど少しお話になりました今日のお昼のニュースでも、そのことについて、自殺、うつ病の損失が国で2兆7,000億円程度あるというような発表がされたところでした。経済的損失に見積もった場合の額というのは、びっくりするぐらいの額になるということを確認したところでございまして、志布志でも今推計で700人ということで考えるとすれば、これはまた大きな経済的損失も伴うということでございますので、このことにつきましては更に認識が高まるような周知の方法を考えてまいりたいと思います。

**○13番（小野広嗣君）** ぜひそういった方向で進めていっていただきたいというふうに思うんですが、こういったふうに数が増えてまいりますと、保健所だとかいろんな所で親身に、うちの保健課でもそうでしょう、対応されていくんだと思いますが、例えば生活保護世帯の方々がいらっしやいますね。生活保護世帯の方々の中でも、やはりこういった症状に追い込まれる。あるいは生活保護を受けていて、ケースワーカーの皆さんとのやり取りの中で少し被害妄想的になって落ち込んでいく。まあパニック症候群みたいな状態で病気を抱えていらっしやると。そして相談を受ける場合があるんですね。ケースワーカーの皆さんが悪いとかじゃなくて、そことのやり取りの中で相当落ち込んで、もう死のうかと思うとか、そういった御相談を受けたケースもこれまで多々ございます。そういった生活保護世帯におけるこういったうつ病、メンタルヘルスに対する当局の考え方についてお示しをください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほども自殺、うつ病の損失が国のほうで2兆7,000億円というふうに発表されたと申しましたが、その中で生活保護の場合で3,046億円、医療費で2,971億円ということで、どちらも3,000億円ほど損失になっているというようなことでもあります。これは、当然生活保護を受けられる方の医療費がまた加算されてくるというようなことになりますので、十分そのことにつきましては、お互いにこのうつ病に対する認識が高まるような、また早期発見ができるような、そしてまた、直ちに対応できるような体制をとっていきたいと考えているところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** ぜひこのことに関してはですね、心のケアと申しますか、いわゆるケースワーカーの方々も福祉事務所を中心として、大変な仕事を背負われながらですね、対応されているのは十分理解をしているところでありますが、一方で保護世帯の方々の中でちょっとした言葉の掛け違いでですね、すごく追い詰められたような思いになられて、落ち込んでいかれて、病気がますます悪化していく、そういうケースというのがあるんですね。だからそこは、本当に親切・丁寧ですね、対応していただきながら、適切な処置をですね、していけるように進めていっていただきたいというふうに思います。

あと1点。本年4月にですね、政府は、これは職場なんですけど、職場でのストレスなどを原因としたそういったうつ症状、こういったことに対応するために23年より、来年度ですけど、これはあくまでも企業や事業所が実施する健康診断に、この精神疾患を早期に発見するための独自の項目を取り入れるように決めました。そういった流れから見たときに、本市で健康診断を行いますね。そういった健康診断の中に、こういった取り組みは入っておりません。実際、23年度からこういった試みが始まるわけですが、そういったものに合わせて、本市でも行っている健康診断にこういったうつ病等を含んだ精神疾患に対するですね、取り組みの一環として、早期発見ができるように、その診断項目の中にこういったことが取り入れられないのか、そこ辺についての市長の見解をお示しをください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

職員に対しまして、本市におきましても精神疾患による病気休暇を取得する職員が増えつつある状況でございます。ということで、メンタルヘルス対策につきましては、市の衛生委員会におきまして、定期的に産業医、保健師、職員組合代表者と対応を協議しているところでございます。

平成21年度におきまして、4月に精神疾患専門の産業医を選任しまして、産業医を2名態勢としまして、10月末に産業医の大塚先生によるメンタルヘルス研修の実施、12月にこころの健康度自己評価を実施したところでございます。

また、今年度につきましては、緊急雇用対策により任用しました保健師による職員健康相談を7月から実施しまして、心の病の早期発見に努めているところでございます。

今後も管理職の職員に対しまして、職員の勤務状況等を観察し、そうした状況に陥る前に把握できるよう指導を行うとともに、他の自治体の先進事例等を参考にしながら実効性のある対策を講じてまいりたいと思います。

そして、ただいまお話になられました国の取り組みというものにつきましても、十分研究させていただきまして、取り入れてまいりたいと考えます。

**○13番（小野広嗣君）** 質問に対する答弁が最後に返ってまいりましたので、あれと思ったんですが、理解しました。

先ほど申しましたそういった健康診断でのチェック体制というもの、企業に求めている、事業所に求めているそういったものを含め、また今市長が答弁していただいた職員間でのそういった産業医を含めた取り組み、こういったものを応用しながらですね、市民の健康診断に取り組んで

いつていただきたいというふうに思います。

あと1点。先ほど市長の冒頭の答弁の中で、情報の共有化ということも含めて、自殺対策のですね、イベントの実施ということをおっしゃっていますが、これはいつ行おうとされているか、ちょっとお示してください。

**○保健課長（木佐貫一也君）** イベントにつきましては、前年度、県の主催によります自殺予防講演会というのを開催していただきました。

そのほかに、先ほど市長の答弁の中に一部ございました、志布志市自殺対策検討委員会というのが、鹿児島県鹿屋振興局を事務局とする検討会がございます。その中で、一応イベントを含む対策を検討していきたいと考えているところです。

以上です。

**○13番（小野広嗣君）** 分かりました。

本年度にそういうイベントが実施されるというところまではまだっていないというこの理解でいいんですね。分かりました。

じゃあ教育委員会のほうに移りたいと思います。

教育委員会での取り組みも先ほどしっかり教育長のほうからお聞きをしたところですが、やはり同じことですね、いわゆる早期発見、そして早期治療、再発の防止、こういった観点というのは同じことであろうと思います。さまざまな教育の現場では、スクールカウンセラーを通してとか、いろいろと相談体制は、また行政とは違う意味ですね、あるとは思いますが、この三つの観点は急がなければいけないと。そこへの対応というのはしっかり、今現状としてはできているという認識でよろしいのでしょうか。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

先ほど市の機関はどうだろうかという話が出ましたよね。市の機関はですね、教職員はあまり使っていません、今までのところですね。ただ教育委員会のほうといたしましては、メンタル面で何らかの不安を覚えたり、あるいは抱えている人は、身近なところではまず学校で管理職が早期発見ですね、どうしても。そして、相談に乗って、治療といいますか、あるいは再発防止をするということが一番身近な例。それから掛かり付けの医師に相談をしている傾向があるようでございます。

そのほかに教育委員会といたしましては、県の教育委員会の方でもテレホンサービス、それから来所相談ということを含めまして、たくさんございまして、教職員よろず相談というのがございます。これは県立図書館にございますが、教職員に何かあったときは、何でもいいから相談に来てくださいと。そして、このよろず相談は巡回もいたします。各地区を回って来て、そして何かあったら何月何日に来るからというようなことでもありますし、それから児童生徒向けに関しましては、総合教育センターにこれまた来所、テレホン、いずれも窓口が24時間開かれておりますので、子供たちにそういうことも学校を通じて紹介するということですね。

そして、もう一つはメンタルヘルス相談というので、県立始良病院にこのメンタルヘルス相談

の窓口がございますので、これも来所、テレホン、いずれも相談ができるという体制はとっておるところでございます。

今のところは、そういう相談窓口を積極的に利用して、自ら、あるいはまた管理職のほうでそういう窓口があることを職員に周知徹底させる。あるいはまた、児童生徒に関しては保護者に周知していくという手立てを今とっているところでございます。

以上でございます。

**○13番（小野広嗣君）** 分かりました。

教育長、日本のですね、精神神経学会というところが、日本においては国民病と言われるこのうつ病の状態があるにもかかわらず、なかなか国の政策として対応が遅いと、遅々として進まない、ということによって10か条のいわゆるお願いと申しますか、それを今年5月に出してるんですね。そういった中で、その中の一つとして教育現場でしっかりこのメンタルヘルス、うつ病のことについては子供たちに教えていくんだということを取り入れてほしいということが入っていますが、そのことに対してはどうでしょうか。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

特に今御指摘のような傾向につきましては、子供たちが、特に保護者がですね、子供たちのそういういわゆる精神的な病を持っていることが判断できずに学校に入学させられてしまって、しまってというのはおかしいですね。そして、そこで今度はいじめの対象になるというようなケースがあったりするものですから、私どもといたしましては、就学指導委員会あたりでしっかりとそこらあたりも保護者と相談をしてですね、子供たちがいじめたり、いじめられたりということのないようにということは手を尽くしておるところでございますが、やはり中にはそういうケースが分からずに、また教師のほうも子供たちがそういう病気を持っているということを分からずに、ただしつけが悪いと、家庭の教育が悪いというようなことだけで子供を責めてしまってますます深刻な病状になってしまっているケースがあるように聞いておりますので、ぜひともそこらあたりが1件でもないようにということで指導はいたしておりますが、今後とも進めていきたいと思っております。

**○13番（小野広嗣君）** ぜひですね、今御答弁なされたような方向で取り組んでいただきたいというふうに思います。

冒頭申されたように、この心の教育に取り組むということは、いわゆる教育の大きな主眼の中の一環でもあると。だから心の教育ということは、ある意味で今言われたようにいじめの問題もそうですが、命の重さの教育でもあろうというふうには理解をするところです。そういった意味で、先ほどの生活保護の話ではないですけど、同じ子供がいわゆる意地悪をされたり、いじめをされたりして、落ち込んでいく、そしてストレスを感じる、そしてうつ病的になっていく、そして自殺にまで追い込まれていくと。こういった痛ましい現実が実際あるわけで、何とせよこういった事態だけは本市で出してはならないという願うような思いでもございます。そこに対する教育長の答弁をお聞きしたいと思っております。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

本当にもう今御指摘のとおりでございますが、私どもは毎日毎日、こうやって学校もまた始まりましたけれども、今ちょうど1時50分ではありますが、この段階であえてそう申し上げておきます。私がおこから退席しなければならないような事態でも発生したら大変なことになりますが、今のところこの時点ではここに私がおりますので、何もないんだろうと思います。しかし、学校は生き物でありますので、いついかなる時にそういう最悪の事態が発生しないとも限りませんので、管理職を中心といたしまして、正しく、そして末永く、根気強くフォローできるように指導してまいりたいと思っております。

[小野広嗣君「議長、終わります。」と呼ぶ]

**○議長（上村 環君）** 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

次に、12番、立山静幸君の一般質問を許可します。

**○12番（立山静幸君）** 通告に基づき、市長、教育委員長に順次質問をいたします。

まずはじめに、防災教育について、1番目の、鹿児島県は小学校高学年向けの砂防読本を作成し、県内の全小学校に配布している。この砂防読本を市内各小学校でどのように活用する考えか。また、県は職員の出前講座を計画しているが、出前講座の計画があるかでありましたが、9月1日は防災の日であり、各地で大掛かりな防災訓練が実施されたようであります。

また、7月には南大隅町で土石流が発生し、宮田小学校の生徒たちは、別の小学校で授業をするという災害も発生をしております。

8月5日の南日本新聞の社説で、「防災教育に活用したい砂防読本」と題して、災害県鹿児島県の現状を把握し、土砂災害に関する知識を得るとともに、災害時の避難などに役立つとして、また防災教育の推進に一役買ってほしいと社説で紹介をされております。教育委員会からコピーされたその読本を借りて中身を見てみますと、用語解説から土砂災害って何だろうとして、第1章で「私たちの鹿児島県について知ろう」、第2章として「土砂災害をくわしく知ろう」、第3章として「土砂災害に備えて」と3章からなり、漫画方式に、また鹿児島県で起きた大きな土砂災害を写真入りでよく説明をされております。日ごろの備えの大切さや、災害が迫ったら早めの避難の大切さ等が解説されております。1校に5冊、4年から6年の学級に1冊という配布であります。高学年全員に配布するためには、あと3万9,000部必要ということのようであります。内容も濃ゆいだけに多くの児童の目に触れさせる工夫が望ましいと社説では書いてあります。

少ない冊数であり、各小学校でどのように活用される考えか。また、既に屋久島町や鹿児島市では県の職員による出前講座が実施されているようであります。本市では、出前講座の計画があるのか、教育委員長にお伺いをいたします。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

議員御指摘のとおり防災教育というのは、他人の生命尊重の視点からも、また自分の命を守るためにも大変必要なことだと実感しております。

この度、鹿児島県が県内の小学校に配布いたしました砂防読本でございますが、防災教育を進

める上で極めて効果的な資料と認識しておりますし、本市のほとんどの小学校で活用をされております。具体的には、梅雨時期など土砂災害の起こりやすい時期に合わせまして、各学校が作成しております安全マップを参考にして土砂災害の仕組みや、あるいは日ごろの備え等について指導しているようでございます。また、社会科の授業におきまして本県の土地の様子や防災システムを学習する際の資料として活用している学校もあるようでございます。

教育委員会といたしましては、今後とも砂防読本を活用し、防災教育の推進を図るよう各学校を指導してまいりたいと考えております。

また、教育委員会では、市内の教職員を対象に応急手当や心肺蘇生（そせい）について学ぶAED操作講習会を開催いたしますとともに、各小中学校では、南部消防署員を講師をお願いをいたしまして、地震、火災を想定した避難訓練を実施いたしまして、児童生徒の防災意識の高揚に努めているところでございます。

また、県防災研修センターの出前講座についてでございますが、研修会の時間とか、あるいは参加者数に条件が付いているようございますので、教育委員会といたしましては、今後実施いたします研修会等で必要かどうかを判断いたしまして、その条件等を満たした場合には積極的に活用いたしますとともに、各学校においても教育課程と照らし合わせまして、必要に応じて活用するよう呼び掛けてまいりたいと、かように考えております。

以上でございます。

**○12番（立山静幸君）** 各学校で避難訓練等が実施をされ、また南部消防署の指導も受けているというようなことでありますが、この避難訓練については、1年に何回ぐらい実施されているものかですね。そしてまた、消防の指導等についてどれぐらいされているのかお伺いいたします。

**○学校教育課長（金久三男君）** お答えいたします。

各学校、年に少なくとも1回、火災、地震、不審者対策、計3回は実施しているところであり、避難訓練につきましては、消防署の職員の指導を仰ぎながら火事の際の逃げ方、そして消火器の使い方、また地震については、その逃げ方、そして避難場所の方法などを指導をいただいているところであります。

**○12番（立山静幸君）** 大掛かりな土砂災害はあまりないと思いますが、通学路の中で、今年も6月とかの大雨の際は小さながけ崩れ等が多発しているわけですが、これらの通学路に対する子供への指導ですね、それはどのようにされているのかお伺いいたします。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

先ほどの私の答弁で申しました安全マップというのを各学校、ハザードマップとも言いますが、これを必ず作り、そしてまた年度初めには修正したり、必要があればしたりして、そしてそれを確実に子供たち、あるいは家庭に知らしめまして、そして決められた通学路を必ず登下校するようという指導もいたしております。

それから、必要に応じて、木が茂っていたり、あるいはまた側溝等が傷んでいるような場合は、すぐ教育委員会に連絡してくれと、そして応急処置をし、大掛かりな場合については建設課等に



お願いをして安全確保という面で工夫するように、あるいは努力するよというところは日ごろ指導しているところでございます。

**○12番（立山静幸君）** それから、最後のほうで申し上げましたが、県の出前講座の件ですが、条件があって、条件に合えば実施をしたいということですが、この読本を市の土木の職員等にお願いして、条件等が合わなければですよ、される考えはないかですね、お伺いいたします。市長にお願いしてされる考えはないか。

**○教育長（坪田勝秀君）** もしそういうことでありますれば、漏れこの前聞きましたところ、中迫課長も県のほうからたくさんいただいて来ておられるようでございます、早速防災読本をですね、そういう話が出ましたので、それがもしあれば私どもも一緒になって防災出前講座をですね、受講できるような手配ができないかどうか、また担当課とも相談してみたいと思います。

**○12番（立山静幸君）** 中身を見てみますと非常に小学生の高学年に対しては解説が難しいような面もありますのでですね、できればこの出前講座が一番子供たちには分かりやすいんじゃないかと。志布志の街付近はそうないかもしれませんが、有明の山重、伊崎田、松山の方面はですね、危険な場所がたくさんあるわけですので、できればこの出前講座がですね、一番手っ取り早い、知識が分かりやすく身に付くんじゃないかと、こう考えます。できるだけですね、この条件に合うようなふうにして、今後たくさんの小学校でですね、出前講座ができるような対策を講じられる考えはないかですね、お伺いいたします。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

出前講座の利用につきまして、アンケートをちょっと聞いてみましたところ、小・中学校半数以上の学校で利用してみたいという希望が出ておりますので、また改めて正式に防災センターとも連絡を取りまして、先ほど御指導いただきました市全体としてのですね、取り組みも併せて、できるものならやってみたく、このように考えております。

以上でございます。

**○12番（立山静幸君）** ぜひですね、そのような対策をしていただきたいと思いますと考えております。

次に（２）番目の、この砂防読本の内容からですね、県の実情を得て、各自治会の自主防災組織に印刷配布する考えはないかですが、砂防読本の内容から、過去の県内の大災害の写真や早めの避難、避難勧告・指示の発令の解説や災害箇所の復旧方法等、自主防災組織に１冊は必要と思われる砂防読本の内容であります。住民一人一人が気象や土砂災害の知識を持ち備えておくことが大切であり、いざという時に余裕を持って行動できるようにしておけば、高齢者や障がい者等の災害弱者への目配り、あるいは危険を感じたらみんなで協力して避難する心構えが大事だと思っております。

このようなことで、現在各自治会に２個のヘルメットが配布され、年度初めに新しい役員の方に引き継ぎをしているようであります。この砂防読本もヘルメットと同じような備品扱いにして、自主防災組織に配布する考えはないか、市長にお伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** 立山議員の質問にお答えいたします。

現在市におきましては、共生・協働型地域コミュニティ活動支援事業の取り組みとしまして、公民館を事業主体として、その傘下の自治会を含めて、防災マップ及び防災ハンドブックを作成しまして全戸に配布し、防災に対する意識の高揚と災害に対する備えを万全にするための事業を実施しているところです。

この事業は、平成19年度から2年間は県の補助事業として取り組み、その後は市の単独事業として取り組んでいるところです。平成19年度が通山地区、20年度が志布志区、香月区、安楽区、夏井陣岳区、東区の5地区、平成21年度が松山の新橋校区、泰野校区、尾野見校区の全校区で実施し、今年度が有明の蓬原校区、野神校区、原田校区、山重校区の4校区で実施するところであります。

現在、市としてはこのような取り組みを行っているところですが、この砂防読本につきましては、内容が小学生向けに作成されていて、分かりやすい本であるようでございます。議員お尋ねの砂防読本を県に了解を得て、各自治会の自主防災組織に配布する考えはないかということにつきまして、県の砂防課に確認をしましたところ、砂防読本の著作権は県が所有しているため、県の許可が必要ということでありましたが、自主防災組織に配布するなどの活用をするのであれば若干の残部があるということで、9月1日に400部頂いたところであります。今後、自主防災組織などに配布を行う予定であります。また、砂防読本の内容を抜粋しまして、市の広報紙に連載するなどして市民へも周知していきたいと考えております。

**○12番（立山静幸君）** 400部県のほうからもらって、それを配布するということのようにございます。ぜひ早急にですね、各自治会やらそのような配布方をお願いをして次にまいります。

2番目の志布志茶の消費拡大対策について、(1)の給食センターでの消費拡大はできないかではありますが、8月5日、鹿児島市の鹿児島茶流通センターで県内の栄養教諭や養護教諭を対象にした鹿児島茶講座が実施され、県内から59名が参加されたそうであります。8月6日の南日本新聞で「教育現場にかごしま茶を」と題して講座の内容が紹介をされておりました。お茶には栄養性、嗜好性、体調節性、心に対するいやしの四次機能成分が含まれ、お茶の中に溶け出す成分と歯に残る成分があり、溶け出す成分としてはカテキン、カフェイン、テアニン、ビタミンC等、歯に残る成分としてビタミンA、ビタミンE、植物繊維、葉緑素等があるそうであります。

最近、食べるお茶の普及が進んでおり、二つの給食センターで毎日作られる給食が7月の時点で、幼稚園が約24食、小学校が約2,084食、中学校が約1,102食の合計で約3,210食が作られているようであります。

御飯にせん茶のふりかけとか、魚の茶焼きとか、お茶の卵焼き、あるいはお茶の白あえ、そのような給食材料の中で使用できるお茶の消費拡大はできないか、教育委員長にお伺いをいたします。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

御案内のとおり教育委員会といたしましては、本議会の皆様方の御理解の下に各小中学校に給茶機を設置いたしまして、現在風邪の予防とお茶の利用促進を図っているところでございます。

さらに学校給食センターといたしましては、新茶の採れる時期にお茶の葉の粉末を使って、抹茶パンとして給食に提供をいたしております。また、今年度5月から試行的にはございますが、天ぷらの衣や蒸しパンに抹茶を利用いたしまして緑の鮮やかさを出し、そしてお茶の特色である色、香りを子供たちに感じさせながら、地元で採れる新鮮な緑茶に感謝の心をもって食することへの大切さを指導しているところでございます。

献立的に大量に使うことは、これはもう難しい面がありますので、消費拡大ということには即つながらないかもしれませんが、今後児童生徒のしこうを調査しながらよりよい献立を給食センターで研究いたしますとともに、各家庭においても志布志茶の消費を話題にするようにというようなことも併せて指導していってみたいと、このように考えております。

以上であります。

**○12番（立山静幸君）** 回答を聞いてみますと、たくさん利用されているようでございます。

私は、予算を伴うから給食センターではあまり利用していないんじゃないかと、こう思っておったんですが、たくさん利用されているということに、今回答で自分なりに納得をしたというようなことでございます。

消費拡大にはつながらないようだということですが、市も新米が採れた時とか、志布志の牛肉とか豚肉等を給食センターに予算化してされているわけですね。

市長にもちょっとお尋ねしますが、そういうことで、いろんな面で使われてはいますけれども、これ以上に市でですね、少しの予算でも予算化してですね、給食センターで子供のさっき色とかしこうとかいろんなことを言われましたが、そのような子供たちへのためにですね、される考えがないか伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま教育長のほうが答弁いたしましたように、給食センターを中心としまして、さまざまなメニューを組み立て、お茶の消費拡大、そしてまたお茶に対する認識を深めるための取り組みをしているというふう感じたところでございます。

本市はお茶の産地でございますので、更なる形で小学校、中学校の子供たちにお茶の消費拡大ができるとなれば、教育委員会のほうと相談しながら取り組みをしてまいりたいと思います。

**○12番（立山静幸君）** ぜひ、市長もただいま申されましたとおり、志布志は鹿児島県で2位の生産地でもありますし、また今後、茶の普及を図る、あるいは茶農家の励ましにもなるようなですね、そのような給食センターでの取り組みも期待をして次に入りたいと思います。

(2) 番目の小・中学校の保健室でのお茶の活用はできないかではありますが、お茶の中に溶け出す成分の中で、テアニンはお茶の甘みやうまみを作り出す成分で、お茶の葉だけに含まれている成分であります。人の心と体をリラックスさせるいやしの効果があり、保健室にはストレス等での腹痛や頭痛の生徒や、その他いろいろな心の悩み等がある生徒が保健室に来ると思っております。養護の先生が生徒を見極めながら、生徒の前でお茶を入れて一緒に飲んで話を聞いたり処置をしたりすることにより心が落ち着き、いやされ、リラックス状態になるそうであります。各

小・中学校の保健室でお茶を活用される考えはないかお伺いをいたします。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

こういう御質問がございましたので、事前に私どものほうといたしましても、学校の利用状況がどうなっているかということをご参考までに聞きましたところ、もう既に七、八校で今議員御指摘のお茶の利用を行っているようでございました。

御指摘のとおり、先ほどの御質問でも答えましたが、今の子供たちは大変いろいろな面で心の悩みを持っている子供が多ございます。そういう子供たちを取り巻く社会変化でありますとか、生活様式の変化の中で、児童生徒が大変心に悩みを持っていると。あるいはそういう子供たちを一日も早く解決してやるのもこれまた私どもの仕事でございますので、そういうときに保健室に行く子供がいるわけでございます。ですから、その保健室に来た子供に対して、今御指摘のようにお茶を飲ませる。あるいはまた、養護教諭と一緒に座ってゆっくりお茶を飲むというようなことで子供の緊張がほぐれるということであれば、積極的にそういうことも利用してまいりたいと。先ほど申しましたように、学校には給茶機がございますので、お茶を手に入れようとすればそう難しいことではございませんので、保健室に来た児童生徒に飲用させるよう、今後ともこのお茶の飲用が拡大していきますように指導してまいりたいと思います。

今後とも児童生徒の心身の健康の維持増進ということと併せまして、志布志茶の消費拡大の一助として学校や家庭におけるお茶の飲用を進めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

**○12番（立山静幸君）** 学校には各給茶機があるというようなことですが、そのお茶を持ってきて飲ませるといのもいいかもしれませんが、校長先生の部屋にはお茶等が準備をして、来客用ののがあると思います。そのような給茶機を利用したですね、それをちょっと、そうたくさん毎日あるわけじゃないですので、その場その場でですね、やっぱり急須を持って行って、入れて飲ませるといのがやっぱり大事ではないかと、こう思うんですが。機械的にそれを使って飲ませるといことじゃなくて、自らそういう給茶機等はもうそろっているわけですので、用務員室というんですかね、あそこから持って来てお茶を入れて飲ませる、そのようなことができないかですね、お伺いいたします。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

今御指摘のように、やはりいわゆる心のこもったそういう生徒指導というんですか、心の指導という面からはやや機械的かもしれませんが、まずはそこからということを考えておりますし、ゆとりがあり、なおかつリーフ茶の準備等がある学校につきましてはですね、積極的にそういう視点からのお茶の飲み方を指導するようにいたします。

**○12番（立山静幸君）** 大部分の学校でそのような取り扱いがされているということでございますので、更にですね、全小・中学校がそのような雰囲気ができるようにですね、指導していただきたいと思います。

次に、（3）番目の中学校の調理実習の中でお茶を使った料理は取り入れられないかでありま

すが、緑茶は高血圧、がん等いろいろな生活習慣病の予防効果や、眠気を覚ましたり、心臓の働きを活性化したり、人の心と体をリラックスさせたり、すばらしい食品であります。飲むだけでなく、食べることによって更に有効な成分が得られるため、料理に使わない手はないと思っております。健康によいだけでなく、その豊かな香り、さわやかな色は、食欲を高め、食卓を華やかにするものと思っております。中学校の調理実習でお茶を使った料理実習を体験することにより家庭にも普及し、また大人になってから主婦として家庭料理に使用することにより、一家が健康で幸せな元気な家庭が生まれるものと考えております。調理実習でお茶を使った料理は取り入れられないかお伺いをいたします。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

中学校の家庭科の授業では、地域の食材を生かすなどの調理を通しまして、地域の食文化について理解することを指導するようにと学習指導要領にも明記してございますが、志布志茶はまさに地域の食材でございますので、調理実習において生かすことで本市の食文化について理解することができる最たるものであろうと、こういうふうに認識をしております。

現在、市内の各中学校におきましては、調理実習で料理に添えてお茶を飲んだりということもございます。料理に使わずにお茶を飲むということもやっているようでございますが、中には抹茶ケーキを作って食べているという学校もございまして、それなりにお茶を活用している学校もあるようでございます。今後、更に志布志茶を食材として調理に生かし、利用促進を図るにはどのような調理方法があるのかということについても、指導者及び子供たち自身に考えさせたいと、こういうことを考えているところでございます。また、地域の方々と連携いたしまして、調理実習の講師として地域の人材を活用して、そこでまたお茶の活用ということはできないかということも工夫してみたいと思っております。

最近では、茶殻を使った卵とじなどというのがあるようでございまして、家庭における今度はいわゆるエコクッキングということが認識されれば更に高まるのではないかと考えているところでございます。

教育委員会といたしましては、これらのことにつきましても各中学校へ指導、助言しながら、調理実習における志布志茶の積極的な活用について呼び掛けてまいりたいと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

**○12番（立山静幸君）** いろいろクッキーなりを作って利用されているということですが、さらに生産者の指導的な立場の人たちを講師に招いて実習もしたいということのようでございます。ぜひそのような実習もですね、してもらいたいと思っております。

9月3日の新聞に県立の短期大学が60周年記念ということで、県の農業大学校と連携をして農業大学校で採れたお茶をブレンドして作るというようなことで、5種類のお茶を使って若い人たちが飲むお茶を11月ごろ販売したいというようなことも載っておりましたが、いろんなお茶に携わっている料理の専門の方々を学校の実習の時に招いて、その人たちの指導を仰ぐと。そして、

先ほど家庭でもということがありました。家庭へも普及していくというようなことが大事ではないかと、このように考えておりますので、ぜひ少しずつでもですね、実習に取り入れてお茶の活用を図っていただきたいと、このようにお願いをしておきます。

次に、(4)番目の社会福祉協議会に委託している食の自立支援事業の弁当への利用は考えられないかですが、一人暮らしや虚弱な高齢者等に毎日食事を提供されております。昼食、夕食、合わせて毎日約150食が各家庭に配付されているようであり。非常に喜ばれている制度ではないかと思っております。

毎日約150食分の弁当にお茶を利用した献立弁当を提供することにより、生活習慣病の予防やいやしや、リラックスしてもらいながら健康で元気で楽しい毎日が過ごせるように、積極的にお茶を利用した献立弁当を提供することはできないか、市長にお伺いをいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

現在、食の自立支援事業につきましては、調理が困難な高齢者に対しまして、定期的に自宅を訪問して栄養のバランスの取れた食事を提供することによりまして、自立した食生活への改善を支援して、高齢者等の保健福祉の向上を図ることを目的としております。利用対象者は、市内に住所を有するおおむね65歳以上の一人暮らしの方、夫婦のみの世帯に属する方等で、老衰、心身の障がい、疾病等により調理が困難な方です。このような高齢者宅に栄養バランスの取れた弁当を届け、併せて利用者の安否確認も実施しているところでございます。

このことにつきましては、先ほど学校の給食センターの例でも教育長のほうでお話しましたように、さまざまな形のメニューがとられているようでございます。更に消費拡大をするためのメニューの開発をお願いしたいと考えているところでございます。

**○12番（立山静幸君）** いろいろなメニューを考えて消費拡大を図るというようなことですが、委託先が社会福祉協議会というようなことで、その辺の連携もあると思うんですが、開発についてですね、どのような方法でされる考えかですね、お伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

この事業につきましては、社会福祉協議会に委託しているということでございますので、常日ごろから社会福祉協議会と連携を取り合いながら、利用者の状況というものについても把握をしているところでございます。

その中で、利用者のほうから希望があるということになれば、そのメニューについても研究したいということで、今後アンケート等も実施していくようにお願いしたいと思います。

**○12番（立山静幸君）** ぜひですね、高齢者であったり、虚弱な方等が利用されるわけですので、お茶の効果を十二分に発揮されるようにですね、対策をとっていただきたいと思います。

これはちょっと余分になりますが、私、土曜日の日に松山で四十九日がありまして、弁当の中に抹茶塩が、天ぷらにかけて使う分ですが、これは愛媛県でできておりました。それから、同じ土曜日の日にお通夜が鹿屋であったものですから、行きましたらお菓子の中にですね、有明でされたお茶、お菓子とお茶を帰って飲みなさいということで、このようなのも入っておりました。

一般質問をしておりましたので目に付いたのかどうか分かりませんが、やっぱりお茶の開発というのは手近にあるんだなど、こう思ったところであります。ぜひですね、志布志茶の消費拡大をですね、図っていただきますように、市長、教育長にもお願いを申し上げまして一般質問を終わります。

**○議長（上村 環君）** 以上で、立山静幸君の一般質問を終わります。

ここで、2時45分まで休憩いたします。

—————○—————  
午後2時35分 休憩

午後2時46分 再開  
—————○—————

**○議長（上村 環君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、玉垣大二郎君の一般質問を許可します。

**○5番（玉垣大二郎君）** お昼の一番お疲れの時間だろうとは思いますが、通告いたしておりましたので、順次質問をしてみたいです。

まず、交通安全対策及び道路行政についてですが、多発する高齢者事故の中から、ハンドル型電動車いすの安全対策についてお伺いします。

新聞報道によりますと、このハンドル型電動車いすで転落したり、追突したりする事故が2005年～2009年に67件あり、高齢者を中心に20人が死亡されており、あぜ道や河川敷などでの転落が16件と最も多く、坂道などでの転倒が11件あったと報道されました。先月も長崎県島原で農道から2.5m下のあぜ地に転落する事故が発生しております。

この電動車いすについて警察に問い合わせたところ、ノーマル使用の場合は届け出は不要とのことで、本市での利用数も分からないとのことでした。自転車と同様講習等を受けることなしにだれでも購入することができるということで、今や近所でも利用されているところをよく見掛けます。

本市でも数年前にこの電動車いすでの事故があったと聞きましたが、過去に運転免許証取得経験者ならば、交通ルールについては理解されていると思いますが、それ以外の方々の運転については自己中心的なルールでしかなく、危険な状況は増える一方だと推測されます。今後、この方々の事故を防ぐには何らかの交通安全対策が必要だと思いますが、いかがお考えかお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** 玉垣議員の御質問にお答えいたします。

高齢者用ハンドル型電動車いすにつきましては、街中を移動する手段として広く利用されているところですが、介護保険制度の対象になっていることや簡単な操作により動かすことができることから、ここ数年で急速に普及しています。また、道路交通法上では歩行者に区分され、運転免許証なども必要ないことからだれでも乗ることができます。

この電動車いすの普及に伴いまして、利用者が車道を歩行したり、無理な横断により車と衝突

する事故などが全国的に多発しているところです。

このような中、高齢者に対する安全対策につきましては、志布志警察署及び志布志地区交通安全協会により市内の各地区で開催されます法令講習会や、県の警察本部による交通安全教育を実施していただいているところです。

本年1月の市の広報紙に掲載されましたが、昨年12月2日には交通安全協会松山支部におきまして電動車いすの交通教室を開催し、地区交通安全協会がドライバーから見えやすい形状に改良作成した交通安全旗を贈呈するなどして、交通事故防止を呼び掛けたところです。

また、今年度からは、事前に地区交通安全協会と協議を行い、運転免許証を持たない方や電動車いすに乗る方なども対象にして法令講習会を実施しているところです。

今後も高齢者用ハンドル型電動車いすの安全対策につきましては、警察署及び地区交通安全協会と十分連携を図りながら法令講習会等を実施するとともに、市の広報紙でも利用者に対する安全運転等について周知していきたいと考えております。

**○5番（玉垣大二郎君）** 今回ですね、交通安全協会のほうにも行って伺いしてみました。今市長のほうでおっしゃいましたように、交通安全協会の松山支部で200本ののぼり旗を作成していることを伺いしてきたところです。また、法令講習についても高齢者とこの方々を中心に、今年からその取り組みをしていくということで伺ってきたところでございます。

しかしですね、この方々につきましては、免許を持っていらっしゃらない方も多いわけですね。そしてまた、会場までの移動もこの電動いすでなければならないということを考えますと、あまり講習会に出席するということは期待できないんじゃないかというふうに思うところであります。

以前はですね、担当課と交通安全協会、それから母の会などによって各集落に出向いて行って交通安全指導等を行っていたんですが、現在はこのあたりがどのようになっているのか伺いたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

電動車いすを対象にした交通安全の講習会等の取り組みは特段していないところでございますが、母の会等を通じまして高齢者宅を訪問し、交通事故防止を呼び掛けるという取り組みはしているところでございます。

**○5番（玉垣大二郎君）** 今、母の会の方で取り組みをしているということでございました。その部分にプラスしてですね、市がこのハンドル型電動車いすの利用者に今市に何台あるのか調査をしてですね、登録してもらいまして、そしてその方々を中心に、母の会なり交通安全協会に協力をいただいて指導を行うという考えはないのか伺いたします。

**○市長（本田修一君）** 現在のところこの電動車いすにつきましては、本市にも何台あるかということについては把握していないということでございます。

今後、警察ないしは交通安全協会等とも協議をしながら、この車の数等の把握には努めてまいりたいというふうに思います。そしてその上で、交通事故防止のための安全のための呼び掛けな



いしは周知につきまして、どのような形ですればいいか協議をしていきたいと考えます。

**○5番（玉垣大二郎君）** 市民の安全対策には、市が率先して、そして高齢者に関してはこちらから出向いてまでも啓発活動が必要だというふうに考えております。

今ありましたけれども、例年母の会が実施しています「子どもと親、高齢者交通安全意識啓発事業」が政府の事業仕分けの対象となり中止になったとお伺いしました。中止になったからやめるということではなくてですね、関係機関・団体に協力を依頼しまして、犠牲者が出ないような対策をとっていただきますようお願いいたしまして、次に移ります。

市道安楽線の改良についてお伺いします。

今や各地高齢化が進んでおり、安楽校区においても同様で、昼前や夕方にはスーパーで買い物用カートを押して買い物をされる方や、ハンドル型電動車いすで郵便局や近所へお出掛けになる方々の姿をよく目にするようになりました。

この安楽線につきましては、大分年月がたっているものと思われ、車道部分が狭いためか、歩道部分は側溝を利用して造られており、安楽地区の公民館付近から安良公民館までの区間は車道から10cm～16cmの高さで造られております。この側溝に敷設されたふたには欠けた部分や曲がったグレーチングなどがあり、また人家の入り口は斜めに傾斜しており、水平に通行することはできず、高齢者がこの道を行き来するのは非常に困難な状況にあるようです。買い物カートを利用される方にとって、少しの段差や傾斜、きれつは通行の妨げとなり、また電動車いすの転倒を誘発する可能性もあります。このため車道を利用されている方々もよく見掛けられ、狭い車道ゆえますます危険性も大きく、早急な安全対策が必要かと思われまます。

また、安楽線の安良公民館から南側、石油スタンドまでの区間は、側溝はあるものの雨が降ると水はげが悪く、畑からの水が車道にたまり水浸しとなり、小学生の通学、中学、高校生などの自転車やバイクの通行に不便を来しており、保護者の方々からも改良できないものかとの声があがっているところです。

この地区は東九州自動車道の工事も計画されておりますが、着工に先駆けての安楽線改良はできないものかお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま御質問の市道安楽線の改良についてでございますが、この路線は安楽校区内の重要な幹線道路でありまして、周辺に小学校、保育園、公民館、有名な大くすのある山宮神社もこの沿線にあるところでございます。

道路の幅員は、一部を除き2車線化されておりますが、舗装の老朽化も進み二次改良の必要性もうかがえるところです。道路沿いには、新築住宅が増え、比較的交通量の多い路線として認識しているところであります。

昨年、市道における道路網整備計画の検討資料からも、維持管理及び改良の必要な主要路線として検討結果が出されており、整備の必要性を感じているところでございます。

先ほど御質問の高齢者用電動車いすに関連しますが、この路線には歩道があります。しかし、

歩道の幅員は狭く、通学児童は自転車などが通る際に避けるなど良好な歩道とは言えない現状があります。場所によっては、段差のある歩道で通行しづらいため、自転車などが車道を通行するなど危険であると感じているところです。

今後は、ほかの整備中の路線の進ちよく、財政等を踏まえ、特定交通安全整備事業の国の補助を受けられるよう国・県へ相談してまいりながら整備してまいりたいと思います。

それから、道路が冠水するというところでございますが、御質問の場所につきましては、グリーンロード志布志線から市街地側に向かう安楽線の一部ではないかと思っております。

現況は、排水路が道路より高い部分があるなど、周辺の農地から排水路に直接流入しづらい箇所があるようです。この件につきましては、安楽線の改良とは別に維持的な対応として調査してみたいと考えております。

**○5番（玉垣大二郎君）** 有り難い答弁をいただきましたので、次に移らさせていただきます。

この件につきましては、できる所からですね、年次的にでも構いませんので実施していただきたいというふうに思います。

次に、都城志布志道路志布志インターチェンジから志布志港の進ちよく状況についてお伺いします。

この路線は、広域ネットワークを形成していく上で、また物流の効率化に寄与する道路としての重要な路線として期待されております。

今年4月22日には民間団体を代表し、都城、新大隅両青年会議所主催によるシンポジウムが開催され、現在早期完成に向けての5万人署名運動が展開されているところであります。

末吉インター、有明北インターチェンジ間は既に開通され、交通量も大分増えている現状だと聞いております。有明インターから志布志インターまでは、18年3月31日に整備区間の指定を受け、現在工事も進んでおり、有明北インターから有明インターにおいても21年3月13日に整備区間に格上げされ、近く工事着工されるものと思われまます。

志布志インターから志布志港約3kmにおいては、昨年度通行量調査も終わったと聞いておりますが、いまだ調査区間のままであります。その後の進ちよく状況についてお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

都城志布志道路の志布志インターチェンジから志布志港への進ちよくにつきましてでございますが、都城志布志道路は延長約40kmの地域高規格道路でありまして、都城・北諸県地方生活圏の中心である都城市と九州唯一の中核国際港湾である志布志港とを連結し、効率的な交通体系を確保することにより、地域の活性化を支援する役割を担う重要な道路であると考えております。

議員お尋ねの志布志インターチェンジから志布志港間につきましては、平成16年3月に調査区間に指定されておりまして、進ちよくにつきまして県当局に問い合わせをしておりますが、整備区間指定に向け環境への影響など調査が進められておるようでございます。

本市としましても、都城志布志道路の整備促進は重要事項でありますので、整備区間への格上げに向け、継続して要望をしてみたいと考えております。

**○5番（玉垣大二郎君）** この部分を地図上から見ますと、志布志インターチェンジ付近には、国道からの市道町原弓場ケ尾線が通っており、またこの付近には、東九州自動車道インターも建設される計画であります。この二つの路線を避けて志布志インターチェンジから港までを計画するには、町原付近を通るか、安楽校区を通るかの選択肢しかないように思われますが、用地交渉などを考えれば後者の可能性が高いように思われます。

いつぐらいにこの区間のルートが示されるのかお伺いたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

現在、この区間のルートの調査が進められておりまして、そのことにつきまして現在の段階でいつまでに発表できるということについては、伝えられていないところでございますが、私どもの感触としましては、今年度中ぐらいにはそのルートについて示していただけるのではないかなという気はしているところでございます。

**○5番（玉垣大二郎君）** 私としても早急に完成してほしい路線であります。安楽校区では東九州自動車道の計画の時にさまざまな意見が噴出したしました。今回更にもう一方の道路が建設されるということになると、校区民の理解が得られるものと危ぐしておるところでございます。県からの何らかのアクションがありましたら速やかに説明会を開催してほしいと要望しておきます。よろしくをお願いします。

続きまして、県道問題につきましてですが、県道問題につきましては同僚議員からの数々の質問がなされており、柿ノ木志布志線については、23年度完了予定ということで着々と工事が進んでおります。また、日南志布志線については、県に強く要望していくとの回答があり、私自身も早期着工に向けて期待しているところであります。

そこで、今回は県道尾野見・伊崎田線についてお伺いたします。

この路線は以前、中野集落を中心に2車線に拡幅整備されております。現在は、都城志布志道路の工事が始まり、この路線をまたぐトンネルが架けられ、旧道が廃止され新たな道路が建設されて見違えるように立派な場所になっております。

しかしながら、志布志福山線からの入り口から200m区間は旧道のままで道幅も狭く、大型車が来るとどちらかがバックして道を譲るという状況で、農作業車や一般車両にとって危険な200mとなっております。

このように周りが整備されてきますと、不便さが今まで以上に際立って感じられ、拡幅できないものかと地域の方々からの声を聞いているところであります。この部分の改良に対する県の考え方についてお聞かせください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

本路線は、松山町尾野見から有明町伊崎田へ通ずる一般県道であり、地域住民の方たちにとっては生活道路や農林畜産業をはじめとして、産業振興の基盤として大切な道路であります。延長は6,775mで、このうち3,537mが改良済みとなっております。

改良工事は、平成3年から平成13年まで実施しておりましたが、用地取得が困難になり、平成

14年度から工事が中断している状況であります。

市の取り組みとしましては、平成21年11月に曾於地区土木協会主催の土木事業に関する要望説明会におきまして、県土木部次長ほか県庁関係課長へ早期事業採択を直接要望したところであります。今後も地元の要望を少しでもくんでいただきますよう関係各課へ引き続き要望し、局部改良や1.5車線等を含めながら事業採択へ向け鋭意努力してまいりたいと思います。

そして、ただいまお話になった区間でございますが、この区間につきましては、今回都城志布志道路による付け替え道路が完成しまして、県道志布志福山線までは約180mの未改良区間ということになったところでございます。この区間につきましても、県道志布志福山線との交差点や地形などを考慮しました効果的な線形を県と協議しまして、地元関係者の協力をまとめながら要望してまいりたいと考えております。

**○5番（玉垣大二郎君）** 引き続き地域の方々の声もありますので、要望活動をよろしくお願い申し上げます。

それから、この路線の入り口から集落の中間部分に旧道のままで残っている所なんですけど、昔の橋が架かっておりますそこから少し上がったカーブの部分の部分が狭くなっているということで、旧町時代にですね、自治体から改良の要望書が出されているようですが、この部分についてはどうなっているのかお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

市でも現在、県財政及び地域の実情を考慮しました局部改良や1.5車線的な改良など、実現可能な手法も視野に部分的な要望を行っております。

この部分につきましては、昨年、一昨年災害がございまして崩落したところございまして、その修復にかけたところでございます。今後、その部分を含めまして、県に協議しまして地元関係者の協力をいただきながら要望をまとめたいというふうに考えております。

**○5番（玉垣大二郎君）** この路線は生活道として重要な路線でありますので、危険性を取り除くためにもほかの未整備の県道とともに早期の改良に向けて県のほうへ要望をよろしくお願い申し上げます。

通告外ではありますけど、関連でお願いしたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

**○議長（上村 環君）** はい、どうぞ。

**○5番（玉垣大二郎君）** 農道についてでございます。

市内の農道につきましては、主管課の努力により年々整備改良が進んでおり、一般車両の通行も多く、住民生活に必要な道路となっております。

曲瀬から尾野見に通ずる基幹農道は昨年整備が完了し、7m幅員の立派な道路となっておりますが、何箇所か大きな木の枝が道路の半分ぐらいまで覆いかぶさり、通行に支障を来しております。市が適切な管理をし、住民サービス向上に努める上でも、交付税算定の面からも農道から市道への格上げを速やかに進めるべきだと考えますがいかがでしょうか。

また、関係課同士の連携作業は速やかに対応されているのか、市長としてどのように現状を把

握され指示されているのかをお伺いいたします。

**○耕地林務水産課長（立山広幸君）** お答えいたします。

農道から市道の格上げにつきましては、ただいま御質問がございましたように、交付税算定基礎につきましても額につきまして相当な差がございまして、私どもといたしましても管理の面から農道改良で整備が済んだ農道につきましては、市道の要件に当てはまるものについては市道格上げを建設課と協議をしながら実施をしているところでございます。

しかしながら、建設課といたしましても市道格上げに対してはそれに伴う経費、予算が必要ということで、実際のところ、平成20年度は農道から5本市道に格上げをお願いしまして、20年度は5本格上げをさせていただきました。21年度は、申請を3本いたしまして、予算の都合で0本ということでございます。

22年度につきましては、10本格上げをお願いをしたんですが、現在のところ3本ということで、あと7本はまだ農道のままで残っているというようなことでございまして、今後建設課とも協議をしながら、市道格上げに努力をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○5番（玉垣大二郎君）** 道路のより一層良好な維持管理ができますように、御検討方よろしくお願いしておきます。

次に、教育環境についてであります。

トイレの洋式化についてであります。このことにつきましては、旧町時代より年に1校ずつの改修工事を実施していただいております。20年度は潤ヶ野小学校、21年度は森山小学校、今年の工事として志布志小学校と野神小学校が実施されたところであります。

これをもちまして、八野小学校を除き簡易式を含め全学校に洋式トイレが付いたこととなりますが、この洋式化についての取り組みは今後どのように考えておられるのかお伺いいたします。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

市内の小・中学校のトイレの洋式化につきましては、児童生徒が骨折したときでありますとか、あるいはけがをしたときなどにトイレを使用する際の負担軽減でありますとか、あるいは各家庭での洋式トイレの普及による和式トイレへの抵抗感があることなどによりまして、学校からの改善要望が高い施設の一つでございます。

教育委員会といたしましては、学校からの要望を受けまして、平成19年度から本年度まで洋式トイレのない学校から順次整備を進めてまいりました。また、本年度中に志布志小学校の屋外トイレの水洗化に合わせまして、洋式トイレを整備する予定でございます。中学校におきましては、校舎の耐震化に合わせて志布志中学校、松山中学校と、順次トイレの洋式化を行ったところでございます。

教育委員会といたしましては、洋式トイレのない学校や、あるいは校舎が複数ある学校の場合なども考慮しながら、今後ともトイレの洋式化を年次的に図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○5番（玉垣大二郎君）** ただいま年次的に計画していくという有り難いお言葉を賜りました。

今回、施設係にお願いしまして私のほうも資料を頂きました。洋式トイレの児童生徒数に対しての設置台数を見てみますと、中学校で最も多い宇都中学校、162名に対し14個設置されており、これを基準にしますと志布志中学校489人に対し8個、松山中学校120人に4個となっております。小学校においても、児童数は省略いたしますが、志布志小学校5個、香月小学校4個、安楽小学校2個、伊崎田小学校1個、通山小学校2個と児童数の多い所がまだまだ少ないように感じます。

また、設置状況を見ますと、女性職員トイレだけへの設置で男性職員や児童トイレには設置されていなかったり、男子トイレに洋式のない学校が7校、女子トイレにない学校が3校とまちまちの設置状況にあるようでございます。今後は、内容を精査した上での設置が必要になってくると思っておりますがいかがでしょうか。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

トイレに限らず、学校の施設整備につきましては、以前も申し上げましたが、学校長からの要望をまず聞きまして、そして優先順位はどうなっているかということをお聞きわけですね。そして、その中でこれを1番最初にしてください、2番目はこれですと、こういうような形でいきまして、予算の関係上、今年度は2番までとか3番までとかいうような形で予算を配分するのが実情でございます。

ですから、学校によっては毎年トイレを造ってくださいと、トイレが第1位ですというような学校もあるかもしれませんですね。そうすると当然、生徒数によらず洋式トイレが多いということも出てくるかもしれません。

しかし、学校によっては、トイレも大事なんだけど、どうしてもまずはこれを造ってください、これを改修してくださいと。こうなりますとトイレが遅れてしまうと、こういう実情でございまして、どうしても本市の予算状況との兼ね合いもありますので、必ずしも生徒数の多い順に個数が多いというふうにはならないということもありますので御理解いただきたいと思っております。

**○5番（玉垣大二郎君）** 校長の要望と申しますか、優先順位ということでございますが、優先順位ですね、幅をちょっと広げた形で一つでも二つでもできるところから造っていただければというふうに思いますので要望しておきます。

本市においては、学校に限らず公共施設においても男女共用のトイレが数多く残っており、恥ずかしさを含め利用しにくいとの声を聞いております。簡単な目隠しになるようなついたてのようなものでも設置していただければ、大規模な改修工事でなくても使用できると思っておりますが、この件についてお願い申し上げます。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

トイレにつきましては、議員指摘のこのこともまた大きな課題でございます。二、三日前に私も施設係と学校を回りまして、そういう状況を見てまいりました。

ある小学校では、本当に男女一緒に使うという形になっております。あるいはまた、ある学校では職員と一緒に使う形になっているという学校もございます。なかなか一遍に済まないわけで

ございますが、中についたてを立ててというふうにこの前もある学校でシュミレーションをしてみましたけれども、扉が外に開く形になっているものですから、真ん中にこうしたときに邪魔になるねということで、それが内側に押すような扉だったらなというような話もいたしました。男子用、女子用というトレイですが、男子用でも大きいほうのトイレも残さなきゃいけませんし、ということで、どこで切れればいいかなということもある学校では現場に立ち会ってシュミレーションもしてきたところでございます。安楽小学校もそうでございますが、有明小学校もそうでございますが、あちこちそういう学校もあるようでございますので、これまた順次扉を二つ付けられないかとか、あるいはそういう仕切りは付けられないかというようなことも一緒に財政課とも協議しながら考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

**○5番（玉垣大二郎君）** 取り組んでいただいているようでございますので、最後までよろしくお願い申し上げます。

関連でお尋ねしますが、とある情報誌に「学校でうんこは恥ずかしくない！「チーム」結成し悩み解決」という記事が載っておりました。学校でうんこに行くのは恥ずかしいし、友達にからかわれるのが嫌だ。そんな子供の悩みを解決しようと、武蔵野市在住の村上さんら2名の絵本作家が「チームうんこ」を結成し、うんこをすることは大切なことなんだと小学校を中心に出前講座に出掛け、排せつの大切さを伝えられておられるというものです。村上さんは、毎日ストレスに感じている子供たちがいる。特に男の子はトイレが小便器と大便器に分かれ、どちらに行ったかすぐ分かってしまうため嫌がる。教室から一番遠いトイレや職員用を使ったり、すごく苦労していると指摘。小学校入学の時期に、排せつは恥ずかしいことじゃない、大便是体の調子を教えてくれる重要な便りと教えることが必要だと訴えるとあり、先生になる人にまず恥ずかしいとかトイレは汚いという思い、排せつに対する障壁を払しょくしてもらいたい、そして子供たちにうんこの大切さを伝えてもらいたいと話していると結ばれおります。本市において、このようなことをどのように先生に指導されているのか、また子供たちに伝えられているのかお伺いいたします。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

具体的に今議員御指摘のようなケースが本市にはないかということでございますが、私ども教育委員会にはそのようなことは耳に入ってきておりません。しかし、私もいろいろそのことにつきましては、ものの本を読んだり、話をしたり聞いたりいたしました。特に低学年の場合にですね、おしっここのほうはいいとしても大きいほうはですね、体の一部が体外に流れて、自分の体から外れていくという非常に一種の恐怖感を持ったりする子供がいる場合もあるんだそうでありまして、そういう子供に排せつというのは、今御指摘のように健康な人間の当たり前の姿だということをしつかりとやっぱり、そんなことを教えないかのかというお考えもあるかもしれませんが、時代はやっぱりそういうところでは妙に今の子供たちが敏感になったりしている点であるようでございます。

ですから、これはどうしても保健の授業、あるいは養護教諭等を通じまして、排せつというのは当然なんだと、当たり前なんだと、生きている証拠なんだということをやはりしっかり教えていかないとこういうことになって、そして学校ではトイレに行けないというようなことになって大変苦しい思いをする児童生徒が出てくるかもしれません。これは、まだ子ども具体的に聞いておりませんので、私どもの盲点かもしれませんので、もう1回学校訪問等で調査し、また聞いてみたいと思います。

以上でございます。

**○5番（玉垣大二郎君）** このことはですね、私も小さいころに経験したことがございまして、今こういう記事が載ってましたので伝えましたが、一番子供に対しては重要な部分だというふうに思うわけですね。このような側面からの健康教育も含めて実施していただきたいというふうに要望しておきます。

次に、扇風機の導入についてですが、今までの経緯についてお伺いします。

今年も温暖化の影響か、高温多雨の梅雨時期が終わったと思うと猛暑、酷暑の夏を迎えました。年々異常気象だと言われておりますが、ここ四、五年変わらずの気象状況であるとする、異常ではなく、確実に地球温暖化が進んできているとみるのがよいのではないかと思います。8月30日の南日本新聞で県内熱中症33℃を境に急増、搬送1日平均2倍超、14人ということで、9月に入ってから当分の間、33℃～34℃前後の厳しい残暑が予想され、引き続き熱中症への注意が必要だとあり、全国向けのテレビでも毎日のように放送されています。

このような中、1日より新学期が始まりましたが、室内でも熱中症を心配しなければならない環境での学習にはたして身が入っているのか疑問であり、特に小学低学年生にとってはとても無理ではないかという教職員や保護者の声もあったと聞いております。

文部科学省が示している夏季の教室気温についての基準は、最も望ましいが25℃～28℃、望ましいが30℃以下であるとされており、また前回の市長答弁としましても未設置の学校については、風当たりや風向き等を調べ事業化していくとの回答をいただきました。

そこで、このような各教室の風向きや温度などの調査が行われているものか、また近年何校が設置されたのかお伺いいたします。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

御指摘のように本当に今年の夏は大変な夏でございましたが、熱中症の報道等も数多く聞かれたところでございます。

学校における扇風機の設置状況でございますが、平成18年度から21年度までに普通教室に扇風機が設置されたのは、その時は12校となっております。これは約2割がPTAや校区公民館等の寄贈でございましたが、残りが市教委からの学校に対する配当予算で整備されたものでございます。

現在、普通教室に扇風機が未設置の学校が小学校が4校、中学校が1校となっているところでございます。その中で、教室への扇風機設置の要望は、この5校の中から中学校だけからござい



ました。その中学校では、先ほど申しましたように扇風機も大事なんだけど、グラウンド整備を優先してくれないかという要望に変わりましたので、グラウンド整備を優先し、先日済ませたところでございます。本年度は、グラウンド整備を実施して今済ませたところです。

今回、改めて学校の扇風機設置状況を調査いたしましたところ、市内24校中19校で整備が進んでおりました。今後、未整備の学校につきましては、学校の要望を踏まえて財務課ともこれまた協議しながら整備を図ってまいりたいと考えております。

温度を測ったかということでございましたが、もうこれは現地に行くのが一番だろうということで、この未設置校を中心として先々週ですか、各学校を教育総務課長と一緒に回ってまいりました。たまたま風向きもあるんでしょうけれども、設置してない学校は大変風通しがよかったもんですから涼しかったんですが、かねては暑いんですよという校長先生の話でございましたので、これまた考えていかなきゃならないと思いますが、あとこの5校につきましては、今後また整備を順次進めてまいりたいと思います。

なお、夏休み明けの教育活動が大変心配でございますので、先日、休み明けの熱中症対策を十分行って運動会、体育大会の練習に入るようにということは通知を出したところでございます。

以上でございます。

**○5番（玉垣大二郎君）** 18年度から設置された学校が12校ほどあったということでございましたが、この件については天井取り付けの大型扇風機ということで考えてよろしいのかお伺いします。

そしてまた、未設置の学校の状況を今教えていただきましたが、これも校長の要求に応じて、優先順位に基づいて請求があれば即対応ができるということでよろしいのか、再度お尋ね申し上げます。

**○教育長（坪田勝秀君）** 12校につきましては、天井設置だと思っております。天井設置ですね。

そして、後につきましては、順次要望に応じて優先順位でということですが、ただ学級数の多い普通教室をたくさん持ってるところあたりは恐らく年次的に、これまた更に年次的にやっていかないと一遍に全普通教室にということは無理かなと考えておりますが、これはまた要するに風通しのよくない普通教室を優先的にということになるのではないかと考えております。

以上でございます。

**○5番（玉垣大二郎君）** もう既に設置されている所もですね、この天井型の大型扇風機ではなくて普通の扇風機の所もあろうかと思しますので、そこいらも含めて対処していただきたいというふうをお願いしておきます。

昨日も浜松市の高校で体育の授業で16名の生徒が熱中症により倒れたということがございまして、本市もこれからの、先ほどもありましたけれども、熱中症予防指導ですね、話をしたということですが、どのようなことをお示しになったのかお伺いします。

**○学校教育課長（金久三男君）** 熱中症対策につきましては、6月から既に文書を出しまして、

そして9月に入りまして運動会、体育祭シーズンを迎えるあたり、各学校で練習中に日陰を設けたりするテントの設置、それからこまめな水分補給、それから適度な塩分補給などができるよう各学校に指導し、通知文を出したところであります。

以上です。

**○5番（玉垣大二郎君）** 今回の答弁を伺いまして安心したところでございます。

子供の学力向上が叫ばれている昨今、教育環境を適切なものにするのは行政の努めだと考えております。地域の子供たちのために引き続き学習環境改善に向け努力していただきますように要望し、私の質問を終わります。

**○議長（上村 環君）** 以上で、玉垣大二郎君の一般質問を終わります。

次に、1番、平野栄作君の一般質問を許可します。

**○1番（平野栄作君）** やっと時間がまいりました。非常にどきどきする時間が長かったんですが、明日になるのか、今日になるのかということ。

私、今回で2回目の質問ということ。6月に予定しておりましたが、質問できませんでしたので、今回1項目については同じものを、2項目についてはちょっと内容を変えて質問をさせていただきたいと思っております。

まず、環境行政についてでございます。

地球的な規模で環境悪化が進んできております。今年はずね、特にこれらを肌で実感できる年ではないかと思っております。局所的な集中ではないかと思っております。局所的な集中豪雨が連日続いております。そしてまた、豪雨災害や熱中症による救急搬送が急激に増加してきております。

これらの背景といたしましては、ここ百年にかけまして、我々人類がより快適でより豊かな生活水準を追求し続けてきた、こういうことが大きな要因であると考えております。

しかし、我々はこの時代の流れには逆らえないと考えております。これからもこの傾向というのは続いていくんだろうと考えられます。

しかし、この環境を改善していくためには、何らかの方策を講じていかなければ子供たちに対しての輝く未来は創造できていかないだろうと思っております。まず小さなことから、できることから始めるということが必要であると痛切に私個人としては考えております。

本市におきましては、10数年前からごみ減量と資源化といった取り組みを実施してきており、全国的にその取り組みは評価されてきているところでございます。これも市及び市民各位の努力の成果だと感じているところでございます。

市長は日本一の志布志市を目指し、その核となるものに環境政策を掲げておられます。そこでお尋ねいたしますが、平成21年10月からレジ袋有料化に踏み切ったわけでございますが、その後、日数を重ねるごとに何かその関心が日々薄れてきているように感じているところであります。

特に、有料化される前後、昨年9月の末から10月にかけては、レジ袋有料化ののぼりが市役所をはじめ商店街にはためいておりましたが、日数とともに姿を消し、そしてまたあるもの

は老朽化し、かえって景観を悪くしているような状況にあると思っております。

今現在におかれましても、市及び衛生自治会では地道に定着を図るために大型店舗等との交渉等を実施されているようでございますが、実施後1年間を経まして、この1年間の推移と現況、及び今後の方向性としてどう考えていらっしゃるかお聞かせいただきたいと思っております。

**○市長（本田修一君）** 平野議員の御質問にお答えいたします。

レジ袋の有料化についての現状、そしてまた今後の改善策についてでございますが、御承知のとおり、市では平成19年10月から市衛生自治会を中心に9回の「家庭からゴミ減らし円卓会議」を開き、この間マイバッグ運動推進のための標語、川柳、広報等を活用した普及促進、レジ袋有料化の実験、市内各地域・団体を対象に約150回の環境学習会に1万人以上の参加と数回にわたる商工会との協議を重ね、特に大型店へは直接参加を促し、参加の確認をしてまいりました。

そして、順調に9月25日の協定調印式を迎えたところでありました。ところが、その協定調印の2時間前に市内の大型スーパーが参加できない旨の連絡があり、その他の138店舗で有料化の実施をしたところでございます。

その後、参加店舗数も増え、147店舗に至ったところでありますが、当初の参加率につきましては、まさしく日本一でございました。

私どもは早急に各種団体の代表の方々と不参加となった大型店の本部のほうに参加依頼にまいったところでありましたが、その後、大型店の足並みがそろわないとの理由から隣接する大型のスーパー2店が12月から、1月からは別の大型スーパーが、そしてさらに2月からはアピア内の大型店が一時休止になっているところでございます。

このようなことから、私どもは11月26日にも鹿児島市の大型店の二つの本部に衛生自治会長をはじめ各種団体の代表の方々と参加依頼にまいったところでありました。また、PTA連絡協議会長、公民館連絡協議会長、地域女性連絡協議会長さん方には、1月15日と4月21日に鹿児島市の大型店の本部にレジ袋有料化の必要性と市民の声を掲げた文書を持って再三参加の申し入れを行ってもらっているところでございます。

大型店側の参加できない理由につきましては、基本的にはレジ袋有料化は必要であり実施しなければならないことは分かっているが、いかんせん企業として他店との売り上げ等との兼ね合いから慎重になっていること、市内の全店舗の参加がなければ参加できないこと等を挙げております。

また、隣接するスーパーについては、大型店が実施すれば足並みをそろえて対応したいと回答を得ており、アピア内の大型店についても同様でございます。

ただ、今回の有料化に伴いまして、マイバッグの持参率というものにつきましては急激に伸びて、80%~90%の報告をいただいている店舗もあり、一定の成果が出ていることは確認しているところでございます。このことにつきまして、広報等を活用して紹介などを行ってまいりたいと考えております。8月号でAコープあおぞら店につきまして掲載したところでございます。

なお、今後の対応、改善策につきまして、まず既に実施しましたが、レジ袋有料化実施店舗状

況調査を行い、協定締結店舗の現在の実施状況について把握を行いました。その結果、2割の店舗が実施して、休止している店舗でもマイバッグの持参率は増えているところでもあります。

2番目に顧客の多い取り組み休止の大型店舗に対しまして、市のP連、公民館連協、地域女性連協の協力団体からの文書依頼を添えて再度取り組みの依頼を行う。

3番目に協定を結んでいる取り組み中止の店舗につきましては、再開を依頼する。また、それ以外の店舗につきましても、レジ袋有料化の働き掛けをマイバッグ普及と同時に行う。

4番目にサンキュー、タイヨー、ニシムタへは引き続き実施依頼を行いながら、マイバッグ持参の取り組みも同時に依頼してマイバッグマナーの促進を図り、直接各支店に出向いて持参率向上のための具体的な協議を行う。

5番目に市内にある全国展開のチェーン店へのレジ袋有料化への再度の働き掛けを行う。

6番目に市民及び市内の店舗での購入者への周知と協力が最も大事であることから、広報紙、環境学習会、散らし、ポスター掲示などの広報媒体をフルに活用して取り組む。

7番目に万引き防止のため、各店舗におけるあいさつ、声掛けなどの防止対策を提案することなどを考えているところでもあります。

このように市といたしましては、引き続き大型店が参加できるように根気よく働き掛けてまいりますとともに、今後も各種団体の方々と連絡を図り、市民の皆様方に環境学習会等を重ねながら、レジ袋有料化の必要性、マイバッグ運動を話し、県や他の市町村の動向も踏まえながら進めてまいりますので、御理解いただくようよろしくお願いいたします。

**○1番（平野栄作君）** 22年3月現在で、全国で約380の市町村がレジ袋有料化を実施する予定ということであるようです。また、名古屋でも4月から実施に移行するというふうに聞いていたところですが、その後ちょっと確認は取れていないところです。

私が考えますに、やはりレジ袋有料化ということになりますと、店舗といたしましては売り上げの減というのが非常に危ぐされていく。そこで、統一化を図って全店舗で推進をしていく、そういう方向で流れてきているのかなとは思いますが、一方我々消費者側からいたしますと、我々もやはりそういうレジ袋有料化ということは、イコールマイバッグを持参しないといけないということにつながっていかうかと思っております。

今説明がありましたように、いろいろな取り組みを実施されてきているところなんですけど、私一つですね、実際自分としては週3回程度買い物に行きます。その日の購入量、購入場所によって袋が違うんですね。というのは、コンビニとかというのは大きい袋は要りません。日用品を買う、そういうときにはやはりある程度大きめの袋が要る。実際、利用している側から言わせますと、このマイバッグについてですけれども、やはり利便性がもうちょっと改善できないのかなというのをつくづく考えております。私といたしましては、小さいバッグに入る袋を2枚、それといつも車の中には大きなバッグ二つ、それと小さいコンビニ用の袋一つをいつも常備しているところなんですけど、家に運んですぐまた車に乗せるのを忘れていたりするところなんですけれども、やはり我々もですね、そういう方面の取り組みもですね、考えないといけないのかなと。ただ市販の

マイバッグをどんどん使ってくださいよということだけではなくて、よく女性の方々なんかの買い物を見てるんですけども、やはりそういうのを見ているとですね、やっぱり利便性のいいもの、というのは折り畳みやすく、普通は携帯に不自由しないようなものを持っていらっしゃる。それと、やはり女性というのはファッション的な要素、そういうのもあろうかと思えます。我々男性とすれば、何でも袋であればいいと思えますが、やはりそういう傾向があるのかなというのを見る限り感じているところなんです。

やはり、衛生自治会なり各種団体からの意見も相当あるんだろうとは思っておりますが、実際やっぺらいらっしゃる主婦の方々とかそういうところから、広くそういう方々のですよ、利用方法とか、こういうものが便利だとかいうような情報とかいうことを取りまとめて、そういうものをまた市民の方々に還元していくというような考えはないのかお尋ねいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

昨年10月1日に取り組みを始めまして、その時には本当に全市でこのことについて取り組みができるというふうに期待したところですが、残念ながらただいま申しましたようなことで、一有力店舗が参加ができないという形になりまして、雪崩を打ったようなことで、次々大型店舗が参加できなくなったということでもあります。

それではということで、この参加につきましては、今申しましたように今後もレジ袋有料化についての取り組みをお願いしていくところですが、今ありましたようにその一方、市民全員がマイバッグを持参すればもうレジ袋の有料化は要らないというようなことになるということでございます。

ということでございますので、現在、今まで取り組んでいただきましたPTAの方々、公民館の方々、地域女性の方々からもそのような意見を賜っているところでございますので、さらに今お話があったような形で、より使いやすい形でのマイバッグ推進というものにつきまして意見を求めてまいりたいというふうには思ったところでございます。

**○1番（平野栄作君）** ある市のアンケートを見たことがありました。レジ袋有料化に伴いまして、実施前と実施後のアンケートがあったようです。その市では買い物袋自体がごみとして出せると、ごみを入れて出せると、当市とはまた違う方向で使っている関係でアンケートの内容も若干は違っておりましたが、そこでは経費的な面でレジ袋を避けているという回答は意外と少なかったように感じているところです。レジ袋のお金を払うのが嫌だからほかの店で買うというような回答というのは案外と、自分が考えていたよりも少なかったのかなと。やはりそういう流れというものに乗っかっていければ、結構うまい具合に進んでいくのではないのかなと思っております。

これも当市におきましては、資源ごみの回収とかいうことについても市民の皆様方が一生懸命取り組んでいらっしゃいます。ですから、今までの流れからしてもですね、当市においては不可能なことではないのかなというふうに考えておりますので、その点についてはですね、なるべく早く取り組んでいただいて、なるべく早く市民の方々に情報として提供していただければ有り難

いのかなというふうに考えております。

本当にこの環境については、私なんかも毎日テレビで見えております。巨大な氷が解けるとか、雪がなくなるとか、そういうのをいつも見ているのにもかかわらず、自分たちの環境ということについてはなおざりな面が多々あるのかなと。しかし、これを大きく変えるということは、まずここでは不可能でございます。ですから、できることから、まずやっていることを軌道に乗せながら、そしてまたその先を見据えていく、そういう施策の一環としてこのマイバッグ並びにレジ袋有料化というのをとらえて、市民の御賛同を仰ぎながらですね、進めていってほしいなというふうに考えているところです。

それと、やはり強制的にされる、法的な縛りがあるってそういう形にもっていくとなると抵抗等が出てまいりますので、なるべく市民の総意の中で、どういう形がみんなが取り組みやすいかということをもみんなアイデアを出しながら取り組んでいただければ有り難いのかなというふうに考えております。

それと、私いつも思っているんですけど、使いやすいというのを先ほど言いましたが、環境政策室のほうにおきましては、ふるさとまつり等でマイバッグを作ったりというコーナーも設けているようですが、できたらですね、これはそういう祭りの場ということではないんですけども、定期的でもいいんですけども、市民の方々のそういう自分のマイバッグというののコンテストとかですよ、そして、自分がまだそれ以上にこのマイバッグを別な方面で活用しているよというような利用法等を提案してもらいまして、そういうものですね、評価とかお披露目とか、市報等で広げていく、そういう取り組みがまた必要ではないのかなと。一方的にやはり強制的な部分でやられますと、やはり人間というのは抵抗を持ちますので、自分たちが取り組んでいることを吸い上げてもらって、それをまたほかの人たちに広めていってもらう。そうすることで、また広がりや極端に違ってくるのではないかなというふうに考えております。

ですから、こういう部分についてもですね、また順次取り組んでいただきたいと思いますと考えておりますが、いかがでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま議員のほうからありましたように、レジ袋の有料化の直後につきましては、トラブルがあったということは聞いたところですが、そんなに目立ってあったということはなかったようでございます。しかしながら、やはり有料化については売り上げの減につながるというようなことで、実施ができなくなったという所が増えてきたというのが実態のようでございます。

しかしながら、その後、マイバッグの運動というものを取り組みをしておりましたので、各店舗からもマイバッグの持参率が向上したという回答は得ているところでございます。アピアコープ店におきましては、80%の方がマイバッグ持参だと、それからタイヨーにおいては70%、サンキューは少し低いんですが35、Aコープあおぞら店は92.5%がマイバッグ持参ということで、店舗によりましては極めて高いマイバッグ持参率になっているところでございますので、市民の方々の意識はかなり高くなってきている、定着してきているというふうには思うところでござ

います。

そのようなことをごさいますので、更に市民の側からこういった形で進めていくということが自然的にレジ袋の有料化についての取り組みの理解が得られると。極端に言えば、100%の方が全員マイバッグを持参すれば、レジ袋はもう要らないということになるわけですので、そういったまちにできれば有り難いというふうに思うところをごさいます。そうなることがまさしく私どもが進めようとしている環境に取り組む先進的なまち、日本一の取り組みのまちというようなものの実績になってくるのではないかなというふうに思っております。

ただいま御提案がありましたように、マイバッグのコンテスト、あるいはマイバッグ活用のコンテストということにつきましては、有り難い御提案だというふうに思いますので、内部的にどういった形で推進していけばいいか協議を重ねていきたいと思っております。

**○1番（平野栄作君）** マイバッグなんですけれども、先ほど言われましたように店舗によって持参率が違うというのは、私も市内及び市外各店舗で行くたびにやはりお客様の動向というのは観察をしているところです。今度、市内のほうに大型店がまたできましたが、あそこに行くとほぼ持ってきていらっしゃる方のほうが多いのかなというのを感じます。

そういうところについても交渉等もされていると思っておりますけれども、やはり使うほうがですね、確固たる信念を持ちながら、資源の有効活用、環境を守っていくんだということをやはり市民の方々に植え付けていくということがこういう問題を解決する一番の糸口ではないかなというふうに考えておりますので、ぜひ今後についてもですね、推進をしていっていただき、またほかの部分の環境面についてもですね、更に広げていっていただきたいなというふうに考えているところです。

時間があれですので、次の質問に移らせていただきます。

次なんですけど、地下水における硝酸性窒素濃度の増加と畜産廃棄物の適正処理という問題でございます。

この環境基本計画の中を見ますと、豚とか養鶏等につきましては、処理施設が充実して大幅にこういうものの削減がなされてきていると考えられますというふうに表現されております。畜産のほうからちょっと入りますけれども、ただし牛の排せつ物については、その大半が自作地の耕地還元や耕種農家への譲渡等による有機質肥料として利用されています。また、一部では稲作農家と連携して、ふん尿と稲わらの交換も行われており、耕畜連携により市域の家畜排せつ物が有効に活用されていますという表現がなされております。

今回こういう質問を出すにあたりまして、私は原田のほうにおります。田原川の水質が非常に悪化しているということはもう前から、ある団体に属しております、活動をさせていただいている時から知っておりますし、それもここ何十年というスパンで改善が図られていないという経緯があります。その経緯の中で、この硝酸性窒素濃度ということなんですけれども、水質だけじゃなくてですね、地下水という問題も含んでくるのかなというふうに考えております。

そして、田原川流域におきましては、畜産施設もそうなんですけど、高台のほうには多大なる耕

地等もございます。ですから、畑地からのそういったものの流入とか、そしてまたこういう畜産廃棄物の流入とかいうものも考えられて改善が図られないのかなということも考えているところでもあります。

世界的規模でも硝酸性窒素濃度というのは増加傾向にあるというふうには、インターネット等で見るとはですね、報道されているようですし、非常に問題視されてきている分野であります。

この中にはですね、飲料水における濃度測定の部分は、記入されて、表示がされているわけなんですけれども、私、危ぐするのは、本市における水道水源の硝酸性窒素濃度、井戸水の濃度というのがですね、ちょっと不明だったものですから、そこらあたりの把握していらっしゃるデータがあればおしをいただきたいと思っているところでもあります。

**○水道局長（井手佐喜雄君）** お答えいたします。

今議員言われる所につきましては、水道局としましては、西部水源ということですね、硝酸性窒素につきましては、10中8.5、大体平均ですね、8.8mgの状態です。データとしては、平成19年が8.9、平成20年が9.4、平成21年が7.8、平成22年が8.5という、単位はミリグラムでございますが、というデータでございます。

**○1番（平野栄作君）** 今のは水道水源ですよ。井戸水の何かデータというのはないんでしょうか。

**○水道局長（井手佐喜雄君）** これはですね、あくまでも高井田の深井戸のデータでございます。地下水のデータという解釈でよろしいかと思います。

**○1番（平野栄作君）** これはちょっと私もよく分からなかったところなんです、高井田の前取水場であった所というふうには認識してよろしいわけですか。ということは、データの的には改善が図られてきているということなんでしょうか。

**○水道局長（井手佐喜雄君）** これはあくまでも水道局で毎年水質検査を行っているデータでございます。その中で若干の推移は、平成20年度が一番高いわけですけど、21年度で若干下がってきて、また平成22年度につきましては8.5という数字が出ているところで、いい方向というよりも、若干のばらつきはあるんですけど、よくなっているとは言い難いと思われまして。

**○市長（本田修一君）** ただいまの件につきまして少し補足をさせていただきます。

志布志市の地形といたしまして、類似している肝属川流域で農畜産系の窒素負荷量と河川への窒素流出量の経年変化というものを比較しました研究事例がございまして、負荷量と汚染濃度のピークの出現には時間差が認められており、その差は約10年だということが研究事例で出されております。

志布志市では、平成7年から10年に窒素の負荷量のピークを迎えておりました。その可能性が示されておりますので、調査時の平成19年から現在、先ほども局長のほうがいきましたこととございますが、近年の年度におきます硝酸性窒素の濃度につきましては、窒素流出のピークに近いものが現在排出されているというふうには想定されているということとございます。また、調査時の家畜排せつ物由来の窒素供給量につきましても、平成7年には230万tの窒素物であったもの



が、平成17年には80万tの窒素物というふうに減少しているということで、施肥由来の窒素供給量が減少しているということでございますので、このことから今後地下水の水質の硝酸性窒素の供給量は年々減少していくものと推定されるということでございます。

**○1番（平野栄作君）** 今回はですね、その地下水うんぬんということではなくて、私の本題といたしましては、畜産廃棄物の処理ということが本来のメインになってくるんです。

といいますのが、今回宮崎で発生しました口てい疫の最終段階の処理というのが、たい肥の処理化ということです。もし我が志布志に発生したと仮定したときに、最終、たい肥までの処理をやっていかなければならない。そして、昨日もありましたように60度で何時間かですか、60度上げるのに何日かかるかということになります。日ごろからそういう取り組みを各農家がされていれば、もし何かが発生した場合についても短時間のうちに処理までできるだろうということ。

それともう1点がですね、今もうお茶農家につきましては、施肥量のコントロール等も実施をされております。そしてまた畜産、特に私、今牛のほうもやっているわけなんですけれども、家畜ふん尿なんです。特に自分たちの周りで見受けられることなんです。結局今まで畜舎とかいろいろ補助事業で整備をさせていただいているし、ほとんどの農家に畜舎ができていますけれども、ただ今私が見る限りですね、このたい肥というものについての認識がちょっと低いのかなということが1点。

そしてまた、たい肥舎が何か一時保管場所というような形で使われているのではないのかなと。

そしてまた、第3点には切り返しとかいうところまでの労力が回っていないということで、結局生の状態での施肥を行っている。

そして、今だんだん大規模化してきております。そして、耕畜連携を言われております。たい肥を作る所と使う所が別な所。そして、使う人というのは作物も多岐にわたっております。作る人というのは認識が甘ければ害のあるものを提供して、そしてまたそれが環境汚染を引き起こしていくという悪循環につながっていくような気がしております。せっかく補助等でたい肥舎を造っていただいても、適正な処理等ができないというような状況にあるのではないかなというふうに個人的に感じているところです。

そこで、市といたしましては、やはり生産性向上、いけば所得向上を目指して大規模化した所にそういう補助をもってたい肥舎等も造ると。その後はどうなんだろうということが非常に気に掛かっているところでございます。

そういうたい肥場を造ったが、その後適正に処理されているのか。またできないのであれば、どういう形で進めればいいのか、そういうところのアドバイスとかということはやっていらっしゃるかお尋ねしたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えする前に先ほど補足して説明しました部分につきまして、230万tというふうに私のほうでお答えしましたが、230万kgNということでありました。80万tにつきましては、80万kgNでございまして、訂正させていただきます。

現在、家畜、特に養牛、それから養豚、ブロイラーということで、大規模化されているような

ところにつきましては、特に家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律というものが平成17年に制定されまして、これに基づきまして畜舎の整備がされてきたところでした。

当然、畜産業を営むということになれば、最終の廃棄物であります畜ふんの処理がされていなければ経営ができないということになりますので、この処理については、それぞれの農家が真剣に取り組んでいるものと思います。

仮に、この最終処分される畜ふん等が適正に処理されていとなれば、飼料作物に影響があると。あるいは過剰な投入で、それこそ発芽不良とか倒伏とか、それから成熟の遅延というような形で直接的に影響が出てくるということになりますので、耕畜連携が成り立たなくなるということで、次からはその農家が引き取らないという現実的な問題が生じると思います。

ということで、現在の段階では耕畜連携で、特に多量に排せつ物を出される方については、きちんと処理がなされた上でこのような循環がとられているというふうに考えるところでございます。

ということで、この法律の施行以来、私どもは畜舎の整備、それからたい肥舎の整備、たい肥を作る機具の導入ということにつきまして、さまざまな事業を取り入れながら構築ができるような助成をしているところでございます。

**○1番（平野栄作君）** 確かに今説明がありましたように、たい肥等の処理というのは自己責任になろうかと思っております。

ただし、今回ですね、口てい疫の問題で感じたのが、もし発生した場合に今の自分の所、ほかはもう大丈夫だと思えますが、自分の地域を見てみますと、やはりそこまで手が回っていない状況もあるのかなということ非常に感じているところです。

ですから、強制的にどうしなさいということではなくて、やはりそういう問題も発生した経緯があるということであればこれに乗っかってですね、やはりそういう指導なり、適切なアドバイスとかいうことも市としてはやっておいたほうがいいのではないのかなというふうに私は感じているんです。

やはり60℃まで上げるとなりますと、屋根付きの中で1週間、2週間というような、そしてまた切り返しをしていかんないけない。だから結局、表面は下がるけれども中は高温ということで、混ぜていかないと総体的には温度は上がっていかないということです。

そういう形でたい肥舎等も整備されてあると思うんですが、中にはですね、そういうところまで、ただ屋根がかぶさっているだけで、そのまま置いて、そのまま畑に直通で行くような状況も見受けられているようでありますので、今回口てい疫の発生を機に、そういうところまでアドバイス等が届けられれば有り難いのかなという形で今回質問をさせていただいているところですが、そこまでというのはどうでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほどもお答えしましたように、本市は農業が主たる産業として地域の活性化が図られている、そして農業の中でも畜産が本当に大きな基幹産業になっているということでございまして、この

ことの更なる振興があればなおのこと本市の振興が図られるということでございますので、私もこのことにつきましては、本当に重点的に、また心血を注いで取り組んでいる内容でございます。

特に、現在畜産の廃棄物等につきましては、畑等に散布し、悪臭等が発生すれば直ちに私どものほうに公害というような形で連絡がありまして、何とか処理してよというような市民の方々の通知があるところでございまして、このような形が生じないよう常日ごろ農家の方々とは連携を取っているところでございます。

口でい疫が発生いたしまして、最終的に多量の廃棄物を処理しなければならないということにつきましては、その処理についてどのような形で処分されたかということにつきましては、まだ私どものほうに具体的な内容が届いてないので分からないところでございますが、その一つの農場の中で切り返し等をするということになれば、多分露天でしたのではなかろうと。そして、切り返しをした後にシート等をかぶせたということで処理されたのではないかなというふうに想像するところでございます。

ということで、今回のことを参考にしまして、そのような事態が発生したときのシュミレーションというのはしていきたいと、当局としてはそのような場合の対処法を考えておきたいというのは、考えたところでございます。

ただ、今申しましたように、今回の場合は特殊なケースでございますので、そのことでもって農家の方々に指導をこのような形で対処をされたらどうですかということについては、少し研究してみなければならない内容かなというふうに思ったところでございます。

**○畜産課長（中崎章文君）** 補足して説明を申し上げます。

たい肥の処理につきまして、今議員質問がありましたが、適切な処理が施設整備がされた後にされていない部分もあるんじゃないかというふうな部分でした。

基本的には、整備された施設でもって適正なたい肥化をするということが本分でたい肥化の処理施設については整備されておると。特に、大規模な農家におきましては必要なタイヤショベル等についても同時に整備しながらされておりますので、先ほど市長が申しましたように、基本的には自己責任の下でたい肥が処理されているというふうに受け止めております。

ただ小規模な農家におきまして、十分なたい肥化の処理ができていないという所も中にはあるやもしれません。そこにつきましては適切に、県のほうも環境保全型畜産確立基本方針というふうなことで、必要な分については指導等をというような方針を示しておりますので、今後におきましてはこういったもの等も参考にしながら適切に指導・助言していきたいというふうに考えております。

以上です。

**○1番（平野栄作君）** たしかに排出者の責任ということがもう基本だろうと思っております。

でも、見る限りですね、なかなかそこまで、関心が低いのかですね、たい肥に対する関心がちょっと低いのかなというふうに個人的に感じているところですが、市内を見渡しますと非常に先

駆的にそういう問題に取り組んでいっしょって、良質なものを製造していっしょる方がたくさんおります。ですから、私といたしましては地区ごとに、大きな畜産農家さん方でそういうことに興味のある方がいっしょったら、そういう方々で協議会等をつくりながら、そういうたい肥についての検討、勉強会、そういうこともですね、今後は必要になってくるのかなと。というのが、やはり先ほどありましたように、結局たい肥が出なければ牛が飼えなくなっていくということになっていきます。たしかに自己責任です。それにはやはり勉強してもらわないといけない。そういう中でですね、やはり何かをやる場合には市との連携、情報提供、そういうものを基にしながら、そして、そういう中で職種を同じくするそういう畜産の方々がですね、共にやはり地域にいいものを還元していく取り組みを今後も進めていっていただきたいし、もうちょっとやはり意識を高めていっていただきたいという思いで、今回この質問をしたところであります。

個別にですね、指導していく、そういうことはですね、たしかに大変だろうと思っておりますが、今後におきましてですね、監視というわけではないですけれども、出向かれた際は、どういう処理をしているのか、そういうことまでもですね、把握をしておいていただく。そしてまた、市内におけるそういう先駆的な取り組みをしていっしょる方々を紹介してもらおう。そしてまた、各地区ごとにやはりそういう勉強会ですか、そういうことの立ち上げも進めていくべきではないかなと思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

規模の大きい所につきましては、先ほども言いましたようにきちんと循環がされている形になっていると。

そしてまた、小規模につきましては、今課長が申しましたように、ひよっとすればそのことがうまくいっていない所もあるかもしれないということでもありますので、今後は、協議会を設置するかどうかは別としまして、指導を密にしていきたいというふうに考えたところでございます。

**○1番（平野栄作君）** 個人的にもこのたい肥については非常に興味を持っておりまして、自分でもいろいろと研究ではないですが、少しずつやっているところです。

やはり根本は、畑に帰さないことには牛は毎日排せつをしていきます。ですから、いかに短期間で労力を少なくして良質なものができるか、そういうことをですね、やはり常々考えて、一つの方向性ばかりで考えていくとどうしても偏っていきますので、なるべく多面的な形で見ると結構無駄をしていた部分も見つかるのかなと。そういう形で情報提供をしていくことでまた生産性の向上も図られていくのではないかなという意味で、その協議会とかいうことを提案したところです。

今後ですね、地域におきましても、やはり環境というものをベースにしながら生産性の向上を高める取り組みを期待いたしまして、質問を終わります。

**○議長（上村 環君）** 以上で、平野栄作君の一般質問を終わります。

—————○—————

**○議長（上村 環君）** 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後 4 時19分 散会

**平成22年第3回志布志市議会定例会（第4号）**

期日：平成22年9月8日（水曜日）午前10時09分

場所：志布志市議会議事堂

**議事日程**

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

金子 光 博

小園 義 行

下平 晴 行

**出席議員氏名 (24名)**

1 番	平 野 栄 作	2 番	下 平 晴 行
3 番	西江園 明	4 番	丸 山 一
5 番	玉 垣 大二郎	6 番	坂 元 修一郎
7 番	鶴 迫 京 子	8 番	藤 後 昇 一
9 番	毛 野 了	10 番	立 平 利 男
11 番	本 田 孝 志	12 番	立 山 静 幸
13 番	小 野 広 嗣	14 番	長 岡 耕 二
15 番	金 子 光 博	16 番	林 勇 作
17 番	岩 根 賢 二	18 番	東 宏 二
19 番	小 園 義 行	20 番	上 村 環
21 番	鬼 塚 弘 文	22 番	丸 崎 幹 男
23 番	福 重 彰 史	24 番	野 村 公 一

**欠席議員氏名 (0名)**

**地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名**

市 長	本 田 修 一	副 市 長	井 手 南海男
教 育 長	坪 田 勝 秀	総 務 課 長	中 崎 秀 博
情報管理課長	徳 満 裕 幸	企画政策課長	溝 口 敏 久
財 務 課 長	溝 口 猛	港湾商工課長	萩 本 昌一郎
市民環境課長	竹之内 宏 史	税 務 課 長	外 山 文 弘
福 祉 課 長	山 下 修 一	保 健 課 長	木佐貫 一 也
農 政 課 長	上 原 登	耕地林務水産課長	立 山 広 幸
畜 産 課 長	中 崎 章 文	建 設 課 長	中 迫 哲 郎
松山支所長	白 坂 照 雄	志布志支所長	小 辻 一 海
水 道 局 長	井 手 佐喜雄	会 計 管 理 者	楠 川 昭 博
農業委員会事務局長	堀 苑 智 之	教 育 総 務 課 長	五 代 豊 一
学校教育課長	金 久 三 男	生涯学習課長	津 曲 兼 隆

**議会事務局職員出席者**

事 務 局 長	今 井 善 文	次長兼議事係長	徳 田 弘 美
調査管理係長	坂 元 正 知	議 事 係	武 田 賢一郎

午前10時09分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

○  
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、毛野了君と立平利男君を指名いたします。

○  
日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、15番、金子光博君の一般質問を許可します。

○15番（金子光博君） おはようございます。

今日で最後でございます。市長もお疲れでしょうが、最後までしっかり答弁していただきたいと思っております。

それでは、通告に基づいて質問をしていきたいと思っております。

平成10年5月29日の閣議決定で、国有財産である法定外公共物、里道、水路、通称赤線、青線のうち機能を有しているものは極めて簡便な手続きで当該市町村に無償譲与し、機能管理と財産管理を一体化して行うという基本方針が定められ、原則として地方分権一括法の施行日、平成12年4月1日から5年以内、平成17年3月31日までに譲与手続きを完了することとなっており、譲与された法定外公共物は、その財産管理が市町村の自治事務となるので、市町村が適切と判断する方法により管理を行うこととなっております。

そこで、我が市としては現在の法定外公共物、赤線、青線の管理状況はどうなっているのか詳しく答弁を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。

金子議員の御質問にお答えいたします。

法定外公共物は、道路法や河川法の適用を受けない道路や水路のことを言い、一般的には赤線、青線などと呼ばれております。

地方分権推進計画に基づく、いわゆる地方分権一括法の施行に伴い、国有財産特別措置法の一部が改正されました。

これによりまして、今まで国有財産であった法定外公共物が所在する市町村に譲与され、これらの財産管理、機能管理を市町村が行うことになり、本市においても平成12年度から平成16年度までに旧3町において譲与を受けたところです。

譲与を受けた箇所については、旧志布志町が6,255か所、旧松山町が3,359か所、旧有明町が1万197か所で、約1万9,800か所あります。

譲与前については、国有財産であり国においても個々の財産の位置や延長、面積等の実態は把



握していなかったものであります。

財産の譲与を受けた法定外公共物は、財産一覧表と地籍図等において箇所は整理しており、また管理については管理に関する条例、規則を定め、管理を行っているところであります。

**○15番（金子光博君）** ただいま答弁をいただきましたが、適切な管理がなされているというふうに思われますか。再度答弁を求めます。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいまお答えしましたように、財産一覧表と地籍図等によりまして箇所は整理してありますので、規則を定めて管理をしているということでございますので、ただいま御質問のとおり、管理は適切に行っているというふうに思うところでございます。

**○15番（金子光博君）** 市長、いいかげんな答弁をしてもらっては大変ですよ。聞くところによると、赤線、そういう所で正式な手続きを踏まずに無断でその使用をしている箇所があると。特にひどい所においては、構造物が建っておるというような話も聞くわけですが、そこらあたりについてきちっとした指導なりがきちとなされておるのか、そこらについて答弁をしてください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま御質問の件でございますが、赤線、青線の上に建物等がある箇所についてということでの御質問でございますが、実態の把握ができていない状況でございます。

そのような事案があった場合、発見された場合には原状回復をしていただきまして、用途廃止申請をしていただき、公共物としてその財産を存置する必要がないもの、機能を喪失したものと認められ用途廃止の諸条件を満たす場合には、提出された書類審査や現況調査に基づきまして用途廃止を決定し、払い下げ申請をしていただき、諸手続きを経て払い下げや付け替えをしているところでございまして、原則としましては原状回復ということの指導をしていただいているというようなことでございます。

**○15番（金子光博君）** 実態がしっかりと把握されてないからそういうことになっていくわけでありまして、良心的な市民がですね、正式な手続きにのっとって払い下げ申請を行っていけば、大きなことは起こらんわけですよ。悪気はないかもしれませんが、分かっちゃってそういうことをする人がおるからいろんなところで問題が起こるわけですよ。

そういうことをなくすためには、しっかりと測量とか、そういうことがきちんと所管の課によって行われないことには、行き当たりばったりのことしかできないわけですよ。国から権限移譲を受けて市のものになったわけですけども、この法定外公共物については、市民全体の財産となるわけですよ。だれが自分の財産をですよ、断りもなしに攻つくまれてですよ、黙っちゃい人がおっですか。民と民の境界ではですよ、ブロック1枚の表裏で争議になったりしますよ。そげな親方日の丸のようなかんげじゃ、市民みんなにとってマイナスということになりますかね。もう1回答弁してください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま御答弁いたしましたように、実態の把握ができていないということでありまして、このことにつきまして法定外公共物としての現状が損なわれたということが発見された場合には、またお知らせいただいた場合には、そのようなことにつきまして原状回復、ないしは改めて測量、申請をしていただきまして、用途廃止の手続きを経るということをとっているところでございます。

今後、この法定外公共物につきましては、1万9,000か所、2万か所近くあるということでございますので、順次このことについては現状の確認をしていきたいと考えているところでございます。

**○15番（金子光博君）** でしょう、やはりしっかりとした台帳の管理をせんないかんわけですよ。地域住民と密接なかかわりを持つ法定外公共物の管理を円滑に進めるためには管理台帳の整備を図る必要がある。この台帳の調製には多くの日数と多額の費用を要するが、できるだけ早期に事業化して対応されることが望ましいというふうにちゃんとうたっておりますがね。

この作業は、道路、水路等の管理の円滑化を図るために境界を明確にして、公共測量を実施して管理に必要な各種の図面、調書や譲与を受けた土地の登記用の図書等を調製するものであり、いろんな作業があるようでございます。1、作業計画、資料調査、15番までありますが、成果等の電子ファイル化。

市民のいろんな方がこのことについて説明を、閲覧を求めに来られたときに、担当の職員がベテランであろうと新入職員であろうと、字と地番が分かればパソコンのボタン一つでその現場が画面に出るといような状況にもっていかなければ。そういうふうにもっていくように国は指導しているわけですから。そうでないと紙台帳で残しちよったばかりじゃ、ベテランの職員はいいかもかもしれませんよ。そこんを見ひけかて大変な時間もかかるし、それがどこにあるかも分からないようなふうじゃ、きちんとした市民サービスではないと思いますが、そこらについてはどうですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

一覧表はできておりますが、現在の段階で地籍図の情報には入っていないということでございまして、今後整理しながらすぐさまこの法定外公共物につきましても確認できるような体制をとっていきたいと思います。

ただ、この法定外公共物の中に、先ほどもありましたように建物等が建造されている、あるいはその土地を侵して耕作されているというような事案がありましたら、直ちに私どもはそのような通知を受けた後に、現地に赴きまして確認をしながら原状回復に努めさせていただいているということでございます。

**○15番（金子光博君）** 通報があればと。担当課の担当の職員もそこらあたりのことをしっかり分かっておるんですかね。通報があってからそどまくっ図面を調べて、台帳を見て、確認して。やはりそういうきちんとすることをしないと、職員もそのことを事案が発生したときに解決するまでに相当時間もかかりますがね。そげな所にですね、指導に行く職員は大変ですよ、言おごちやねえこつを言わんないかんのですから。市長は、そういうことを考えながらやっていただきました

いと思いますよ。

時間もお金もたくさんかかるというふうに聞いております。分かっておりますから、今日のことを明日してくださいとは言っておりませんよ。5年なら5年、10年なら10年の手を付けられるところから年次計画で進めていく気や考えはないですかというようなことを私は質問しているわけです。そこらについてもう1回答弁をしてください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

この法定外公共物につきましては、私有地の部分との境につきましては、国土調査によりまして境界が定められているというふうに認識しているところでございます。そのことに基づいて原状に復旧させるということになります。国土調査が行われてから年数もたっており、その時に境界としたものが発見できないという場合が多々あるのではなかろうかなというふうに考えるところでございます。

そのようなことから、改めて紛争があった土地については測量をし直して、そのことでもって指導をしていくということになるかと思いますが、今お話がありましたように多大な2万件に及ぶ箇所でございますので、順次この分については国土調査に基づく境界等を復旧させるような作業に取り組んでまいりたいと思います。

**○15番（金子光博君）** ひとつ、筆界の未定によっていろんなトラブルの発生原因になるようなことを少しでも取り除いていくようにしていただきたいと思います。

やはり、いつごろから、何年度から手を付けられるというようなことがここで明言できますか。言われませんか。そのことについてあったら大体の、今市長がここでぱっと言われて何年度からしますということは言われなくてもいいかもしれませんが、大体何年、二、三年先か、来年か、そこらあたりについて考えがあったら答弁してみてください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

この場ではいつからということは、少しお示しできないかと思いますが。測量等に要する費用というものが、私の今の段階ではとらえることができませんので、それらの費用が幾らぐらいに上るのか概算見積もりを出しまして、その上で何年かけて行うというような方向性が示されると思いますので、そのような数字がとらえられた時点で、また御相談申し上げたいと思います。

**○15番（金子光博君）** 早い段階でそういうことに手が付けられるようにしていただきたいと思います。

それとですね、市長の政治姿勢だと私は思うんですが、市民に対しての約束ですよ。私たちが一般質問をするということは、市民全員に対してのメッセージになるわけですからね、市長の答弁は。

6月に私が一般質問をして、市長の一番大きなマニフェストである七つの日本一の目標、本所、支所に垂れ幕を下げますよと、担当課の公用車にはスローガンを入れますよと。市長はすっちな言わなければならぬ。すっちな言わなければならぬ。すっちな言わなければならぬ。せんち言えばこげなんこちや言いませんが、やっぱり言ったことはですね、早く約束は守らんと、人間な毎日忘れていきますか

らね。私が思うにですね、公用車にスローガンを入れる、あるいはそれぞれのスローガンを担当課の職員が着用する、耕地林務1課ですよ、そのことを今実施して下さったのは。

担当課の公用車が町に出て行って、その車には職員が乗っている。たまたま自分たちで何か用事で店に立ち寄りませんか、そこにお客さんが来ちゃったと。日本一の子育ての課はどこか知りませんが、子育てで悩んでいるお母さんがたまたまそこに来ちゃったと。役所に行って相談したいけど、役所に行ってこんなことを尋ねたら笑われはせんどかい、そういうような気持ちもあってなかなか悩んでいるんだけど役所に足を運ばない、そういう人たちがおったときに、ちょっとそこですみませんと、その担当の方じゃないですか、ちょっと私の話を聞いてくれませんかというようなことで、ぱっとそこで心配事が解決するようなことも多々あると思うんですよ。

市民がわざわざ役所に足を運ばなくても、ここにおられる議員に細かいことについて、こんなことまで議員さんに相談するのはどげなもんじゃろかいというようなことで、市民の皆さんはですね、昨日や今日の思い付きでいろんなことを私たちには頼まれんですよ。何ぶ晩ち寝いがならん晩があったりして、考えてん考えてんどげんもならんじ相談に来やっつですよ。

ただ、私たちは皆さんと接する機会が多いから、顔とどこの課の人だなというのは分かりますけれども、一般の市民の方々は全然分かんですよ。松山にしても、松山生まれの職員はもう半分もおらわけですから。顔も見たこともない、名前も知らん人にないでんかいでんそげん尋ねがなっつですかね。

だから、こういうこともですよ、市民サービスの大きな一つの一環となるわけですから。市長がなんぶ立派なことを言ってもですよ、すいかせんかですよ。悪いことをすつとじゃないわけですから、いいことをするわけですから、すつとなら早めに、3、5、15してみんながつ忘れかけたころにしてもですね。

市長、いろんなことで忙しいということは分かっております。ただ、するかしないかは担当課に指示をするだけでしょうが。指示がいつちよつてせんとなら、職員が一方を見ちよつちゅうことですからね。あなたがなんぶ前に行きましようちゆてん、職員は後ろを見ちよいようなこつてすがね。くどくどは言いませんが、そこらあたりについて市長のさっきのと含めて決意を聞かせてください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

6月議会的一般質問で、ブランド推進課設置についての中でのお話だったというふうに思います。本当にあの時にはブランド推進課が設置されると、設置について御理解がいただけるというようなことで、すぐさま7月から全力を挙げて走るといような方針でいたところですが、そのことについてはもっと深く精査して準備をして、立ち上げについては臨みなさいといような議会からの御指導があったということでありまして、少し私自身としましても、もう1回仕切り直しといような気持ちになったところでもございました。

それで、ただいまお話があるような内容につきましても、ブランド推進課の設置に向けての協議会を立ち上げるということになっておりますので、その中で具体的に、統一的な形でそのよう

なものについて表したほうがいいのではないかなということもございまして、それぞれの課につきましては、企画政策課を通じてこのことについては取り組むということで準備をお願いしたいというようなふうにしてあるわけですが、現段階ではまだすぐさまというような形で表すことができないというようなことになっております。

ただ、またほかの面で従来からそのようなものについて取り組んでいるところについては、すぐ市民の皆様方に紹介しながらその心意気というものを表すというようなことで、今お話がありました耕地林務水産課におきましては、すぐさま統一したポロシャツを着用して推進を図っていかうとしております。

そしてまた、保健課のほうも長寿日本一というのぼり旗がございましたので、そちらのほうを本館ロビーのほうに掲げてはいるところでございます。

そのようなことで、今あるものについてはそのような形で、市民環境課のほうも、昨日も質問がございましたが、マイバッグの推進についてものぼり旗を改めて掲げているということでございまして、今あるものについてとりあえず出して意気込みを示そうとしているところでございます。

今後、その協議会の中で統一的な方向性というものが決まりましたら、そのような形でそれぞれの担当の課の特色を出しながら取り組みをしていきたいと考えております。

**○15番（金子光博君）** ひとつ、職員に対する市民の期待は大きいわけですから、一人一人の職員が危機感を持って仕事ができるような環境づくりをしてください。何のために私たちはいるのか、だれのためにいるのかというようなことがいつも頭から抜けないような環境づくりをしていただきたいと思います。

終わります。

**○議長（上村 環君）** 以上で、金子光博君の一般質問を終わります。

次に、19番、小園義行君の一般質問を許可します。

**○19番（小園義行君）** おはようございます。

日本共産党の小園義行でございます。

今、国の動きとして民主党の代表選が大々的に報じられております。どちらが代表になって、ひいてはその人が国の総理大臣ということですが、菅さんにしても小沢さんにしてもどちらも国民のためと、その立場で一生懸命お訴えになっていることだろうというふうに思います。

今もやり取りがありましたように、私たち議員も含めてここにおられる方々、ぜひ住民のためにどうあるべきか、どういうことが住民のためになるのかということで、いわゆるスピード感も含めて、早くやったり時間がかかったりいろいろあるでしょう。でも本当に住民にとって私たちがやるのがためになると、そういった立場でお互いに議論をしていまいちづくりをやりたいと、そういう立場で今回も通告をしていた点について、順次質問をしたいと思います。

まず、機構改革についてということで、合併してもう4年がたって、5年目に入っているわけですね。それで、合併をする時に、いわゆる事務の効率化だとかいろんなことがありました。そ

うした意味で、現在の在り方を市長として、そういう合併をする時にいろいろ述べられましたね。そのことが4年たって本当に合理的だったり、機能的にですよ、どうなのかということ、どう自分なりに評価されておられますか。まず、そのことをお聞かせください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

合併後5年目を迎えて、4年間、初代市長として一生懸命まちづくりに取り組んできたところでした。合併直後ということでありましたので、特に旧3町の融和を心掛けてまちづくりをしなきゃならないということを第一の基本的な方針としてきたところでもあります。

その中で、旧3町の方々がそれぞれ合併して良かったなというような気持ちになっていただくためにはいかにすべきかということが最大課題ではなかったかなと。そして、合併の時に大きな目標と掲げました、住民サービスの低下を招かないための合併の在り方というものはいかにあるべきかということを努めてきたところでございます。

4年間たちまして、ようやくこの新市、志布志市は、合併後のいわゆる違和感というのが徐々に徐々に解けてきて、一体感が出てきているのではないかなと。そして、市民の方々も旧3町という枠を飛び越えて志布志市という行政の枠の中で考えてもらえるような土壌がつけられてきたんじゃないかなというふうに考えるところでございます。

その表れの一つとしまして、いろいろな生産者団体、業界の団体というものがすべて志布志市という単位で一くくりになってきたところでございます。それらのものが、一体した町というものが実感できるような方向に寄与しているというのではなかろうかなというふうに思います。

ということで、市民の方々は、おおむね一体感が生じ、そして今後この町が本当に志布志市として発展していくためにはいかにすべきかということを改めて今の段階では考えておられるのではないかなというふうに思うところでございます。

そのようなことから、私自身としましても新たに大きく発展するためのさまざまなマニフェストを掲げまして、そして施政方針として御提案を申し上げているところでございます。

今後、そのことを一生懸命取り組んでまいりたいと思うのが私の現在の感想でございます。

**○19番（小園義行君）** 市長のそういった評価の中でですね、この4年間取り組んできたということでもあります。それぞれ住民の方の思いはいろいろでしょう。それはそれとして、市長はそういうことでもあります。

そこで、今回私は、国が集中改革プラン、いろんなことで公務員のリストラをしないとイケない、そして財政のこと等も含めてですね、連結のことなんかで非常に地方自治体に、言葉は悪いんですけど、圧力をかけてますよね。そういった中で、市長は3月議会で総合支所方式をどういうふうに考えているかということで質問した時に、限られた人員でより効率的な行財政運営を目指すために総合支所方式の見直しが喫緊の課題であろうかと思うと。そこで、組織再編、機構再編計画と定員適正化計画の最終目標が平成23年4月であるので、これに合わせて総合支所方式から本庁方式に移行することについても考えていきたいというふうに答弁されたんですね。

そのためには、計画をつくるには今年の12月、どっかその辺で議会等にもお示しがあるんでし

よう。今、その具体的な取り組みがなされているというふう思うんですね。そういった現在のそこに向けてのですね、市長の考え方は本庁方式も考えていかなきゃいけないということも踏まえてあるわけですが、現在それぞれどういった取り組みになっているのかというのを少しお示しをしてください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

組織の見直しにつきましては、最終目標であります23年4月に向けて具体的な組織機構見直し案を策定するために、組織機構点検シートによりまして、住民サービスの向上や簡素で効率的な組織の構築、内部管理機能の視点からの現状と望ましい組織構成について課長ヒアリングを行い、その意見を基に庁内で組織します組織見直し検討チームにおいてグループごとに議論し、検討結果を所管する課長に報告しているところでございます。

最終目標の23年4月に向けて、具体的な組織機構見直し案を策定しまして、志布志市行財政改革推進委員会の意見を賜りながら本部会議で決定してまいりたいと思います。

ということで、現在さまざまな意見が出てきているところでございますが、本所と支所の機能の見直し、事務分掌の見直し、支所の在り方、支所の市民窓口体制の見直し、それから各課の見直しというようなことについて検討をしているところでございます。

**○19番（小園義行君）** 今、ヒアリング等を含めて、それぞれ職員の方々が努力をされているんな検討をしているということでもあります。

そこでですね、いわゆる今回私は、この機構改革そのものが住民サービスの低下を招いてはまずいじゃないですかと。これは皆さん私が言わなくても分かっておられると思いますが。そうした中で、直接ですね、住民と接して仕事をされている、もちろん皆さんもそうなんですけど、日々ですよ、そういった所でされているそうした職員の、先端の所で頑張っておる職員の声がどうくみ取られて、それが反映をするというそういう組織の在り方に果たしてなっているのだろうか。これまで市長に本庁の見直しのことなんかもいろいろやりましたけど、あんまりそのことが職員の中で議論したり、そういうことに上がっていないという、一切私のところに届いてないというそういったことが過去ずっとありましたのでね。この機構改革についても、一番身近に住民と接する所で働いておられる方々の声というのがやっぱりきちんと上がっていかないと合理的でないし、住民サービスの低下というふうになっていくのではないかと思うんですが、そこらについては本当に十分反映された形で、今市長がおっしゃったような形の取り組みになっているのか。そこらについては、市長、正直なところいかがですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま組織見直しの検討チームが組織され、検討が進んでいるということをお話したところですが、このことにつきましては、当然市民サービスの向上に向けた職員の総意というものが、この中で意見として出されるということになろうかと思えます。その上で、じゃあ職員自身の勤務体制、そしてまた、それに費やす労働力というものはいかなるものかというような形の意見が出るものというふうにと考えるとござります。

そのようなことで、事務作業の見直しの中で業務の偏りというものがあるとなれば、そのことも当然このチームの中で出されまして、そのことについても今後組織見直しの中で結論として出てくるものと考えるところでございます。

**○19番（小園義行君）** ぜひですね、そういった方向できちんと、職員の人たちがせっかく議論をしてですよ、上にあげるということになってますので、そこらについてはきちんとした受け止め方をしてほしいと思います。

例えば福祉の問題で言いますと、松山総合支所、志布志総合支所、ここ本庁ですね、同じ住民の要求というのはいっぱいあるわけですね。その中で、そのことをちゃんと受け止めて、こうやってほしいと、そういったことがきちんとしてそこに上がったときに、きちんとした形で検討されないと意味がないわけですね。

そういう意味で、市長がそういう立場でやるんだということでもありますので、それは理解をします。

例えば、昨日もちょっとありましたけど、消防の問題ですね。これ志布志町地域は、志布志町の時、中央分団の役場分隊という形で役所の中に消防団員の方がたくさんおられて、火事発生と同時にすぐ走れる態勢だったんですよ。そういったことについても、本当にどうあるべきかということなんかも含めて考えたときに、いろんな考えを持つてる職員の人が出て、志布志町の人に役場分隊におられた人たちが、今たくさん本庁に来てますね。こういった人たちからしたときに、僕は、例えば本庁が志布志にあつたら、あそこにたくさん人がいるから役場分隊というのは、中央分団に属するかどうかは別として、一つのやり方としたときには、そのほうが機能的だよということも昨日のやり取りをしながら、旧志布志町時代そうだったものですから、本当に機能的だねというふうに思ったりしたわけですね。ここからあそこまでかけて行くのに20分、15分から20分かけて出動という形よりも、即向こうからだったら役場分隊としてそのことをやれる。そういったことも過去にはあったわけで、ぜひ考えるときに、本庁の位置、そういったことも踏まえてですね、どうあったほうが住民の要求にこたえられるのかということ踏まえたときには、一番先端で働いておられる、そういう消防団の人たちもそうでしょう、職員としてですよ。末端の福祉の仕事をする人たちもそうでしょう。そういったことを踏まえた上で私はやらないと、本当にいけないのではないかと思うんですね。そこらについては、本庁が志布志にあつたら私はあの問題はすぐ簡単に解決する問題だというふうに、消防の問題一つで言えばですよ、そう思います。

併せて次に、志布志の総合支所、松山もそうですが、対策室っていうのがありますね、志布志の農政サイドと耕地。そして建設サイド、今課ですけど、こういったものが、農政サイドだとあそこは対策室ですよ。そして建設課は課となっていますが、これが今後またどういった形で、対策室になっていくのではないかという心配もしたりするわけです。

なぜかという、人口が多い地域は住民の皆さんの要求も多い。そのことは事務量も多いということになるわけですね。そういった意味からしたときに、今回この組織機構を変えていくよという議論をされる中には、そういった住民要求との関係で職員が本当に日々接して、正直に感じ



ていることが上がってくる。そのことを踏まえて、この幹部の方々が、本庁の位置も本当にこれでいいのかなということも議論の一つの中に入れて上でこの組織機構の改革というのを見直しをやっていく。そういった立場で議論ができませんものかなというふうに市長、思ってるんですが、今二つの例を言いましたけど、それと併せて答弁を求めます。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

消防の市役所志布志支所分隊につきましては、市の職員で消防団に加入しているのは、それぞれ地域の消防団に加入しているということでございまして、中央分団に全員が加入しているわけではないということでございます。

ということで、志布志支所にいる消防団加入の職員については、対応するというようなことに前提としてしております。ということで、その火事の内容によりましては、というより、ほとんどの場合本所からも応援部隊が即対応して駆け付けているという状況でございまして、現在の段階で中央分団等から、特に初期の対応に問題があったというようなことについては聞いていないところでございます。

今後、昨日も申しましたように、この中央分団のみならず全庁的な形で、全市的な形で団員の確保について問題が生じるならば、例えば大崎みたいに何歳以下は全員とか、希望する方は加入してくださいというようなことに将来的にはなるのかなというふうには昨日は考えたところでございますが、現段階ではまだその段階ではないということでございます。

ということで、その面からのサービスは維持されているというふうに考えるところでございませぬ。

そしてまた、支所の何々室につきましては、窓口対応できる分についてはきっちり対応するんですよというような形でこのような形をとらせていただいているところでございます。年次計画を立ててする内容とか、総体的に総力を挙げて取り組まなければならない内容等については、本所でそのものについて対応するというところでございまして、それぞれの支所のそれぞれの課に関する要望等につきましては、市民の方々にとりましてサービスは低下されてないというふうにございまして、考えるところでございます。

**○19番（小園義行君）** 市長、一つの昨日のやり取りを含めてですね、そういったことを考えたときにどうかということでお聞きをしたところでした。まあ後でいいでしょう。

次に、機構改革ということで、僕ここに書き忘れてですね、教育委員長というのを書くのを忘れてました。教育委員会サイドとして、大変これごめんなさいね。図書館や給食センター、そういったもの等々が、この機構改革の中でこういった位置付けになっていくのかなと。教育長の議会答弁のやり取りをほかの議員の方々とやる時間聞いてまして、少しニュアンスが変わったりしている部分もあつたりしたもんですから、ここに書き忘れてましたのでごめんなさいね。

教育委員会として、図書館や給食センター、そういったものに対しては、今回のこの機構改革の中でこういったふうにそれぞれ位置付けられて議論がされているのかなということでございまして、お聞きします。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

機構改革の中で、今二つ例が出ましたが、図書館について、少し勉強といいますか、いろいろ調査研究しておりますので、そちらをちょっと述べてみたいと思います。

県内の様子でございますが、県内43市町村のうちに近隣の鹿屋とか曾於市とか七つの自治体が指定管理者制度を導入をしているようでございます。

これにつきましては、いろいろなメリット・デメリットもあるようでございますが、私どもが調査した限りにおきましては、民間に本来の図書館の運営とか、あるいは管理を安定して行う物的能力、あるいは人的能力を有した業者がはたしているものであろうかと。あるいは個人情報も適切に管理できるかどうかと。あるいは3年間指定という期間の中で事業の蓄積とか、あるいは発展が可能であろうかということ。それから、経費節減によって図書館で働く職員の賃金等、労働条件に安定性を欠く事態を招かないかというようなことなど、大変本質的な問題が指摘されているようでございますね。

ですから、今後全国でもそれぞれの自治体が指定管理者を導入するかということにつきましては、現在は再検討や、導入は中止されているような傾向のようでございます。

当市といたしましても、国の参議院の文教科学委員会でも文部科学大臣は、公立図書館への指定管理者制度導入は長期的視野に立って運営が難しくなるので、図書館にはなじまないというようなことも言明しておられるようでございますので、本市の場合もやるとすればですね、三つの図書館を今LANで結んでおりますから同時にやらないと、旧志布志の図書館だけやればいいというものでもないと思っておりますので、今後はどうしても市民に親しまれる大切な総合学習センターとして、この三つが同時にリンクして動かなきゃならんとなりますと、すぐにすぐにその指定管理者制度を導入するという事は難しいのではないかと私は感じているところでございます。

以上でございます。

**○19番（小園義行君）** 通告のここがちょっと漏れてまして、大変教育長には失礼をしましたが、国の方針もそうですけど、ぜひですね、そういった立場で今後も市民に喜ばれる図書館として、機構改革の中でですね、そういうことにならないようにぜひ努力をしていただきたいと。

最後にこの項では、市長にもう1回お願いします。

効率的な運用ということで、今回きちんと見直しをしていくということですね、本庁が有明にあることが本当に住民にとってどうなのかという立場で、職員の人たちが、先端で働いておられる人たちが日々住民から受ける要求、そういった事務量等々のことを踏まえた上で、きちんとそのことを議論した中で組織再編の機構改革として議会に提案されるという、そのことが私は一番望ましいと。その本庁をここに置いておくというのを聖域にするということではなくて、本当に今回もう5年目を迎えてですよ、いろいろ要求もあるでしょう。その中で、真に志布志市が住民サービス等々を含めてどうあるべきかということ考えたときに、そのことも議論の俎上（そじょう）に載せてですね、住民サービスの低下を招かないということで、松山総合支所、志布志

総合支所、ここ現在有明本庁、そのことも全体を含めて議論を職員の皆さん方していただいて提案というふうに私はなるようにぜひ思っていますが、そこらについての考え方、もう1回お願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいまの件につきましては、何回も何回も議会のたびにこのような御質問をお受けいたしまして、市の職員も十分そのことについては考えながらこの検討チームに臨んでいるというふうに認識しているところでございます。

私どもがこの地に本庁を定めたということは、さまざまな議論を経ながら、そして効率的な行政運営をしていくんだと。その時に合併の最大の目標でございました行政の効率化という中で、財源が縮小していく中で効率的な本庁というものはどうあるべきかというような観点から、この地に決まったものというふうに考えるところでございます。

4年たち、5年たち、改めてそのことが成果として出てきているのかどうか、そしてまた、今後5年先、10年先を見極めたときにこの地でふさわしいのかというような観点からも、職員については検討チームで検討を重ねてきているというふうに考えるところでございます。

**○19番（小園義行君）** ぜひですね、そういう立場で大いに議論していただいて対応していただきたい。ただ機構改革といえば課をなくせばよいというものではないわけですから、ぜひそういったことも含めてですね、議論していただきたいと思います。

次に、国保についてお伺いいたします。

9月の最終だと思えますけど、そういう決算がもう出ているわけですね、国保の。まだ私たちはその情報を持ち得てないわけですが、21年度の国保の決算について概要を大まかでいいです、お知らせをしてください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

21年度の国民健康保険特別会計の決算状況でございますが、歳入合計が51億2,657万1,714円、歳出合計が47億5,091万4,166円で、歳入歳出差引額3億7,565万7,548円であり、この額が22年度への繰越金の額でございます。

歳入の主なものの構成比でございますが、保険税が17.1%、国庫支出金25.0%、前期高齢者交付金22.5%、共同事業交付金10.9%であります。なお、繰入金のうち法定外繰入金として一般会計から5,000万円を繰り入れております。

次に、歳出の主なものの構成比ですが、保険給付費が62.2%、後期高齢者支援金等が11.3%、介護納付金が4.6%、共同事業拠出金が14.7%、保健事業費が1%であります。

**○19番（小園義行君）** 大変申し訳ないですけど、収入未済というのもちよっと現年度分と過年度分について分かっていたらお知らせください。

**○税務課長（外山文弘君）** 収入未済額についてお答えいたします。

国保関係の現年課税分につきましては、6,638万4,647円、滞納繰り越し分が2億1,911万1,865円となっているところでございます。

**○19番（小園義行君）** 今、21年度の決算が概要として出ましたけど、法定外繰り入れ等も努力されてですね、繰越金が22年度に3億7,560万円ということであります。細かいことはいろいろ申しませんが、5月のいろいろ臨時議会等々ありました。そういったことも含めて少し市長にお願いをします。

本市は、2年前に結構引き上げをしてですね、何とか法定外繰り入れをして、引き上げをしないという状況で去年は推移してこういうことですね。大変努力をされているとは思いますが。

そこで、私が一番心配をするのは、国保に加入されている方々はもう大変な状況だというのは皆さんもよく御存じだと思います。そういった中で、国保に加入されている方々の所得階層、こういったものをきちんと市長自身が認識されているのかというふうに思って質問をしているわけです。

これは次の年、引き上げとかいろんなこともあるわけですね、国民健康保険税を納めておられる方々の所得階層をどんなふうに市長は認識されておられますか。約7,000ちょっとの世帯ですよ。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

国保世帯の方々の平成18年度の推計でございますが、1世帯当たり年間の所得が約131万円ということでした。

そしてまた、政府管掌保険の方々に229万円、組合健保で370万円ということで、かなり所得が低い層になっているというふうに認識しているところでございます。

**○19番（小園義行君）** 今、四つ、五つあるそれぞれの政管健保からすると、非常に国保は、所得階層の低いところの方が多いわけですね。約8割が150万円を所得として切る、下ですよ。そして、150万円を超えるところが、21年度の保険税の所得別世帯一覧ということで私も頂きまして、20.32%の方々が150万円以上、あとはいわゆる150万円以下ということですね。非常にこの大変な状況の中で保険税を納められているわけですね。

そうした状況の中で、引き上げが毎年じゃないですけどされてきたわけですが、この約8割の方が150万円以下の所得の人たちという状況を見たときに、国保税を納めている方々の状況を正直言って高いんだなって思いませんか。低い、いや普通だって、今市長はどんなふう感じておられますか。難しいですか。難しければ答弁なしでもいいですよ、難しいって言ってくだされば。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

所得が低い方にとりまして、保険料というのは割合として高くなるということは、当然と言うとおかしいですが、そういったふうにならざるを得ないというふうに感じるところでございます。

**○19番（小園義行君）** じゃあちなみにですね、私もある人の所得証明書等々を頂きまして、国保のそういった現状といいますかね、この人の21年分の所得金額がですね、378万円でございます。21年の所得がですよ。そうすると、年収にすると約500万円を切るぐらいのところですね。その人がどれぐらい納めているかという、48万6,600円。お一人ですよ。国保で一人です。一人です、その人はですね。国保に加入されている、一人ですよ。収入の約1割を国保税に納めて

いるという現状ですね。そして、公務員の方ですね、それもちょっと。固有名詞はちょっと出せませんが、共済組合ですね。その人の総収入が754万7,672円ということで、保険料が32万3,974円。これは市町村共済組合に入っておられるわけですね。

そこで、国保と共済組合、政管健保とか大企業、そこはもう除きまして、それくらい国保と共済組合の方、納めておられるという状況ですね。

ちなみに市長は、幾ら年収があつて、幾ら保険料を納めておられるか自分で分かっておられますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

給与合計が1,236万円となっております。そして、掛け金が48万8,320円、負担金で55万4,563円というふうになっております。

**○19番（小園義行君）** 今、市長が答弁されたように、市長は鹿児島縣市町村職員共済組合に加入されております。そして、市長の給与は1,236万3,360円、共済費がですね、173万3,495円、合計で1,409万6,855円、これ21年度ですよ、市長の収入です。このうちですね、今市長からありましたように、市長が市町村共済組合に支払っている個人負担分が年額で48万8,320円です。事業主負担がありますからね、いわゆる税金で55万4,563円負担してもらっているわけですね。

市長、いかがですか。国保の人がですね、約500万円、480万円ぐらいで48万円から納めている状況と、共済組合に入っている市長は1,400万円からある中で48万。収入としたときは約3倍ですわね。3倍で掛け金は同じと、国保のその人とですよ。これを見てどんなふうに、もう1回。国保に加入されている方、この人はたまたまそういう高い収入の人を私がお願いをしたわけですよ。実際にもっと下の人たちは、収入に対して税金を払っている割合というのはとても高いというふうに感じておられるということ。このことで市長にお聞きしたかったものですから、市長の収入といわゆる個人の掛け金と国保の人の収入と掛け金を見てどんなふうに感じますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほどもお答えしましたように、収入が低い方につきましては、この負担の割合が高くなっているというふうに感じるところでございます。

**○19番（小園義行君）** ぜひですね、そのことを認識しておいていただいて、次の質問に答弁をしていただきたいと思います。

先ほど21年度の決算の状況が出まして、約3億7,560万円次年度へ繰り越しだということで、5月の臨時議会の時ですね、国保の最高限度額を4万円引き上げる時に少し私、質疑をさせていただきました。

その時市長は、こういうふうに答弁をされております。

私は、次年度以降どういうふうに保険税の引き上げ、そういったことについてお考えを聞いたんですわね。

市長はこういうふうに答弁されております。市の国民健康保険制度の状況につきましては、大分改善はされているというものの依然としてまだまだ財源が不足しているというようなことであ

るようでございます。ということで、前年並みとまではいきませんが、それに準ずるような形でお願いしたいというふうには思っておりますというふうに答弁をされたんですね。

ということは、この決算がまだ出る状況でない段階での質疑だったものですから、今、この決算が出て、もう1回。次年度、いわゆる23年度のことももう今からいろいろ考えていかなきゃいけない時期になるわけですけど、この決算の状況と先ほど言いました国保に加入されている方々の状況を踏まえたときに、市長はどういうふうに、次年度以降、やっぱり足りなければ引き上げをしていかんのかというふうに思っておられるのか。それとも、今議会に約5,000万円の繰り入れを減額されていますね。そういったこと等を含めて来年度以降のことを、5月の段階でも答弁をされています。ぜひ、この決算が出た状況で今の素直なお考えをちょっとお願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいまお話がありますように、本年の決算につきましては、差し引きで3億7,500万円が繰り越しというふうになったところでございますが、この繰り越しにつきましても、今後22年度、また23年度になりまして新たに負担を求められるものがあるということもございます。すべてがこのような形で運営がされるというものではないというふうに聞いているところでございます。

ということで、次年度につきましては基金の醸成というものも更に必要というふうには聞いているところでございます。

そのようなことから、その基金を醸成しながらの運営ということを考えてなれば、まだ更に検討をしなければならない内容というふうになるところでございますが、19年度以降本市はさまざまな形の健康増進運動に取り組み、その効果が徐々に現れてきているのではないかとというような報告も受けたところでございます。

今年度分になるわけでございますが、3月診療から6月診療までの療養給付費の伸び率が対前年度比で7.6%減という数字が報告されたところでございます。ちなみに曾於市でいきますと2.7%増、大崎町では1%減、都城市では3.8%増ということございまして、このことは私も数字を見てびっくりしたところですが、なぜそのような数字が出てきたということを担当の方に聞きましたところ、今まで取り組んできました市の健康づくり推進事業の総合的な成果が医療費の減として表れてきたのではないかと考えると。市民一人一人が健康を意識し、生活習慣の見直しや健康管理に心掛け、定期健診等を通して疾病の予防、早期発見、早期治療に心掛けた結果、1件当たり医療費の減につながり、また高血圧性疾患、筋骨格系疾患等の件数減につながったというふうに考えるというふうな報告をもらったところでございます。

ということで、これは四半期でございますので、1年間を通してみなければどうこうということではないわけでございますが、しかし瞬間風速とはいえ、こういった数字が出たということは本当に有り難い、うれしい内容でございます。

ということで、今後年間を通して減という数字が出るとなれば、先ほども申しましたように平成19年度に保険税の改定をお願いして以来、健康増進運動に取り組んできた成果が本当に端的に

出てきたと。そして、これが通年として成果が出るというような方向に更に努めていけば、医療費の軽減ということになりますので、制度の中で税率の改定ということにつきましては免れるのではないかなというふうに考えられるところでございます。

このことを更に皆の喜びとして推進に努めていきながら、健全運営に努めてまいりたいと考えるところでございます。

**○19番（小園義行君）** 今市長からありましたように、医療費の伸びを大体5%と見積もっていたわけですね。それが今の四半期で7%ということは、1割以上減ったわけですよ。そうすると、非常に運営としては安定してますよね。そうした中で、5月の段階では前年度と同じような引き上げというような、そういうことも相談しなきゃいけないみたいなことだったんです。少し認識は、変えてもらわんと困る。

ただ、その中で一つ不安があるのがですね、前期高齢者納付金、これ毎年ですね、思ったほどくれないんですね、国はね。これだけくれると思っていたものがどんどん減ってきていると。恐らくこれは、国はまあいろいろでしょう。そういったことも含めてですね、口でい疫も発生があったりして、所得は本当に国保に加入されている方は下がると思います。

そういった状況等を踏まえた上で、ぜひいろんな努力をしてですね、次年度以降、いわゆる23年度引き上げとかそういったことにならないようにですね、ぜひ努力をします。引き上げをしないということを前提に考えてですね、そのことに取り組んでもらわないと、やっぱり気が緩んだりしてですよ、やっぱり引き上げをせんないかんということにもなりかねない部分があるものですから、今の国保の方々の状況と今の国保会計の状況を見たときに、ぜひですね、市長、そこら辺の認識をしっかりと持って取り組んでいただきたいと思います。もう1回お願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほどからお話をしますように、平成19年に国保税の改定をさせていただきまして、非常に市民の皆さん方の負担が重くなったというふうに感じたところでございます。

そして、それが更に次年度も次年度も改定というような形で負担料の伸びが高まるとなれば、これは一大事というようなことを危機感を持って認識いたしまして、それ以来担当課をはじめとしまして市内全体として健康増進プロジェクトを立ち上げまして、そのことについて取り組みをしてきたところでございます。

そのことで成果が上がってきたというふうなお話を、今データが出たということでお話をしたところでございますが、その時に私自身としましては、この伸び率については3年ぐらいかけてゼロまでもっていきこうよと、伸び率をゼロにもっていき、そしてそれ以降は更にマイナスにもっていきこうよということを提言して、そして具体的な数字を掲げて、そしてその数字を積算できるような担当の職務の在り方ということをいつも求めてきた結果というふうに思うところでございます。

ということで、それがいち早くマイナス7.7%を超える形で達成できたということは、私はこれはまたちょっと奇跡じゃないかなあというふうに思うんですが、通年でマイナスの数字になる

とすれば、先ほども言いましたように3年後以降マイナスにもっていかうよというのがいち早く達成できた内容ということになりますので、これは本当に市民皆さんがこういったことについて積極的に取り組んでいただいて、そしてそのような意識でもって対応していただいた結果と。当然職員はそれにまじめに一生懸命取り組んだ結果ということになるわけですが、市民の皆様のご成果だというふうに思うところでございます。

これをいち早く市民の方々にもお知らせしまして、一緒になって喜んでいただいて、そしてまたこのことについての改善に向けて取り組んでいただければ、まさしく健康づくり日本一のまちになっていくというふうな思うところでございます。

**○19番（小園義行君）** ぜひですね、そうした立場で、引き上げないというような状況になるようにですね、やっていただきたいと。改めて国保税を納めている人の税金というのは高いんだなって、市長も自分のことを今見られて本当にそう思いませんか。本当にそう思いました、私は。国保については、ぜひそういう立場でやるということで理解をし、次にいきます。

高齢者福祉についてということで、今9月、敬老の日が近づいていますが、実は私のおやじも今回、まだ9月1日では90じゃないんですけど、年明けて90になるんですが、当初でいろいろ市長の提案があって、その人も含めるよということで恩恵を受けてまして、こあないのぜんよって、昨日実は私が昼帰っている時に民生委員の方が来られて、おじちゃん敬老祝金ですよって、市からこうですよって言ったら、ぜんぬくいやとやなと言っって喜んでいました、うちのおやじがですね。中身はどひこかよって、おっちゃん今見らんでよかがなって、おいやっじって言って話をしたとこでした。

この敬老祝金のことで3月に私は、当初予算で1,700万円ほど計上されていまして、75歳以上3,000円支給ができないかと、この中でやれるじゃないかと、予算の範囲の中で条例改正してもすぐできるよと、一人当たり3,000円というのはどうですかということで、その時に市長は、時間をおいて内容を十分に精査して、各関係機関にも意見を聞きたいと。合併以降新しく定めた内容になっており、期間が経過しているので新たな検討も必要なのか内部で協議をさせてほしいということでありました。ぜひですね、今年、敬老の日が近づいていますが、こういった検討がされてどこまで至っているのかということをお願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

この件につきましても度々御質問をいただいている内容でございまして、私どももその都度、じゃあどうするかということについて協議を重ねてきているところでございます。

この節目の支給につきまして、改めてこの節目の支給にした経緯を考えましたときに、その財源について子育て支援のほうに回したというような経緯もございましたので、このことについて改めてじゃあ今後どうするかということについての協議を重ねているところでございます。

現在、今お話がありましたように、22年度の敬老祝金の対象者につきましては、2,351名で、総額1,513万5,000円というふうになっております。

そして、仮に75歳以上の方すべてを対象とした場合、5,718人で、1,000円のときに571万8,000



円、2,000円のときに1,143万6,000円、3,000円のときに1,715万4,000円ということで、財源的にはそんなに変わらない額になるわけですが、先ほども申しましたように、この節目支給にした時の経緯等を十分今後も尊重してやっていきたいというふうに考えるところでございますので、今後もこのような形でやらせていただきたいと考えるところでございます。

**○19番（小園義行君）** 市長、もう1回お願いします。

23年の3月末で75歳以上、これは何人ぐらいになるんですかね。ちょっと試算されましたね、今ね。

**○市長（本田修一君）** 22年3月末でよろしいでしょうか。

[小園義行君「いや来年よ」と呼ぶ]

**○市長（本田修一君）** 来年の数字はちょっととらえてないところですが。

[小園義行君「ああそう」と呼ぶ]

**○市長（本田修一君）** はい。

[小園義行君「じゃあそれでいいです。教えてください。」と呼ぶ]

**○市長（本田修一君）** 22年3月末で75歳以上が5,761人でございます。

**○19番（小園義行君）** 今市長からありましたように、今回条例の改正がありましたので、分かっています。分かります。

それで、同じ9月1日現在というのがなくなったわけですね、年明けてね。そこまでいったときに、22年3月で今5,761人ということで、来年度以降、これ大変申し訳ないですが、お亡くなりになったりいろいろありますから上下するでしょう。今あるこの1,700万円、当初予算で1,707万3,000円ですね。こういった状況で、一人3,000円ずつにしたときに、これ本当にその条例の中身を変えるだけで全部僕はできると。今市長がおっしゃったとおりです。

なぜこれを言うかということ、今ですよ、日本は壊れかけているのではないかと。自分の親がどこに行ったか何十年も連絡がないと、そういったことで果たしていいのかなと、今毎日のようにそのことが問われていますね。そうした中で、昨日も民生委員の方が来られて、小園さん、印鑑をくださいと言って、確実に存在している、把握した上で印鑑をつけてこうやる。所在の確認というものも含めてですよ、新聞、テレビで報道されるようなことがあっては、志布志市にはないと思いますけど、そういったことも含めて、高齢者の方々の存在の確認という意味で役所の人たちの、年に1回ですけれども、そうした確認もできるこれ唯一の事業じゃないですか。こっちから出掛けて行って、確認をして印鑑をもらってという、これが75歳以上すべての方にそういうことができたらすよ、一律3,000円でやったら今の予算の枠の中で全部できて、安否確認もその時にきちんとできるということを考えたときに、私はああいう新聞報道やテレビであるような悲しい思いをしないためにも、志布志市は本当にそういった意味で、きちんとやってるねということになっていくと。

そういった高齢者の方々に対する安否確認と、行政が失敗をしないということも含めてですよ、まさか坂本龍馬と同じ人がですね、この志布志市に存在しているということは考えられんけれど

も、そういう自治体が出てきて、あれどうどうと役所の人はやっていますけど、どうかと思いますよね、正直な話が。

だからそういった意味でも、今回のこの敬老祝金の金額を5万円もやれとかですよ、うちのおやじも1万円ですけど、1万円でおやじはうれしいでしょう。でも3,000円でも喜ぶと思いますよ、うちのおやじも含めてですね。いつかうちの校区の方のお話しましたね、市長にですね、それを集めてちゃんと寄附されるという。そういったことも併せて、この75歳以上の方々に一律3,000円だったら、今予算をいじる必要もないですよ。この中で来年度あたりから、市長、いかがですか。その見守りも安否確認もすると。独居老人が結構多くなってるんですよ。そういった状況の中で、市長の考え方ひとつですよ、これ。いかがですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

その前に、先ほど75歳以上の方、5,761名と申しましたが、現在74歳以上、来年75歳になられる方が全員なれましたら6,286名ということでございます。

戸籍簿に記されていて現存しているはずの方が全国各地で多数おられないという現象が、今回、本当に全国的なニュースになったところでございます。本市でもそのことについて確認をしたところでございましたが、残念ながら本市でもそのようなケースがあったということでございまして、今後法的な手続きをとってまいりたいというふうに考えているところでございます。

それで、じゃあそのことについてどういった形で確認できるのかといったときに、現在はやはり御本人の家族の方々からそのような申請がなければ、そのことについては対応できないというような状況でございますので、仮に本人の確認のためにこういったこの敬老祝金の制度を通してやるとしても、そのことの確認は難しいケースが出てくるのではないかというようなことの見解も担当のほうからもらったところでございます。

そしてまた、そのことをするとすれば、民生委員の方々の負担もかなり大きくなってくるとはならないかということでございますので、そういったことも併せて何らかの形での対応というものが必要になってくるというような意見を聞いているところでございます。

**○19番（小園義行君）** 市長、これですね、確かに民生委員の方々も御負担が多いでしょう、そうなる。だってほら、職員の人ですよ、今全市挙げて情報基盤の関係で説明会をいっぱいされるわけでしょ。職員の人たちだって可能なわけじゃないですか、やろうと思えばですよ。そういった意味で、ぜひですね、この予算の範囲内の中で私はできるというふうに思うわけですね。

これ、大幅に増やしてよとかいうことじゃないですよ。今、お一人最低3,000円ということでやったら、受け手の側はあんまり金額はね、高いから低いからとかいうことではないと僕は思うんです。仮に1,000円だってこれは喜ばれますよ。

そういったことを含めて、ぜひね、これ、たった3か月、4か月のことですので半年ぐらいで協議とかいうことにならなんでしょうけれども、市長が同級生はやっぱりやろうというふうに思われたそのことと併せてですね、広げられたんですよ。ぜひそのことと併せて、お一人住まいの高齢の方々、75歳だったら来るけれども、80歳だったら来るけれども、その間の3年、4年間は

来ないというのではなくて、1年に1回ぐらいはですよ、きちんとそういう形で行政も確認できるという形をとって、この予算の範囲内でやると、それぐらい考えられませんか。僕だったらすぐやるな、うん。

市長は、本当にこの敬老祝金条例の趣旨に基づいて、今壊れかけているこの日本のですよ、そういったのをちゃんと、うちの志布志市はだれもが安心して住める町にしようと言って努力されてるわけでしょう。そういった意味からしたときに、この見守り活動を含めてですね、僕は今やれとは言いませんよ。本当にそういった立場に立って考えるという気持ちもありませんか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

住民票があって、そして戸籍簿に記されているという形で、本来私どもの市民の構成があるということになるかと思います。しかしながら、戸籍簿のみで住民票で確認できない方が93名おられたということでございます。そして、最高齢でいけば140歳という方がおられたということございまして、これは全国どこでもこのような状況だということございまして。

ということで、先程来ありますように、これらの方々の確認というものについては、また別途の意味で困難な面があるのではないかなというような気もするところでございます。その確認については、別途何らかの形の方策が示されるというふうに思いますので、それはそちらのほうで対応させていただければというふうに思います。

ただいまの敬老祝金につきましても、そのことが確認のために有効な手だということになれば、先ほども申しましたように民生委員の方々に更なる御苦勞をお掛けするわけでございますので、そちらの手だても考えながらこのことにつきましては、今年度につきましても、この形でとらさせていただきたいというふうに思います。

**○19番（小園義行君）** 今年度すぐやれということじゃないでしょう、私が言っているのは。ぜひそういったことも含めて協議をしていただきたいというふうに僕は思います。

ぜひですね、せっかくこのあるお金を有効に使うということも含めて、安心して住んでもらうために1年に1回ぐらいのそういうのは僕はあつてしかるべきだろうというふうに思うんですね。向こうからいろんな死亡届なり来なければできないという、そこはもうそちらとしてですよ、こちらから出掛けて行ってちゃんとやるということなわけですからね。ぜひそこらについては、今年度は今のおりやらせていただきたいということでした。次年度以降について、ちゃんと協議をするということも理解した上で前に進んでいいですね。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいまお話ししましたように、今年度につきましても、この形でやらさせていただきたいということでございます。

そして、次年度につきましても、先ほども申しましたように新たな課題というものが発生いたしましたので、そのことも併せもって次年度は予算を立てたいというふうに考えるところでございます。

**○19番（小園義行君）** ぜひそういう立場で努力をしていただきたいと思います。

あと最後です。学校教育についてお願いをします。

これ6月からずっと何か心が重たくて、大変なお盆明けのですね、この議会まで本当に何か重たいものを引きずりながら過ごしてきたような気がしております、私自身は。陳情が出てですね、本当に昨日本会議でいろいろありましたけど、可決ということで、今朝条例の改正案まで出されるということで、何か非常に心が重たいものがあります。

この間、教育長ともいろいろやり取りをしましたので、少しそのことは置いておいてですね、学校教育についてということで、小規模校教育の振興について具体的な取り組みを問うということで通告をしておきました。

まず、教育長にお伺いしたいと思います。

「里の子は 仲よく元気 山笑ふ」、これはだれがお作りになった句か御存じですか。

**○教育長（坪田勝秀君）** 私が作った句でございます。

**○19番（小園義行君）** 教育長の句ですね。私もいつもこれを見させてもらっておりますから、ここに書いてありますけど、これ教育長、この時の思いというのはどうだったんですか。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

私の思いというのは、やはりこういう理想的なですね、形で教育活動ができればいいんだけどということの思いでございました。

先ほどちょっと小園議員のほうが大変重たい、気持ちが重かったとおっしゃいましたが、私も決して喜んでいただけではございませんで、こういう事態が生じたことについては、来るべき時が来たのかなという思いで6月、7月、今日までの議会、あるいはこの動きを認識しているところでございます。

**○19番（小園義行君）** これを素直にくみ取るとですよ、街中の子のことを思ってということにはなりませんよね、これね。「里の子は 仲よく元気 山笑ふ」、まさに小規模校、いわゆる農村部にある学校に学校訪問に行かれた時に感じられたことでしょうか。そして、教育長自身も大変申し訳ないけど山間部の学校を終わられて、そして高校、大学は東京ですけど、そういった自分の人生を重ねてこういったことがうたわれたのかなと、そういう思いがあって、私はちょっとお聞きをしました。そういった立場でですね、少し教育長とやり取りをしてみたいと思います。

今回いろんなことがありましたが、本市は志布志市のこの学校要覧、これを見てもですね、いろんないわゆる小規模校と言われるような学校がたくさんあるわけですね。

そこで、小規模校に対する基本的な考え方は、教育長、どういうふうに思っておられるんですか。教育の在り方等々を含めてお願いします。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

先ほどちょっと「里」と、これは山の意味もありますが、「里」はふるさとの意味でございまして、決して山間部の子供という限定ではございません。私のふるさとですから、ふるさとの子供たちはという意味で「里」と使っているところでございます。

小規模校、学校のほうですが、特に本市のですね、小学校は、香月、志布志、安楽、これは大

規模じゃありません、中規模ぐらいですが、ほとんどの学校が小規模でございます。そして、中学校も志布志中を除けばこれまた小規模校と、大変悩ましい状況にあるのが本市の状況でございます。

ですから、私どもといたしましては、どういうふうに公教育として公正な教育活動が展開できるかということで日々模索もし、そして工夫もしているわけでございますが、やはりある程度の限度もございまして、私といたしましては基本的には、小規模校なるがゆえの不利益が生じないような公正な公教育が展開できるように、県当局をはじめ財政当局にもお願いをして、教育環境の整備を進めながら教育活動を展開していくのが第一義であろうと、こういうふうに考えております。

**○19番（小園義行君）** 基本的な考え方はそうでしょうね、恐らく。

そこで、小規模校に対して、今回八野小学校のこの陳情に対して意見書が出ているわけですね。ここで、学校教育は集団で行うことを基本としていると、いろんなことですね。教育環境を整えるために、各学校が適正に配置されることが必要であると考えます。市立学校の規模の適正化を図るために、計画を作成するにあたっては学習面やスポーツ面、社会性の醸成など児童生徒に好ましい教育環境を提供することを第一に考えるべきであるということで、良好な教育環境というのが、今のいわゆる八野小学校のこの意見書に出ているように、良好な教育環境と言えるのかというようなことで、一定規模の児童生徒が確保できる環境の下で教育は受けさせるべきであると言わざるを得ないというふうに意見書がまとまっているんですね、教育委員会としてですね。

このことは、一定規模というふうになっているわけですが、委員会ではいろいろありました。委員長報告もたくさんあって、委員長さんも報告というふうにはいかないものですから、この小規模、いわゆる良好な教育環境というのはじゃあどういふものかというふうに、もう1回お聞きしますけど、教育長としてお考えですか。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

良好なという言い方をした場合には、具体的には、この前の委員会でも申しましたけれども、これは市民のアンケートでも、市民の皆さん方もそういうふうにお答えがありましたけれども、私はやはり小学校では20名の2学級はないといけないだろうと。中学校では30名の2学級は最低必要ではないかと。そうすると2学級とはどういうことかと言いますと、当然皆様方も経験があられると思いますが、クラス替えがあったり、あるいはまた集団でのスポーツあるいは文化活動等が可能でありますので、そういうことを考えたときには、やはり2学級は最低ないと。最悪、もし1学級あるいはごく小規模校でありましたならば、そういうようなところで悪くしてですね、いじめなどという悲惨な状況が起きましたら、もうそれこそ1年から6年まで、1年から中学3年までいじめの対象になるみたいな悲惨な状況が、これは仮定の話であります、そういうようなことも考えられる場合があるわけでございますので、やはりクラス替えをしながらお互いにコミュニケーション能力を高めていくなれば、20人の2学級、小学校、30人の2学級ぐらいのかなと。市民の皆さん方がアンケートでお答えになったのはやはりそういう思いを持ってお書き

になったんだろうと私は思いますし、私どももそういうふうに理解しているところでございます、数字的なことを申しますと。

以上でございます。

**○19番（小園義行君）** これ、国が示している指針とかいろんなこともあって、クラス替えができないと駄目だとか、今教育長ももろもろ言われましたね。じゃあさあ、その小規模校に通っている人たちが、これまで全国津々浦々に小規模校と言われる人たちがあったわけですが、その人たちがまったく学力も育たず、人間関係も育たず駄目なのかということには私はならんと思うんですよ。

クラス替えができない学校、志布志市はほかにもたくさんありますよ。今のその教育長の答弁だと、そのほかの学校はクラス替えができないままずっと放置していくということで果たしているのかということになりますね。小規模校に対しては、そういうことでは僕は違うと思いますよ。クラス替えができるからいいんだとか、いじめがあるからずっと1学級じゃクラス替えもできないから駄目と、それはマイナスから出発してるじゃないですか。教育というのはそういう問題じゃないというふうに僕は思うんですね。

だから、小規模校に対する基本的な考え方というのは、先ほど公正な教育をちゃんとしなきゃいけないと、予算も付けてやんなきゃいけないというふうにおっしゃった。そのことでないと僕はいけないと思うんです。

良好な教育ということでいうと小学校で20人の2学級、中学校で30人の2学級、クラス替えができるとかいろんなそういう状況にない学校をたくさんうちは抱えてるんですよ。でも、その中で志布志市の教育委員会として、そういった学校にどういった小規模校に対しての教育の在り方を考えて行政を進めていくのかということのを僕は聞いているんですよ。もう1回お願いします。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

今私が申し上げましたのは、そういう例としてですね、クラス替えができたり、あるいはいじめがあったらこうなるから理想的にはこうだよと例えて言ったわけでもございまして、まだほかにもいっぱいメリット・デメリットはあるわけですが。

実際に私どもが今やっているのは、確かに今おっしゃるようにもう理想的にはそうなんだけども、30人、20人なんだけども、現実的にはそうでないわけですから、じゃあどうしているかということになりますと、手をこまねいて何もしないというわけではございまして、私どもは特に、さっき申しましたようにほとんどが小規模でありますけれども、中でもごく小規模ですね、ごく小規模の学校が特に4校ございまして、この4校につきましては具体的にはですね、集合学習といまして同じ学校に全部集めて、今年は潤ヶ野小学校に集まったようですが、そこにごく小規模の4校の子供たちが集まって、そこで一緒に勉強していく、あるいは合同遠足をするとか、それから、また中規模校、あるいは志布志、香月の学校へ行って交流学习をするというようなこと、具体的にですね、そういうことも行っておるわけですよ。

しかしですね、それでいいということではないわけで、やってるんですけど、やっぱり相手の

受け入れ学校の受け入れ態勢とか、あるいは交通手段とか、あるいはまた小規模校同士の行事等が調整がうまくいきませんで、こういう交流学习とか集合学習も年に1回か2回が限度なんですね。どうしてもできないんです、継続的に。

こういうこともあります、しかしやっぱり子供たちがより多くの子供たちの中で交流をするということは大事なことですからやっております。

それから、特に今度はほかの複式学級のある学校には市単独、これは志布志市だけの、本当に私は有り難いと思ってるんですが、市単独の補助教員を配置しております。これはほかの市にはほとんどございません。4人今配置してもらっています。その先生方が学習の支援をするというようなことで、具体的にはそんなこともしておるところですが、この補助教員につきましても、この学校から今度はこちらにもという希望もあるんですけれども、やはり財政的な問題もありますので、今4人の補助教員を配置していると。今後また、工夫ができれば、このほかに特別支援学級も全部配置しておりますが、そういう手を尽くしながら、少しでも公平ないわゆる公教育が展開できるようにと日々工夫しながらやっているのが実情でございます。

**○議長（上村 環君）** ここで、昼食のため休憩いたします。

—————○—————

午前11時59分 休憩

午後1時05分 再開

—————○—————

**○議長（上村 環君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**○19番（小園義行君）** 午前中、それぞれ出ましたけど、補助教員の配置をしたりですね、いろいろ努力をしていると、複式の解消と。これは、私たちが志布志町の時代にも八野小学校の複式を解消してということで、一般質問等で取り上げて、本当に教育委員会が必死にやってみえたんですよ。その結果、そういうことですよ。

そういう中で、今回この意見書を見て非常に、あっち行ったりこっち行ったりして、教育委員会としては何をしようとしているのかと。自分たちがやるべきは何なのかというのがあまり見えてこない。大変申し訳ないけども、僕たちの能力では本当にこれどういうあれかねというような感覚のものになった意見書ですよ、これ。

そこで、以前は適正規模と言ってたんですね。これが何か一定規模というふうに変ったわけですよ。これ、なぜこういうふうに変ったんですか。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

適正規模というときにはまさしく適正な規模があればいいわけなんですけれども、今志布志に限らず地方の市町村ではですね、適正規模では耐えられないわけですね、もう、はっきり申しまして。ですから、やっぱり一定の規模、例えば私が先ほど20人、30人の話をしましたが、これは決して私は、国が45人と言っていますが、そういう形からの適正な規模とは言えないかもしれない。やっぱりもう一定の規模と。要するに、適正規模よりもやや後退した形での一つの基準の

示し方と私は理解しております。

**○19番（小園義行君）** これね、教育長、国が変えたんですよ。適正規模と言ったらですね、どっさいおい教室を適正にせんないかんじゃないかっていうことになるから、言われないように適正から一定規模というふうに変った。ああ教育委員会もまったく上から言ってきているのをそのままやっているんだなという思いがしてしょうがないです。

そこで、今回、今教育長にいろいろ小規模校のことを言っていますね。今、あなた方がこういった良好な教育環境と言えない状況の中で、一定規模の児童生徒が確保できる環境の下で教育は受けさせるべきであると言わざるを得ないというふうに意見書として出してますね。そこから漏れているいわゆるそういう状況の中でこれからも教育を受けていく、そういった子供たちに対してどんな思いを持ちますか。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

ですから、結局はそういう漏れる子供たちが、いわゆる今おっしゃるように一定規模から漏れるような子供たちがいるじゃないかと。現実的にそういう学校はいっぱい、先ほども言いましたように志布志の場合も小規模校はいっぱいあるわけですから、そういう子供たちをどういうふうに教育していくかということで、漏れる子供を漏らさないように、今さっき言いましたように補助教員であるとか、あるいはその他のいろいろな方策でもって、より公正な教育ができるようにという工夫はしているわけです。

しかし、それでもなおかつ、やはり親の希望があったり、あるいはその他いろんな条件があつてごく小規模な学校が存在するというわけですから、そこにはそれなりの手厚い保護をしながら教育を進めていかなければならないと。決して漏らして、見切りでもって見捨てて教育をどんどん進めていくということはしてはならないし、またできないことだと、このように思っています。

**○19番（小園義行君）** 今、教育長に三ついろいろ聞きましたよ。小規模校に対する基本的な考え方はどうか。公正な教育をちゃんとせんないかんと。適正な規模、いわゆる一定規模とはどうか。小学校が20人で2クラス、中学校が30人で2クラス、クラス替えができたり、いろいろできなきゃいかんと。今、そういう状況で聞いたら、ちゃんとせんないかんと言うんでしょう。

これ、正直言ってあなた方が今回の陳情を含めてですよ、良好な環境でないと。そういった状況の子供たちをずっと今後もいろんなことにあるわけでしょ。でも、今聞くとちゃんとやらんないかんていうわけですね。

だから、そこで僕が聞きたいのは、そういう状況におかれている子供たち、全国津々浦々ですよ、志布志市もその例に漏れないわけです、この教育要覧でいうと。国が示す基準からしたらですよ。

国が1973年に学校統合についての通達、いわゆるUターン通達ですね、これね。最初は1956年に出たんですよ。そして、平成17年度に合併をしましたね。平成の大合併、その時に教育委員会のための市町村合併マニュアルというのを出してるんです。1973年のこの文部省の通達、その中に何が書かれているかって御存じですよ、教育長。



その中で、この通達が出した小規模校に対する考え方、そして、平成の合併の教育委員会のための市町村合併マニュアルというのをを出してはいますが、それについても学校の統合ということでわざわざいわゆる小規模校のことが書かれているんですよ。このことについて、今そこにお持ちでなければいいけれども、この二つのものが示しているところが本当の意味での行政、国も含めて県、市町村、自治体が抱えている小規模校に対しての教育の在り方というのを求めているんですよ。そこについての感想がありますか。

**○教育長（坪田勝秀君）** 今、議員が持っておられる資料は私、手持ちにありませんので、再度、感想を述べることはできませんので、また改めて勉強してまいりたいと思います。

**○19番（小園義行君）** じゃあ教育長、言いますね。

1973年のこの学校統廃合のマニュアルですよ。学校統合の意義及び学校の適正規模については、先の通達に示しているところであるが、学校規模を重視するあまり無理な学校統合を行い、地域住民との間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならない。また、小規模校には教職員と児童・生徒との人間的ふれあいや個別指導の面で小規模校としての教育上の利点も考えられるので、総合的に判断した場合、なお小規模校として存置し充実するほうが好ましい場合もあることを留意すること。まさしく小規模校に対しての考え方、これ国が出しています。

合併の教育委員会もある。平成17年ですよ、これが出しているのも、小規模校は、教育組織や施設設備等の充実を図る上で困難が伴うことが多い一方、教職員と児童・生徒の人間的ふれあいなどの面で教育上の利点が考えられますと。学校統廃合にあたっては、これらの点を踏まえつつ十分に地域住民、協力を得て、必要があります。また、通学距離及び通学時間の児童・生徒の心身に与える影響、児童・生徒の安全、学校の教育活動の充実への影響等を十分検討し、無理のないように配慮することが必要ですと、こういう二つのものを同じことを認めていますよ、国が出してるこれも。

私は、ここが本来教育委員会がきちんとやるべき仕事だと思うんですね。教育長に聞いたら公正な教育、適正な規模というのはどうだと、こういうことを言っていますが、本来はこうした立場で、小さい小規模校だから駄目だというその視点はね、僕は違うと思います。

これ、国がずっと示してきたものは、学校リストラをする財政を出したくないからこういうことを進めてきているわけですよ。志布志市は、たまたまこの陳情が出てそういう状況になっています、まだ条例改正がどうなるか分かりませんが。残されている小規模校に対しての教育委員会としての基本的な考え方は、これがあなたがいつも国の方針やそれを言ってるここをちゃんとやっていかんといかんのじゃないですか、いかがですか。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

今議員がおっしゃるのはもっともです。私どももそのことについて、例えば小規模校といったときに、例えば10人、15人、あるいは20人、30人、あるいはたった一人いる学校、二人しかいない学校、いろいろあります、小規模とって。だから、小規模校として言葉としてくくれない、

何かぶれるところがありますので、今回八野の場合を言って申し訳ありませんが、この学校が今先ほど申しますように一人いるかないかという学校の小規模の場合、それから15人、20人という学校の小規模という場合とありますので、やはり今回私どもが今年度からやろうとしております推進協議会あたりでそこらあたりの方針をきちっと決めてもらえば、やはり志布志市独自のひとつの基準が出てくると思うんですね。

だから、小規模という言葉ですべてを、3人おる学校から20人おる学校まで一緒に小規模としてくくってしまうというやはり問題があると。

ですから、今回私どもは、八野の方々がああやって苦渋の選択をされたのは、あの実態を見たときに恐らくほかの20人、十四、五人おる学校の地域の方々が、そんなら同じような判断をされるかという、これはまた別の問題だと思っています。

ですから、私どもは、そういうことでひっくるめてですね、小規模というくくり方は乱暴だと思っているわけです。

**○19番（小園義行君）** 教育長の答弁を聞いているとですね、今私が言ったことに対しても、例えば、推進協議会が決めてもらえばどうだと。違うんですよ、私はあなたに聞いてるんですよ。教育委員会の教育委員長の委任を受けてここに来て答弁してるんでしょう。教育委員会として、そういった小規模校に対する基本的な考え方。そして、たくさんありますね。そういったところに対しての教育委員会としての基本的な考え方をきちんと持っていないとですよ、これ駄目じゃないですか。

仮に森山地域から絶対この学校を残してくださいという陳情が来たとしますね。今回の陳情と合わせて真逆の陳情ですよ。これも住民の総意ですよ、これ。そうしたときにいろんな問題が起きるでしょう。

私は今回、この八野の問題を除いて小規模校の教育の在り方とはどうあるべきかと、教育委員会がどういうふうになっているのかということをお聞きをしたくて、これ今質問しているんですよ。

だから、推進協議会が決めてもらえばじゃなくて、教育委員会としてはどういうふう、今現存している、正直言ってこの小さい学校がありますよね、そこに対してこうだと、教育長自身がそういう立場に立ってないと駄目じゃないですか、これ。そう思いませんか。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

私どもがすぐ八野の例が出たから、次はもう次々と統廃合をしてこうするということでは決してありませんで、私どもはさっきから申しておりますように、学校がある限り、そこに子供たちが行っておる限りですね、子供たちの教育に可能な限り財政的な、あるいは人的、物的な援助をいただきながら教育活動を展開するのは当たり前のことです。当然です。そうするわけです。これはもうだれに言われるまでもなくそうしなきゃならん立場にあるわけですから、やります、やっています、実際。

そして先生方には、小規模は小規模なりに子供たちが少ないから楽をするというわけでも決して

てないので、学校の先生方は学校が小さくてもやっぱりいろいろな校務分掌を抱えてですね、一人で三役も四役もしながら、そして先ほどありますように、何も小さい学校はいじめ、不登校はないじゃないかとおっしゃいますが、学校の先生がいかに出さないために、出さないようにと大なり小なり工夫しながら、人数に関係なく朝昼晩努力しておられて、今志布志市の場合はおかげさまで特に大きな問題は起きていないと。私は先生方の名誉のために申し上げたいんですが、一生懸命です、先生方は。ああやって小さな学校だからどうということなくですね、研究授業をし、研究公開をし、私どもは精一杯やっています。だから今の状況があるわけでごさいます、それをもう早速、こうきたから後はもう見切り発車でやるのかと、そんなことは絶対ないわけで、そこにある以上は、私どもは必要が認められる以上は、ちゃんとそこで教育活動を展開するのを支援するのは当然であると思っています。

**○19番（小園義行君）** 教育長は自分の言ってることをよく分かってますか。

あなたは、あなた方はこう言ってるんですよ、これ。良好な環境と言えるのかと、実際に今の状況が。本市の児童生徒2,800余名の中で一部の児童生徒をこのような環境の下で教育を受けさせてよいかということは、判断に苦慮するところであると。一定規模の児童生徒を確保できる環境の下で教育は受けさせるべきであると言わざるを得ないと断じてますよ。一方じゃほら、今おっしゃるように。私は小さい学校は駄目だと一切言ってませんよ。小さい学校は文部省が出してるこういう通達、合併マニュアルの中では、人間的なそういうものがあつてとてもよいという一面もあるということを明確に言ってるんですよ。これ、通告してあるからこれぐらいは教育長も読んで来ないといかんでしょう、これ。

私は、本当に今教育長がおっしゃるように、小規模の先生たちは努力して、本当に努力されていると思いますよ。だから、そういったところが本当の日本の教育の原点だといろんな研究者が言っていますよ。

そういった立場で、これきちんとあなた方がいろんな要求を上げない限り、市長部局としては一切予算を付けるという状況にないじゃないですか。口出しできませんよ、ここは。そういう立場ですね、ぜひちゃんとやっていただきたいと。

そして、国のそういういわゆる学校リストラの関係で言うそうですね、少し予算とかいろんなこともありますが、どんどん削られている部分ですよ。今朝の新聞「赤旗」に、地球規模、いわゆる先進国ですね、そこでの教育予算、本当に日本は最低。そして、今度は父母の負担は韓国とかそこに続いて4位ですよ。そういうのもちゃんと載ってますけど、しっかりとこれやっていただきたいと。

今回、残っている学校も含めてですが、学校がなくなることでどういったことが起きるのかということで少しお聞きをします。

これ交付税の関係です、学校統廃合をすると、今は学校がある数でこう来ますね。そして、教職員がいますね、生徒もいますね。でも、学校を統廃合すると、四つあるものを一つにしたら三つの学校がなくなりますね。生徒は変わりませんよ。そこにいた子供たちが一つの学校に移る。

そして、教職員の先生方もそのことによって少なくなっていくますね。これ財政的な問題からしたときに地方交付税制度の関係でいったら、学校統廃合をして損をするのは市町村だけであって、得をするのは国や県、財務省が喜ぶだけでしょう、これ。仮に志布志市の今回八野が仮になくなる、そのことだけ前提にするとまずいのです、仮に志布志市のこの学校要覧で載ってる小規模校のところです、私が見ると五つありますが、仮に五つをなくして一つにしたら四つ減りますね。こういったことをしたときに、これは財務課長でいいんですかね、地方交付税の関係です。子供は変わりませんよ、児童生徒は変わりません。学校が四つ少なくなりました、現在から。そして教職員の数も少なくなります。志布志市にとっては、どういった損害といいますかね。いわゆる損をしますよね、これ。プラスになることは絶対ないでしょう、いかがですか。

**○財務課長（溝口 猛君）** 学校が統合された場合の影響ということで、財政的なものとしましては、交付税の算定の基礎としましては、学校におきましては児童数、それから学級数、あと学校数、この三つで交付税の算定をしているわけですが、児童数は統廃合によって減るということではございませんので、学級数及び学校数が減ればその分当然交付税も減額という形になってくるところでございます。

**○19番（小園義行君）** 今、財務課長からあったようにですよ、五つあった学校で児童の数は変わりませんね。学校が五つあったものが統合して仮に一つになったら四つ減りますね。学級数も減りますね。そして、教職員も減りますね。子供は変わらないですよ。それによって損するのは志布志市だけじゃないですか、これ。

そういうことも考えて、私は先ほど予算をちゃんとしなきゃいけないとか、いろんなことはあるけれども、学校を統廃合することによって志布志市はお金を返すという、言葉は悪いですけど、来ないんですよ、そういうことが。そういったことも考えてこの学校の統廃合なり、小規模校に対しての教育の在り方っていうのは考えてもらわないと、大変なことになるなど。今の財務課長の答弁でそのとおりですよ、交付税の制度というのはそうなってるわけですから。子供は変わらないですよ。学校は少なくなり学級数が少なくなって、教職員も少なくなるからですね、当然そのことによって国や県の負担は少なくなると。志布志市はそれだけ本来はもらえたものが、もらえなくなるという実情があるということですね。そのことも含めて、教育長、よく分かっていたきたいと、財政のことはこっちだよということではなくて。それについてはいかがですか。

**○教育長（坪田勝秀君）** おっしゃることはもっともだと思います。

ただですね、統廃合についても、先ほどの小規模校もそうですが、メリット、デメリットというのはこれはもう付きものでありまして、今おっしゃるように統廃合をすることによって交付税が減額になるということはもう自明の理であります、ただ一方で管理運営費が削減できるとか、あるいは維持補修費が削減できるという面もメリットと数えるならばあるのかもしれませんがね。例えば三つ、四つ、五つの学校を管理しなきゃならなかったのが一つで済めばですね、そういうことも出てくるかもしれない。

しかしまた、おっしゃるような面もありますし、先ほどから小規模校は、個に応じたきめ細か

な指導ができる、これはもう当然であります。しかしまた一方では、今度は音楽や体育などの集団活動ができないというのもまたデメリットとして出てくる。常に裏表でございますので、どれをどうして、より欠点の少ない方法として学校教育を活動させていくしか、もうベターな、ベストな方法、結局欠点の一つもない形での教育活動というのができればそれに越したことはありませんが、現実的にはいろいろな面からどうしてもメリットを引きずりながらといたしますか、マイナス面も抱えながらでもより少しでもプラス面があれば、それに支えられながら教育活動をするしかないというのが現実でありますので、我々としては創意工夫をしながらも決していいと思っ  
てはおりません。決して今の状態がいいとは思わない。

しかし、それでもなおかつ何とかして何とかしてとやっているのが現実でありますので、いろいろな工夫をしながらやるしか、もちろん欠点がいっぱいあります。だけれどもメリットもあります。そういうことを互いに交差させながら教育活動を進めていくということでございますので、御理解いただきたいと思います。

**○19番（小園義行君）** 教育長、校舎の改築とかですね、そういったものは国から3分の1とか、来るわけですよ、補助金、そういったものを含めてですね。

本当に考えたときに私は、この学校の統廃合というのは、なぜそこに学校が必要だったのかと。だから、仮に八野小学校についても136年前からですよ、営々としてあるわけでしょう。そういう歴史をつないできたわけじゃないですか。

それぞれのそういう小規模校って言われるような所、国の基準から示したら大体小規模校ですよ、志布志市のこれは。でもそれは、適正な規模という点でいくと実際はこれ、補助金を出すときの支出基準なわけですよ、適正規模というのはですよ。教育的観点のその人数がどうてろということでは実際ないというふうに僕は理解をしていますけど。

ぜひ、そこに学校がなぜ必要だったのかということから始まっているわけで、その在り方検討委員会、そこでいろんな考え方が出されるでしょう。でもそのときに、国が出しているこういう通達とかですね、含めて、本当にそこに学校がないのがいいのか、あるのがいいのかを含めて小規模校と言われるそういったことにしないと、長い通学時間を余儀なくされたりですよ、家庭訪問に行くのにも厄介とかいろんなことが起きてくるわけで、あくまでも子供にとってそのことがプラスなのかマイナスなのかということの視点をもって、教育委員会としての基本的な考え方がないと、推進協議会や委員会が決めてくれればとかじゃなくて、きちんと教育はこうあるべきだということをもってですね、私は臨むべきだというふうに思うものですから、そういう立場でですね、ぜひやっていただきたい。

この学校の統廃合というのは非常に、その本質というのは市町村そういったところから、地域から教育費とか教職員を吸い上げてですよ、地域に根差す学校をなくしていく、子供を犠牲にする、私は行政、いわゆる政治的な暴力だという、そこまで激しく言っていないかどうか分かんけれども、そういう気がしてなるのですよ。ぜひですね、本市のそれぞれの地域、みんなコミュニティを維持するために必死で自治会、頑張っておられます。そういった中で、教育委員会とし

でもですね、志布志市の教育はこうあるべしと、小規模校に対しての考え方はこうだと、そういったことをしっかりと持って、そういう委員会なりそういったものに臨んでほしいと、そう思います。

予算が少なくても、教育にはきちんと金をかける、そのことが私はまちづくりだと思います。なぜなら教育は人づくりでしょう。その人がこの志布志市のためにこれから先どんな貢献をするか、それは先のことだから分からないよということではなく、しっかりと人をつくってあげて社会に出す、それが教育に求められていることだと僕は思うものですから、ぜひこの小規模校に対してのあなた方が教育要覧で出している振興の在り方、ちゃんとやるよと言っているんですから、そこについてはしっかりとやっていくと。そういう立場をですね、もう1回お聞きしておきたいと思います。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

今御指摘のように教育の進め方、そしてまた人づくりというのは国づくりであるというようなことも御指摘がございましたが、そういうことを踏まえて私どもも更に肝に銘じて教育活動を推進し、そしてまた推進協議会等では私の考えをるる述べて、そしてそれを反映させていただけるように、正確なと言いますか、きちんとした志布志らしいひとつの統廃合をするならば、そういう基準ができるようにつくり上げてまいりたいと思っております。

以上であります。

**○19番（小園義行君）** そうした議論をするときには、存続というのもしわゆるその視点の中においてですね、ちゃんと議論をしないといけないと、そういうふうに思います。

最後に市長、市長にも先ほど聞いたことを。いかがですか、設置者として。

**○市長（本田修一君）** お答えする前に、先ほどの国保財政についての発言の中で訂正する部分がありましたので訂正させていただきます。

国保財政の中で、本市の税率の改正につきまして、19年度に改正したというふうにお答えしましたが、20年度でございましたので訂正させていただきます。

ただいまの件につきまして、私どもとしましては、今回八野小学校の件について陳情という形で出されまして、学校の適正な規模、好ましい教育環境というものについて改めて考え直させられたところであります。

ということで、このことにつきましては、教育委員会と十分協議を重ねながら今後の学校の在り方等について検討しておりますので、その中での対応ということになるかと思いますが、改めて八野小学校の件として出されておりますので、私どもは地域の方々の苦渋の決断というものを十分しんしゃくしながら教育委員会とともに判断をしてまいりたいと考えております。

**○19番（小園義行君）** 市長、八野小学校だけに限ったことでなくて、志布志市は教育委員会が出しているこれでいくと、ほとんど小規模校ですよ。そういった意味で、全体として学校がどうあるべきかということを考えて、設置者ですからね、こちらが決める、なるということだけではなくて、そういった考え方、視点を持ってやっぱり臨んでいただきたいと、そういうふうに思

って聞いたんです。八野小学校のことだけじゃありません、全体としてそういうことだということですので。もう1回答弁してください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

学校の規模、在り方につきまして、もちろん全国的な流れの中でございますが、本市においても特にそのことについては、慎重に協議を重ねていって新しい方向性を出すべきということで、教育委員会のほうにお願いしまして、そのことの検討を始めていただいたところでありました。

そのことで、長年時間をかけて慎重に審議をされておりますので、今後改めてその方向性を今年度中にまとめて、そしてまた次年度以降の検討材料とされるということでございますので、今までいろいろな角度からの御議論がございますので、そのことが反映された形で検討がまとめられるというふうに考えております。そのことを尊重しながら、私どもは対応してまいりたいと思います。

**○19番（小園義行君）** 教育長、最後に「里の子は 仲よく元気 山笑ふ」、ぜひですね、こういった状況の中で教育が受けられるように努力していただきたいと思います。

終わります。

**○議長（上村 環君）** 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

次に、2番、下平晴行君の一般質問を許可します。

**○2番（下平晴行君）** それでは、通告に基づいて質問いたします。

はじめに、地盤沈下対策についてであります。

この地域については、擁壁崩壊や道路陥没などが発生しております。道路の陥没については補修されておりますが、個人の擁壁崩壊や倒壊については、10年前ぐらいから行政に危険だから、危ないから何とかしてくれとお願いをしているようであります。何の対策もないということで、何とかその状況を見てほしいということで見に行ったのが7月であります。倉庫が傾いている所もあれば、擁壁に大きなきれつが入っている所、擁壁がはみ出している所、庭が空洞になっている所、大変な状況であります。このことを個人個人で業者に頼んで対策をされているようであります。このように鳥井下自治会住民は自己負担を強いられております。行政は市民の生命、財産を守る義務があるが、早急な対策は考えられないかお伺いします。

**○市長（本田修一君）** 下平議員の御質問にお答えいたします。

現在、本市には都市計画区域内の都市下水路といたしまして、町原都市下水路ほか4本の水路を保有しており、全体延長5,500m余りを建設課で維持管理しています。維持管理に際しましては、年間を通し職員による点検を実施しており、可能な範囲において毎年水路法面等の伐採や泥上げ、必要に応じて法面保護などの張りコンクリート等の施工を行っており、点検結果及び住民からの連絡による異常等に対し、早急の対策に努めているところです。

議員御質問の水路につきましては、鳥井下地区を横断している稚子松都市下水路であろうかと思えます。当地区の字名水溜が意味するように元来地下水位の高い地域であり、時期においてはわずかな掘削においても、また低地では地盤面から地下水が確認される場所です。下水路敷き

用地としては、用悪水路及び当時の町有地内に設置されております。

地下水位が高いこと等からこれらを解消するため当水路は、昭和48年に都市下水路として計画され、同年に縦1.2m、横1.2mの鉄筋コンクリート造りの箱形的水路が施工され通水しております。基礎工事においても不動沈下防止を図り、底盤にくいを使用しているようです。また、水路内部にも二、三メートルおきに水抜き孔が配置され、周囲の地下水対策にも考慮された施工がされております。

当時の航空写真及び工事図面を見ますと、水路天端と周辺地盤との高低差はあまりないようですが、水路設置後において周辺の宅造化が進み、ほとんどの水路沿いの宅地において前面道路に合わせた盛り土造成がなされ、住宅等が建設されております。

御質問にありますように、擁壁の傾きやきれつ、及び庭木の陥没などが生じているようですが、原因としましては、地下水位が高いこと、また高盛り土であること、宅地内雨水等の処理、擁壁自体の構造が工作物として不十分であったことなどが原因ではなかろうかと考えられます。

今後、近隣住民の方より擁壁及び排水の改築をされる際において相談があった場合は、基準に沿った技術的な指導を図ってまいりたいと考えております。

**○2番（下平晴行君）** 市長は、それなりの都市下水については早急な対策を対応しているということと、それからその地域住民の擁壁の積み方、そういうのに問題があると。もちろん、その地については水溜という地名のとおり、確かに一、二メートル掘ったら水が出るというような状況の地であります。しかし、市長、これ現場を見られましたか。どういうふうに感じられましたか。まあ今の答えがそうだというふうに思うんですよ。

しかしですね、一つは、都市下水の水抜き孔、これ見られましたか、外のほうを。これは私、業者のほうに頼んで現状がどうなのか、工事ミスじゃないのかということ、ちょっとお願いをして写真も撮っているんですけども、これは業者から言いますとですね、完全にこれは工事ミスだと、いわゆる砂止めがされてないということなんですよ。

市長は、行政の立場で施工のほうがおかしいというようなことですが、その辺をもう1回お願いします。そうじゃないですよ。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

私もこの件につきましては、一般質問を受けた後にすぐ現場を見に行ったところでした。そこに施工の方がおられまして、その方ともお話をさせていただきまして、ただいまお話がありましたような水抜き等についても確認をさせていただいたところでございます。

この対象地につきましては、先ほども申しましたように、この水路が設置された当時は、ほとんどその天端ぐらいの土地であったわけですが、その後宅造が進みまして、面しております道路に合わせた形で盛り土がされたと。そして、盛り土が生じるということでそれぞれの地主の方々が擁壁をされているというようなことでございまして、当然当時の排水路からすると2mぐらい高くなっているような状況でございました。

ということで、半分ほどの擁壁につきまして、内部から盛り土の圧力によりまして、水路のほ



うに膨らんだ形になってきているという現況を見たところでございました。

それで、その原因というものをいろいろ現場でも話をさせてもらったところでございますが、そのブロック、あるいはモルタルにつきまして、例えばブロックにつきましては増し積みが数回されておりまして、高さからして工作物の確認申請の対象物2m以上となるが、申請した場合には構造上基準不適合の構造物になるのではないかと。あるいは軽量ブロック積みの場合、高さによりまして控え壁を造る構造になっているが、現状で確認したところ控え壁が造られてないと。それから、水抜きにつきましては、数箇所設けてありましたが、どういうわけかキャップがしてありまして、その水抜き、個人の方が造られた水抜きでございますが、これにキャップがしてありまして、水抜きの機能を果たしていないというようなことでございました。そしてまた、地下水位が先ほどから言いますように常に高いということで、常時水に触れているため軽量ブロックが経年劣化したものではなかったのかというようなことであるようでございました。

**○2番（下平晴行君）** 市長がその現場を見られたということでありましてけれども、そのずっと奥のほうの下が、庭が空洞になっている所を見られたのですか。

**○市長（本田修一君）** その地については、確認をしておりますませんでした。

**○2番（下平晴行君）** 今工作物については、確かにそういう基準に合ったことをしていないからそういうことになったということも考えられますけれども、それと合わせてそういう水抜き孔ですか、そういう処理が、工法がちゃんとされていなかったと。僕はそれも一理あると思うんですね。

それは、一つはなぜかと申しますのは、庭が空洞になっている所があるんですよ。そこはもう何も施設がない所です。単なる庭です。都市下水の横になっているわけです。そこは、完全に穴が空いているというか、砂がもう水と一緒に抜けているわけですよ。だから、市長が言われている一概にそれじゃないんですよ。それもあるかもしれません。工法にも問題があるかもしれません。

ですからですね、やはり私が先ほど言いましたように、やはり原因究明をして、調査をして、そしてそれが本当にそうなのかどうかというのをしてからですね、そういう施工をされる。個人が施工されるのがおかしいのかどうか。お互いに原因があれば、それは市にも責任があるわけですからね、行政にも。そこ辺はどうなんですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほども申しましたように、この排水路につきましては、水路の内部に二、三メートルおきに水抜きが設置されているということで、それがまたきっちり機能していたかどうかというのは確認がされていないところですが、水抜きは入っていたと。そしてまた、先ほどもお話ししましたように、ちょうど私が行きました時に、現場の方がおられましたので、その方が排水路に潜ってそれは確認したということでしたので、間違いなく現存して、またその機能はあるんではなかろうかというふうに思っているところでございます。

ということで、陥没している地区につきましては、私もまだ確認しておりませんので、もう1

回現場を担当と確認しまして、この原因については究明をしたいと思います。

**○2番（下平晴行君）** 市長ですね、水抜き孔はあるんですよ。私が言っているのは、水抜き孔の砂止めの処理がされていないと言っているんですよ。だから、今市長がおっしゃいましたようにそこをちゃんと究明してですね、調査してください。

調査するというのでいいですね。

じゃあ、次にいきます。

名寄せの取り扱いについてであります。

個人の名寄せについては、申請されますとすぐ出てくるわけではありますが、共有分の名寄せについては、だれとだれが関係する土地なんですかというふうに行政のほう、関係係の人は聞いて、分からなかったら出せないんですよ。一つは、管理者はもちろん課税ということで名前が記入されておりますよね。だから、そういう状況で、これは市長、自主財源の中で24.4%の中の税がほとんどじゃないですか、自主財源。

やはりそういう税務課を、人も減らしているようでありますけれども、やはりちゃんと配置して、本当に市民に対してですよ、サービスできるところはサービスできるように、行政は最大のサービス機関であるわけですが、特に税務課、市民課、市民環境課となっていますけど、それはちゃんとやるべきじゃないですかね。そこら辺はどうですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま御質問の共有者分の名寄せについてでございますが、市内における固定資産の所有者で共有名義になっている所有者数は2,672であり、現状においては電算システム上の行政基本に登録されている最初の者の氏名で検索しないと名寄帳は発行できない状況となっており、その他の共有者名で申請された場合、申請者が含まれる名寄帳が発行できる状態ではなく、大変な不便をお掛けしている状況でございます。

今後は、情報管理課とも協議を行いまして、システムの改修等を行い対処していきたいと考えます。

内容としましては、プログラム等の改修に加え、共有者一人一人の住所、氏名、生年月日等のデータの照合及び入力作業等を行う必要があり、整備には多大な時間を要すると考えておりますが、先進地事例等も参考にしまして、順次作業に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、このことにつきまして県内他市へ照会しましたところ、3市については対応ができておりますが、5市については一部の共有者についてのみ、残る10市につきまして、本市と同様な対応となっておりますので、完全対応に向けて努力してまいりたいと思います。

**○2番（下平晴行君）** 市長、ぜひですね、先ほど言いましたように市民が不利益を被っているんですよ。と申しますのは、例えば所有権移転登記をした場合などですね、個人の分は出てくるんですけども、共有の場合が今のような状況だから漏れてしまうんですよ。するともう1回また登記申請をお願いしなきゃいけない。これは負担が掛かるわけですから、市民にですね。それはちゃんと取り組みをしてください。

どういう形で取り組みをされるんですか、今後は。そこをちょっと。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほども申しましたように今後、情報管理課とも協議を行ってするわけでございますが、共有名義の内容につきまして、レベルの差があるのではないかなというふうに思うところでございます。

すぐさまこの共有者の了解を得ながら、このことについて、例えば氏名、生年月日等のデータの照合ができる、そしてそのために入力作業が進むということ、そのような件につきましては直ちに進むところでございますが、何人も多数にわたるもの、あるいは時代がかなり下った形の共有分については、時間を要するというようなことでございますので、すぐさまできる分から取り組みをさせていただきたいというふうに思います。このことにつきましては、先進地等があるということでございますので、このことを参考にさせていただきたいと思うところでございます。

**○2番（下平晴行君）** すぐさまといっても今の人員配置ではできないでしょう。23年度からですか。23年度から組織再編をされるわけですね。ですから、私どももブランド推進課の設置についてもいろいろ問題があったわけですが、やっぱり全体的に含めてですね、そういう配置の在り方。これは当然市長がおっしゃるように、人が必要になってくるわけですね。

霧島市にちょっとお伺いして尋ねてみたんですね。これは課税内に取り組んでやっているということでありました。ここ辺もよく調査をしてやられたらいいんじゃないかなというふうに思うわけでありまして。ぜひですね、すぐといっても人の配置の問題がありますから、市長、23年度からその配置をしてやるとか、そこら辺をちゃんと明確にしてくださいよ。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

この件につきましては、先ほどもお話しするように、情報管理課あるいは税務課と協議をしながら、どういった体制で臨めばこの事業ができるかということの研究しながら、今ここで23年度からやりますと、取り組みますということを行うのは簡単でございますが、実際にまた取り組みなかったということになるとすれば、また新たな人員補強というようなことも必要ということになりますので、23年4月をもって新しい組織体制に取り組むということで今進めておりますので、その中での協議内容と、重要な課題事項としてとらえさせていただければというふうに思います。

**○2番（下平晴行君）** その協議内容のそういう関係課との取り組みというのはいつからされるんですか。

**○市長（本田修一君）** 組織再編につきましては、日々総務課の方で関係各課と協議を進めているところでございます。

ということで、今回新たにこのような課題、取り組むべき内容、業務が発生いたしましたので、このこともその検討チームの中に課題としてとらえるよう加えまして、来年4月の組織再編の中には事業として位置付けできるような形のを提示したいというふうに考えます。

**○2番（下平晴行君）** 分かりました。次にいきます。

普通財産の取り扱いについてであります。

これは「普通財産」ということでありますが、「普通財産等」ということで、ちょっと「等」が漏れておりましたので、行政財産の取り扱いを含めて質問いたします。

赤線の払い下げ、15番議員のほうも今日ありましたけれども、申請された方は、赤線に隣接する土地を買う時にですね、土地の形がよくないから市役所に相談したところ、譲渡できますと、担当課。これは旧志布志町時代だというふうに思うんですね。

家を建てる時に申請してくださいと。そのようなことから申請した。ところが二、三週間たっても何の回答もないというようなことで、相談がありましたので、その担当課は管財ということで、財務課長に確認したところであります。

確か24日だと思いますが、その申請書が昨日来たと。2日申請なんですね、これ。8月初めに申請したものがこのような取り扱いで何の回答もないと。申請された方は家も出来上がったと、さくを設置しないと子供が危ないというようなことで何とか早く回答できないのかという要請があったわけであります。

そういうことで、財務課長にお願いしたら31日に会を開催しますと、こう言われて、明るる日には建設課長から取り下げがあったと。どういう事務の流れなのかですね、市長。

だったらなぜ受け付けたのかと言いたいんですよ。そこ辺はどうなんですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今回の件につきまして、申請された方に非常に不信感を抱かせたということにつきましては、おわび申し上げたいと思います。

今回の払い下げの土地につきましては、市の最重要路線として位置付けている市道町原弓場ヶ尾線に接しており、将来交通量の増に伴う拡幅の計画が予定される路線であります。そのため、今後も行政財産として管理すべき財産であるため、払い下げはできないということの通知をしたところでございます。

また、今回の払い下げの申請で本庁と支所との連携が取れていなかったことにつきましておわび申し上げます。

ということで、担当のほうからはこういった形で私のほうには来たところではございました。実際、今議員がおっしゃいますように、その申請の流れというのはどうなっているのということを確認したところでございます。

このような形で財産の払い下げの申請があった場合は、当然それが可能かどうかということにつきまして、行政財産ならばその行政を担当する所管が、将来的に市の財産として活用するものということを計画するとしているのならば当然その場で、この地はそういった土地でございますので、申請を受け付けても申請どおりに許可はされませんよというようなことの窓口での説明が必要ではなかったのかなというふうには思うところでございます。今回の件につきましては、担当のほうで申請を受け付けてしまったということにつきまして、そのことについて十分認識しなかったことがこのような結果になったということでありまして、このことにつきまして、すぐさまこの路線についての行政財産の取り扱いについて確認を怠ったことが原因であったようで

ございます。

ということで、申請は原則として様式が整っておれば受け付けるということになるかと思いますが、しかしながら内容によっては、仮に不動産検討委員会という場面に付すということになったとしてもこれはもう明らかに許可されませんよねという内容だったら、窓口でそのようなことの御案内を申し上げることになるのかなというふうに思ったところでございます。

**○2番（下平晴行君）** 市長がおっしゃるとおりであります。それでですね、私はちょっと不思議に思うんですけど、この市道町原弓場ヶ尾線ですか、もしそういう計画があるのであれば、例えば家を建てますね、個人で。その人たちも道路からの幅も何も、建築許可を出してるじゃないですか。その整合性はどうなんですか。

**○建設課長（中迫哲郎君）** 今回の事務的な処理につきまして、横の連携が取れなかったということは深くおわび申し上げます。

今、質問になりました、では建物はどうなのかということでもありますけど、この沿線につきましては、その道路区域に広がった形での認定も行ってないところでもありますし、また個人の土地ということで建物は建てられるということでございます。

また、例えば都市計画の区域の決定がなされた区域でありまして永久構造物以外、2階以外の建物については、協議をすることによって建てられるようなこととなりますので、今の町原弓場ヶ尾線の現段階につきましては、沿線の土地に、個人の土地に建物を建てることは可能でございます。

**○2番（下平晴行君）** 当たり前ですよ、自分の土地だから。課長、それじゃないですよ。整合性を僕は言っているんですよ、整合性。

市長、この市道を拡幅するっていうのであればですよ、そういう関連する、関係する、例えば4mか3mか分かりませんが拡幅するのが、その用地取得ってどうなるんですか、そしたら。いつそれをどういう形で何年度に拡幅工事をしてという考え方、計画はあるわけですか。

今課長が言っているのは当たり前のことですよ、これは。回答になってないですよ、そんなの。おかしいそれ。

**○市長（本田修一君）** 今お話いただいております市道町原弓場ヶ尾線につきましては、将来交通量の増に伴う拡幅の計画が予定される路線ということでございまして、いつその拡幅がされるという明確な期間については定めがないところでございます。

しかしながら、将来的にはそういったことがあるだろうというようなことで、現在この路線に接する行政財産につきましては、そのような形の措置が取られているということでございます。

**○2番（下平晴行君）** ちょっと答えになってないですけど。

もう一つですね、市長、行政財産については確かに、この公有財産管理規則の中で定められているわけですが、私はどうも、所管課長がいわゆる公有財産管理者になっているわけですよ。そして所管すると。例えば行政財産の用途を変更し、または廃止しようとするとき、三つ要件があるんですが、そういうときは合議を財務課長にしなければならないとなっているわけで

すね。その以前の取り組み、今みたいな。はっきりしてるものがあればいいですよ。これもはっきりしているかどうかはちょっと私、不思議でならないわけですけども。

それを担当課長が行政財産という形で判断するという、これは行政財産だから、それはもう所管課長が、関係課長が所管すると。これはもうちゃんとなっているから、それはもうそうだよと言われればそれまでなんですけどね。

でも、その判断の仕方を誤っちゃうと、市民は大変不利益を被っちゃうわけですよ。

例えばですね、例があるんですよ。ある企業が、敷地内に碁盤の目のようにになっている赤線がある、土地がある。これを払い下げ申請をすると、いわゆるこの碁盤の目になっている面積の合計で、その周辺の単価に合わせて払い下げをしようとする。これは担当課長が判断をするわけですか。それとも、この不動産運用検討委員会にかけて対応するのか。そこをお聞かせください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほどもお話申し上げましたように、担当の所管する課が、この行政財産の払い下げについては判断するということになるかと思えます。

そして、さらにこのことについてどうしてもという相談があるとなれば、私までの相談があるという形になるかと思えますが、その際にも当然今お話がありましたように不動産運用検討委員会なるもので検討していくということになります。

今申されました碁盤の目のような形での赤線がある部分について、その払い下げの申請があるとなれば、それにかかわる担当する課が合議して決定がされるというふうに考えます。

**○2番（下平晴行君）** それはもう規則で、あるいは規定でそう定められていますので、それはもう当然そうしなきゃいけない、しなきゃいけないじゃなくて、できるわけですよ。

しかし、私が言っているのはそういう、よく分かるんですよ、市長がおっしゃるのは。当然それに基づいてやると。

ただ、私はですね、例えば今回の例もそうですけども、24日、25日かかってですよ、建設課長はちゃんと見ているわけじゃないですか。まあ課長がどうこうと言っているわけじゃないですけど。そういう中で、市道町原弓場ヶ尾線、これの拡幅があるっていったら、どういう状況で建設課長、6週間ですよ、時間もたっているわけですけど、それを建設課長がそういう状況で取り下げをしたという。私は、その間書類が来て、思いつきでした、行き当たりでやったんじゃないかなっていう気がしてならないんですよ。市長、どうなんですか、そこ。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今回の件につきましては、先ほど私自身も、そしてまた課長のほうでもおわび申し上げましたように、本庁と支所との連携が取れない形で回答が遅れたということに、また変更になったということでございます。

なお、この路線につきましては、以前にもこのような件があったというふうに改めて聞いたところでした。そして、その件につきましては、別途買い戻しをしたというような処理がされまして、この地のこの路線については、そのような財産については、現在払い下げをしないというよ

うな方針がされているということでございます。

そのことが現場の担当者のほうできっちり把握ができていなかったということが最大の原因であるようでございます。

**○2番（下平晴行君）** 市長ですね、そういう間違っていたと謝りをするものじゃなくて、やはりこれは、一つはなぜ申しますかという、最初に言ったとおり、土地を買う時にその申請されている方に譲渡できるって言ってるんですよ。これは、旧志布志町であろうと行政は継続しているわけですから、その取り扱いはどうするんですか。

**○市長（本田修一君）** 過去の中でその土地につきまして、本市ないしは旧町の役場職員のほうでそのような回答をしたということについては、私どもももう1回確認させていただきたいと思います。その上で御本人にまた御相談にまいりたいと思います。

**○2番（下平晴行君）** 市長、ぜひですね、そこはちゃんとやってください。

市長、こういういわゆる先ほどの別件での碁盤の目になっている、15番議員の方もやはり市民に不利益にならないような、やはり今財政も大変なわけでありますので、そういう価格の問題、そこ辺りですね、先ほど言いましたように碁盤の目になっている面積をですよ、1m20がトータルで例えば1,000㎡だったとするとですよ、その1,000㎡がまとまってあればその単価で私はいいと思うんですよ。ところが碁盤の目になっているのを合わせて、その単価で掛けて、積算してこういう価格ですと、それもちょっとどうかなと思うんですけどね。そこ辺りも含めてぜひ検討委員会があるわけですから、対応していただきたいというふうに思います。

どうもこの行政財産の取り扱いについては、流れが少しおかしいなということを感じますので、そこら辺も含めてですね、もうちょっと内部でも検討していただきたいというふうに思います。

終わります。

**○議長（上村 環君）** 以上で、下平晴行君の一般質問を終わります。

—————○—————

**○議長（上村 環君）** 以上で、本日の日程は終了しました。

明日から13日までは、委員会等のため休会とします。

14日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時15分 散会

**平成22年第3回志布志市議会定例会（第5号）**

期 日：平成22年9月14日（火曜日）午前10時08分

場 所：志布志市議会議事堂

**議事日程**

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第57号 志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について



**出席議員氏名 (24名)**

1 番	平 野 栄 作	2 番	下 平 晴 行
3 番	西江園 明	4 番	丸 山 一
5 番	玉 垣 大二郎	6 番	坂 元 修一郎
7 番	鶴 迫 京 子	8 番	藤 後 昇 一
9 番	毛 野 了	10 番	立 平 利 男
11 番	本 田 孝 志	12 番	立 山 静 幸
13 番	小 野 広 嗣	14 番	長 岡 耕 二
15 番	金 子 光 博	16 番	林 勇 作
17 番	岩 根 賢 二	18 番	東 宏 二
19 番	小 園 義 行	20 番	上 村 環
21 番	鬼 塚 弘 文	22 番	丸 崎 幹 男
23 番	福 重 彰 史	24 番	野 村 公 一

**欠席議員氏名 (0名)**

**地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名**

市 長	本 田 修 一	副 市 長	井 手 南海男
教 育 長	坪 田 勝 秀	総 務 課 長	中 崎 秀 博
情報管理課長	徳 満 裕 幸	企画政策課長	溝 口 敏 久
財 務 課 長	溝 口 猛	港湾商工課長	萩 本 昌一郎
市民環境課長	竹之内 宏 史	税 務 課 長	外 山 文 弘
福 祉 課 長	山 下 修 一	保 健 課 長	木佐貫 一 也
農 政 課 長	上 原 登	耕地林務水産課長	立 山 広 幸
畜 産 課 長	中 崎 章 文	建 設 課 長	中 迫 哲 郎
松山支所長	白 坂 照 雄	志布志支所長	小 辻 一 海
水 道 局 長	井 手 佐喜雄	会 計 管 理 者	楠 川 昭 博
農業委員会事務局長	堀 苑 智 之	教 育 総 務 課 長	五 代 豊 一
学校教育課長	金 久 三 男	生涯学習課長	津 曲 兼 隆

**議会事務局職員出席者**

事 務 局 長	今 井 善 文	次長兼議事係長	徳 田 弘 美
調査管理係長	坂 元 正 知	議 事 係	武 田 賢一郎

午前10時08分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。



### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、毛野了君と立平利男君を指名いたします。



### 日程第2 議案第57号 志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第2、議案第57号、志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第57号、志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、平成22年4月27日付けで八野校区公民館長及び八野小学校PTA会長の連名による志布志市立八野小学校の廃止に関する陳情があったことにかんがみ、同校を廃止するものであります。

内容につきましては、別表の小学校の表から志布志市立八野小学校の項を削るものであります。

なお、この条例は、平成23年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。

会議規則第53条の規定により、岩根賢二君から発言通告書が提出されておりますので、まず岩根賢二君の質疑を許可します。

○17番（岩根賢二君） ただいま提案がありました条例案につきまして、9月8日に全員協議会が開かれまして、その中で9月14日、本日ですね、本日この議案を提出すると。そして、文教厚生常任委員会に付託をするということでございましたので、付託の前に質疑を4点ほどいたしたいと思います。

まず、提案理由ということで提案理由の今説明がございましたけれども、この提案理由の説明の中で、八野小学校の廃止に関する陳情があったと述べられてありますが、私どもが受けております陳情は、八野小学校の今後に関する陳情でございました。廃止に関する陳情というのではなかったと思っております。また陳情の中身についても、廃止という言葉は1回も使われておりません。このことにつきましては、正式に今後に関する陳情ということで訂正をして説明をするべきではないかと思いますが、私はこの発言通告書を出しておりましたので、今、市長の方から改めて廃止に関する陳情という説明がありましたので、今後に関する陳情というのの趣旨をとらえてそういう発言ということになったのか、そのことをお聞きいたしたいと思っております。

2点目に、陳情があったことにかんがみという言葉があります。このことは、陳情があれば、

はい、それに従いますよというふうに文面からは受け取れるわけですね。それは、市の、あるいは教育委員会の姿勢というものは一つもうかがえない。学校の在り方についてはこう考えているからこうしますというふうな説明はほとんどないわけですね。陳情があったから、この条例案を出しますよということですね。そのことについては、いささか疑問がありますので説明をお願いいたします。

それと、この議案の提案者は市長であります。市立学校はどうあるべきと考えているのか、その考えを改めてお聞きしたいと思います。

また、陳情があったことにかんがみということで提案をされているということであれば、陳情の項目にあります他の項目については、じゃあ陳情があったからやりますよということなのか。そのことを、陳情にかんがみという言葉が使われるのであれば、そのことも明確にすべきではないかなと思っております。

以上の点をお答えをお願いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

まずはじめに、廃止に関する陳情と提案の中で申し述べました。今後に関する陳情ではないかということについての御質疑でございますが、陳情書のタイトルにつきましては、志布志市立八野小学校の今後に関する陳情書でございます。通学手段や跡地利用に関する要望等条例改正に直接関連しない部分もありましたので、提案理由中では、志布志市立八野小学校の廃止に関する陳情と、条例改正に関連するその内容をもって表現したところでございます。

次に、陳情があったことにかんがみという表現についての見解でございますが、陳情があればすべて従うということではなくて、それぞれ一つ一つの陳情につきまして内容が妥当であるかということを経験的に判断して対応をしているところでございます。

それから、今回の提案につきましては私の方で提案するところでございます。市立の学校はどうあるべきかということについてのお尋ねでございますが、お答えいたします。

学校教育は、一定規模の集団で行うことを基本としており、学校全体の児童生徒数の減少は、教育条件、教育環境、学校運営等に様々な問題を引き起こしております。このことは、4年間にわたって協議検討を重ねました学校の規模・配置の在り方検討委員会の提言においても述べられており、統廃合を含め、より具体的な協議を進めるべきであると結論づけております。学校設置者であります私としましては、今後、学校規模適正化推進委員会における市立学校の規模の適正化を図るための基本方針及び市立学校の統廃合に係る計画についての提言を基に、学習面やスポーツ面、社会性の醸成など、児童生徒に好ましい教育環境を提供できる学校となるよう教育環境の整備を図ってまいりたいと考えております。

陳情の他の項目についてであります。まず八野校区内に居住する児童生徒の通学手段としましては、現在休校となっている四浦小学校の例に倣いまして、遠距離通学補助制度を設けたいと考えております。そして、学校の跡地利用につきましては、今後地元と協議を重ねてまいりたいと考えております。

**○17番（岩根賢二君）** 条例に関する部分ということで廃止という言葉を使ったということでございましたが、それならそれなりに、やはりもっと丁寧な提案理由の説明があつてしかるべきではないかなと思いますので、今後そういう点は注意していただきたいと思います。

それと、陳情の項目、他の項目については、今回はこの条例案の制定についてということでありますので、また別の場で議論がなされるものと思っております。

それとですね、実はこの陳情に関しましては、陳情の取り扱いにつきまして、今までの陳情の取り扱いと若干流れが違ったということを感じております。6月定例会で陳情が継続審査となつて、その後、本定例会が始まりました9月3日に文厚委員会が開かれました。そして、9月7日には一般質問の前に、この陳情の報告があつて、採決が行われたと。これは、今まで私が経験したことのない陳情の取り扱いの流れであります。このことは、陳情が採択されて、即提案がなされるということ、これを考えたときに、市当局側のこの陳情に対する姿勢というものが議会に対して何か動きがあつたのかな、働き掛けがあつたのかなと感じておりますが、そういう働き掛けをなさつたのか、市長はですね。その点についてお答えをお願いします。

それと、教育長にもお尋ねいたしますけれども、教育長はあらゆる場面でこの学校の統廃合については非常に時間のかかる問題だと、なかなか一朝一夕には答えは出せませんよとかねがね言っておられました。ある場所では、八野小学校で行われた移動市長室の中では、10年ぐらひはかかるんですよと、具体的に10年という言葉も発せられております。そういう中であつて、陳情が採択をされたからということで、その明くる日には提案をしようということだったですよ。いろいろありまして本日の提案となつたわけですけども、慎重に慎重に協議を進めなければならないと今まで言つてこられた教育長として、陳情が採択されたから、じゃあもう明日提案しますよというその姿勢は、ちょっと私には理解ができないということでもあります。そのことについても、説明をお願いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

八野校区からの陳情につきましては、議会とともに私の方にも上がつてきたところでした。私どもの方としましては、この市内の学校の在り方検討委員会というものを教育委員会の方に協議を委ねておりました関係で、そのことに基ついて今後の市内の学校の在り方を決めようというような流れの中での陳情ということになつたところでした。

ということで、このことにつきましては、地域の方々が十分検討され、そして総意として陳情された内容ということでございましたので、私どもの方としましては、改めて教育委員会にこのことついて協議をしていただいたところでございます。その間、何ら議会に対しての働き掛けというものにつきましては、行ってはおりませんでした。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

私は確かに、今もそう思っておりますけれども、この統廃合の問題、それから学校の今後の在り方につきましては、大変重たい問題であるということは今も認識しておるところでございますが、そういう中で、今回、八野校区の皆様方が総意というか、9割以上の方々が署名をもって八

野の在り方について御意見をいただいたということについては、前議会で申しましたように、極めて重たい、そしてまた苦渋の選択をなさった結果であろうというふうに認識しております。ですから、問題は確かに、今もそうでありますけれども、今既に志布志でも4年、在り方検討委員会で議論して、いろいろ討議していただきまして、ようやく今後は統廃合を含めて話し合いをする場を設けなければいけないということまでこぎ着けたといえますか、話を進めたところでございます。ですから、今年度からいよいよ、それでは基本方針等を決めて、そして少しずつ見直していこうという矢先に、こういう一つの陳情が出されたというのが実態でございます。

また、救急にそれが来たから、早速今度は、もうそう言いながらも、なおかつ早々に条例をとという話は、これはちょっとおかしいじゃないかと思うかもしれませんが、私の管轄といたしましては、どうしても教職員の人事異動の関係で9月中には学校の存続、廃止ということについて全県的にその様子を県教委としては把握しなければならないということがございますので、今9月定例議会の会期日程が示されまして、9月8日が一般質問の最終の日となっておりますので、その後、議会の皆様方が全員おそろいになるのは、もう28日の最終本会議しかないのかなということでありましたので、9月8日までには提案しておかないと最終本会議には結論をいただけないと思ひまして、こういう形の提案になったところであります。

以上でございます。

**○17番（岩根賢二君）** 在り方検討委員会ですらね、こうこうすべきであるという結論が出て、報告がなされて、じゃあそれを受けて当局としてはこういう方向に進みますよと。先ほど市長が答弁されたんですけれども、そのことは公的には発表はされていないんじゃないですか。こういう方向性ですよと、市当局としてはこういきますよと、在り方検討委員会はこうだったから、やっぱりそれに従っていきますよとこの表明はなかったのじゃないのかなと思っておりますが。

それと、教育長、人事異動が最優先ということですかね。もっと学校の在り方については、先日いただきました教育委員会の外部評価委員会のこの中でですね、今後は本委員会の検討結果を基に統廃合を含め、より具体的に協議する場を設け、教育環境整備、教育の充実や振興が図られるよう学校規模適正化に取り組んでいくということですよ。そういう作業は一つも行われてないんじゃないかなという感じがするわけですね。ですから、また新たに学校規模適正化推進委員会というのができて、その場でやはり協議をなさるべきではなかったのかなと思っております。この八野小学校の閉校について、学校規模適正化推進委員会に1回でも諮って協議をなされたのか、その点をお聞きしたいと思います。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

学校の教員配置を最優先するののかという話でございますが、これはですね、例えば今まで、今年15人先生がいた学校が小さくなって今度は13人になるとか、12人になるという話ならまだしも、校長、教頭をはじめといたしましてですね、八野の場合は、1人希望者がいたんですが、その方がもう行かないということですから、完全に配置できないという状況が考えられるわけですね。

ですから、どうしてもそうなりますという、早めに人事担当をする県の方には言っておかないと教員がまた宙に浮いてしまうという実態が出てまいりますので、県といたしましては、私の経験からも、まあ9月中にはその様子を教えてくださいというのが通例でございます。ですから、そういうふうになったところで、それは教育委員会の都合じゃないかおっしゃれば、もうそれまでであります、このことは全県的な人事配置ということですので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、推進協議会では1回も八野の件についてはまだ討議していないじゃないかと。確かにそのとおりでございます。今、本年度推進協議会と名前を変えて、在り方検討委員会から推進協議会と名前を変えてもう一步、二歩進んでいこうと、22年度からそういうことでやりましょうという話し合いをし、設立して、協議会を立ち上げたばかりで、その矢先にこの陳情が出たわけでございますから、これは物理的にも、時間的にも、それに対して待ったを掛けて、ちょっとこれはまだ協議会で話をしていないのでしばらくお待ちくださいということではできなかったと。また、陳情に対してそれはできないのではないかと判断をいたしましたし、会議の俎上（そじょう）には載せていないというのが実状でございます。

以上でございます。

**○市長（本田修一君）** 本陳情が届けられた時点で、本市におきましては学校の規模・配置の在り方検討委員会が開催され、そしてまたそれに基づき今後は規模適正化推進委員会が設置され、統廃合を含め、より具体的な協議を進めるというような方向にされておる中で、こういったのが届けられましたということのお話はしたところでございます。

先ほど教育長の方が八野小学校で10年はかかるというような話をされたということにつきましては、統廃合ということになるとなれば、その地域の方々の御理解がなければ、とても前に進めるようなものじゃないということをお認識しているところでございます。私も、教育委員会の方にお願ひしまして、この学校の統廃合につきまして、規模適正の在り方ということの見地からの検討を重ねてきていただいたということの前提としましては、やはり将来的には統廃合という方向性があるんじゃないかなろうかというようなことがございましたので、このような形の協議のお願いをしていたところでございます。

そのような中で、地域の方々がこうして本地域の小学校について廃校というものはやむを得ないという決断をされた陳情が届けられたということについては、非常に重たく受け止めてきたところでございます。そのことをもって、改めて教育委員会について協議をお願いしたところでございます。

**○24番（野村公一君）** 今回、この種の陳情を含めて教育委員会、あるいは当局のものの考え方をもう一遍考え直すべきではないかなということを非常に痛感をいたしております。

まず、市長と教育長にお伺いを試みますが、議会の議決というものをどうとらえておられるのか、そこをひとつ御答弁をいただきたい。

それから2点目でございますが、今回、四浦小学校が、まだその状態で残っていくわけですね。

ここも将来に向けて再開をしていく見通しはない。しかしながら、教育財産、その他については、そのまま放置がされておると。これはどう対応していくのか。この学校の統廃合については、まったく教育委員会も行政も姿が見えないんです。自分たちが結論を出してしまうと地域に恨まれるからとか、自分たちが早く結論を出さずに、地域の方々からその結論を引き出そうとかという姿が見え見えです。だから、四浦小学校もそのままになっている。ところが八野は陳情が出てきたから、はい、これ幸いだということで乗っかっていった。もうその姿が見え見えですよ。であれば、この四浦小学校は今後どうしようとしているのか。教育委員会と行政の方針を示してください。それが2点目です。

それから3点目、一番肝心なことですが、これは提案者が本田市長ですので市長にお伺いをしますが、今回のこの議案、下の方に提案理由が示されておりますね。この提案理由が提案理由になるのかどうか、そこを答弁ください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

はじめに、議会の議決についてのお尋ねでございますが、私どもは市政を預かるものとして、当然その方向性について市民の皆様方に示しながら、それを具体化する案件につきまして、整えまして、議会にお諮りしながら市政の推進に努めるところでございます。ということで、様々な事業につきましては、議会の議決を経ながら進めていくということになります。

今回の場合、陳情というもので議会の方々にも、その陳情の取り扱いについて判断をしていたところでございますが、その陳情につきましては、議会の方で議決をいただいたということでございます。私どもは、そのことにつきまして、今後、市当局としまして、そのことについて具体化するために、今回、このような条例の改正という形で御提案を申し上げ、改めて御承認を得ながら今後進めようとするところでございます。

それから、先ほども申しましたように、学校の在り方につきましては、今後、将来的に統廃合というものが必要になるかと思っておりますので、そのことを時間をかけて検討をお願いするということで、教育委員会の方に在り方検討委員会での検討をお願いしたところでございます。その中で、今後、統廃合を含めた形の協議を進めるべきということで学校の規模適正化推進委員会が設置され、今後その協議が進むということになるところでございますが、その中で地域からこういった動きが出てきたということにつきまして、そのことを私どもは受け入れて、今後地域の方々の御希望に添う形でするわけでございますが、地域の方々がこういった形でされたから、それを有り難いというようなふうには受け止めて、私は今回提案するところでございます。

先ほども申しましたように、このことにつきましては、好ましい教育環境を提供しなきゃいけないと。そして、改めてそれが提供できる学校となるとなれば、教育環境の整備もしなきゃならないということになりますので、そのような見地からも、子供たちの教育というものを教育委員会の方に委ねておりますので、教育委員会の結論を経て、このような形の提案となったところでございますが、先ほども申しましたように、この問題につきましては、地域の方々の全面的な御理解と御協力がなければ、本当に前に進むことのできない困難な問題であるということでございます。

ます。その中で、このような地域の方の陳情があったということにつきましては、有り難くお受けしたということをごさいます、決して見え見えというようなことでお受けしたということではないということをごさいます。長い期間、御協議がされ、そして幾度も慎重に検討された結果の陳情だというふうに重く受け止めているところをごさいます。

それから、本条例の提案理由につきましては、先ほども提案理由の説明を申し上げましたとおりをごさいます、このことでもって御審議いただければというふうに思います。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

四浦小学校につきましてでございますが、御案内のとおり四浦小学校は平成12年3月に休校をいたしまして、そして14年4月に再び開校をしてあるようです。それから、20年3月に休校と、こういう経緯をたどって本日に至っているということをごさいます。休校今2年目ということになっております。

再開の見通しについてでございますが、以前、このような傾向、動きがあった、経緯があったというようなことからでしょうか、地元の方々とお話があった時に、当分の間、休校をしておいでくれないかという御意見でございました。そういうこともありますので、当分の間は閉校でなくて休校という形。万一、またどういった児童生徒の動きがあるやもしれないということが四浦の場合はあったようでした。

そういうふうな形で、今現在休校としておりますが、私どもといたしましては、月に1回、職員が出向きまして、老朽化の状態でありますとか、その他点検をし、報告書を作成しているところをごさいます。今後は、ただいままた地元の方々にも環境整備ということで草刈りなどもお願いをしておるところでございますが、今後住民の動向や意見も聞いて閉校となるのか、大体休校から閉校という形を取る場合は、他の市町村の例を私も聞いてみましたら、大体まあ五、六年すれば、もう児童生徒の動向というのは先が見えるようなのでというのが他の市町村の例でありました。しかし志布志市の場合はどうなるか分かりませんが、そういうことをごさいますので、しばらくは今の休校という形で動向を見るということが今の状況でございます。

議会の議決についてということだろうと思いますが、私どもはその議決に従うということはもう大前提でございますので、何であれ、そうするのが下部組織である教育委員会の立場でありますし、議会の御意見を肅々と受け止めて、その議会の決定に従って教育委員会の行政を進めていくというのが筋だろうと思っております。

以上でございます。

**○24番（野村公一君）** 答弁を聞いている以上は、非常によく理解をされていると私は思っているんですね。ところが、やっていることはちんぷんかんぷんだと。議会の議決の重要性というのは、今、お二人とも述べられたとおりです。それは何かというと、市民の最終意志決定なんです。市長が出された政策が、これがいいかどうかを市民が最終決定をして、市長がその仕事をしていくというのが今のルールです。それを踏まえてお伺いをしますよ。

この提案理由についてでございますが、この提案理由は八野小学校から廃止の陳情が出された



ことにかんがみ廃止の議案を提案しますとなっています。そうじゃないんじゃないの。議会が議決の決定をしたから、この議案の提案をするんじゃないのというのが私の論法なんです。あなたたちの論法でいくと、議会の議決は要らないということですよ。これは、事務局、教育委員会が作られたかどうか分からんけど、それが一番大事なことです。いかにあなたたちが議会の議決を無視しているかということだろう。議会が陳情を議決をした、その結果をもって、この議案の提案をするということが提案理由でしょう。この種の陳情が全部出たら、じゃあ何もかんもあなたたちは議会を通さずにできますか。提案理由にはなりませんよ、これは。刷り直しをするかせんことには、この状態じゃ、我々も議論ができませんがね。

それと、その四浦小学校、教育長、地域住民がしばらく残してくれと言われた。もちろんそれは大事なことです、地域の意思ですから。しかし、志布志市の教育行政はどうしていくのか、それが見えないというんですよ。あなたの姿が見えないんです。志布志の教育行政をどう高めていくのか、小規模校をどういう方向に持っていくのか、あなたの姿が見えないんです。だから教育財産を五、六年も放置して、いざ活用するときにはもう使えないんですよ。志布志の教育をどうしていこう、坪田さんに頼もうとってあなたは頼まれたんです。ちょっと違うんじゃないですか、その辺は。もう一回答弁をお願いします。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

今、野村議員の御指摘がありましたけれども、やはり私がちょうどまいりました時にそういう経緯があったということも聞きましたし、この状況を、例えば閉校という形を取るのかどうかということにつきましても、大変微妙な問題もありましたので、私は地元の方々の声を聞いて当分の間、やはり休校という形にして、そして今後、今度開きました推進協議会あたりで四浦小学校のことも含めて議論をし、そして完全に閉校とするのか、休校のままでいくのかということは議論を待って決めていかなきゃならないということは考えております。

私個人に、あなたはどうか考えるかということでございますが、ある意味で私が教育長としてですね、例えば統廃合に関してもですが、もう学校を五つにしたいので議論してください、もう小学校を全部閉校したいので、教育委員会としてはそうしたいから推進協議会でやってもらえませんかというようなことはもちろん申し上げることは私はできないと思っております。なぜか。そういうことをいたしますと、もう先入観を持って何のために協議会を立ち上げたのか、それはもう初めにありきじゃないかと。じゃなくて、やはり基本的な方針、例えば全体の公的な教育としての、公の公教育としての、この前申し上げましたけれども、平等、公平性というようなことでもって教育委員会としては行いたいと、そういうふうを考えております。ですから、ぜひそういう視点から学級の数とか、学校の数ということをお客様方ひとつ、一緒に御議論いただきまして、いい方向を立ち上げてくださいというお願いを私は教育長としてお願いする立場であるんじゃないかと思っております。

ですから、本市におけるこの学校教育の振興充実につきましては、24校すべてが等しく充実するように、施設や人的配備等、教育環境の整備・充実に努めまして、そしてまた関係方面の指導

や助言、あるいは本市の関係課の支援等をいただきながら、さらに地域住民の協力を得ながら、公平公正な教育を展開していきたい、これが私の教育に対する考え方でございまして、そしてそれについていろんな方面から御意見をいただいて具体的には進めていきたいと、こういうことでございます。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

提案理由につきましては、校区からの陳情があったことにかんがみて提案するというところからでございます。私どもは、様々な方々から様々な陳情を受けるところからでございます。その中で、本市の進むべき方向として合致しているものにつきましては、提案・陳情を受けまして、事業化するために予算化し、あるいは条例の制定をしながら議会にお諮りしまして具現化していくということになるわけでございます。ということで、今回のこの件につきましてもそのような形で御提案を申し上げたということからでございます。

しかしながら、本議案につきましては、先に議会の方でも陳情の採択ということがありました。そのことにつきましては、私どもも今回のこの議案の提案につきましては、陳情の内容につきまして十分しんしゃくしていただいた上での議会の判断だということの前提で提案理由としたところからでございます。

**○24番（野村公一君）** 市長、大変苦しい答弁のようですが、私が言うこと、お分かりですよ。陳情が出されたから、その結論を待たずにして次の作業には入れないということなんです。ところがこれは、陳情があったことにかんがみ、こういう作業をしますという提案をされる。これじゃないんじゃないのと。議会が議決をして、廃校の議決をしたのに伴って条例の改正をしますよというのが提案理由にならないとおかしいんじゃないのということが私の議論です。お分かりですよ。であれば、今からでもこの作業をしてもらわないと、これは議案として取り扱いができませんよ。そこをどうされますか。

それから教育長、あなたが一生懸命なことはよく分かるんです。よく分かるんですよ。分かるけれども、教育委員会、志布志市の教育はどういう方向に向いて、志布志の教育はこうしていくんだという姿がないと、地域の皆さんも、じゃあこうしようという結論が出ないんですよ。地域の皆さんはあつたに越したことはないですよ、学校が。あつたに越したことはない。だけど、子供の教育を考えるとやむを得ないんじゃないかというのもあるんです。であれば、その人たちをしっかりと後押しをしてやるのが教育委員会です。志布志市の教育、児童教育はこうしていきます、協力をしてくださいと、その姿がないということです。

もう別にあなたの答弁は要らないけれども、教育委員会はせっかく委員会も立ち上げておられるんでね、委員会の結論を早くこういう問題が出る前に出してこないと、住民の意思決定がされた後、この委員会の結論が出たって何もならないんですよ。志布志市の教育の風、どうあるべきかということを示してください。

これは議長、議案提案はこれでいいんですか。

**○議長（上村 環君）** 暫時休憩いたします。

○  
午前10時54分 休憩

午前11時05分 再開  
○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○市長（本田修一君） 今回提案しました議案第57号の提案理由につきまして、一部不備がございましたので差し替えさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（上村 環君） ここで、しばらく休憩いたします。

○  
午前11時06分 休憩

午前11時45分 再開  
○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○市長（本田修一君） 事件の訂正の請求について御説明いたします。

議案第57号、志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由について、次のように訂正いたします。「平成22年4月27日付けで八野校区公民館長及び八野小学校PTA会長の連名による「志布志市立八野小学校の今後に関する陳情書」に関する議会の議決を踏まえ、当該陳情書の内容にかんがみ、同校を廃止する必要がある」のように訂正をお願いします。よろしくお願いいたします。

○議長（上村 環君） 議案の訂正申し入れがありました。承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、訂正申し入れは承認することに決定いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

○14番（長岡耕二君） 4月に陳情がありましたのでちょっと忘れていた部分があるかもしれません、確認の意味で質問をさせていただきます。

教育委員会で今まで在り方検討委員会、そして適正規模委員会が発足されておりますよね。その中で、今、八野の方から陳情が出ましたが、この関連に対してですよ、今、陳情が採択、議会でされましたが、この在り方検討委員会の意見とですよ、この陳情の在り方というのを考えたときに、どっちを優先するのかなというふうに考えています。今後、また八野だけじゃなくてですね、やっぱりその近隣小規模校なんかの校区、そしてそういうところから陳情が出された場合、また今回の場合は学校廃止の陳情が出ましたが、もし在り方検討委員会、そして適正規模の委員会で、もし合併ということになったときですね、その対象になる校区からの反対とか賛成の陳情が出たとき、このように八野の陳情を優先する形で行政で進めていくのか、基本的な考え方を市

長と教育長に聞いておきたいというふうに考えています。

それとですね、やはりこの陳情の在り方というものの、やはり八野の場合は9割が賛成だということでありましたが、市長、教育長なんかは、もし合併ということで、統合という形で進められる基本的な考え方。そして、今後、校区自体を考えたときですね、合併ありきでいったとき、今後教育行政の方向性というものをどういう形で、小規模校のとらえ方。そして、地域の今まで校区ごとに、一部に住宅なんかをして小規模にならないような施策、そういうことを今後どういう形で市長が考えておられるか。八野でも出ましたように、学校が廃止されたその後の問題というものを地域では大変重視されているような陳情でありますよね。そういうところを確認の意味で質問させていただきます。よろしく願いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

市といたしましては、4年間にわたりまして統廃合についてという観点から学校の規模、適正な在り方検討委員会ということで検討をいただいたところでございます。そして、提言として統廃合が必要なんだと、そしてより具体的な協議を進めるべきだというようなことの結論をいただいているところでございます。そのような流れの中で、今回、学校の規模適正化推進委員会の設置をしていただきまして、具体的な協議が始められようとしているところでございます。今後、他の学校につきまして今回のような陳情ないし要望というものが上がった場合には、改めてそのことについては検討をさせていただければというふうに思います。地域全体として、総意としまして、そのような形が結論づけられるということになるとなれば、先ほど来何回もお話しますように、学校の統廃合というものにつきましては、本当に地域の方々の御理解がなければとてもでき得ない内容でございますので、そのものが出されるとなれば、有り難く、また重く受け止めながら、今後この適正化推進委員会の中での協議をしていただければというふうに思うところでございます。

ということで、基本的には適正化推進委員会の中で統廃合については協議をしていただけるものと思っております。

また、地域の核がなくなり、学校がなくなりということにつきましては、引き続いて地域の方々はそこに住まわれるということでございますので、その跡地につきましては、今回の場合は特に地域の方々と一緒になって協議を進めさせていただければというふうに思うところでございます。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

推進協議会と、それから地域の住民の方々の御意見がどういうふうになっていくのか、その関係はというような話でございましたが、私は今後議論を進めてまいります推進協議会の意見に、例えばある一定の結果が出たと仮定いたしまして、それをその該当する地域の方々にそのままこうなりましたのでということ、これはまた大変乱暴なことでもありますので、当然それを御理解いただくように各地区を回って、そしてこういう結論に至りましたけれども皆様方はどうお考えですかということでもって、十分御意見を吸い上げて、そしてその決定を具体的な本市の教育の

在り方に進めていかなければならないと、これが手順だろうと考えているところでございます。

基本的な考えというのは、前から申し上げますように、何としても教育環境を十分整理・充実いたしまして、小規模校の子供たちだけが不公平な教育環境にあるということが生じないように、やはり数字で申しますと、前から申します、これは私の個人的な考えでございますが、やはり20人2クラスぐらい、あるいは中学生なら30人2クラスぐらいが一定規模の学校と本市の場合には言えるのではないかと考えておりますので、そういうようなことを推進協議会に、教育委員会のごく基本的な、基本の基本的な考え方を示して、それを基に、それでは今後どうすればいいかということ議論を進めていっていただいて、一つの方向性を決めていただくということにしたらどうだろうか今考えているところであります。もちろん、その議論の中では、中学校を優先すべきか、あるいは小学校を先にすべきか、あるいは旧町単位にやるべきか、いろいろな切り口が私は相当出てくることを予想しております。ですから、そういう推進協議会の中では、25名の委員の方々でですね、また場合によっては小さな部会を開いて、そこで一斉に進めるのか、あるいは地域ごとに進めるのか、今まさに、先ほどから出ておりますように、早急に対応しなきゃならない学校だけを先にするのかなというようなこと等も含めて、基本的な方針を立てまして、そして議論していくということになるかと考えておりますので、すぐすぐ、今年度立ち上げましたので、もう来年すぐその結果が出て、どこから手を付けるということになるかどうかは、やや疑問でございます。そういうようなことで、今後はまた推進協議会というものを立ち上げたところでございますから、その協議会の議論、討議、協議の様子につきましては、るる機会あるごとに公表もいたし、公開もいたしまして、そして理解をいただくように進めながら本市の統廃合ということも含めた学校の適正化ということを考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

**○14番（長岡耕二君）** 大まかなことはちょっと分かりましたが、それでは市長、教育長に質問させていただきます。期限をどの程度に持っていくかであります。

前の答弁の中で、教育長は10年と、市長はその期限を言わないで、みんなの要望を聞いてやっていくという大まかなあれがありました。やはりですね、八野校区が10年ぐらい前から議論していたと。そして結論を八野は出されました。これを受けてですね、やはり市長、教育長なんか、集落、そして校区なんかを回ってみますとですね、漠然としているものですから、八野校区もです。行政にしびれを切らしてこういう答えを出したんじゃないかなというふうに私は、一部は理解する部分もあります。そこで、私はその期限を皆さんの意見を聞きながらという教育長、そして市長の問題を聞きながら考えたんですが、やはり四浦小学校もですね、休校にして、いつまで休校するのかなというのが住民の考え方ですよ。そういうところをやはり期限を切ってですね、みんなの意見を聞くと。みんなの意見を聞くということではですね、行政というのは任せられない、住民としては不安があるんじゃないですか。子供たちがいなくなって校区が寂れていく。そして、10年後に子供がいなくて、その時統廃合しますよというのじゃ遅いんじゃないかなというふうに考えます。やはり期限を切って、これまで皆さんの意見をまとめてやりますよという考え

方を市長と教育長にお伺いしておきたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

期限につきましては、現段階ではいつまでということとは言えないということですが、多分目標年度を定めてということになるかと思えます。それは、例えば八野なら八野という1校の問題ではなく、他の学校との関連の問題もございしますので、全体的な児童数の推移というのを考えながら、そしてまた地域の方々の熟度というものも得ながら進めていくということになりますので、そのことを踏まえながら、今後適正化の推進協議会の方で議論していただけるんじゃないかなというふうに思っています。しかしながら、私自身としましては、なるべく早いうちにそういった目標年度をこの委員会の中で出していただければということの申し出は教育委員会の方にしているところでございます。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

一定の期限を設けて、そして統廃合について、あるいはまた学校の適正規模化について考えていった方がいいんじゃないかという御意見でございしますが、ただいま設置者であります市長も申しましたけれども、私どももあと3年以内、5年以内と、こういうふうに明確に示せば、本当にそれに越したことはないんでありますが、本当に地域を回って、今度の運動会などを見てもみますという、皆さん方もまた今機会でございますので、ぜひ足をお運びいただいて学校の実状を御覧になっていただきたいんですが、そういうような様子を見ますとですね、やっぱりいろいろな角度から検討する時間が欲しいなと思うのが正直なところでございます。

ですから、今、市長が、やや早めに、もう少し早めにしてもらいたいというようなこともありましたので、私も、大体私の考えでは4年間を在り方検討委員会ということで私は頭の中で考えておりましたが、それはまあ計画どおりだったと思っております。4年間ぐらいは在り方検討委員会というのでじっくり考えないと拙速になってしまって、もう早く何とかせえということになると、やっぱりこれはもう失敗するほかの市町村の例もありますので、4年間ぐらいはゆっくりとあらゆる角度から検討をしてということで、2回の報告をいたして、今回22年度に引き継いだというのが実状でございます。それで、やっぱりこのままじゃいかんなど、どうしても統廃合も含めて検討すべきであるという2回目の答申をいただきましたので、それを基に我々教育委員会といたしましては、一定の成果を得られたと思っております。

ですから、今後また向こう何年間になるかということをご申し上げるのは非常に難しゅうございますが、できるだけ急がず、また一方で遅くならないようにと、その両方を使い分けながら、教育委員会としては私どもの方針、考え方、基本的な考え方をお示しながら、十分検討をしていただきまして、そして方向を示すと。当然、それが出ましたら、先ほど申しますように地元を足をお運びまして地元の方々にその理解をいただくという手法で進めていくということでございますので、何年ということをご申し上げられないのが大変申し訳ございませんが、できるだけ早い時期をもって統廃合、あるいは整理統合、あるいはまた学校の規模適正化ということになりま

すように、全力を尽くして頑張っていきたいというふうに考えております。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

**○19番（小園義行君）** 委員会付託になるというふうにお聞きしていましたので、少し、二つほどお願いします。

今、それぞれ市長、教育長の答弁をお聞きをしまして、この陳情に対してもそのとおりされたらよかったのになというふうに思うことであります。

そこで、4月27日に陳情が市長部局、議会にも出されたんですね。そして、教育委員会にはないということでしたが、当然そのことはもう御存じなわけでありまして、その陳情が出されてから八野校区に対してどういうふうに市長部局、そして教育委員会サイドとして対応がされたのか。そのことを、今日までですよ、そのことについて1点、お願いします。

そして、二つ目に、あそこにいる子供たち、これから先、入学、どっかの学校に行くわけですが、そうした子供さんをお持ちの家庭、これ個人情報保護という下で私なんか分からないわけですね。当局は当然分かっているわけですし、そこの方々に対しての御意見等がきちんと把握されたものなのか、対応を、1件目と重複しますが、そこについてお願いします。そして、その影響をどういうふうに考えるのか。

三つ目に、まさか今回、この9月までに結論が出ないといけないみたいなことで、すごく私は拙速に走っているんだなど、当局はというふうに思うんですが、県の教育委員会とこのことに関する事で相談なんかは、まさかされていないでしょうね。

その三つ、お願いします。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

陳情が出てから八野の地域の方々と何か接触をしてどうかということがあったかということでしたが、陳情が出ました後に1回ほど地元の方々とお話をする機会がございました。その時に、どういう経緯があったんですかねということをお聞きしましたが、こういうこの陳情書の説明に書いてあるような御説明がありまして、そういうことだったんですねということで、分かりましたと。あとはもう、議会に提案されておりますから、議会の議決を待つしかございませんということで終わりました。

それから、学校の存続、つまり保護者に対してどういうふうな接触をしたかということですが、来年入る予定の保護者が1人おられましたので、これもまた学校存続と教員配置との関連もありますし、またおしかりを受けるかもしれませんが、教員配置の関係もありますので、1人であっても、最悪1人であっても八野小学校に出されますかということをお気持ちをどういうふうにあられるか、またそのこととお気持ちを、御要望を教育委員会の方にお知らせくださいと、校長を通じて。校長は聞いてはいたんですが、保護者の方から教育委員会に来ていただきまして、そしてお考えをお聞きしたということでございます。

それから、県教委とのうんぬん、これは一切ございません。

**○市長（本田修一君）** 校区の方々が陳情書を4月に持ってきていただいた後、1回ほど改め

てまたこの方々がお見えになったというふうに思っているところでございます。その時も陳情につきましては、また教育委員会の方に改めてお願いをするというようなことのお話を申し上げたところございまして、重く受け止めているというような話をしたというふうに思っております。

**○19番（小園義行君）** 教育長の方も教育委員会として本来はですよ、本当に学校をなくしていいんですかというような、胸襟を開いて語るといいますかね、そういったものを何回もして、先ほどから答弁がありますように、相談をし、理解をしてもらうということからしたときに、私は十分だったかといったら、ただ1回じゃですね、本当に、1回と先ほどおっしゃったからね。だから、そういった問題について、4月27日に出されてからいつごろの時期にそういうことをされたのかなど。もっとたくさん、本当にそれでいいんですかということで、休校も含めてですね、いろんな形があるんですということなんかを含めて理解を、当然陳情が出ているからそれはそれでいいけれども、本当にいいんですかという、そういった姿勢が必要だったではないかというふうに思うところであります。

そして、今回、こういう問題がなされるときには、先ほどから議論になっていますように、推進委員会、こういったところの平行した議論とですね、併せて、本市がそれぞれの学校についての、例えばこの八野小学校についても跡地の利用をこういうふうに考えている、そういったことなんかも含めてですね、いろんな時間をかけてやるというのが本来の姿じゃないかなというふうに僕は思うわけですね。今回、拙速で跡地のことについては全く白紙だというようなことで答弁がされているんですが、そういったもの等についても、私はしっかりと考えた上で議案というのは提案されるべきだというふうに思います。あとは委員会でやりますので、そのことについてちょっとお願いします。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

私が陳情が出てから1回と申しましたのは、それは1回でございますが、実はこの八野、それから潤ヶ野、出水中学校校区には前川流れ会というのがございまして、それに毎年私どもも呼ばれて参加しております。3小中学校が会しまして、学校の現状、それから教育の姿、あるいはまた教育委員会に対する要望、そういうようなものをずっと聞く会がございまして。今年は残念ながらその会が口でい疫のためにできませんでしたが、例年その話す会があります。そして、そこでひざを合わせまして、私どもも五、六人出掛けまして、そこでいろいろな御意見等を聞いて帰るということをしております。ですから、出てから以降は確かに1回でございますが、その前に、今、議員おっしゃるように、何もしなかったのかということは、何もしないわけじゃございませんで、八野はどうなるのか、潤ヶ野はどうなんですかと、それと出水中学校はというようなことを、学校の課題でありますとか、あるいはまた教育活動のすばらしさとか、そういうようなことを十分そういう場で聞きながら、やはり小規模校には小規模校のいいところもあることは私ども十分理解しております。しかし、また一方で、またデメリットもあるわけでございますので、そういうことも話しながらきたという経緯はございます。

それから、その推進協議会でちょっとすればよかったのという御意見が多々出ておりますが、



確かに推進協議会、今年度立ち上げてすぐでございました。実は立ち上げたのが、各団体の方々の充て職の分も何人かいらっしゃいますので、PTA総会とか関係協議会が済まないと決められなかったということもありまして、7月21日に第1回目の会議をしたという経緯があります。その間にいろいろと各小学校区、中学校区、公民館校区すべてから出ていただくということで人選に手間取りましたので、今、課長が申しますように、7月に入ってから第1回を開いたということでございますので、結局時期がずれてしまったということがございます。ですから、ちょっと待ってくださいと、これは今やるところですからということをおもは言うべきだったかもしれませんが、しかし地域住民の方々の大部分の意見がそうだというときに、ちょっと待ってくださいということをおもは言わなかったということについては、これは反省すべきであれば十分反省しなきゃなりません、この会が後先になってしまったということについては、そういう理由があってかけていくということができなかったということでございます。

以上でございます。

**○19番（小園義行君）** もう1回お聞きします。

八野小学校に、皆さんからいただいている資料だと24年度、26、27、そして私も土日にいろいろお話をさせてもらいましたが、小園さん、来年もまた子供が生まれますというそういう方もおられました。そうした方々の意見というか、私たちは個人情報保護の条例があるもんですから聞けないわけですね。地域の人たちとも話をしてそういう方と少し話をさせてもらったりというようなことしながらですが、当局はきちんとつかんでおられるわけですし、後年度、今1歳とか2歳とか、そういう子供たちの御家庭のお父様、お母様方に対して、今回、こういうことで本当にいいんですかみたいなどの意見交換というのがされたものか、そのことだけお願いします。

**○教育長（坪田勝秀君）** お答えいたします。

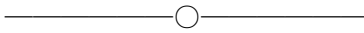
私どもの立場であっても、やはり情報公開というか、情報の保護ですね、それはあるわけでございます。ただ1年後、2年後、3年後におたくの子どもおられますが八野に出されますかというようなことを、何年後には5歳になる、6歳になるという子供を住民票で調べるのが基本でありまして、その方にあなたは出されますか、5年後に、3年後に出されますかということまでは、実際確認はいたしておりません。それは、児童がいるという事実をもって、恐らくそこにいるから入るであろうということをもって、これは確かめて書いてます。ただ就学適齢期が5年後に1人いる、2人いるということでその表は作っているだけでございまして、そこはまた、例えばその子どもがですね、来年から入るといふようなときになった時に、どうされますかといふことは、具体的に間近になってからはいつも聞いておりますので、そういう形で確認するしかないのかなというふうを考えております。

**○議長（上村 環君）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第57号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日から27日までは休会とします。

28日は午前10時から本会議を開きます。日程は、付議事件に対する委員長報告、質疑、討論、採決などがあります。

本日はこれで散会します。

午後0時14分 散会

## 平成22年第3回志布志市議会定例会（第6号）

期 日：平成22年9月28日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第49号 財産の取得について
- 日程第3 議案第50号 平成22年度志布志市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第4 議案第51号 平成22年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第52号 平成22年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第53号 平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第54号 平成22年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第55号 平成22年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第56号 平成22年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第57号 志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 陳情第10号 観光活性化に関する陳情書
- 日程第12 陳情第13号 自主共済制度の保険業法適用除外を求める意見書採択の陳情書
- 日程第13 発議第9号 自主共済制度の保険業法適用除外を求める意見書の提出について
- 日程第14 報告第2号 平成21年度志布志市健全化判断比率について
- 日程第15 報告第3号 平成21年度志布志市資金不足比率について
- 日程第16 認定第1号 平成21年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第2号 平成21年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第3号 平成21年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第4号 平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第5号 平成21年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第6号 平成21年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第7号 平成21年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第8号 平成21年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第9号 平成21年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 議案第58号 平成21年度志布志市水道事業剰余金の処分について
- 日程第26 議員派遣の決定
- 日程第27 閉会中の継続調査申し出について  
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

**出席議員氏名 (24名)**

1 番	平 野 栄 作	2 番	下 平 晴 行
3 番	西江園 明	4 番	丸 山 一
5 番	玉 垣 大二郎	6 番	坂 元 修一郎
7 番	鶴 迫 京 子	8 番	藤 後 昇 一
9 番	毛 野 了	10 番	立 平 利 男
11 番	本 田 孝 志	12 番	立 山 静 幸
13 番	小 野 広 嗣	14 番	長 岡 耕 二
15 番	金 子 光 博	16 番	林 勇 作
17 番	岩 根 賢 二	18 番	東 宏 二
19 番	小 園 義 行	20 番	上 村 環
21 番	鬼 塚 弘 文	22 番	丸 崎 幹 男
23 番	福 重 彰 史	24 番	野 村 公 一

**欠席議員氏名 (0名)**

**地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名**

市 長	本 田 修 一	副 市 長	井 手 南海男
教 育 長	坪 田 勝 秀	総 務 課 長	中 崎 秀 博
情報管理課長	徳 満 裕 幸	企画政策課長	溝 口 敏 久
財 務 課 長	溝 口 猛	港湾商工課長	萩 本 昌一郎
市民環境課長	竹之内 宏 史	税 務 課 長	外 山 文 弘
福 祉 課 長	山 下 修 一	保 健 課 長	木佐貫 一 也
農 政 課 長	上 原 登	耕地林務水産課長	立 山 広 幸
畜 産 課 長	中 崎 章 文	建 設 課 長	中 迫 哲 郎
松山支所長	白 坂 照 雄	志布志支所長	小 辻 一 海
水 道 局 長	井 手 佐喜雄	会 計 管 理 者	楠 川 昭 博
農業委員会事務局長	堀 苑 智 之	教 育 総 務 課 長	五 代 豊 一
学校教育課長	金 久 三 男	生 涯 学 習 課 長	津 曲 兼 隆

**議会事務局職員出席者**

事 務 局 長	今 井 善 文	次長兼議事係長	徳 田 弘 美
調査管理係長	坂 元 正 知	議 事 係	武 田 賢一郎

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。



### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、毛野了君と立平利男君を指名いたします。



（西江園明君・鶴迫京子君・毛野了君・林勇作君・丸崎幹男君 退場）

### 日程第2 議案第49号 財産の取得について

○議長（上村 環君） 日程第2、議案第49号、財産の取得についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任副委員長（丸山 一君） 地方自治法第117条の規定により委員長が除斥されましたので、私から報告をいたします。

ただいま議題となりました議案第49号、財産の取得について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月10日、委員全員出席の下、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、委員長ほか2名の委員が買収の相手方である志布志市土地開発公社の理事であることから、委員会条例第18条の規定により除斥となったため、委員5人により審査をいたしました。

執行部の説明によりますと、志布志城史跡公園用地の公有化計画に伴う費用として補助事業の対象となる分は用地費と立木補償費であり、補助事業の対象外で市単独で負担する分は、筆界未定地の解消等にかかる経費や土地開発公社への業務依頼に伴う事務経費などである。また、面積については、筆界未定地も含まれているため、国調後の面積もあれば、従来のままの台帳面積によるものもあり、公有化事業が完了後に正確な数字に修正されることになる。最終的には、全体で1万㎡以上の面積になると思われる。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回取得する土地の価格の基礎となったものは、いつごろ算定したものかとただしたところ、最初に取得をした平成17年度分については、平成14年度に土地鑑定評価を行った。その時の評価は、平米当たり山林は雑木込みで400円、畑は1,000円であった。その後、平成18年度と平成22年度に国の補助事業の適用を受ける時点で正確な鑑定を必要とするために、この単価について再度、不動産鑑定士に時点修正を依頼した。今回取得分もそれに基づいた単価であるとの答弁でありました。

畑は平米当たり1,000円ということだが、これは平成18年度と平成22年度の時点修正の際に修正はされなかったのかとただしたところ、土地相場に変動がなければ、同じ単価での公有化が妥当とは考えるが、それを不動産鑑定士に確認して、相異はなく、地価の変動はないとの時点修正

の評価はいただいているとの答弁でありました。

次に、内城周辺の治山工事との調整についてただしたところ、平成17年ごろから内城周辺の治山工事の要望が地元からあったことは把握している。文化庁にも地元から治山工事の要望があることは伝えて協議をしている。文化庁からは、国指定史跡であっても、住民の生命・財産を守ることを許すものではなく、要望があれば事業を導入すべきであるとの回答を得ているという答弁でありました。

今回取得する土地の中で茶畑の箇所については、具体的な計画はなく、当面は芝を張り管理していく計画とのことだが、発掘調査をしてから利用計画を決めるのではなく、まずそれらをはっきりしてから事業計画をすべきではないかとただしたところ、整備の在り方として、文化財は成果が明らかにならない限り構築物は造るべきではないとのことであり、発掘調査までの間は史跡・遺構に影響を与えない形で芝を張り活用していくことができるとの答弁でありました。

説明資料中に「用地費等」とあるが、この「等」とは何かとただしたところ、「用地費等」とは、用地費と立木補償費であるとの答弁でありました。

事業費について、平成22年度は取得面積9,717㎡で約3,200万円であるのに対して、平成23年度は取得面積8,992㎡で約1,100万円であり、22年度の約3分の1になっている。土地単価は変わらない中で、23年度の事業費が少ない点についてただしたところ、当初から茶畑の作物補償費については多額となることが予測されたため、これについては国の補助事業を活用して行うとしていたが、その分がすべて平成22年度になり、事業費が大きくなったとの答弁でありました。

今回の公有地化を含めて、提案をする際、国指定史跡の保存と田屋敷・西谷地区の治山工事では、どちらの事業を優先して行うかについて、内部でのすり合わせはどのようになっているのかとただしたところ、治山工事計画は今後、内城地区を取り扱おうと聞いているが、どの場所からというのは聞いていない。史跡を守る立場からもがけ下に家があり危険と思われる箇所を3か所ほどは認識している。文化庁も危険箇所については、住民の生命・財産が優先とのことであり、工事は行えるが、具体的な事業計画ができた段階で工法等についての協議が必要になるとの答弁でありました。

次に、今回取得する土地の現況についてただしたところ、志布志市志布志町帖字6431番口と、同字6446番3は山林で、それ以外については畑であるとの答弁でありました。

来年度取得する土地の中に公有地化が難しい箇所があると聞いていたが、その見通しについてただしたところ、土地開発公社への業務依頼は今年度までであるが、公社が交渉した感触では、公有地化できる可能性が低くなりそうだというのが現状であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第49号、財産の取得については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（上村 環君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

**○24番（野村公一君）** 今、るる委員会の審議の状況を説明をいただきまして大方分かったん

ですが、一点だけ。

来年度、23年度、おおよそ1,000万円計画がされておると。そのことをもって買収をすることで完結をしていくんだらうというふうに見てますが、この来年度の公有地化が何か難しいような、今委員長の報告がございました。どういうふうに難しいのか、もうちょっと、委員会で御審議があったのであれば、そこら辺をつまびらかにですね、御報告をいただきたいと。23年度、予算どおり、計画どおりにこの事業が執行されるのかどうかとても不安ですので、併せてそこら辺をお願いを申し上げたいというふうに思います。

**○文教厚生常任副委員長（丸山 一君）** 委員会の審議の中で、前の文教厚生委員会の中でもありましたが、今回も、やはりその用地の公有化についてはなかなか難しいところがあると聞いておるが、その見通しについては、先ほど報告しましたとおり質疑があったわけです。その中で答弁といたしまして、一筆につきましては、なかなか交渉が難しいと。なかなかこちらの要望を聞いていただけない、何回も交渉には行っておりますけども、なかなか見通しが立たないという答弁でありました。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

**○24番（野村公一君）** その難しいという理由は何なのかですね。相手方が買収に応じないという理由なのか、それとも財産の所有権の問題等が難しくて買収できないのか、そこら辺の原因が何なのかをちょっと教えていただきたいというふうに思います。

**○文教厚生常任副委員長（丸山 一君）** さまざまな交渉をする中で、向こうさんがですね、その交渉のテーブルにまだ着いていただけないというような、向こうがかたくなにですね、こだわっているというか、交渉に着いてくれないというのが答弁でありました。金額ではないということであります。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第49号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議案49号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

（西江園明君・鶴迫京子君・毛野了君・林勇作君・丸崎幹男君 入場）

○

### 日程第3 議案第50号 平成22年度志布志市一般会計補正予算（第6号）

○議長（上村 環君） 日程第3、議案第50号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、7番、鶴迫京子総務常任委員長。

○総務常任委員長（鶴迫京子君） ただいま議題となりました議案第50号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第6号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査の経過とその結果について報告いたします。

本委員会は、9月9日、委員全員出席の下、関係課長、各支所長及び担当職員の出席を求め、審査を行いました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告いたします。

まずはじめに、財務課分について申し上げます。

補足説明の主なものとして、歳入では、9款、地方特定交付金については、交付額が確定したため、740万6,000円増額。

10款、地方交付税は、交付額が確定したことに伴い5,349万7,000円を増額し、普通交付税の額は、69億5,349万7,000円になり、前年度に比べ3億1,892万円増額、率にして4.8%の増となっている。

16款、財産収入、1目、不動産売却収入の土地売却収入は、松山の定住促進団地売却収入で、なのはな団地を見込んでいたが、あじさい団地が売れたので、差額分27万4,000円を増額補正。土地売却収入の松山支所地域振興課分は、当初1,000円見込んでいた尾野見工業団地の隣接地が177万5,000円で売れたので、差額分177万4,000円を増額補正するものである。

歳出の主なものは、2款、総務費、1項、総務管理費、3目、財産管理費135万円は、需用費、庁舎の修繕関係への15万円と委託料の志布志支所庁舎外壁面タイル劣化に伴う調査委託料の120万円である。

地方債については、年度末の現在高見込み額は238億5,302万1,000円となる見込みで、前年度末と比較して1,926万6,000円の増額となる見込みであるとの説明がありました。

質疑として、志布志支所庁舎外壁の状況と調査委託は地元業者かとただしたところ、7月29日に北側のタイルが落下、8か所が損傷し修理済みである。ほかに20か所ほど落下の恐れがあり、応急的な修繕は地元業者で修繕し処置している。調査委託業者の選定は建設課に依頼しているが、地元業者で対応できるようであれば、地元業者を選定するようお願いしているとの答弁でした。

また、地方債については大胆な事業見直しが必要だが、どういう考えで減らしていくのかとただしたところ、22年度末が21年度末より1,926万6,000円の増額見込みであるが、内容は主にその他の臨時財政対策債が21年度末より7億4,400万円増で、交付税の財源不足を補てんするための



発行で、国の100%交付税措置となる。普通債との比較では、22年度末で6億8,900万円減である。臨時財政対策債の発行が増額の要因で、財政計画とかい離してきている。普通事業費は1割減で、普通債も減になっているとの答弁でした。

また、将来見通しの設計はとただしたところ、財政計画は平成22年度で前期5か年計画が終了する。本年度中に後期5か年計画を作成するが、地方債現在高に臨時財政対策債を含めると、普通建設事業に多大な影響がある。償還額の8～9割程度に抑えて借り入れをしていくように計画を見直しているところであるとの答弁でした。

また、尾野見の工業団地は残りがあるのか。松山地域の団地の今後の考え方はとただしたところ、残地は残っていない。所管は港湾商工課である。地元のインフラ整備は必要だが、具体案はなく、新しい工業団地の計画はない。なのはな団地が5区画残っているとの答弁でした。

次に、総務課分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、歳入では、14款、国庫支出金、5目、消防費国庫補助金の33万5,000円は、耐震性貯水槽整備の消防防災施設等整備費補助金である。

15款、県支出金、7目、消防費県補助金の20万円は、地域火災予防活動推進事業の補助金である。

歳出では、総務費、2目、文書広報費の印刷製本費50万4,000円は、平成19年度予算で市政要覧を2,000部作成したが、残部が80部となり、今回1,000部を増刷するために増額補正するものである。

消防費、2目、非常備消防費の需用費22万円は、県の地域火災予防活動推進事業、住宅火災警報器普及啓発促進活動事業を活用し、本庁、志布志・松山支所で使用する懸垂幕、のぼり旗の作成費用である。

3目、消防施設費の工事請負費67万円は、耐震性貯水槽整備で、志布志町大西地区において工事発注後試掘の結果、地盤が軟弱であることが判明し、安定こう配による工事が必要となり、掘削面積の増及び埋め戻し後のアスファルト舗装面積等の増のため増額補正するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

質疑として、住宅用火災警報器の現在の設置状況と来年5月31日までの全戸設置は大丈夫なのかとただしたところ、平成22年5月末現在、本市の警報器設置率は40.5%で、曾於市28.3%、大崎町33.1%である。町ごとでは、松山62.1%、志布志31.9%、有明43.9%である。広報紙やホームページでも推進を広報し、消防組合職員も各集落に呼び掛け、頑張っている。自治会担当職員制度により、ICT事業との同時説明会でも、390自治会を対象に説明している。説明会の実施率が9月8日現在85.6%で、松山地区は96.3%、志布志地区79%、有明地区87.2%になっている。出席率は、世帯数で36.8%である。説明会后、24自治会の共同購入申し込みがある。消防組合に2市1町の推進目標を10月調査で60%に掲げ、12月末を70%に、来年100%を目標にしている。自治会からの集計が上がってくれば、60%近くに達するのではと想定しているとの答弁でした。

また、自治会未加入者への周知対策は。さらに、設置率の意味合いをどのようにとらえている

のかとただしたところ、自治会未加入者への周知は、自治会加入者で参加できなかった人も含め、校区ごとに説明会を開いているが、参加人数が極めて少ない。アパート経営者への通知を検討中である。設置率は、自治会から徴収しているが、内実は把握していない。1個付けているのが設置率とみなしていたので、数については調査が必要で、消防組合とも協議し、対応したいとの答弁でした。

また、消防防災施設整備事業で、4地区の契約額及び変更分の工事請負費の内容は。さらに、なぜこの段階で不足額が確定するのかとただしたところ、6月補正予算で4基の計画、1,600万円を計上している。松山町新橋地区が375万9,000円、有明町伊崎田団地地区が382万2,000円、志布志町は2か所で、大西地区が446万2,500円、山裾地区は民有地であり、作物の収穫が済み次第入札になり、契約はまだである。また、3件分の契約額が合計1,204万3,500円で、残が395万6,500円である。大西地区の補正をしておかないと、山裾地区の入札が残を超えた場合、山裾地区が契約できない事態が発生するとの答弁でした。

次に、企画政策課分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、今回の補正は寄附金関係のみで、歳入の17款、寄附金、2目、特定寄附金のふるさと志基金寄附金310万9,000円である。

歳出は、2款、総務費、1目、一般管理費、25節、積立金、ふるさと志基金310万9,000円で、平成22年8月20日現在の状況による補正である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

質疑として、この寄附金を繰り入れて現在までの積立金の総額はどうか。また、補正予算で基金を使った施策の事業が入っているか。本来の目的に沿って拠出してほしいが、各自治体のホームページなどを参考に有効活用をとただしたところ、平成22年8月末までの寄附金の総額は1,877万9,924円である。22年度は、図書館テラスの屋根改修に200万円、しおかぜ公園のサッカーゴール等備品購入に240万円充当した。今回の42件分は大半が口てい疫希望で、36件、269万4,399円、教育文化に3件、30万円、指定なしが3件、11万5,000円である。特に口てい疫分は、12月議会で用途を示す。当初予算に向けては、福祉など可能な限り充当したい。さらに、いろんな方面を参考にしながら早い時期に寄附者の行為を予算化したいとの答弁でした。

また、寄附者を増やすための取り組み方について、内部でどういう議論があったのかとただしたところ、県の特産品カタログを去年の寄附者に送付した。県と一体となりやっている点を活用していきたい。また、盆、正月などの同窓会でも、市の合併後の状況や広報をまとめたものを配布し、さらにふるさと納税制度もPRし、取り組んでいるとの答弁でした。

また、寄附者の志に対して誠意を伝えるための試みはどうしているのか、またどういう生かされ方を市がしたのかとただしたところ、広報、ホームページで周知している。また、寄附者に広報紙を送付した。昨年を含めて12月までにすべての方に案内状を送付する予定である。散らしを特別に作りたい。今年も12月までには、すべてやることにしているとの答弁でした。

次に、情報管理課分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、歳出の2款、1項、総務管理費、6目、情報管理費、14節、使用料及び賃借料1,348万5,000円の増額は、地域情報通信基盤整備推進事業に係る交付金対象外の九州電力及びN T Tに支払う22年10月から23年3月までの電柱共架使用料である。23年度以降は、I R U契約により運営事業者が費用を負担し、電柱の共架ができないものは、志布志市で自営柱を立てていくとの説明がありました。

質疑として、N T Tと九州電力の単価の違いは。また、同額にそろえる相談はできなかったのかとただしたところ、電柱共架料は会社で設定されているが、共架使用料が異なる。単価は会社で厳格に決められており、相談できるようなものではなかった。先進地研修でもそのような説明を受けていたとの答弁でした。

また、事業が10月からスタートし3月までであるが、施工業者側のどれくらいの人的態勢を想定されているのかとただしたところ、設計終了後、入札を実施し施工業者を決定するが、事業量としては全国でも5指に入る事業で、1社での工事量ではない。いろいろな形で大手下請事業者に入ってもらい、協力体制をつくっていかないとできない。具体的に何人いるのか話は聞いていない。光ファイバーケーブル工事ということで、接続部分に専門的技術が必要になり、多くの人数をかけないといけないとの答弁でした。

工事関係者の宿泊予約が多く、ホテルを普通に使う人の宿泊体制が崩れるのではと懸念するが、話は出ているかとただしたところ、懸念される宿泊関係で聞く中では、市内業者や地元業者周辺だけでも足りないだろう。恐らく県外からの応援という形で来てもらうことになり、その中での宿泊となる。最盛期には、すべてのホテルが埋まると想定される。先に事業実施した野尻町でも、町の宿泊施設まで満杯となったということで、同様な心配をしているとの答弁でした。

次に、税務課分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、徴税費の賦課徴収費の565万円の増額補正は、平成23年1月から開始される国税連携で、所得税の確定申告書データが国税庁から直接電子データで送られてくるよう整備するための受け皿づくりの予算である。

委託料554万4,000円の内訳は、地方税電子申告支援サービス国税連携機能追加に239万4,000円と、A T O M S住民情報システムe L T A X国税連携作業に伴う315万円である。

また、使用料及び賃借料の10万6,000円は、国税連携開始に伴うデータ連携使用料で、1月から3月の3か月分である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

質疑として、これまで職員が税務署に出向き、確定申告書等を分離、複写作業をしているが、それに要した人員動員数や時間外はどうなっているかとただしたところ、22年度確定申告は4,531枚で、21年度の修正申告235枚を合わせて4,766枚で、市の取り扱いの45%を占めている。時間外は、課税資料のデータ収集の一環なので、1月から7月にかけて1,261時間あったが、大半が資料収集後に入力作業をするので、かなり時間外短縮が期待できるとの答弁でした。

また、平成23年度からはデータ連携使用料のみが発生するのかとただしたところ、そのとおり

であるとの答弁でした。

さらに、情報の守秘ということで、紙から電子情報になっていくが、税務課で特化して使うと思うが、情報を閲覧する端末は何台なのか。また、電子化されても保管期間は従来どおりかとただしたところ、セキュリティの問題で厳しい国の基準にパスした会社を使うよう国からの通達がある。年金特別徴収と同一の会社を使用するよう指導されている。端末は1台で、届けられたデータをオンライン側が修正したものを職員が一般的には使うことになる。データは、基本的には5年間保存するとの答弁でした。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

港湾商工課は、歳出だけでありました。

補足説明の主なものとして、商工費の1目、商工総務費は、21年度国民宿舎特別会計の繰越額の確定に伴う繰出金60万9,000円の減額である。

4目、港湾振興費は、志布志港湾振興協議会への負担金250万円で、国土交通省が進めている国際バルク戦略港湾へ選定されるよう、決起大会開催や要望調整活動及び署名活動に取り組む費用である。内訳は、10月中旬予定の決起大会開催費用として、パンフレット、のぼり旗、鉢巻き、会場設営の委託料等に146万円、国会議員、国土交通省への要望活動や志布志港との連携港湾や関係企業との調整に伴う市職員以外の活動旅費の104万円である。

概略、以上のような説明がありました。

質疑として、バルク港湾について新聞報道による国の談話では、応募港の提案には民間との連携の点がはっきり見えず、計画自体が期待外れで、ゼロ回答もあり得るとの言い方をしている。深刻な印象を持ったが、どうなのかとただしたところ、ハードは国、県とか自治体で整備するが、運営は公設民営ということで、ソフトは民間の企業連携が必要である。そのために地元の振興協議会の中に推進部会を設けた。1回目のプレゼンを受けて国からの注文にいかにかたえられるかが大きなポイントであるとの答弁でした。

また、プランの質の高さや国の意向をいかに深読みできるかにかかっていると思う。努力を惜しまずにやってもらいたいとただしたところ、プランは県で作成するので、市の要望を伝える。今回の予算は、国への要望活動に当たり、地元を含む関係自治体の志布志港への期待、盛り上がりも査定のポイントになるのでお願いをしているとの答弁でした。

さらに、過去、テクノスーパーライナーの苦い経験があるが、市長の施政方針にも述べられ、動き出している。あらゆる手段、パイプを使いやってほしいとただしたところ、選定されるようあらゆる関係を当たり、今回の予算も含め、強化していきたいとの答弁でした。

以上で、各所管課への質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第50号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第6号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（上村 環君）** 次に、3番、西江園明文教厚生常任委員長。

**○文教厚生常任委員長（西江園 明君）** ただいま議題となっております議案第50号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第6号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月10日、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い御報告いたします。

はじめに、市民環境課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なもの、雑入で環境保全促進事業助成金の100万円は、全国モーターボート競走協議会からの拠出金で、水質保全シンポジウム実施事業に交付されたものである。

歳出の主なものは、環境衛生費で、先ほど歳入で説明しました（仮称）水質保全シンポジウム実施事業を行うための経費を計上しており、し尿処理費は、下水道管理特別会計の繰越金の確定に伴い一般会計からの繰出金を減額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、シンポジウムへの参加の対象者と開催時期についてただしたところ、各種団体を含め、全市民と考えている。時期は、来年の1月から2月の間に開催したいとの答弁でありました。

次に、水質問題は市民も敏感で、水道事業や農政サイドへの影響もあるので、啓発の在り方や対策についてただしたところ、環境保全と産業の発展は一緒に進むものと考えている。シンポジウムの開催に当たっては、水道局や農政関係などと事前に協議していく。また、河川や地下水の問題もあるので、ほかの市町村とも協議したいとの答弁でありました。

次に、水質問題は時間のかかることであるから、一日だけのシンポジウムだけでは効果に疑問がある。単発で終わることなく、継続して取り組むべきではないかとただしたところ、水道局とも協議し、市民が過剰に反応している硝酸性窒素問題なども払しょくできる形にもっていければと思う。持続させるためにも協議の必要があるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、福祉課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、国庫支出金の社会福祉費負担金は、自立支援医療給付費と中国残留邦人支援事業分である。

また、県支出金の社会福祉費補助金のうち、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業は、国庫補助金からの組み替えである。

歳出の主なものは、民生費の社会福祉総務費の増額は、救急医療情報キットの購入費である。

また、自立支援医療費支給事業は、生活保護者の人工透析患者数が増えたことによる増額である。

また、児童福祉費の扶助費は、父子家庭へ支給する児童扶養手当4か月分の支給見込み額を計

上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、救急医療情報キットを申請者に支給するだけでなく、表示の仕方を含めて広げていくという議論はあったのかとただしたところ、キットを使っているというシールを玄関先にはり、冷蔵庫にも表示する。今はそれを全体に広げるようなことは考えていないが、まずは自身で救急隊に意思表示が困難な人を対象者に選定したとの答弁でありました。

父子家庭への児童扶養手当支給事業について、対象となる世帯数と所得制限、また子供の親権についてただしたところ、世帯数は93世帯である。所得制限は、扶養親族が1人のとき、所得が57万円以下は全部支給で、230万円を超えると支給停止となる。また、親権については、母親が親権を持っていても、現実に父親と住んでいれば対象となり、現況で決まるとの答弁でありました。

自立支援医療費支給事業で、対象者が3人から6人になっているが、その内訳についてただしたところ、3人増えているが、1人は以前からの保護者が透析をすることになった。あとの2人は、新たな保護者である。金額は週3回の通院で平均40万円かかり、入院となると平均90万円かかるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、保健課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、国庫支出金の民生費国庫補助金に介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金を、また衛生費県補助金は新型ワクチン接種費用で、雑入として広域連合負担金の平成21年度分確定に伴う精算である。

歳出の主なものは、老人福祉費の介護基盤緊急整備等特別対策事業は、小規模多機能型創設事業に伴う株式会社みどりの風と医療法人共生会へのスプリンクラーの施設整備への補助金である。

老人日常生活用具給付等事業は、火災警報器の申請件数が大幅に増えたことによるものである。予防費の扶助費は、新型インフルエンザのワクチン接種費用を助成するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、老人日常生活用具給付等事業の対象者についてただしたところ、65歳以上の一人暮らしの方、また要援護高齢者として世帯の全員が65歳以上で、そのうち1人が要介護3以上の介護認定を受けている方などが対象となるとの答弁でありました。

地域介護・福祉空間整備等交付金事業と介護基盤緊急整備等特別対策事業の相手方は、それぞれどこにあるのかとただしたところ、地域介護・福祉空間事業の相手方のふれあいの丘は、志布志町の中央クリニックに隣接していて、既存の施設にスプリンクラーを設置するものである。介護基盤整備事業の相手方のみどりの風は、松山町に今年度新設される小規模多機能型居宅介護事業所である。共生会は、有明町のびろうの樹を運営している医療法人であるとの答弁でありました。

新型インフルエンザワクチンの内容についてただしたところ、今回は従来の季節性の分と新型

に対応する3箇所であるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、今回の補正は歳出のみで、体育施設費で有明農村運動場に手すりを設置する経費として賃金と原材料費を、委託料は先の集中豪雨で災害を受けた有明総合体育館の屋根ひさしの設計業務委託料を、修繕料はひさしが落下した際に撤去費用に支出したことにより予算が少なくなったため、追加するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、有明総合体育館の屋根のひさし落下について、建物の保険の内容とひさしの落下に伴う車の所有者への対応についてただしたところ、建物は2種類の保険に加入している。車両への補償は町村会の保険での対応となり、7月に保険会社から補償内容が提示され、車の所有者とは交渉を続けているが、まだ和解が成立していない。建物の撤去費用について保険で対応できるかは照会中であるとの答弁でありました。

次に、体育館の管理をシルバー人材センターに委託しているが、管理責任についてただしたところ、契約で施設の維持管理をすることになっているので、維持管理の責任はあると考えている。適切な管理をするよう指導しているとの答弁でありました。

次に、屋根ひさしの本工事費はどのくらいかとただしたところ、約1,700万円ぐらいを計画しているとの答弁があり、それに対して、外部にそれだけのお金をかけるのであれば、体育館内部の暑さ対策などを考えるべきではないかとただしたところ、施設内は今後の課題である。ひさし工事の規模については、今後検討したいとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

以上ですべての課を終え、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第50号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第6号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（上村 環君）** 次に、9番、毛野了産業建設常任委員長。

**○産業建設常任委員長（毛野 了君）** ただいま議題となっております議案第50号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第6号）のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分の審査経過の概要と結果を報告を申し上げます。

当委員会は、9月13日、委員全員の出席の下、審査に資するため現年農業用施設災害復旧事業、農業用施設（通山地区）の予定地及び農業・農村活性化推進施設等整備事業（東原西地区一般農道）予定地、及び現年公共土木施設災害復旧事業（岩屋・芝用1号線及び芝用水源地線道路災害復旧工事）予定地、県単急傾斜地崩壊対策事業予定地の現地調査を実施した後、執行部から関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

審査順に従い、農政課分について報告を申し上げます。

執行部の説明によりますと、今回の補正では、農業振興費の負担金補助及び交付金で、共生・協働のむらづくり支援事業補助金20万円を計上している。この事業は、共生・協働の農村づくり運動を推進するため、農村集落内の多様な主体が連携した共生・協働のむらづくり活動を支援し、新たなコミュニティづくりの推進による農村集落の活性化を促進する県単独の支援事業に大野原集落が活動を提案し、県がモデル性を審査して地区選定に至ったものである。事業年度は平成22年度から23年度の2か年で、事業内容は、集落内のゲートボール場をたい肥づくりの拠点として整備し、フラワーロードの整備、都市農村交流イベントの実施、大野原開田の歴史ギャラリーづくり、資料づくりをする計画で、費用の2分の1を県が助成し、残りは地元負担となっている。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、大野原集落の概要についてただしたところ、計画時点で、総人口が101名、総世帯数が45戸、農家数が26戸、うち認定農家数は11戸であるとの答弁でありました。

すばらしい内容が挙げているが、この程度の予算でできるのかとただしたところ、平成22年度から23年度の2か年で実施する計画で、集落が計画を作り、その事業予算の配分を計画して県に提案しているの、この予算で事業が実施されるものと思っているとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、耕地林務水産課分について報告を申し上げる。

執行部の説明によりますと、歳出の主なものとして、農地整備費3,859万2,000円の主な増額は、農業・農村活性化推進施設等整備事業で志布志町別府地区、有明町東原西地区の農道整備に伴う測量設計業務委託料500万円、工事請負費1,600万円、志布志町帖家野地区の道路・排水路敷地の用地取得費117万円、松山地区の水田約5haの暗きょ排水工事に伴う補助金800万円、農地・水・環境保全向上対策支援交付金の返納にかかわる費用574万円である。

現年農林水産業施設災害復旧費1億3,002万円は、補助事業で37地区、単独事業で45地区の復旧工事に伴う費用を計上している。

歳入の主なものとしては、災害復旧費県補助金6,605万円、不動産売払収入で立木売払代金1,569万1,000円を計上している。

また、雑入の農地・水・環境保全向上対策支援交付金返納金143万4,000円は、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1を負担して県の協議会から直接組織に交付することから、協議会から市の差額分について返納がされるところである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、農地・水・環境保全向上対策支援交付金574万円は、市が肩代わりするのかとただしたところ、組織の不都合で面積が変わったのではなく、あくまでも市のチェックが足りなかったということと、そしてまた、4年間で返納額が308万円になる組織もあり、共生・協働の推進からも返納してくださいとは言えないだろうということから、市の責任で返納をさせていただきたいとの答弁でありました。

暗きょ排水工事の約5haは、どういう手法でまとめた数字なのか、またどういう工法で実施す



るのかとただしたところ、松山町土地改良区が地権者の申請に基づいて調査し、昨年国の補助事業でできなかった箇所である。かなり不良の地区がほかにもあれば、今回の予算の範囲内で事業を実施していきたい。工法は、昨年国の補助事業と同じく、素焼き土管を入れる予定であるとの答弁でありました。

補助事業による災害復旧工事の工事規模についてただしたところ、40万円以上が国庫補助の対象であり、今回は40万円から1,000万円という形になっているとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、建設課分について報告を申し上げます。

執行部の説明によりますと、今回の補正は、6月の梅雨前線豪雨による河川3件、道路7件、合計10件の災害復旧に係るものと、松山町仮屋地区で発生した人家裏の法面崩壊箇所の急傾斜地崩壊対策事業分の補正で、土木費1,531万3,000円、災害復旧費4,716万8,000円を追加した。

なお、災害が発生した梅雨前線豪雨は、6月17日から23日にかけて特に松山地区では連続雨量566mm、田之浦486mmなど、近年にない雨量となり、時間最大雨量も50mmを超え、年平均雨量2,200mm～2,300mmからすると、1週間で4分の1ほどの雨量になったことになる。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、災害復旧工事の完了見込みについてただしたところ、10件のうち、9件が国の査定を受けて決定しており、残り1件は10月初めに査定を受ける予定である。大きな工事以外は年内に形が見えてくるのではなかろうかと考えているとの答弁でありました。

河川の災害防止の基本的な考え方についてただしたところ、基本的に災害復旧は原型復旧という国の考え方があるが、天然河岸については強固な構築物で国へ災害復旧を申請している。いつも災害に遭う箇所については、用地の協力等があれば、防災の申請をしていくことになろうかと考えているとの答弁でありました。

住宅建設費の財源を地方債から一般財源に振り替えた理由をただしたところ、この起債には交付税の措置がないことから、一般財源と地方債と変わらないということで、財務課の調整がなされたところであるとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

以上ですべての課を終え、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第50号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第6号）のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（上村 環君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

**○13番（小野広嗣君）** 一点だけ、文教厚生委員長の報告に関しまして、少しお聞かせをしていただきたいと思っております。

生涯学習課関係で、本年の6月、屋根の崩落ということで、その中身についての御報告。そして、それに関連して、その際、近くにあった自動車が破損をしたと、そういったことでありまし

たけれども、破損した際のその自動車の所有者といまだに和解に至っていないと。その和解に至っていない詳細な中身についての質疑、また生涯学習課をはじめとした当局の所有者への対応の在り方、そういった部分についての質疑の内容がもしあったとすれば、お示しをください。

**○文教厚生常任委員長（西江園 明君）** 先ほど報告の中で、まだ和解が成立はしていないという報告をいたしましたけども、今御質疑がありましたように、その内容については協議会に変えまして、その中でるるありまして、見解というか金額が、保険会社が示した内容について、まだ相手が理解を示されていない、解決に至っていないという報告を受けているところです。

あと、執行部に対しての対応の仕方については、具体的な質疑はありませんでした。

以上です。

**○議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（上村 環君）** これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

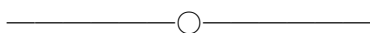
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第50号に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は、各所管委員長の報告のとおり、可決されました。



#### **日程第4 議案第51号 平成22年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）**

**○議長（上村 環君）** 日程第4、議案第51号、平成22年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○文教厚生常任委員長（西江園 明君）** ただいま議題となりました議案第51号、平成22年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月10日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、今回の補正の主なものは前年度繰越金の確定及び平成21年度の療養給付費等の確定によるもので、歳入の主なものは、国庫補助金の財政調整交付金として、県国

保連合会国保共同電算処理システム導入に伴う改修、及び短期被保険者証交付世帯に属する高校生世代以下の保険証の有効期間変更に伴うシステム改修費に対する財源措置として全額を受け入れるものである。

基金繰入金は、国民健康保険基金の5,000万円を取り崩さないこととし、同額を減額し、また繰越金は、繰越金の確定により前年度繰越金を9,565万8,000円増額するものである。

歳出の主なものは、一般会計繰出金として、前年度の事務費繰入金の精算に伴い差額分を一般会計で繰り出すものである。

また、予備費を2,806万3,000円増額し、9,345万2,000円とするものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、6月議会で基金繰入金を5,000万円増額しておきながら、今回5,000万円減額することは見通しが甘かったのではないかとただしたところ、今後の運営を考えて取り崩したが、繰り越し確定で繰越金が3億円以上になったので、少なくなった基金へ戻すことにした。補正予算の在り方については、運営を含め、十分検討をしたいとの答弁でありました。

現在の医療費が減になった原因をどのように分析しているかとただしたところ、これまで取り組んできた保健指導等の効果が少しずつ出てきたと考えており、市民の活動の成果が出てきたと思うが、まだ短期間なので、もう少し様子を見たいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第51号、平成22年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（上村 環君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第51号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



**日程第5 議案第52号 平成22年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）**

○議長（上村 環君） 日程第5、議案第52号、平成22年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第52号、平成22年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月10日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、今回の補正は、前年度繰越金の確定のほか、平成21年度老人医療給付費等が確定したことによるもので、歳入の主なもの、確定により国庫負担金及び県負担金に追加分を増額するもので、繰越金は前年度の確定に伴う減額補正である。

歳出の主なものとして、償還金は、前年度医療給付費等の確定による支払基金への返納分で、一般会計繰出金は、平成21年度分の老保特別会計の事務費の確定精算に伴う一般会計への繰出金である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

質疑といたしまして、今回の関係の療養給付費は幾らかとただしたところ、平成21年度のレセプト件数で現物給付17件、現金給付6件の計23件であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第52号、平成22年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第1号）は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

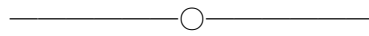
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第52号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



**日程第6 議案第53号 平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）**

○議長（上村 環君） 日程第6、議案第53号、平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第53号、平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月10日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、今回の補正は前年度繰越金及び事務費の確定によるもので、歳入の繰越金は、前年度繰越金の確定による増額である。

歳出の主なものは、一般会計繰出金は、事務費繰入金の確定に伴い精算返納分として一般会計へ繰り出すものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、国の後期高齢者医療制度の見直しについて、市への情報提供はあるのかとただしたところ、途中経過の情報提供は市へもあるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第53号、平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第53号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

**日程第7 議案第54号 平成22年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）**

○議長（上村 環君） 日程第7、議案第54号、平成22年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第54号、平成22年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月10日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、今回の補正は平成21年度の精算と高額医療合算介護サービス費の請求増に伴うもので、歳入の主なものは、一般会計繰入金は、平成21年度実績の確定に伴う精算である。

歳出の主なものは、高額医療合算介護サービス費は、申請件数の増加に伴うもので、償還金は、前年度の給付費の確定に伴い国庫補助金の交付済み額との差額を返還するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、高額医療合算介護サービス費の増額が大きい理由についてただしたところ、通常は8月から7月までの期間で計算するが、制度が平成20年4月から始まった関係で、初回分は平成20年4月から平成21年7月までの16か月分となったことと、申請件数が見込みより大幅に増えたことであり、実際に申請がないと分からないためであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第54号、平成22年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第54号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

#### 日程第8 議案第55号 平成22年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第8、議案第55号、平成22年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第55号、平成22年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月10日、委員全員出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、今回の補正は平成21年度の繰越額が確定したことによるもので、歳入のみで、一般会計繰入金を減額し、繰越金を増額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、加入率についてただしたところ、平成22年の3月末現在で、全体で66.4%で、地区別では、野井倉地区が70.4%、松山地区が63.2%、通山地区が73.6%、蓬原地区が54.6%である。合併当初は55%であったが、66%を超えたので、加入率70%を目標に今後も努力したいとの答弁でありました。

今年度の加入増加数についてただしたところ、世帯数では55世帯であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第55号、平成22年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第55号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

### 日程第9 議案第56号 平成22年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第9、議案第56号、平成22年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（鶴迫京子君） ただいま議題となりました議案第56号、平成22年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について、審査の経過とその結果について報告いたします。

本委員会は、9月9日、委員全員出席の下、港湾商工課長及び担当職員の出席を求め、審査を行いました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告いたします。

補足説明として、今回の補正は、繰越額の確定に伴い一般会計繰入金及び繰越金を補正するためのものである。一般会計繰入金を60万9,000円減額し、前年度繰越金を60万9,000円増額するものであるとの説明でありました。

質疑として、ダグリの経営状況をどのように把握しているかとただしたところ、4月は好調であったが、口てい疫関係で5月から7月において大きな影響があり、4か月平均で営業収入や宿泊等で15%程度落ち込み、終息宣言を受け、8月は急速に改善し、後半には前年並みに回復した。9月も好調である。21年度決算は、休暇村サービスの収支で3,000万円の赤字であった。これは市に6,500万円納付した後の最終的なもので、初年度の20年度からすると、大幅に収益が改善されている。今年度も収支状況は改善するのではと報告を受けているので、おおむね順調にいくとの答弁でした。

また、新たな指定管理者の募集が始まっている。内之浦で指定管理者が撤退した経緯があるが、今回、休暇村サービスの撤退の可能性はないのかとただしたところ、指定管理者募集のため8月26日に説明会を開き、2か所が受けているとの答弁でした。

また、ダグリ入り口やビアガーデン周辺に草が生い茂っているが、周辺整備に対する行政指導



は行われているのかとただしたところ、ダグリ周辺の景観整備に対する指導は行き届かなかった分もあったと思う。休暇村に申し入れ、市民に不快に思われないような整備を今後指導していきたい。概略、以上のような答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はありませんでした。採決の結果、議案第56号、平成22年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（上村 環君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

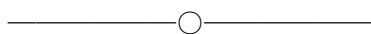
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第56号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



#### **日程第10 議案第57号 志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について**

**○議長（上村 環君）** 日程第10、議案第57号、志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○文教厚生常任委員長（西江園 明君）** ただいま議題となりました議案第57号、志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月14日、委員全員出席の下、執行部から市長、副市長、教育長、教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部からの説明は特になく、早速質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、跡地の利用について地元と協議することだが、どのように考えているのかとただしたところ、市長の答弁は、具体的には考えていない。地元の人とも具体的な

話はしていない。今後協議を進めていきたいとの答弁でありました。

教育長の答弁は、地元の人も閉校となれば、閉校後の跡地利用の先進地事例を見てみたいとの声もあるので、協議したい。跡地利用も目的によって違ってくるので、備品の整理など施設の整理のためにおおむね1年ぐらいかけてから普通財産に変更することになると思うとのことでありました。

条例改正が可決された場合、現在、八野小学校区にある集落の学校区は今後どこになるのかとただしたところ、通学区域に関する規則で、近隣の潤ヶ野小校区への併合になるとの答弁でありました。

校区民として長年にわたって体育館等を利用してきたと思われるが、仮に閉校となった場合、今後が決まるまでは今までどおり利用できるのかとただしたところ、教育長の答弁は、四浦小も校区の総会などに利用されており、八野も地元から使わせてくださいと条件にしてもらうのがベターと考えるとの答弁でありました。

市長の答弁は、陳情に跡地利用が盛り込まれているので、協議しながら取り組みたいとのことでありました。

市全体の学校配置とは、校区を含めてどのように考えているのかとただしたところ、小学校の場合、通学距離や児童数などいろいろな条件を考慮し、健全な教育環境を整えるということにおいて適正に配置されるよう検討しなければならない。今の状況も、昔に適正に配置されたと思うが、道路事情などによる生活環境の変化や少子化により過疎化が進み、小規模校ができて適正を欠く状態になっていると思うとの答弁でありました。

八野小学校の閉校による地方交付税への影響をただしたところ、財政需要額で約682万円、平成22年度の交付率は70.46%であるから、理論上、交付税額として算入される額は約480万円であるとの答弁でありました。

今定例会で可決されれば教職員の配置は間に合うのかとただしたところ、以前問い合わせた時には、9月いっぱいであれば間に合うとのことであったとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

まず、反対討論として、学校は地域の核であり、数年後は児童が在籍する見込みもある。教育は、小規模校なりのよい面もあるのだから、それらを最大限に追求していくのが行政の役目だと思う。当面休校という選択肢もあつての提案ならば賛成であるが、即閉校には反対である。

次に、賛成討論として、地元が9割以上の署名を添えての陳情は尊重すべきであり、陳情も議会で採択されていることから、条例改正案に反対する理由はないと考える。以上のような点から賛成である。

以上で討論を終え、起立採決の結果、議案第57号、志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○19番（小園義行君） 基本的に反対の立場で討論をしたいと思います。

6月議会に陳情が出されてから、この問題は数か月議論があったところであります。私自身も地域の方々含めて何回も話をさせていただきました。そうした中で今回、その陳情に対する意見書と申しますか、教育委員会から出されている意見書の中にも、教育環境を整えるためには、各学校が適正に配置されることが必要であると考えたいというふうに意見書は述べています。約136年間にわたって志布志町地域の中において、ここにも学校が必要だと、そういった判断に立って学校が設置されてから営々としてこれまで地域の方々を含め、行政も守ってきたところであります。そうした立場から考えたときに、この問題を、すぐに閉校するということには反対であります。提案を含め、今回の提案は全く拙速すぎると。こうした重たい案件を、議会が議決したその直後に、翌日に提案したいとの申し入れが全員協議会でありました。これは、まさに閉校ありきで事が進められた事案と思われても仕方がありません。住民からの要望が仮にあったとしても、こうした事案は全体を考えて判断をする、そういったことが必要であり、個々に判断をする性格のものではないというふうに思います。

今、教育委員会では、在り方懇を立ち上げてから議論をされて、推進委員会に切り替えられて議論がなされている最中であります。こうした決定があると、今後のその推進委員会の議論にも影響が考えられる。大変心配をするところであります。推進委員会の結論を待つ方向性を出す、そうした姿勢が必要だというふうに私は考えます。

委員会の審議でも、市長も適正化推進委員会で協議をしてほしい。また教育長は、結論が出たら相談し理解をしてもらおうと、こういったことも答弁として出ておりましたが、私はそうした慎重な姿勢が必要ではないかというふうに思うところであります。

二つ目に、市長部局においても、ふるさとづくり委員会を立ち上げて、それぞれの地域で活性化を図る努力が一生懸命なされているそのさなかに、その核となる学校をなくしてしまうことが果たして、その委員会の目指す方向としてどうなのか。今後、社会教育上の観点からも心配をするところであります。

三つ目には、学校規模がどんなに小さくても、財政効率が悪くても、憲法が保障している教育を受ける権利の保障に必要な経費を支出して教育条件を整えて、その利点や可能性を最大限追求するのが国や自治体の私は役割であるというふうに思います。こうした提案をする場合も、現状維持を含め、選択肢を残して考え、自由な議論を保障して議論をすべきであろうというふうに思います。

これからこの地域に入学予定の子供さんがおられます。そうした子供さんのお父さん、お母さ

ん方が実際にその子が入学をする時点になった時に、とてつもない影響が私は考えられてなりません。そうした子供の存在がある状況を考え、本市は四浦小学校も含めて現在休校という状況があります。そうした本市の状況を考えたときに、休校を含めた議論をして、推進委員会の協議を含めて当局としてしっかりとした方向性を示して、志布志市の教育の在り方、学校の配置の在り方、そういったものについての方向性をしっかりと示してやるべきであろうというふうに思います。

また、跡地利用についても、きちんとした十分な計画を当局として議論をされた上で提案をされるべきであるというふうに思います。

私は、住民の皆さん方の思いはよく受け止めますけれども、行政としての在り方、木を見て全体を見る、全体を見て木を見る、そうしたことを踏まえた上での提案としてはどうだったのかと、このことを十分であるというふうには私は思えてなりません。

そうした立場から、八野小学校を即閉校にして、なくすということについては、私は反対であります。

以上で討論とします。

**○議長（上村 環君）** ほかに討論はありませんか。

**○11番（本田孝志君）** 賛成の立場で討論をいたします。

志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定についてということで今議案になっておりますが、平成22年4月27日付け、八野校区公民館長及び八野小学校PTA会長の連名による志布志市立八野小学校の今後に関する陳情書に関する議会の議決を踏まえ、私は賛成の立場で申し上げます。

志布志市立学校条例の一部を改正する条例案について、志布志市立学校条例（平成18年志布志市条例第157号）の一部を次のように改正する必要があるので、志布志市立八野小学校の項を削る必要があるので、賛成討論といたします。

以上で終わります。

**○議長（上村 環君）** ほかに討論はありませんか。

**○24番（野村公一君）** 大変じくじたる思いで発言をさせていただきますが、時代の流れの中で致し方ないものかなという考えもござります。しかしながら、今回のこの議案の提案をされる行政の姿勢というものを、批判をもって反対をしておきたいと。と申しますのは、私は行政というのは、陳情行政であってはならないと思うんです。陳情を受けたから、その地域は陳情をされたとごとく行政をしていこうというのは、これは最も愚かなことでありまして、行政が自らこの地域はどうしていくんだという、この学校はどうするんだというやっぱし方向、基本的な姿勢がないといかん。したがいまして、廃校ありきの姿も最初から見えておりました。このことについて、どうもこの議案に対しましては賛同ができないと。したがいまして、私は反対をいたしたいというふうに思います。

**○議長（上村 環君）** ほかに討論はありませんか。

**○4番（丸山 一君）** 賛成の立場で討論をいたします。

実は一昨日、地元の小学校で運動会がありました。来賓の方たちも何人も来られました。その都度言われたのが、「この学校は子供たちが多くて、にぎやかで楽しいですね。」と、「子供たちもいきいきしております。」ということを言われました。祖父母の方たちも、ほかの地域から相当来ておりましたけども、同じような討論をされておりました。

今回の条例改正につきましては、地元の校区公民館長、PTA会長が陳情をしております、その陳情が、もう実際議会で採択になっております。そういうことを考えますと、地域にとりまして学校というのは、それは核になる、それは重々分かります。でも、学校の主体は子供たちであります。子供たちにとりましては、教育的環境を整えてやるのが市の教育委員会における仕事であると考えます。ですから、極小の子供たちが、1人か2人ぐらいの子供たちがいるからといって、その学校を存続させていかなくちやならないという論にはならないと思います。今回は一部を改正する条例でありますので、賛成という立場で討論といたします。

**○議長（上村 環君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** これで討論を終わります。

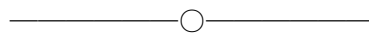
これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第57号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

**○議長（上村 環君）** 起立多数であります。したがって、議案第57号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



#### 日程第11 陳情第10号 観光活性化に関する陳情書

**○議長（上村 環君）** 日程第11、陳情第10号、観光活性化に関する陳情書を議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○総務常任委員長（鶴迫京子君）** ただいま議題となりました、継続審査となっておりました陳情第10号、観光活性化に関する陳情書について、審査の概要とその結果について報告いたします。

この陳情は、本市の観光活性化のため改善が必要と考えられる事項を、志布志観光ガイドから会員の意見を集約したものとして陳情書が提出されたものです。

本委員会は、6月定例会から継続して審査を行い、8月27日には現地調査を実施し、その点を踏まえ、9月9日、委員全員出席の下、企画政策課長、港湾商工課長及び文化財管理監並びに担当職員の出席の下に審査を行いました。

まず、審査に当たって、この陳情に対する執行当局の意見を求めました。

建設課、生涯学習課など関係課で議論を進め調整中であったが、陳情の提出を受け、これらの内容も含めて平成23年度には実施可能な整備計画を立てる。そのために作業準備委員会を立ち上げ、計画策定に向けていくとの説明でありました。

主な質疑として、作業委員会のメンバーと会の進め方についてただしたところ、メンバーは、港湾商工課長補佐、観光物産係長、建設課都市計画推進室長、都市政策推進室主幹、生涯学習課長補佐、文化財管理室長、企画政策課長補佐、企画調整係長の8人である。会の進め方として、企画政策課企画調整係が事務局になり取りまとめるとの答弁でありました。

また、陳情項目には、時間のかかるものとかからないものがある。トイレの清掃管理や設置などは、関係課と連携してすぐにでもやれる問題であるが、その心意気についてただしたところ、候補地については現地調査をしている。早い時期に対応していきたいとの答弁でした。

概略、以上のような答弁があり、質疑を終結し、委員からの意見として、陳情項目1については、トイレと駐車場の整備は時間をかけずともできることであり、当局のやる気があるのなかで解決する問題である。項目2については、陳情の要旨を踏まえて実施計画に入っていくと考えられる。項目3についても、場内の各担当が集まってチームを組み、平成23年度には実施計画を作るということであり、全体的に採択してもおかしくない。志布志市の観光アピールとして必要であるなどの意見が出されました。

引き続き討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、陳情第10号、観光活性化に関する陳情書については、全会一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（上村 環君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。陳情第10号に対する所管委員長の報告は、採択であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、陳情第10号は、所管委員長の報告のとおり、採択されました。



**日程第12 陳情第13号 自主共済制度の保険業法適用除外を求める意見書採択の陳情書**

○議長（上村 環君） 日程第12、陳情第13号、自主共済制度の保険業法適用除外を求める意見書採択の陳情書を議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（鶴迫京子君） ただいま議題となりました、継続審査となっておりました陳情第13号、自主共済制度の保険業法適用除外を求める意見書採択の陳情書について、審査の概要とその結果について報告いたします。

本委員会は、9月9日、委員全員出席の下、審査を行いました。

この陳情書は、共済の名をかたり不特定多数の者を対象に無許可で保険業を行ってきた営利業者と、本質的に異なる自主共済を政治の責任で明確に区別し、自主共済を早急に新保険業法の適用除外とすることを求める意見書を国に提出してほしい旨の陳情であります。

委員からの意見として、この陳情書の内容のとおり、自主共済を新保険業法の適用除外とるように陳情書の趣旨に沿い、国に対して議会として意見を提出することでよいとの意見が出されました。

引き続き討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、陳情第13号、自主共済制度の保険業法適用除外を求める意見書採択の陳情書については、全会一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。陳情第13号に対する所管委員長の報告は、採択であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第13号は、所管委員長の報告のとおり、採択されました。

—————○—————

○議長（上村 環君） 日程第13、発議第9号につきましては、会議規則第39条第2項の規定

により、委員会への付託を省略します。

---

**日程第13 発議第9号 自主共済制度の保険業法適用除外を求める意見書の提出について**

**○議長（上村 環君）** 日程第13、発議第9号、自主共済制度の保険業法適用除外を求める意見書の提出についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

**○総務常任委員長（鶴迫京子君）** ただいま議題となりました発議第9号、自主共済制度の保険業法適用除外を求める意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

先ほど議題となりました陳情第13号、自主共済制度の保険業法適用除外を求める意見書採択の陳情書は、総務常任委員会に付託となっていました。審査の結果、委員会で採択すべきものと決定いたしました。それを受け、総務常任委員会として別紙案のとおり、意見書を提出しようとするものであります。

提出の理由としましては、2006年に保険業法の一部を改正する法律が施行されて以降、非営利団体であって、特定の構成員を対象に健全に運営されてきた自主共済も保険業とみなされ、保険会社と同等の規制を受けることとなり、次々と制度廃止や解散に追い込まれている。自主共済は、一度壊れてしまうと再生させることは極めて困難であり、共済の名をかたり、不特定多数の者を対象に無許可で保険業を行ってきた営利業者と、本質的に異なる自主共済を政治の責任で明確に区別し、自主共済を早急に新保険業法の適用除外とすることを強く要請するため、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出するものであります。

提出先は、金融担当大臣、自見庄三郎でございます。

以上で趣旨説明を終わります。御賛同方、よろしくお願いいたします。

**○議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第9号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、発議第9号は、原案のとおり決定されました。



○議長（上村 環君） お諮りします。

ただいま議決されました発議第9号の字句整理及び提出手続きについては、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議長において字句整理の上、提出することにいたします。

ここで、昼食のため休憩いたします。

—————○—————

午後0時00分 休憩

午後1時08分 再開

—————○—————

#### 日程第14 報告第2号 平成21年度志布志市健全化判断比率について

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第14、報告第2号、平成21年度志布志市健全化判断比率についてを議題とします。

報告の内容について、説明を求めます。

○市長（本田修一君） 報告の内容の説明を申し上げます。

報告第2号、平成21年度志布志市健全化判断比率について説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成21年度志布志市健全化判断比率を監査委員の意見を付けて御報告申し上げます。

一般会計をはじめ、すべての会計が赤字ではありませんので、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されませんでした。

また、実質公債費比率は10.3%、将来負担比率は99.5%で、いずれも本市の早期健全化基準を下回っており、おおむね健全な比率となっております。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○財務課長（溝口 猛君） それでは、報告第2号、平成21年度志布志市健全化判断比率について、補足して御説明申し上げます。

資料の方でございますが、お手元の説明資料、並びに志布志市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の1ページから5ページも御参照ください。

それでは、まず実質赤字比率についてでございますが、これは実質収支比率と同じ内容で、標準財政規模に対する歳入総額から歳出総額を差し引いた額の割合のこととございまして、赤字ではありませんので実質赤字比率はないということになり、比率につきましては、横線で表示することとなっております。

なお、早期健全化基準は13.15%でございます。

次に、連結実質赤字比率についてでございますが、一般会計、特別会計、公営企業会計、すべての会計を対象とした連結の赤字額から黒字額を差し引いた額、すなわち連結実質赤字額の標準

財政規模に対する割合でございます。一般会計、特別会計、公営企業会計の連結の赤字額はありませんでしたので、連結実質赤字比率はないということになり、比率は横線で表示しております。

早期健全化基準は18.15%でございます。

次に、実質公債費比率についてでございますが、地方公共団体が負担しなければならない借金の標準財政規模に占める割合を3か年の平均値で示したもので、10.3%でございます。昨年度より0.1ポイント改善しております。これは、普通交付税及び臨時財政対策債が増額となったことが改善された主な要因でございます。

早期健全化基準は25%でございます。

最後に、将来負担比率についてでございますが、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に占める割合でございますが、99.5%でございます。昨年度より11.6ポイント改善しております。これは、地方債残高は増加したものの、制度改正により将来の負担に充当できる対象基金の範囲が拡大し増額となったこと、さらには地方債に係る基準財政需要額算入見込み額が増加となったことが主な改善要因でございます。

早期健全化基準は350%でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

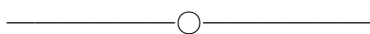
**○議長（上村 環君）** ただいまの説明に対し、質疑があれば許可します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、平成21年度志布志市健全化判断比率についての報告を終わります。



### **日程第15 報告第3号 平成21年度志布志市資金不足比率について**

**○議長（上村 環君）** 日程第15、報告第3号、平成21年度志布志市資金不足比率についてを議題とします。

報告の内容について、説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 報告内容の説明を申し上げます。

報告第3号、平成21年度志布志市資金不足比率について説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成21年度志布志市資金不足比率を監査委員の意見を付けて御報告申し上げます。

資金不足比率の対象の公営企業会計である水道事業会計、下水道管理特別会計、公共下水道事業特別会計及び国民宿舎特別会計に資金不足額がなく、資金不足比率は算定されませんでした。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

**○財務課長（溝口 猛君）** それでは、報告第3号、平成21年度志布志市資金不足比率について、補足して御説明申し上げます。

説明資料、及び監査委員の審査意見書につきましては6ページから8ページに記載してございますので、併せて御参照ください。

資金不足比率につきましては、公営企業ごとの資金の不足額が事業の規模に対してどの程度あるのか、その割合を示すものでございます。資金の不足額は、一般会計の実質赤字に相当するものとして企業会計ごとに算定した額のことであり、連結実質赤字比率に算入する資金の不足額と同額ということになります。

また、事業の規模につきましては、料金収入などの主たる営業活動から生ずる収益等に相当する額のことです。

したがって、平成21年度決算に基づく資金不足比率につきましてでございますが、水道事業会計、下水道管理特別会計、公共下水道事業特別会計、国民宿舎特別会計は、いずれも赤字はありませんので資金不足比率はないということになり、比率につきましては横線で表示しております。

なお、経営健全化基準でございますが、20%でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

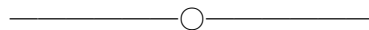
**○議長（上村 環君）** ただいまの説明に対し、質疑があれば許可します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、平成21年度志布志市資金不足比率についての報告を終わります。



#### **日程第16 認定第1号 平成21年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について**

**○議長（上村 環君）** 日程第16、認定第1号、平成21年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

認定第1号、平成21年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成21年度志布志市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する必要があるため提案するものであります。

平成21年度決算につきましては、第1次志布志市振興計画及び過疎地域自立促進計画の実現に向けて鋭意努力するとともに、事務事業評価を踏まえ、事務事業の必要性及び優先順位を検討し、経常的な事務事業の抑制を図りました。

決算額は、歳入総額201億6,874万5,388円、歳出総額197億1,983万6,205円、差し引き額4億4,890万9,183円となり、翌年度へ繰り越すべき財源5,212万6,500円を差し引いた実質収支額は3億9,678万2,683円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

歳入のうち、市税、繰入金、繰越金等の自主財源は、総額54億8,951万5,000円、構成比27.2%、平成20年度と比較しますと9億5,275万2,000円の減額となっておりますが、繰越金が定額給付金給付事業の関係で平成20年度より5億6,104万1,000円増額になったものの、平成20年度に国営かんがい排水事業繰上償還に伴う繰入金が13億2,773万8,000円であったこと等によるものであります。

地方交付税、地方譲与税、国県支出金等の依存財源は、総額146億7,923万円、構成費72.8%、平成20年度と比較しますと1億2,471万5,000円の増額となっておりますが、地域雇用創出推進費の新設に伴う地方交付税の増額、国の経済対策事業に係る国庫支出金の増額等によるものであります。

続きまして、歳出の主なものを性質別に述べますと、人件費、公債費、扶助費の義務的経費は、87億9,068万4,000円、構成費44.6%、平成20年度と比較しますと1億2,633万6,000円の減額となっておりますが、扶助費は増額となったものの、人件費及び公債費が減額となったこと等によるものであります。

普通建設事業費、災害復旧費の投資的経費は、34億6,174万9,000円、構成費17.6%、平成20年度と比較しますと20億1,183万2,000円の減額となっておりますが、平成20年度に国営かんがい排水事業、学校給食センター建設事業等、大型事業を実施したこと等によるものであります。

物件費、補助費等その他の経費は、74億6,740万3,000円、構成比37.8%、平成20年度と比較しますと17億8,750万円の増額となっておりますが、平成20年度までは普通建設事業で計上していた国直轄事業負担金を制度改正により補助費等に移行したこと、将来にわたる持続可能な財政運営を図るため、積立金を増額したこと等によるものであります。

また、決算の主な財政指標について申し上げますと、まず経常収支比率は87.4%で、平成20年度と比較しますと、5.0ポイント改善しております。これは、歳出の経常一般財源の抑制に努め、税収等は減額となったものの、地方交付税及び臨時財政対策債の増額に伴いまして改善したものであります。

公債費比率は9.7%で、平成20年度と比較しますと、2.0ポイント改善しております。これは、地方交付税の増額、有利な起債の活用を図っていること等に伴いまして改善したものであります。

また、平成21年度地方債残高につきましては、238億3,375万5,000円で、平成20年度と比較しますと、臨時財政対策債等の借入額の増に伴いまして5億6,821万8,000円、2.4%の増額となっております。市民一人当たりで換算しますと、68万6,000円の残高となっております。

なお、主要施策の成果につきましては、説明書を提出しておりますので、お目通しをお願いいたします。

本市の主な決算財政指標を見たときに、財政状況はおおむね健全であると考えております。しかしながら、依然として経済情勢が厳しい状況にある中、地方を取り巻く財政環境は今後も困難な状況が続くものと予測しております。したがって、今後も引き続き自主財源の確保に努め

るとともに、志布志市行政改革大綱及び志布志市集中改革プランに基づき、より一層財政改革を進め、持続可能な行政基盤の確立を図り、行政評価による真に必要な事業の選択及び重点化により、健全な財政運営を推進してまいります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（上村 環君）** お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号については、9人の委員で構成する平成21年度志布志市一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限の委任を含めて付託し、閉会中も継続して審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、認定第1号については、9人の委員で構成する平成21年度志布志市一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限を含めて付託し、閉会中も継続して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました平成21年度志布志市一般会計決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、平野栄作君、下平晴行君、丸山一君、玉垣大二郎君、坂元修一郎君、藤後昇一君、本田孝志君、小野広嗣君、長岡耕二君の9人を指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました9人を平成21年度志布志市一般会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において平成21年度志布志市一般会計決算審査特別委員会を招集します。

ただいまから、第一委員会室において特別委員会を開きます。その間、しばらく休憩します。

—————○—————

午後1時27分 休憩

午後1時36分 再開

—————○—————

**○議長（上村 環君）** 再開します。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告します。

委員長に本田孝志君、副委員長に下平晴行君がそれぞれ互選されました。

—————○—————

**日程第17 認定第2号 平成21年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について**

**日程第18 認定第3号 平成21年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について**

**日程第19 認定第4号 平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について**

**日程第20 認定第5号 平成21年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について**

**日程第21 認定第6号 平成21年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について**

**日程第22 認定第7号 平成21年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について**

**日程第23 認定第8号 平成21年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について**

**日程第24 認定第9号 平成21年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について**

○議長（上村 環君） 日程第17、認定第2号から日程第24、認定第9号まで、以上8件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

まず、認定第2号、平成21年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成21年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額51億2,657万1,714円、歳出総額47億5,091万4,166円、実質収支額は3億7,565万7,548円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

また、基金の総額は、平成22年5月31日現在で、1億670万8,321円となっております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

歳入の主なものは、国民健康保険税が8億7,601万8,192円、構成費17.1%、国庫支出金が12億8,169万1,013円、構成費25.0%、前期高齢者交付金が11億5,191万1,556円、構成費22.5%。共同事業交付金が5億5,895万6,007円、構成費10.9%となっております。

また、国民健康保険税の徴収率は、現年課税分で92.6%となり、徴税額が8億3,386万9,553円であります。

歳出の主なものは、保険給付費が29億5,565万243円、構成費62.2%、後期高齢者支援金等が5億3,601万8,323円、構成費11.3%、共同事業拠出金が6億9,673万6,599円、構成費14.7%となっております。

平成21年度につきましては、国民健康保険基金残高が少ない中、見込まれる財源不足を補うため、一般会計から法定外繰入金を5,000万円繰り入れることで財政運営をしてまいりました。結果的には、インフルエンザ等の流行もなく、被保険者一人当たりの医療費の伸び率が対前年度比3.0%と、予想を下回ったため、国民健康保険基金を8,008万87円積み立てた上で、実質単年度収支は3億7,565万7,548円の黒字となっております。

急速な高齢化、医療技術の高度化等により、医療費が老人医療を中心に平成19年度まで5%以上の伸び率となっておりますが、平成20年度が0.9%、平成21年度が3.0%と、低い伸び率とな

っております。しかしながら、昨今の不況による市民所得の落ち込みにより、国民健康保険税の収入が伸びない等、引き続き厳しい財政運営となっております。収納率向上等財源の確保と、特定健康診査及び特定保健指導の推進に取り組みながら、さらに被保険者の健康増進のための新たな事業を展開し、医療費適正化と国民健康保険事業の健全運営に努めてまいります。

次に、認定第3号、平成21年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成21年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額7,042万447円、歳出総額7,030万4,571円、実質収支額は11万5,876円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

歳入の主なものは、国庫支出金が2,971万8,195円、構成費42.2%、繰越金が3,558万3,358円、構成費50.5%となっております。

歳出の主なものは、医療諸費が321万5,192円、構成費4.6%、諸支出金が6,673万2,597円、構成費94.9%となっております。

平成21年度における本市の老人保健特別会計事業につきましては、後期高齢者医療制度への移行により平成20年3月診療分までの過誤調整等に係るものであります。

次に、認定第4号、平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額3億2,855万6,190円、歳出総額3億2,639万5,238円、実質収支額は216万952円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料が1億8,104万4,400円、構成費55.1%、繰入金が1億4,058万3,402円、構成費42.8%となっております。

歳出の主なものは、広域連合納付金が3億1,739万730円、構成費97.2%、保健事業費が411万3,048円、構成費1.3%となっております。

後期高齢者医療制度につきましては、保険者の鹿児島県後期高齢者医療広域連合とともに、被保険者への制度周知、日々の業務のほか、新たな法改正への対処等をしてまいりました。今後も、高齢化の進展に伴い老人医療費が増加することが見込まれますが、鹿児島県後期高齢者医療広域連合と連携し、医療費の適正化を推進するとともに、適正な事業運営に努めてまいります。

次に、認定第5号、平成21年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成21年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第

3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額33億2,656万8,606円、歳出総額32億291万7,250円、実質収支額は1億2,365万1,356円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして御説明申し上げます。

歳入の主なものは、介護保険料が4億5,640万497円、構成費13.7%、国庫支出金が8億9,264万5,894円、構成費26.8%、支払基金交付金が9億2,115万7,000円、構成費27.7%、県支出金が4億6,466万7,569円、構成費14.0%、繰入金が4億853万9,000円、構成費12.3%となっております。

歳出の主なものは、保険給付費が30億8,179万124円、構成費96.2%、諸支出金が6,596万2,254円、構成費2.1%、地域支援事業費が4,596万2,337円、構成費1.4%となっております。

今後も、市の介護保険事業計画に基づき事業を実施し、介護予防を含めた高齢者福祉、地域ケア体制の充実に努めてまいります。

次に、認定第6号、平成21年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成21年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額3億3,699万208円、歳出総額3億2,838万9,917円、実質収支額は860万291円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして御説明申し上げます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料が5,985万4,790円、構成費17.8%、一般会計繰入金が1億6,034万9,000円、構成費47.6%、市債が1億850万円、構成費32.2%となっております。

歳出の主なものは、職員の人件費のほか、市内4地区の浄化センターの維持管理等に要する経費等、総務費が6,599万5,089円、構成費20.1%、公債費が2億6,239万4,828円、構成費79.9%となっております。

今後も、加入率の向上を図り、効率的な行財政運営に努めてまいります。

次に、認定第7号、平成21年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成21年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額389万2,621円、歳出総額363万4,695円で、実質収支額は25万7,926円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

歳入の主なものは、一般会計繰入金が367万9,000円、構成費94.5%、繰越金及び預金利子が21万3,621円、構成費5.5%となっております。

歳出の主なものは、公債費が361万4,775円、構成費99.5%となっております。



次に、認定第8号、平成21年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成21年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額1億1,288万7,022円、歳出総額1億1,197万8,035円、実質収支額は90万8,987円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

歳入の主なものは、公営企業収入が6,500万円、構成比57.6%、一般会計繰入金が4,633万3,000円、構成費41.0%となっております。

歳出の主なものは、管理費が924万4,361円、構成費8.3%、公債費が1億273万3,674円、構成費91.7%となっております。

次に、認定第9号、平成21年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成21年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算の結果、総収益が5億6,280万3,932円、総費用が4億4,495万3,246円となり、1億1,785万686円の純利益となりました。

総収益の主なものは、営業収益が5億5,513万7,031円、構成費98.6%となっております。

総費用の主なものは、営業費用が3億9,890万7,865円、構成費89.7%、営業外費用が4,591万9,881円、構成費10.3%となっております。

建設事業の成果としましては、森山配水池築造工事、森山配水池敷地造成及び場内配管工事、土橋調整槽築造工事、松山地区基幹配水管布設工事、上田之浦地区さく井工事等を実施しました。

今後も、市民に安全で良質な水を安定的に供給するとともに、重要施設の耐震化対策や老朽化施設の更新にも努めてまいります。

以上、認定第2号から認定第9号まで御説明申し上げましたが、主要施策の成果につきましては、説明書を提出しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（上村 環君）** お諮りします。

ただいま議題となっております認定第2号から認定第9号まで、以上8件については、9人の委員で構成する平成21年度志布志市特別会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限の委任を含めて付託し、閉会中も継続して審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、認定第2号から認定第9号まで、以上8件については、9人の委員で構成する平成21年度志布志市特別会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限を含めて付託し、閉会中も継続して審査すること

に決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました平成21年度志布志市特別会計決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、西江園明君、鶴迫京子君、毛野了君、立平利男君、岩根賢二君、東宏二君、小園義行君、鬼塚弘文君、福重彰史君の9人を指名したいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました9人を平成21年度志布志市特別会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において平成21年度志布志市特別会計決算審査特別委員会を招集します。

ただいまから、第一委員会室において特別委員会を開きます。その間、しばらく休憩します。

○

午後1時57分 休憩

午後2時08分 再開

○

**○議長（上村 環君）** 再開します。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告します。

委員長に鬼塚弘文君、副委員長に小園義行君がそれぞれ互選されました。

○

#### **日程第25 議案第58号 平成21年度志布志市水道事業剰余金の処分について**

**○議長（上村 環君）** 日程第25、議案第58号、平成21年度志布志市水道事業剰余金の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**○市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第58号、平成21年度志布志市水道事業剰余金の処分について説明を申し上げます。

本案は、平成21年度志布志市水道事業剰余金について、建設改良積立金として積み立てるため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

それでは、平成21年度志布志市水道事業会計決算書の8ページをお開きください。

当年度未処分利益剰余金1億1,785万686円のうち、減債積立金として積み立てる595万686円を差し引いた1億1,190万円を建設改良積立金として積み立てるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（上村 環君）** お諮りします。

ただいま議題となっております議案第58号については、先ほど設置されました平成21年度志布志市特別会計決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の権限の委任を含めて付託し、閉会中も継続して審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号については、平成21年度志布志市特別会計決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の権限を含めて付託し、閉会中も継続して審査することに決定しました。

—————○—————

#### 日程第26 議員派遣の決定

○議長（上村 環君） 日程第26、議員派遣の決定を行います。

お諮りします。議員派遣の決定につきましては、会議規則第163条第1項の規定により、お手元に配付してある内容のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣は、配付してある内容のとおり決定しました。

—————○—————

#### 日程第27 閉会中の継続調査申し出について

○議長（上村 環君） 日程第27、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、議会運営委員長から、閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、今定例会に付議されましたすべての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、平成22年第3回志布志市議会定例会を閉会します。

午後2時13分 閉会